

# 令和5年第2回定例会会議録

## 令和5年第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期22日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月23日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6月24日	土	休 会	(市の休日)
6月25日	日	休 会	(市の休日)
6月26日	月	休 会	議案調査
6月27日	火	休 会	議案調査
6月28日	水	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
6月29日	木	本会議	一般質問
6月30日	金	本会議	一般質問
7月 1日	土	休 会	(市の休日)
7月 2日	日	休 会	(市の休日)
7月 3日	月	本会議	一般質問
7月 4日	火	本会議	一般質問
7月 5日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 6日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 7日	金	休 会	議事整理
7月 8日	土	休 会	(市の休日)
7月 9日	日	休 会	(市の休日)
7月10日	月	休 会	議事整理
7月11日	火	委員会	予算決算常任委員会
7月12日	水	休 会	議事整理
7月13日	木	休 会	議事整理
7月14日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 令和5年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月23日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	22
3. 出席議員氏名	24
4. 欠席議員氏名	24
5. 説明のため出席した者の職氏名	24
6. 事務局職員出席者	25
7. 開 会	26
8. 開 議	26
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	27
10. 日程第2 会期の決定	27
11. 日程第3 議事第2号 菊池広域連合議会議員の選挙	28
12. 日程第4 福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑	29
13. 日程第5 議案第38号 上程・説明	35
休 憩	36
開 議	36
議案第38号 質疑・討論・採決	36
14. 日程第6 議案第39号から議案第45号まで一括上程・説明	38
15. 日程第7 議案第46号 上程・説明・質疑・討論・採決	43
16. 日程第8 議案第47号 上程・説明・質疑・討論・採決	45
17. 日程第9 議案第48号から議案第50号まで一括上程・説明・質疑 ・討論・採決	46
18. 日程第10 議案第51号から議案第54号まで一括上程・説明	48
19. 日程第11 報告第4号から報告第7号まで一括上程・報告・質疑	49
20. 日程第12 報告第8号から報告第15号まで一括上程・報告	51
21. 日程通告 散会	57
6月24日（土曜日） 休 会	
6月25日（日曜日） 休 会	
6月26日（月曜日） 休 会	
6月27日（火曜日） 休 会	

6月28日（水曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第2号	.....	61
2. 本日の会議に付した事件	.....	61
3. 出席議員氏名	.....	61
4. 欠席議員氏名	.....	62
5. 説明のため出席した者の職氏名	.....	62
6. 事務局職員出席者	.....	62
7. 開 議	.....	63
8. 日程第1 質疑	.....	63
休憩	.....	66
開 議	.....	66
9. 日程第2 委員会付託	.....	67
10. 日程通告 散会	.....	68

#### 6月28日（水曜日） 予算決算常任委員会

6月29日（木曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第3号	.....	71
2. 本日の会議に付した事件	.....	71
3. 出席議員氏名	.....	71
4. 欠席議員氏名	.....	71
5. 説明のため出席した者の職氏名	.....	72
6. 事務局職員出席者	.....	72
7. 開 議	.....	73
8. 日程第1 一般質問	.....	73
(1) 泉田栄一朗議員質問	.....	73
「連携協定について」	.....	73
○北島悠子政策企画部長答弁	.....	73
泉田栄一朗議員質問	.....	74
○北島悠子政策企画部長答弁	.....	75
泉田栄一朗議員質問	.....	76
○北島悠子政策企画部長答弁	.....	76
泉田栄一朗議員質問	.....	76
○江頭実市長答弁	.....	77

(2) 泉田栄一郎議員質問	77
「台湾との交流について」	77
○北島悠子政策企画部長答弁	79
泉田栄一郎議員質問	80
○北島悠子政策企画部長答弁	80
泉田栄一郎議員質問	80
○江頭実市長答弁	81
(3) 泉田栄一郎議員質問	81
「TSMC等の進出による観光・移住戦略について」	81
○三池克徳経済部長答弁	82
○山田哲二建設部長答弁	82
泉田栄一郎議員質問	82
○三池克徳経済部長答弁	83
○山田哲二建設部長答弁	84
泉田栄一郎議員質問	84
○江頭実市長答弁	84
休 憩	85
開 議	85
(1) 稲継智康議員質問	85
「本市におけるふるさと納税の現状と取り組みについて」	86
○北島悠子政策企画部長答弁	86
稲継智康議員質問	87
○北島悠子政策企画部長答弁	89
稲継智康議員質問	89
○北島悠子政策企画部長答弁	90
○北島悠子政策企画部長答弁	90
稲継智康議員質問	90
○北島悠子政策企画部長答弁	92
稲継智康議員質問	92
○北島悠子政策企画部長答弁	93
稲継智康議員質問	93
休 憩	93
開 議	93
○北島悠子政策企画部長答弁・修正	93

(2) 稲継智康議員質問	94
「菊池市ふるさと創生市民広場の現状と今後の活用方法について」	94
○三池克徳経済部長答弁	95
稲継智康議員質問	95
○三池克徳経済部長答弁	96
稲継智康議員質問	96
○三池克徳経済部長答弁	98
(3) 稲継智康議員質問	99
「インバウンドに対する本市の観光に関する取り組みは」	99
○三池克徳経済部長答弁	99
稲継智康議員質問	100
○三池克徳経済部長答弁	100
稲継智康議員質問	101
○江頭実市長答弁	102
昼食休憩	103
開 議	103
(1) 平直樹議員質問	103
「高齢ドライバーについて」	103
○開田智浩総務部長答弁	104
平直樹議員質問	105
○開田智浩総務部長答弁	106
平直樹議員質問	106
○江頭実市長答弁	108
(2) 平直樹議員質問	108
「菊池市立地適正化計画等について」	109
○山田哲二建設部長答弁	110
平直樹議員質問	110
○江頭実市長答弁	111
(3) 平直樹議員質問	111
「菊池市特別職報酬等審議会について」	111
○開田智浩総務部長答弁	113
平直樹議員質問	113
○開田智浩総務部長答弁	114
○江頭実市長答弁	115

休 憩	116
開 議	116
(1) 島春代議員質問	116
「带状疱疹ワクチンについて」	116
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	117
島春代議員質問	117
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	118
島春代議員質問	118
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	119
(2) 島春代議員質問	119
「市の健診への骨粗しょう症検診の導入について」	119
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	120
島春代議員質問	120
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	121
島春代議員質問	121
○江頭実市長答弁	122
9. 日程通告 散会	123

<b>6月30日（金曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第4号	127
2. 本日の会議に付した事件	127
3. 出席議員氏名	127
4. 欠席議員氏名	127
5. 説明のため出席した者の職氏名	128
6. 事務局職員出席者	128
7. 開 議	129
8. 日程第1 一般質問	129
(1) 猿渡美智子議員質問	129
「市民相談への対応について」	129
○宇野木浩二市民環境部長答弁	130
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	132
猿渡美智子議員質問	132
○宇野木浩二市民環境部長答弁	132
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	133

猿渡美智子議員質問	133
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	134
猿渡美智子議員質問	135
○宇野木浩二市民環境部長答弁	136
(2) 猿渡美智子議員質問	136
「地下水保全について」	136
○宇野木浩二市民環境部長答弁	138
猿渡美智子議員質問	139
○宇野木浩二市民環境部長答弁	140
猿渡美智子議員質問	141
○宇野木浩二市民環境部長答弁	142
休憩	143
開議	143
(1) 本藤潔議員質問	143
「菊池溪谷の整備について」	143
○三池克徳経済部長答弁	144
本藤潔議員質問	144
○三池克徳経済部長答弁	145
本藤潔議員質問	145
○三池克徳経済部長答弁	146
(2) 本藤潔議員質問	146
「インバウンド事業について」	146
○三池克徳経済部長答弁	147
本藤潔議員質問	148
○三池克徳経済部長答弁	148
本藤潔議員質問	148
○三池克徳経済部長答弁	149
本藤潔議員質問	150
○江頭実市長答弁	151
(3) 本藤潔議員質問	151
「移住定住につなげる施策について」	152
○北島悠子政策企画部長答弁	153
本藤潔議員質問	154
○江頭実市長答弁	155



昼食休憩	156
開 議	156
(1) 田中教之議員質問	156
「歴史的資料の保存と利活用について」	156
○村田義喜教育部長答弁	157
田中教之議員質問	158
○村田義喜教育部長答弁	159
田中教之議員質問	160
○音光寺以章教育長答弁	160
田中教之議員質問	161
○音光寺以章教育長答弁	163
(2) 田中教之議員質問	163
「子どもの事故予防について」	164
○山田哲二建設部長答弁	164
○村田義喜教育部長答弁	165
田中教之議員質問	165
○村田義喜教育部長答弁	167
(3) 田中教之議員質問	168
「前進塾について」	168
○村田義喜教育部長答弁	168
田中教之議員質問	169
○村田義喜教育部長答弁	170
休 憩	171
開 議	171
(1) 荒木崇之議員質問	171
「市民向け法律相談会業務について」	171
○開田智浩総務部長答弁	172
荒木崇之議員質問	172
○開田智浩総務部長答弁	173
荒木崇之議員質問	173
○開田智浩総務部長答弁	173
荒木崇之議員質問	174
○開田智浩総務部長答弁	174
荒木崇之議員質問	174

○開田智浩総務部長答弁	175
荒木崇之議員質問	175
休 憩	176
開 議	176
○開田智浩総務部長答弁	176
(2) 荒木崇之議員質問	176
「半導体工場進出にかかる懸念事項について」	176
○三池克徳経済部長答弁	178
休 憩	178
開 議	178
○山田哲二建設部長答弁	178
荒木崇之議員質問	179
○三池克徳経済部長答弁	180
荒木崇之議員質問	180
○山田哲二建設部長答弁	181
(3) 荒木崇之議員質問	182
「防災無線の戸別受信機の整備について（デジタル戸別受信機）」	183
○開田智浩総務部長答弁	184
荒木崇之議員質問	184
○開田智浩総務部長答弁	184
荒木崇之議員質問	185
○江頭実市長答弁	186
9. 日程通告 散会	189

7月 1日（土曜日） 休 会

7月 2日（日曜日） 休 会

7月 3日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	193
2. 本日の会議に付した事件	193
3. 出席議員氏名	193
4. 欠席議員氏名	193
5. 説明のため出席した者の職氏名	194
6. 事務局職員出席者	194

7. 開 議	195
8. 日程第1 一般質問	195
(1) 福島英徳議員質問	195
「子育て支援の施策について」	195
○村田義喜教育部長答弁	196
福島英徳議員質問	196
○村田義喜教育部長答弁	197
福島英徳議員質問	197
○村田義喜教育部長答弁	198
福島英徳議員質問	198
○村田義喜教育部長答弁	198
福島英徳議員質問	198
○村田義喜教育部長答弁	200
(2) 福島英徳議員質問	200
「家庭用ごみについて」	200
○宇野木浩二市民環境部長答弁	200
福島英徳議員質問	201
○宇野木浩二市民環境部長答弁	201
福島英徳議員質問	202
○宇野木浩二市民環境部長答弁	202
福島英徳議員質問	203
○宇野木浩二市民環境部長答弁	203
福島英徳議員質問	203
○宇野木浩二市民環境部長答弁	204
福島英徳議員質問	204
○宇野木浩二市民環境部長答弁	204
福島英徳議員質問	205
○宇野木浩二市民環境部長答弁	205
福島英徳議員質問	205
○江頭実市長答弁	206
休 憩	206
開 議	207
(1) 緒方哲郎議員質問	207
「農家の人手不足について」	207

○三池克徳経済部長答弁	208
緒方哲郎議員質問	208
○三池克徳経済部長答弁	208
緒方哲郎議員質問	209
○三池克徳経済部長答弁	209
緒方哲郎議員質問	210
○三池克徳経済部長答弁	211
(2) 緒方哲郎議員質問	211
「帯状疱疹（ワクチン）について」	211
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	212
緒方哲郎議員質問	212
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	213
緒方哲郎議員質問	213
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	214
緒方哲郎議員質問	214
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	215
昼食休憩	216
開 議	216
(1) 安武睦夫議員質問	216
「過疎地域活性化に伴うソフト事業について」	216
○三池克徳経済部長答弁	217
○村田義喜教育部長答弁	218
安武睦夫議員質問	218
○江頭実市長答弁	220
(2) 安武睦夫議員質問	220
「T S M C 進出に伴う現状と課題について」	220
○北島悠子政策企画部長答弁	221
○山田哲二建設部長答弁	222
安武睦夫議員質問	223
○三池克徳経済部長答弁	224
○中原親弘農業委員会事務局長答弁	225
安武睦夫議員質問	225
○三池克徳経済部長答弁	227
安武睦夫議員質問	227

○江頭実市長答弁	228
(3) 安武睦夫議員質問	228
「菊池市予防伐採事業について」	229
○三池克徳経済部長答弁	229
安武睦夫議員質問	230
○江頭実市長答弁	230
休憩	231
開議	231
(1) 東奈津子議員質問	231
「地下水の保全について」	231
○宇野木浩二市民環境部長答弁	233
東奈津子議員質問	234
○宇野木浩二市民環境部長答弁	235
東奈津子議員質問	235
○宇野木浩二市民環境部長答弁	236
東奈津子議員質問	237
○宇野木浩二市民環境部長答弁	239
東奈津子議員質問	239
○宇野木浩二市民環境部長答弁	240
(2) 東奈津子議員質問	240
「英語教育について」	241
○村田義喜教育部長答弁	242
東奈津子議員質問	243
○村田義喜教育部長答弁	244
東奈津子議員質問	245
○村田義喜教育部長答弁	247
9. 日程通告 散会	248

<b>7月 4日（火曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第6号	251
2. 本日の会議に付した事件	251
3. 出席議員氏名	251
4. 欠席議員氏名	251
5. 説明のため出席した者の職氏名	252

6. 事務局職員出席者	252
7. 開 議	253
8. 日程第1 一般質問	253
(1) 二ノ文伸元議員質問	253
「菊池市の災害対策について」	253
○開田智浩総務部長答弁	254
○宇野木浩二市民環境部長答弁	255
二ノ文伸元議員質問	255
○宇野木浩二市民環境部長答弁	256
(2) 二ノ文伸元議員質問	256
「菊池市における防犯対策について」	256
○開田智浩総務部長答弁	257
二ノ文伸元議員質問	257
○開田智浩総務部長答弁	257
二ノ文伸元議員質問	257
○開田智浩総務部長答弁	258
(3) 二ノ文伸元議員質問	258
「堂山展望所について」	259
○山田哲二建設部長答弁	259
二ノ文伸元議員質問	259
○江頭実市長答弁	260
二ノ文伸元議員質問	260
○江頭実市長反問	260
休 憩	261
開 議	261
○江頭実市長反問	261
二ノ文伸元議員質問	261
○江頭実市長答弁	261
二ノ文伸元議員質問	262
○江頭実市長答弁	262
二ノ文伸元議員質問	263
休 憩	263
開 議	263
二ノ文伸元議員質問取下げ	263

(1) 木下雄二議員質問	264
「道路整備について」	264
○山田哲二建設部長答弁	265
(2) 木下雄二議員質問	266
「ジュニアスポーツ育成ゆうり基金について」	266
○村田義喜教育部長答弁	267
木下雄二議員質問	267
○音光寺以章教育長答弁	267
○江頭実市長答弁	268
(3) 木下雄二議員質問	268
「学童保育施設の新設の状況について」	269
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	269
木下雄二議員質問	270
○江頭実市長答弁	271
(4) 木下雄二議員質問	271
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	271
休    憩	272
開    議	272
○開田智浩総務部長答弁	273
木下雄二議員質問	273
○江頭実市長答弁	274
(5) 木下雄二議員質問	274
「竜門ダム市町村交付金の龍門地域への活用について」	275
○江頭実市長答弁	276
(6) 木下雄二議員質問	277
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	278
○宇野木浩二市民環境部長答弁	278
木下雄二議員質問	279
○芳野勇一郎副市長答弁	280
9. 日程通告 散会	281

7月 5日（水曜日） 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会  
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会  
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

7月 6日（木曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 7日（金曜日）	休 会
7月 8日（土曜日）	休 会
7月 9日（日曜日）	休 会
7月10日（月曜日）	休 会
7月11日（火曜日）	予算決算常任委員会
7月12日（水曜日）	休 会
7月13日（木曜日）	休 会

7月14日（金曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第7号	.....	285
2. 本日の会議に付した事件	.....	285
3. 出席議員氏名	.....	285
4. 欠席議員氏名	.....	286
5. 説明のため出席した者の職氏名	.....	286
6. 事務局職員出席者	.....	286
7. 開 議	.....	287
8. 日程第1 各常任委員会報告	.....	287
・総務文教常任委員長報告	.....	287
・福祉厚生常任委員長報告	.....	288
・経済建設常任委員長報告	.....	289
・予算決算常任委員長報告	.....	293
委員長報告に対する質疑	.....	299
討論（議案第43号）	.....	301
（1）荒木崇之議員討論	.....	302
採決（議案第39号、議案第40号、議案第44号 及び議案第51号～議案第54号）	.....	302
採決（議案第43号）	.....	303
討論（議案第41号）	.....	303
（1）平直樹議員討論	.....	303
（2）東奈津子議員討論	.....	306
（3）福島英徳議員討論	.....	307



(4) 荒木崇之議員討論……………	308
(5) 木下雄二議員討論……………	309
(6) 二ノ文伸元議員討論……………	310
採決（議案第41号）……………	311
討論（議案第42号）……………	311
(1) 平直樹議員討論……………	312
(2) 東奈津子議員討論……………	312
採決（議案第42号）……………	312
討論（議案第45号）……………	312
(1) 平直樹議員討論……………	312
(2) 東奈津子議員討論……………	313
(3) 本藤潔議員討論……………	313
採決（議案第45号）……………	314
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……………	314
10. 閉 会……………	315

第 1 号

6 月 2 3 日

# 令和5年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

令和5年6月23日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議事第2号 菊池広域連合議会議員の選挙
- 第4 福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑
- 第5 議案第38号 菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第39号 菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第40号 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第41号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第42号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第43号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第5号）  
議案第44号 令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第45号 令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）  
一括上程・説明
- 第7 議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 議案第47号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第9 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第10 議案第51号 辺地総合整備計画の変更について

議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について

議案第 5 3 号 市道路線の廃止について

議案第 5 4 号 市道路線の認定について

一括上程・説明

第11 報告第 4 号 継続費繰越計算書について

報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 6 号 事故繰越し繰越計算書について

報告第 7 号 専決処分の報告について（除草作業事故）

一括上程・報告・質疑

第12 報告第 8 号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第 9 号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第 10 号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第 11 号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第 12 号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第 13 号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第 14 号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第 15 号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

一括上程・報告



## 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議事第 2 号 菊池広域連合議会議員の選挙

日程第 4 福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑

日程第 5 議案第 3 8 号 菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 6 議案第 3 9 号 菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 0 号 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 1 号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 2 号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 3 号 令和 5 年度菊池市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 4 4 号 令和 5 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1

号)

議案第45号 令和5年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)

一括上程・説明

日程第7 議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第47号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10 議案第51号 辺地総合整備計画の変更について

議案第52号 工事請負契約の締結について

議案第53号 市道路線の廃止について

議案第54号 市道路線の認定について

一括上程・説明

日程第11 報告第4号 継続費繰越計算書について

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 事故繰越し繰越計算書について

報告第7号 専決処分の報告について(除草作業事故)

一括上程・報告・質疑

日程第12 報告第8号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第9号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第10号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第11号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第12号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第13号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第14号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第15号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

一括上程・報告



出席議員（20名）

1番	本藤	潔
2番	安武	睦夫
3番	稲繼	智康
4番	古田	浩敏
5番	島	春代
6番	大山	宝治
7番	田中	教之
8番	福島	英徳
9番	緒方	哲郎
10番	後藤	英夫
11番	平	直樹
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	芳野	勇一郎
政策企画部長	北島	悠子
総務部長	開田	智浩
市民環境部長	宇野木	浩二
健康福祉部長	中尾	孝浩
経済部長	三池	克徳
建設部長	山田	哲二
七城支所長	古田	十咲

旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	高島英輔
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	中川敬三
教育長	音光寺以章
教育部長	村田義喜
農業委員会事務局長	中原親弘
水道局長	宇野木洋一
監査委員事務局長	高木智生

○

事務局職員出席者

事務局長	前川幸輝
事務局課長	松原憲一
事務局課長補佐	笹本聖一
議会係長	志水利貞
議会係	河田真沙恵

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第2回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

6月1日に、第281回熊本県市議会議長会が天草市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、「中学校部活動の地域移行に伴う財政支援等について」並びに「中九州地域の交通網の整備促進について」の2議案が全会一致で採択されました。

また、6月8日に、長崎市で第98回九州市議会議長会定期総会、6月13日には、第52回全国温泉所在都市議会議長会総会及び第282回熊本県市議会議長会、翌6月14日には、第99回全国市議会議長会定期総会がそれぞれ東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類により承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和5年5月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告します。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

最後に、全国市議会議長会より、前市議会議長でありました大賀慶一様と、私、水上隆光が、全国市議会議長会の地方行政委員会委員として会務運営に当たった功績により感謝状の贈呈がっておりますので、報告します。



感謝状

菊池市

大賀慶一 殿

あなたは全国市議会議長会地方行政委員会  
委員として会務運営の重責にあたられ  
本会の使命達成に尽くされた功績は  
誠に顕著なものがあありますので  
第九十九回定期総会にあたり深甚な  
感謝の意を表します

令和五年六月十四日

全国市議会議長会

会長 坊 恭 寿

感謝状

菊池市

水上隆光 殿

あなたは全国市議会議長会地方行政委員会  
委員として会務運営の重責にあたられ  
本会の使命達成に尽くされた功績は  
誠に顕著なものがあありますので  
第九十九回定期総会にあたり深甚な  
感謝の意を表します

令和五年六月十四日

全国市議会議長会

会長 坊 恭 寿

○水上隆光 議長 以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、田中教之議員及び福島英徳議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から7月14日までの22日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月14日までの22日間と決定しました。

○

### 日程第3 議事第2号 菊池広域連合議会議員の選挙

○水上隆光 議長 日程第3、議事第2号、菊池広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

令和5年4月1日付で菊池環境保全組合が菊池広域連合へ統合したことにより、同連合規約第8条の改正が行われており、本市から選出する議会議員の定数が4名から6名となり、2名の追加選出が生じたので、菊池広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことで決定しました。

次に、お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、荒木崇之議員、泉田栄一郎議員を指名します。

お諮りします。

荒木崇之議員、泉田栄一郎議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました荒木崇之議員、泉田栄一郎議員が菊池広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された、荒木崇之議員、泉田栄一朗議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○

#### 日程第4 福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第4、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

福祉厚生常任委員会から委員会の審査並びに調査について、所管事務調査の報告の申出がっております。

お諮りします。本件について、申出のとおり、所管事務調査の報告を受けることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の報告を受けることに決定しました。

福祉厚生常任委員会委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 おはようございます。

福祉厚生常任委員会で所管事務調査を行いましたので、報告をいたします。

本委員会では、所管事務調査として、1. ごみ出しルールについて、2. 高齢者支援についての2点を令和4年11月14日から令和5年4月25日までに6回の調査を行いました。

調査に当たっては、まず、執行部から現状の説明を受け、質疑を踏まえ、資料要求を行いながら慎重に調査しましたので、本委員会からの提言を含め調査結果を申し上げます。

初めに、1. ごみ出しルールについては、現在のごみ出しルールについての課題を把握し、市民の困り事の解決とごみの量の削減に向けての取組について調査を行いました。

まず、委員から、ごみ分別に関して変更があり、よく理解されていないことが問題だと思う。執行部はアプリや見やすい冊子を作り、きちんとやられているのは理解している。それらを使って、どうすれば本当に市民の方に理解してもらえるか、執行部としての考えがあるかとの質疑に対し、執行部より、一番大事なことは市民の方に分別ルールをしっかりと分かっていただくことだと考えている。アプリや広報紙を利用しながら啓発したり、出前講座で各地区に出向いて説明ができるよう、周知方法を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、生活環境推進委員の役割について、市と区のつなぎ役という説

明があったが、活動内容をどのように確認しているのかとの質疑に対し、執行部より、各行政区によって人口が違うので、活動については全てを把握できているわけではないが、泗水地区については、ごみステーションの巡回パトロールを実施し、巡回調査の報告書を上げていただいているとの答弁がありました。

さらに、委員から、隈府地区のごみステーションの設置について、個別収集も含めて解決していかなければならない非常に大変な案件だと思う。軒数に応じて何か所設置するかを算出しているのかとの質疑に対し、執行部より、場所の問題は非常に頭を悩ませている。ごみステーション自体は5軒以上で1か所というふうにうたっているのですが、できるだけ多い世帯で1か所を作っていきたいが、なかなか設置場所がない。また、歩道にはみ出すと通学路として危ないので、いろんな問題点を解決しながら進めなければならぬ状態である。ごみステーションは、地域の方が設置場所を決めて申請していただくことになっており、市が場所を設定することは不可能だと思う。その辺をご理解いただきながら説明会をさせていただきたいと思っている。地域の状況でいろいろ変わってくると思うので数は決めていないとの答弁がありました。

また、委員から、外国人の方が増えたが、対応は考えているのかとの質疑に対し、執行部より、日本語以外に、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、4か国語で別のチラシを作成しているとの答弁がありました。

次に、委員から、行政区に入っていない市民の方のごみ出し状況を把握しているのかとの質疑に対し、執行部より、泗水地区では、泗水第2体育館にごみステーションを設置している。菊池・七城・旭志に関しては、1か所は必要だということで、打ち合わせしているところだが、具体的な場所はまだ決まっていない。市の施設内に作らなければならないので、関係各課と打ち合わせしながら進めたいとの説明がありました。

さらに、委員から、違反ごみについて、何か罰則を考えているのかとの質疑に対し、執行部より、市のほうで罰則は考えていないとの答弁がありました。

議員間討議では、分別の変更や、分別の細分化などで、住民同士のトラブル等の問題もいろいろ出てきている状況で、ごみの分別ルールの徹底をしっかりとっていくことを行政に求めたい。パンフレットをしっかりと細かく作ったり、アプリを作ったり、確かにやっているが、それが本当に各個人、各世帯に伝わっているかということ、まだまだ周知徹底ができていないので、いま一度、個人に伝わる最良の策を考えるべきではないか。ごみ出しの際、名前を書いたり、番号をつけたり、いろんな工夫をして各地区でやられており、他自治体でも問題化している。ごみ出しルールがきちんとできている他自治体を調べ、参考にしながら、私たちも何か提案ができ

ればと思う。生活環境推進委員が各行政区におられるので、市民と一緒に自分たちの身近なごみステーションの管理をきちんとしてと促す方策を行政に求めたい。行政区に入ってない方のごみ出し状況について、そういう方々は当然地区のごみステーションには出せないということになる。そういう方々が出せるごみステーションを作ったり、自分で持っていったりと工夫されているが、指導していかないと、区に入らない方が増えるので、今後の課題になるのではないかと。自発的改善で、市民にごみ出しルールを守ってもらおうということだが、これをただ推し進めても、ルールを全く守らない方と、守って一生懸命きれいにされている方との不平等感が生じる。重い罰則ということではないが、ルールを守っていただくためにいろんな手だてを講じて、最終的にそれを講じても通用しない方に対しては、罰則も一つの考え方だと思う。市民がごみ出しルールを守らなければならない基本的なところは、菊池市環境基本条例の第6条だと思う。そこに市民の責務というものがあり、これが根幹になると思う。区に参加しようとしまいと、市民はこの条例を守っていただかなければならない。環境教育はこれから非常に重要になってくると思う。クリーンの森合志は、すばらしい施設で教育ができるような環境づくりがしてあり、区長や生活環境推進委員など、いろんなグループで勉強に行けば、大分変わってくる。SDGsの観点からも勉強ができると思うので、ぜひ学校教育の場に積極的に使っていただきたい。生活環境推進委員は、必ず任期中にクリーンの森合志に研修に行くというようなルールや、学校教育の場でも、小学校6年間で必ず1回はクリーンの森合志に研修に行って、分別をすればお金がこれだけ削減できる、これだけ環境に優しくなる、だから分別することが大事だということを理解してもらうように、執行部に委員会として具体的に提言していいのではないかと思うなどの意見がありました。

次に、2. 高齢者支援については、高齢者の生活状況を把握し、健康で健やかに生活するための取組について調査を行いました。

まず、執行部より、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯数、及び旧市町村単位での高齢化率の推移について説明を受けました。

委員より、泗水地区の高齢化率が上昇していることについて、泗水地区は通勤等に有利な住宅ゾーンとして高齢化率を下げるようなゾーニングが大切だとの意見がありました。

また、委員より、一人暮らしなどの高齢者が増えているが、見守りの体制はどうしているのかとの質疑に対し、執行部より、緊急通報システムや、配食見守りサービス、併せて民生委員の訪問を行っているとの答弁がありました。

次に、委員より、介護保険法の規定に基づき行う住宅改修費について、他市にお

いては、市から保険給付分についてサービス事業者へ直接支払い、利用者は自己負担分だけを支払う受領委任払いをされているが、菊池市においてはどうかとの質疑に対し、執行部より、菊池市においては、介護保険法施行令第38条第1号または第2号に該当する低所得の方のみ福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いを行っているとの答弁がありました。

さらに、委員より、課税世帯となっても低所得者が多く、受領委任払いの範囲については改善を行ってほしいとの意見があり、執行部より、他市町においては、非課税要件はなく受領委任払いを行っている市町もあるため、本市においても導入に向けて検討したいとの答弁がありました。

その後、この件については、執行部において、要綱の改正を行い、福祉用具購入費及び住宅改修費の全利用者について受領委任払いの対象となるよう速やかに対応していただいたとのことであり、この場を借りてお礼申し上げます。

次に、委員より、認知症対策について、相談窓口や把握の方法をどう行っているかとの質疑に対し、執行部より、認知機能の低下を伴う介護認定者数は増加傾向にある。相談窓口等については、毎月のもの忘れ相談や、地域包括支援センターの3職種による相談については常時行っている。菊池有働病院から認知症地域支援相談員を派遣していただき、治療が必要な方については同病院につなげているとの答弁がありました。

さらに、委員より、治療や相談に来られる以前の軽度の認知症の方の把握や相談ができる体制はとの質疑に対し、執行部より、令和4年度から、自動車学校の認知機能検査において対象となった方に認知症予防の教室を行うPFS事業を開始し、軽度認知症の方の洗い出しを行い、認知症予防と改善を3年計画で行っているとの答弁がありました。

次に、委員より、口腔検診も含めた健診事業について、健診を受けましょうというような条例はあるかとの質疑に対し、執行部より、条例はないが、健康づくり都市宣言にうたってあるとの答弁がありました。

また、委員より、健診受診率の向上に関しては、今までも推進されてきたと思うが、なかなか向上していかない状況である。他自治体においては健康推進条例があり、市や市民の役割、教育機関や各種事業所との連携を条例の基で進めていくことができるのではないかとの意見がありました。

次に、買い物支援については、委員より、現在、移動販売の一部は再開したが、今まで第三セクターが行っていた分についてまだできていないところがあるので行ってほしい。その上で必要性のある地域に拡充を検討してほしい。移動販売がなくなって困る。市営住宅にも来てほしいとの声も上がっている。人が集まるところに

行っていただくと見守りと会話の場になる。視察を行ったところでは、高齢者を近くのスーパーに連れて行って、そこで弁当を購入し、公園で食べる。スーパーにも喜ばれるというところもあり、そういうアイデアも調べて検討していただきたいとの意見がありました。

次に、委員より、なかなか高齢者支援として移動販売の充実も難しいと思うが、実際困っておられる方がいるので、ほかに買い物支援の具体的な方法はあるかとの質疑に対し、執行部より、本人負担があるが、社会福祉協議会で行われているここサービスや、シルバー人材センターのワンコインサービスで買い物支援などのサービスがある。今後も全国の買物支援の状況等を確認し考えていきたいとの答弁がありました。

以上のことを踏まえ、本委員会としまして執行部に対し別紙提言書として取りまとめ提言いたします。

1、ごみ出しルールについて、ごみ分別に対する意識改革が必要と思われるため、クリーンの森合志への視察研修を区長会など各種団体へ実施し、ごみに関する意識の高揚を図ること。

また、学校教育の一環として、同施設への校外学習を取り入れるなど、学童期からの環境教育を図ること。

2、高齢者支援について、日々の買物に困窮する高齢者をなくすため、地域資源や他市などの調査を行い、現在行っている移動販売の拡充も含め、様々な施策を検討し、買物支援の充実を図ること。

執行部におかれましては、本委員会の提言をもとに改善していただきますようお願い申し上げます。所管事務調査の報告とします。

○水上隆光 議長 以上で、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 おはようございます。それでは、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の報告について、質疑をいたします。

非常に重要な件を話されていますので、委員会というのが開かれたということですが、この目的というのが、ごみのほうなんですけども、ごみ出しについての市民の困り事、もう一つは、ごみ量の削減、それと隈府地区がごみステーションを設置していないということで、隈府地区のごみ出しの仕方についてのということで、検討されていると。これが目的ということでされております。非常に重要な件だと

思いますけど、ところが、その結果が、クリーンの森合志への研修という、目的と結果が合わないような気がしますけども、何の結果も出てないような気がしますけども、委員会としては、それはどういうふうに考えられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 福祉厚生常任委員会委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 ただいまの質疑にお答えいたします。

目的と結果が一致しないのではないかとというようなご質問だったと思いますが、委員会の中では、それぞれ各委員が意見を述べながら、この報告書の作成をいたしましたし、それぞれの委員さんがそれぞれの思いの中でご発言もされております。そういうことで、目的、結果、結果的に何もないんじゃないかというようなご質問だったと思いますけども、それぞれの委員としての立場でしっかりとしたご意見はいただいたと感じております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それぞれの委員さんがそれぞれの思いを委員会で言われたと。これは議会として当然でございますけども、しかし、私は議会事務局にもおりましたけれども、委員会というのは何かを決定する、何かを変えるときにやろうというのが大体委員会でございます、それぞれの思いを言う場であれば、協議会でいいんじゃないかという気がするわけでありまして、なぜかと、これは費用弁償が出るからです。1回2,500円、決して安い金額ではありません。これを6回、1人1万5,000円ということは、6人で9万円ですね。委員会の中では、これは協議会項目でいいんじゃないかというようなご意見が出なかったのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 福祉厚生常任委員会委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 それでは、再質疑にお答えいたします。

委員さんのほうからはそのようなご意見は出ておりません。

もう一つ、結果については、先ほども申しましたように、福祉用具購入費及び住宅改修費の全利用者に対して受領委任払いの対象となるように、速やかに市のほうで決定していただいたことなどありますので、結果が出ていないということではないと私は考えております。

以上、お答えいたします。



○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 受領委任払いの件は変わったということですが、だったら、1回でいいじゃないかという考えでございますけども、3回までですので、これで終わります。

以上です。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第5 議案第38号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議案第38号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から7月14日までの22日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

先ほど、前市議会議長の賀慶一様及び水上隆光議長に対し、全国市議会議長会からの感謝状贈呈の報告がございました。

お二人の長年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。

今後とも、健康にご留意をいただき、ますますのご活躍を期待するものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明説明申し上げます。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

議案第38号、菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございます。

本市教育委員会職員の酒気帯運転による道路交通法違反及び本市において事務処理ミスが続けて発生していることから、市民の信頼を損なうこととなった責任を重く受け止め、市長、副市長及び教育長の給料を減額するため、条例を制定するものでございます。

本議案につきましては、組織全体の代表者である私と副市長、教育委員会の代表者である教育長が、自らを律し、減給処分を行うものでございます。

処分の内容といたしましては、6ページをお願いいたします。

市長の給料を、令和5年7月1日から8月31日までの2か月間、100分の10減額し、副市長及び教育長の給料を、令和5年7月1日から7月31日までの1か月間、100分の10減額するものでございます。

今後は、市民の皆様の信頼回復のため、飲酒運転の撲滅と再発の防止、業務品質の向上に全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時28分

開議 午前10時44分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、議案第38号について、質疑を行います。

提案理由の説明の中では、自らを律しと。いかにも市長は自ら、今回の飲酒運転、そして、たび重なる事務処理ミスについて、自分から減額をというような説明でありましたけども、しかし、これには経緯がありまして、5月の22日の月例会であります。その中で、私が、これだけ市民の信用を失墜させていることに対して、市長、教育長、減給ということは考えられていないのですか。教育長、減給については検討しております。市長、再発することがないように意識徹底を図るような仕組みをしていくことが私の最大の責任の取り方であります。荒木、回りくどい言い方をしないで、減給する、しない、検討する、どれですか。市長、過去に前例がないので、自らの減給は考えていませんと、はっきり私は2回聞いたのにおっしゃったのを覚えております。

人は人の意見を聞いて、自らを反省し変えることは、それは大事なことです。何の人の意見も聞かないことは、それはただの暴君ですので、人の意見を聞かれるの

は大事なことだというふうに思いますが、では、なぜ、しないとしてたのが変節されたのか。1、議員から言われたから、2、マスコミに報道され、RKKのアクセスランキングでは2位という不名誉をいただきました。そのことによって、大きく報道されたことで、いろんな声が上がったら、3、市民や自分の支持者、有権者に言われたからのどれですか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、月例会においては、現時点では考えていない旨をお伝えしましたが、その後、事務処理ミス等が再発したことを踏まえまして、市民の信頼を損なうこととなったというふうに判断をした結果、私のほうで三役についての処分を行って、けじめをつけて、その上で、厳しく職員に指導していこうというふうに判断した次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 今回の減額の期間というのが7月1日からですね。市長はそれから2か月、100分の10、10%を2か月ということですが、皆さん、議員もそうですが、職員さんも、市長もそうですが、6月30日にはボーナスが出ますね。これ基準日を6月1日にしておけば、要はボーナスの算定、ボーナスにまで影響をしているということですが、7月1日からにしたのは、これボーナスに影響が出ないようにですか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ただいまのご質疑にお答えをいたします。

市長等の給与の取扱いにつきましては、条例に定めのない事項は、一般職の例によると規定がなされております。基準となります人事院の通知によりますと、期末手当額の算定については、給与を減ぜられている場合は、減ぜられていない給与月額により行くとされておりますので、何月から減給を行っても、期末手当に影響するというものではございません。

以上でございます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 ちょっと総務部長、確認ですけど、私、前市長のときに、

職員だったときに10%の減額をされているんですよ。これはもう名誉を回復しましたけど、一方的な理由ですね。人事委員会にも申立てしていますし、そのときにはボーナスに影響しているんですよ。影響しないというのはどういうことなんですか、お尋ねしていいですか。

○水上隆光 議長 荒木議員、3回目ということでもいいですか。  
開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 ただいまご質疑がありました件についてですけれども、先ほど申し上げましたように、人事院の通知によりますと、再度申し上げますけど、期末手当額の算定は、給与を減ぜられている場合は、減ぜられていない給与月額により行うとされておりますので、これに基づいて考えているところでございます。  
以上です。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。  
委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより採決します。  
お諮りします。議案第38号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第38号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第6 議案第39号から議案第45号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議案第39号から議案第45号までの7案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の7ページをお願いいたします。

議案第39号から議案第42号までは、それぞれ、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴う、菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う、菊池市地域経済牽引事業奨励条例、水道料金及び下水道使用料の算定基準となるメーター検針時期の変更に伴う、菊池市給水条例及び菊池市下水道条例の一部改正でございます。

次に、議案第43号から議案第45号までは、それぞれ、令和5年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案いたします議案第39号から議案第45号までにつきまして、ご説明をいたします。

議案書その1の7ページをお願いいたします。

議案第39号、菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、開けて8ページが改正する条例案でございます。

県の補助金交付要領の改正に伴い、重度心身障がい者医療費助成と、他の全ての公費負担医療の併用ができるよう、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第40号、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定については、開けて10ページが改正する条例案で、関係省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除に関する適用期限を2年間延長するよう、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、及び、13ページの議案第42号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

は、水道料金及び下水道使用料の算定の基準となるメーター検針について、毎月から2月ごとに変更するに当たり、条例を改正するもので、それぞれ、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第43号、令和5年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

開けて、16ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1億340万5,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ277億5,744万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を緩和するため、LPガス使用世帯、畜産農業者、中小企業・小規模事業者等への支援を行うほか、デジタル田園都市国家構想交付金により実施します、文化遺産資料等のデジタル保存・公開システムの構築、エコヴィレッジ旭解体工事の入札による事業費の減、JA菊池泗水ライスセンター改修事業が、国庫補助事業で不採択となったことによる強い農業づくり総合支援交付金事業補助金の減などでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明をいたします。

26ページをお願いいたします。

3枠目の目2総務費国庫補助金1億8,719万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金の増でございます。

目3民生費国庫補助金1億5,374万1,000円の増額は、主に就学前教育・保育施設整備交付金の増で、保育所等の施設整備に対する補助金でございます。

目7土木費国庫補助金1億3,269万5,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付額決定に伴う減でございます。

なお、減額分については、辺地対策事業債や地方道路等整備事業債へ振り替えることとしております。

目9教育費国庫補助金1,773万9,000円の増額は、主にデジタル田園都市国家構想交付金の増でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

1枠目の目2総務費県補助金5,643万5,000円の増額は、物価高騰対応生活者支援交付金の増でございます。

目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金6億7,341万8,000円の減額は、主に国の強い農業づくり総合支援交付金事業が不採択となったことによる減額でございます。

最下段の枠の目1 財政調整基金繰入金975万9,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

2 枠目の款22 市債につきましては、主に社会資本整備総合交付金の減に伴う起債額の増などございまして、全体で2億1,230万円の増額となっております。続きまして、歳出についてご説明いたします。

29ページをお願いいたします。

目1 一般管理費のうち、下段の物価高騰対応生活者支援交付金事業9,659万3,000円の増額は、熊本県LPガス協会が実施するLPガス使用世帯への物価高騰支援に対する補助でございまして、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応生活者支援交付金でございます。

目3 文書広報費1,210万円の増額は、きくち防災・行政ナビに代わる、新たな「きくちポータルアプリ」の構築に係る事業費の増でございます。財源はデジタル田園都市国家構想交付金でございます。

目10 国際交流費293万7,000円の増額は、台湾宜蘭市との観光・物産・教育分野等における交流に関する了解覚書締結に係る事業費の増でございます。

30ページをお願いいたします。

1 枠目の目11 情報化推進費のうち、2段目のデジタル化推進事業220万円の増額は、統合型GISシステムの要支援者支援対応に係るシステム設定経費でございまして、財源はデジタル田園都市国家構想交付金でございます。

33ページをお願いいたします。

目5 児童福祉施設費のうち、2段目の保育園等施設整備事業2億2,557万円の増額は、歳入でもご説明しました保育所等の施設整備への補助金でございまして、財源は3分の2が国費でございます。

最下段の使用済み紙おむつ処理補助事業260万7,000円の増額は、私立保育所等に対する紙おむつ処理費用への補助でございます。

35ページをお願いいたします。

2 枠目の目3 塵芥処理施設費1億3,915万2,000円の減額は、エコヴィレッジ旭解体工事の入札による事業費の減により、継続費の補正と合わせて減額するものでございます。

3 枠目の目3 農業振興費のうち、2段目の強い農業づくり総合支援交付金事業6億8,619万3,000円の減額は、歳入でもご説明しました国の強い農業づくり総合支援交付金事業において、JA菊池泗水ライスセンター改修事業が不採択となったことによるものでございます。

目6畜産業費のうち、開けていただいて、36ページの上段、新型コロナウイルス感染症対策事業9,968万4,000円の増額は、畜産農業者に対する飼料価格高騰に係る補助でございまして、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

37ページをお願いいたします。

1枠目の目2商工業振興費のうち、2段目の新型コロナウイルス感染症対策事業3,010万円の増額は、中小企業・小規模事業者に対するエネルギー価格高騰に係る補助でございまして、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

39ページをお願いいたします。

最下段の枠の目4図書館費2,492万6,000円の増額は、文化遺産・歴史資料等をデジタル保存し、公開するデジタルアーカイブシステム構築委託料の増でございまして、財源はデジタル田園都市国家構想交付金でございます。

開けて、40ページのみ6文化財保護費のうち、1段目の文化財保護費1,269万3,000円の増額は、民間会社の開発行為の増加に伴う埋蔵文化財の発掘調査の見込みによる増でございます。

41ページをお願いいたします。

3枠目の目1学校給食費のうち、2段目の新型コロナウイルス感染症対策事業3,052万円の増額は、学校給食の食材費高騰に伴う給食費の補填事業補助金でございまして、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

ページを戻っていただきまして、20ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正でございます。

エコヴィレッジ旭解体事業におきまして、入札により事業費が減額となったため、補正を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費でございます。

古川伊倉線改良事業において、橋台取付擁壁の基礎地盤の改良が必要となり、年度内に事業を完了することが困難なため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正でございます。

「きくち防災・行政ナビ」に代わる「きくちポータルアプリ」及び文化、歴史資料等を保存し公開する「デジタルアーカイブシステム」におきまして、保守業務の契約を本年度中に締結する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでござ



います。

23ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正でございます。

内容としましては、主に、社会資本整備総合交付金の減に伴う、地方道路等整備事業債や辺地対策事業債の増などございまして、全体で2億1,230万円の増額となっております。

次に、47ページをお願いいたします。

議案第44号、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、48ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に163万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,084万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、会計年度任用職員人件費の増でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第45号、令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、56ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、営業費用を378万7,000円増額するもので、補正の内容としましては、水道メーターの検針業務を毎月検針から2月検針に変更することに伴い、水道料金システムの改修を行うものでございます。

また、第3条におきまして、契約期間が今年度で終了する水道事業業務委託につきまして、2月検針の導入を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの債務負担行為2億5,136万1,000円を設定するものでございます。

以上、議案第39号から議案第45号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第7 議案第46号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第7、議案第46号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があるが、第117条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。  
議案書その1の63ページをお願いいたします。

議案第46号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員は、5人の委員をもって組織され、運営がなされております。

その中で、1名の方が、本年7月7日をもって、4年の任期が満了いたしますので、その後任の教育委員につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、菊池市限府の渡邊和雄さんを再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

渡邊さんの経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第46号は、同意することに決定しました。

**日程第 8 議案第 4 7 号 上程・説明・質疑・討論・採決**

○水上隆光 議長 次に、日程第 8、議案第 4 7 号を議題とします。

本案件については、地方自治法第 1 1 7 条の規定に関わる議員は除斥する必要があるようですが、第 1 1 7 条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その 1 の 6 5 ページをお願いいたします。

議案第 4 7 号は、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

公平委員会委員は、3 人の委員をもって組織され、運営がなされております。

その中で、1 名の方が、本年 7 月 7 日をもって、4 年の任期が満了いたしますので、その後任の公平委員につきまして、地方公務員法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し、識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、菊池市袈裟尾の仁木徳子さんを再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

仁木さんの経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 4 7 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第47号は、同意することに決定しました。

○

日程第9 議案第48号から議案第50号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第9、議案第48号から議案第50号までの3案件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の67ページをお願いいたします。

議案第48号から議案第50号までの3議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会は、本年7月7日をもって、5人の委員全員の任期が満了いたします。

7月8日以降は、令和4年第4回定例会において議決いただきました、菊池市税条例の改正により、審査委員会の定員を3人に変更して組織されるもので、地方税法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産評価委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を、審査決定するために設けられている機関で、委員は、市の住民である者、市税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者とされており、十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第48号、

菊池市赤星の高田早苗さんを再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

また、議案第49号、熊本市北区の木村淳一さん、議案第50号、菊池市泗水町の坂田孝浩さんを新たに選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

以上3名の皆さんの経歴につきましては、それぞれの議案書の裏面に記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号から議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、1議案ずつ、起立により行います。

お諮りします。

議案第48号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第48号は、同意することに決定しました。

次に、議案第49号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第49号は、同意することに決定しました。

次に、議案第50号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第50号は、同意することに決定しました。

○

日程第10 議案第51号から議案第54号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第10、議案第51号から議案第54号までの4案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書その1の73ページをお願いいたします。

議案第51号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定による辺地総合整備計画の変更、議案第52号は、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による工事請負契約の締結、議案第53号及び議案第54号は、道路法の規定による市道路線の廃止及び認定でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、議案第51号から議案第54号までにつきまして、ご説明をいたします。

議案書その1の73ページをお願いいたします。

議案第51号、辺地総合整備計画の変更については、柏木護辺地総合整備計画の変更について、議会の議決をお願いするもので、74ページから77ページまでが、変更する柏木護辺地総合整備計画及び変更理由書でございます。

次に、79ページをお願いいたします。

議案第52号、工事請負契約の締結については、令和5年度エコヴィレッジ旭解体工事の契約締結につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、5月17日に条件付一般競争入札を実施し、2事業者から応札があり、その後の事後審査等の事務処理を経て、5月24日に落札者を決定し、6月1日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、令和5年度エコヴィレッジ旭解体工事。工事場所は、菊池市旭志麓地内。契約の方法は、条件付一般競争入札。契約の金額は、4億524万円。契約の相手方は、株式会社前田産業でございます。

次に、81ページをお願いいたします。

議案第53号、市道路線の廃止については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、82ページから84ページまでが、廃止する路線及び位置図でございます。

次に、85ページをお願いいたします。

議案第54号、市道路線の認定については、同じく道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、86ページ及び87ページが、認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第51号から議案第54号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第11 報告第4号から報告第7号まで一括上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第11、報告第4号から報告第7号までの4件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、報告第4号から報告第7号につきまして、報告させていただきます。

議案書その2の3ページをお願いいたします。

報告第4号は、一般会計の継続費繰越計算書についてでございます。

一般会計において、令和4年度までに継続費の設定を行った事業について、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

開けて4ページが、令和4年度菊池市継続費繰越計算書でございます。

繰越件数は文化財復旧事業の1件、右から5列目の翌年度通次繰越額は233万2,000円でございます。

令和4年度までの年割額に係る歳出予算額のうち、年度内に執行できなかったものは、規定により継続年度の終わりまで、通次繰越しして使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

報告第5号は、一般会計の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和4年度から令和5年度へ明許繰越を行いましたので、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

開けて6ページが、令和4年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越件数は10件、右から4列目の翌年度繰越額の合計は3億8,370万7,000円でございます。

一般会計における繰越しの主な要因につきましては、資材調達や人員確保等に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴う補正予算により、年度内完了が見込めないもの、事業内容の協議に不測の日数がかかったものなどとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

報告第6号は、一般会計の事故繰越し繰越計算書についてでございます。

令和4年度から令和5年度へ事故繰越しを行いましたので、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

開けて8ページが、令和4年度菊池市事故繰越し繰越計算書でございます。

繰越件数は道路維持整備事業の1件、右から4列目の翌年度繰越額は977万8,621円でございます。

事故繰越の要因につきましては、橋りょう工事の施工において、防火用水を兼ねた井手の取扱いについての地元協議及び施工計画の変更の不測の日数を要したものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

報告第7号、専決処分報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて10ページが、専決第9号専決処分書で、除草作業中の事故について、令和5年6月5日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和5年5月15日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市会計年度任用職員が、市道高田橋小野崎線の除草作業中に刈払機で石をはね、市道を走行中の相手方車両の運転席ガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は25万4,000円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第4号から第7号までの報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。





日程第12 報告第8号から報告第15号まで一括上程・報告

○水上隆光 議長 次に、日程第12、報告第8号から報告第15号までの8件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、皆様、こんにちは。

議案その2の11ページをお願いいたします。

報告第8号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

それでは、13ページをお願いいたします。

令和4年度第49期決算報告書でございます。

次に、14ページをご覧ください。

初めに、1の事業概要でございます。令和4年度においては、駐車場用地として貸し付けていた小畑団地用地の売却が終わり、公有用地の面積減少となりました。

2の理事会開催状況でございます。令和4年度は2回開催し、事業計画の変更や補正予算等について審議をしております。

3の土地取得・売却事業につきましては、小野崎住宅用地の除草等に関する土地管理業務を計上しております。

15ページをお願いいたします。

令和4年度第49期決算報告書でございます。

1、収支決算書でございます。

収益的収入の合計は、当初予算額171万1,000円、補正第1号1,878万7,000円の計2,049万8,000円となっており、収入済額が2,049万7,532円、差額がマイナス468円でございます。

次に、収益的支出の合計は、当初予算額159万5,000円、補正第1号1,739万2,000円の計1,898万7,000円となっており、支出済額が1,898万1,317円、差額が5,683円でございます。

次の16ページにお移りください。

資本的収入及び支出でございます。資本的収入はございません。資本的支出は、当初予算額7万1,000円で、補正第1号6万2,000円の計13万3,000円となっており、支出済額が13万1,835円、差額が1,165円でございます。

17ページをお願いいたします。

令和5年3月31日時点の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。1の流動資産は、預金や保有する用地を計上しており、流動資産合計は9,947万7,783円でございます。2の固定資産は、市からの出資金の長期定期預金が100万円で、固定資産合計は100万円でございます。

よって、資産の部の合計は、1流動資産と2固定資産の合計を足した、1億47万7,783円でございます。

次に、負債の部でございます。1の流動負債は、前受金の219万2,000円でございます。2の固定負債はございません。

よって、1の流動負債と2の固定負債を合わせました負債合計は219万2,000円でございます。

次に、資本の部でございます。1の資本金は、市からの出資金の100万円でございます。2の準備金は、前期からの繰越準備金に当期純利益を加えまして、9,728万5,783円となっております。1の資本金と2の準備金を合わせました資本合計は9,828万5,783円でございます。

よって、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は1億47万7,783円でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の事業収益は、駐車場用地として貸し付けておりました公有用地の売却分で、公有地取得事業収益として1,858万5,000円となっております。

次に、2の事業原価は、公有地取得事業原価が1,858万5,000円となっており、事業総利益については、1の事業収益から2の事業原価を差し引きまして、0円となっております。

3の一般管理費の支出が39万6,317円となり、事業損失としましては39万6,317円となります。

4の事業外収益は191万2,532円、5の事業外費用はございませんので、3の一般管理費の事業損失に4の事業外収益を差引き、151万6,215円が経常利益となります。

6の特別利益及び7の特別損失はございません。

よって、当期純利益は、経常利益と同額の151万6,215円となります。

19ページにキャッシュ・フロー計算書、次の20ページに財産目録、21ページに監査報告書を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が、令和4年度における経営状況でございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

令和5年度の事業計画、当初予算、資金計画でございます。

23ページをお願いいたします。

令和5年度の事業計画でございます。まず、1の土地取得・造成では、除草に要する経費などとして7万7,000円を計上しております。2の土地売却等はありません。

次に、24ページをお願いいたします。

令和5年度の当初予算でございます。第2条の収益的収入及び支出でございますが、収入として52万円を計上しております。内訳は、受取利息や賃貸料等の雑収益を予定しております。続いて、支出は402万7,000円を計上しております。内訳は一般管理費でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入はございません。資本的支出につきましては、事業用地の維持管理としまして7万7,000円でございます。

最後に、26ページをお願いいたします。

最後になりますが、資金計画でございます。受入資金と支払資金の差引きが6,367万4,000円となっております。

以上、報告第8号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、こんにちは。それでは、菊池市内にございます経済部所管の第三セクターの経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

議案その2の27ページ、報告第9号、有限会社きくち観光物産館から、131ページの報告第15号、有限会社有朋の里泗水までの7件につきまして、各第三セクターの経営状況報告書を記載しておりますので、ご覧ください。

報告につきましては、議案書をご覧いただくとともに、本市議会会議規則第157条の規定により、事前に議長の許可を得て、配付させていただいておりますA3判の補足説明資料、令和4年度第三セクター経営状況概要書を使用して報告をさせていただきます。この概要書につきましては、各第三セクターの経営状況報告書の文言等を抜粋して作成しております。

また、売上総額欄につきましては、出荷者協議会からの委託販売を含めた売上総

額を記載しておりますので、委託販売手数料収入のみを計上しております損益計算書の金額と相違がある場合もございますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、補足説明資料令和4年度第三セクター経営状況概要書をご覧ください。

最初に、報告第9号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和4年度は、昨年より取り組んでこられたコロナ禍における健全経営のために業務改善を実践し、昨年度を上回る利益が確保されております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が6,109万9,000円、負債合計4,464万8,000円、純資産合計が1,645万1,000円となっております。

また、売上総額につきましては1億7,947万2,000円で、対前年比で116.1%となり、当期純利益が210万9,000円となっております。

概要書1ページの下段の表をご覧ください。

令和5年度の事業計画としましては、菊芋、ヤーコンなど、特産品の販売を強化し、お客様満足度向上に努め、施設の管理費用の削減を図りながら、経営の健全化に努めていくとされております。

売上総額としましては、対前年比103.1%の1億8,500万円とし、経常利益103万円を見込まれております。

次に、報告第10号、有限会社ファームきくちの経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和4年度の事業報告でございますけども、米の市場価格の下落の影響により、売上げが減少したが、経費の見直しなどを行い、昨年度同額程度の利益を確保されております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が8,197万9,000円、負債合計が70万2,000円、純資産合計が8,127万7,000円となっております。

また、売上総額につきましては4,712万5,000円で、対前年比で94.2%となり、当期純利益が239万8,000円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和5年度の事業計画としましては、米の販路拡大とともに、新商品の開発、販売に取り組み、収益の拡大を図っていくとされております。

売上総額を対前年比135.9%の6,402万円とし、経常利益313万2,000円を見込まれております。

次に、報告第11号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策による行動制限の緩和に伴い、主力商品であるメロンの最盛期に来店者が増加したことなど、商品の安定した供給により、売上げが向上しております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が2億9,677万5,000円、負債合計が1億3,483万円、純資産合計が1億6,194万5,000円となっております。

また、売上総額につきましては13億7,929万1,000円で、対前年比107%となり、当期純利益800万8,000円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和5年度の事業計画としましては、設備導入による新商品の開発やコロナ禍で制限していたレストランの座席数を解放することにより、売上げの増加を見込まれております。

売上総額を対前年度比104.4%の14億3,929万8,000円とし、経常利益1,201万9,000円を見込まれております。

次に、報告第12号、有限会社七城町振興公社の経営状況について、報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和4年度の事業報告でございますが、各種宿泊助成事業及び補助金を活用した公演を実施するとともに、SNSを使った宣伝を開始され、来場者の増加に努めたとされております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億2,591万8,000円、負債合計が6,963万5,000円、純資産合計が5,628万3,000円となっております。

売上総額につきましては2億9,302万9,000円で、対前年比で139.5%、当期純利益が733万円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和5年度の事業計画としましては、新型コロナウイルス感染症も一定の状態に落ち着き、合宿や各種宴会の利用が増加することが予測され、これまで自粛していたイベントも事業計画に基づき実施していくとされております。

売上総額につきましては、対前年比127%の3億7,215万5,000円とし、経常利益を445万5,000円と見込まれております。

次に、報告第13号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページ、上段の表をご覧ください。

令和4年においては、お米の食味ランキングにおいて、2年連続の最高評価「特A」を獲得とはならなかったが、ブランド力の強化を図り農家所得の向上のため、市内小中学校給食への導入に取り組み、地産地消・普及推進をされました。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億1,444万2,000円、負債合計が438万9,000円、純資産合計が1億1,005万3,000円となっております。

また、売上総額につきましては5,505万円で、対前年比114.4%となり、当期純利益は275万8,000円となっております。

概要書2ページ、下段の表をご覧ください。

令和5年度の事業計画としましては、「特A」を再獲得できるよう関係機関と連携した取組に努めていくとともに、「七城のこめ」の地理的表示(GI)の取得など各種取組により米の付加価値を高め、農家所得の向上に努めるとされております。

令和5年度の売上総額を対前年比99.3%の5,465万2,000円とし、経常利益178万8,000円を見込まれております。

次に、報告第14号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページ、上段の表をご覧ください。

令和4年度は、コロナ禍も縮小傾向となり、観光客が増加したことや、安価で良質な精肉を仕入れた結果、利益が増えております。また、レストランにおいても制限していた座席を解放したことで、売上げが増えております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億2,938万6,000円、負債合計が5,333万1,000円、純資産合計7,605万5,000円となっております。

また、売上総額につきましては5億370万4,000円で、対前年比103%となり、当期純利益が921万円となっております。

概要書2ページ、下段の表をお願いいたします。

令和5年度の事業計画としましては、売場のレイアウトを変更し、買いやすい売場の実現や商品の販売方法、品ぞろえを強化し、売上げの向上を図るとされております。

売上総額を対前年比101.4%の5億1,080万円とし、経常利益920万円を見込まれております。

最後に、報告第15号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページ、上段の表をご覧ください。

令和4年度は、コロナ禍の中、経費が増加し、レストランの売上げも減少し、売上目標に及ばなかったが、リニューアル効果もあり、来客者が増え、前年度を上回る利益を確保されております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計1億1,419万5,000円、負債合計が3,690万円、純資産合計が7,729万5,000円となっております。

また、売上総額につきましては3億9,901万1,000円で、対前年比で103.9%となり、当期純利益が557万4,000円となっております。

概要書2ページ、下段の表をご覧ください。

令和5年度の事業計画としまして、魅力ある商品ぞろえを図るとともに積極的な誘客イベントを展開し、顧客の取込みに力を注ぐとされております。

売上総額を対前年比100.7%、4億200万円とし、経常利益600万円を見込まれております。

以上で、報告第9号、有限会社きくち観光物産館から、報告第15号、有限会社有朋の里泗水まで、7件の第三セクターの経営状況についての報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る6月28日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、6月26日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

○

散会 午前11時51分

第 2 号

6 月 2 8 日



# 令和5年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

令和5年6月28日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

---

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
(全員起立)

おはようございます。  
着席をお願いします。

○  
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○  
日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。  
質疑は一括質疑とし、3回までとなっています。  
質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。  
発言の通告があっておりますので、質疑を許します。  
東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、2点質問を行います。

1点目です。メーター検針を毎月から2月ごとに変更する理由は何でしょうか。  
2点目です。県内で2月ごとの検針を行っている自治体の数は幾つでしょうか。  
以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 おはようございます。東議員の質疑にお答えいたします。

まず、2か月ごとに変更する理由は何かということですが、変更の理由は、営業費用、つまり、経費の削減でございます。年間の検針回数が減少することによりまして、検針業務を含んで業務委託をしております水道事業業務委託料が削減されることになり、経費の削減となります。

また、水道料金の値上げの抑制につながるものと考えております。

次に、県内で2月ごとの検針を行っている自治体の数はということでございます

が、これにつきましては、県内で行っています自治体としましては、事業体で申しますと、二つの事業体でございます。事業体名といたしましては、一つは熊本市、そしてもう一つは、大津町及び菊陽町を管轄いたしております大津菊陽水道企業団でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 再質問をいたします。

1点目の理由に関連して再質問をいたします。

経費の削減が改正の理由とのことでしたが、条例の改正によって、削減される金額は幾らでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 2回目の質問にお答えいたします。

削減の金額はということでございますが、令和2年度の決算で試算を行ったところ、年間で約710万円の経費削減効果が見込まれます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、通告に従いまして、質疑を行います。

議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。

質疑を行うに当たり、過去5年分の予算書と令和3年度までの決算書を読み込みました。しかし、私自身、簿記の資格は有しておりませんので、有資格者の指導を仰ぎながら、質疑を考えた次第であります。

過去の決算書を見てみますと、令和2年度が6,754万円の当期純利益が出ていますし、最新の令和3年度でも当期純利益が5,281万円の黒字、至近末残高も、これ貯金になりますけど、令和2年度の5億5,000万から、令和3年度は3,500万円を積み上げ、5億8,500万円となっています。また、水道事業でかかる費用を給水収益で賄えているかを示した経常収支比率は、平成29年度から令和3年度まで全て100%を超え、給水収益で賄えている状況です。

報告された決算書を見ますと、水道事業会計は黒字だと私は考えますけども、そもそもこの事業は、水道事業会計は黒字なのか、赤字なのかというのを1点目にお尋ねします。

次に、先ほどの東奈津子議員の質問で、検針を2か月に1回にすることで、約700万円の経費削減がされるということですが、削減した予算を利用者である市民にどのように還元するのか。例えば携帯電話会社であれば、利益が出たら、利用者の基本料引下げなどをしますけども、黒字も出ている、問題ない、そういった部分で経費削減を行った分、水道料金の基本料の引下げを考えているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 荒木議員の質疑にお答えいたします。

水道会計は、そもそも赤字なのか、黒字なのかということでございますが、その点に関しましては、水道事業会計のここ数年を営業収支ベースで見ますと、平成30年度が赤字、平成（後に発言の申し出があり、「平成」を「令和」へ訂正）元年度及び令和2年度が黒字、令和3年度が赤字ということでございます。また、黒字であったとしても、いずれの年度も、営業収益の額が営業費用の額を上回る割合はわずか1%程度であり、営業外収益などを加算した経常収支ベースで数パーセントの黒字を保っているところでございます。

なお、今後につきましても、人口減少に伴う収益の減少、老朽管の修理等に伴う費用の増加などで、営業収支ベースでは赤字が継続する見込みでございます。

赤字が継続となり、経費削減ができないのであれば、料金の値上げか、一般会計から不足分を補填することになります。一般会計からの補填は、水道区域外の水道利用者でない市民の方々の税金を投入することになり、好ましくないと考えております。

なお、現金の動きを示しますキャッシュフローにおける資金につきましても、増減を繰り返しているところでございます。

続きまして、削減した予算をどのように市民に還元するのかということでございますが、今回の条例改正で、年間約710万円の経費を削減できると見込んでおりますが、これは今後見込まれる営業収支ベースでの赤字を、経費削減することによりまして少しでも抑えるものでございます。したがって、この削減によって、使用者の方々に水道料金の値下げといった直接的還元の予定はございません。

以上、お答えいたします。

失礼しました。先ほど答弁のところで、「令和元年」と申し上げるところを「平成」と答弁させていただきました。おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 黒字だけでも、赤字、黒字を繰り返しているということでもありますけども、何かそれは、今回のために答弁を用意したようにしか思えないんですけど、自己の意見はいけませんので、水道事業会計は黒字で、期末残高も5億8,000万あって、資本金も令和3年度決算では16億900万円から16億7,600万円、5,700万積み立てているんですよ。それほど黒字なんです。

局長、先ほど人口が減少するおそれがあるとおっしゃったけど、これ水道局が出しているんですよ。予算ベースで、人口減少で心配される給水戸数も、予算ベースでは令和2年の1万3,950戸から、令和5年度は1万4,630戸と、680戸増加となっているんですよ、水道局が出した予算では。委託料がそれに伴い増えているのは当然です。見るところがいっぱいになりますから、じゃあ、何で基本料の引下げをするのかということなんですけど、これ以上言うと、これは個々の意見になるかもしれませんので、ちょっと資本的支出のところをお聞きしたいと思うんですけども、先ほど言われたように、管とかが老朽化して、今後、それを入れ替えなきゃいけないということでもありますけども、その資本的収入額が資本的支出額に対して不足する場合、要は、入りより出が多くなった場合は、これ決算書に載っているんですけど、分からないんですけど、過年度分損益勘定保留金と減債基金積立金から補填すると書いてありますね。これは毎年書いてあります。3ページと4ページに書いてありますけども、しかし、この二つの総額が決算書のどこにも書いてないんですよ。いきなりぽんと出てきて、予算の赤字を穴埋めしている。じゃあ、この予算はどこから出てきたのかと。総額で過年度損益勘定保留金と減債基金積立金が総額で幾らずつあるのか、おおよそで結構ですので教えてください。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○  
休憩 午前10時13分

開議 午前10時14分  
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 この質疑については、いきなり聞きましたので、通告もしていなかったもので、予算決算常任委員会等で聞きたいと思っておりますけど、最後に、今回、付託される経済建設常任委員会の皆さんにおかれましては、この条例の審議だけじゃなくて、やっぱり決算書を見てから審議をされることというのをお願いしたいと思います。

以上です。

○水上隆光 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで質疑を終わります。

○

## 日程第2 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第39号から議案第45号まで及び議案第51号から議案第54号までの11議案については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和5年第2回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第51号	辺地総合整備計画の変更について
福祉厚生 常任委員会	議案第39号	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第52号	工事請負契約の締結について
経済建設 常任委員会	議案第40号	菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第41号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第42号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第53号	市道路線の廃止について
	議案第54号	市道路線の認定について
予算決算 常任委員会	議案第43号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
	議案第44号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第45号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）

○水上隆光 議長 以上、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日6月29日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時15分



第 3 号

6 月 2 9 日

# 令和5年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

令和5年6月29日（木曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七城支所長	古 田 十 咲
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市長公室長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



#### 日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗です。一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスが、本年5月8日に2類相当から5類に移行して、初めての議会です。マスクの着用や消毒等は規制がなくなり、推奨という形で個人の判断ということになりました。しかし、新型コロナウイルスがなくなったわけではありません。今後も手洗いや換気など、一人一人注意していきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

連携協定についてでございます。

これは私が議員になった頃はほとんどなかったような気がしております。ここ数年、菊池市では連携協定を積極的に進めています。連携協定とは、市の連携事業の実績がある民間企業と、市の抱える多様な課題の解決に向けて、相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において、連携事業を継続的に推進していくことの協定であると思っております。

市の課題は、福祉、防災、環境、まちづくり等々、たくさんあると思いますが、本市において連携協定を締結する、まず目的、そして、2番目に種類、3番目に近年の締結件数、その内容、そして、締結したメリットをまずお答えください。お願いします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、おはようございます。今の泉田議員のご質問に対してお答えいたします。

まず、連携協定の目的でございます。

地域が抱える様々な課題について、行政と民間や大学、団体などが協力して解決を目指すとともに、市民サービスの向上、地域の活性化につなげることでございます。

次に、連携協定の種類についてでございます。

本市における連携協定は、大きく分けて三つでございます。一つ目が、福祉、農業、環境、まちづくり、教育など、多岐にわたる分野において相互連携して取組を進めていくために結ぶ「包括連携協定」。二つ目に、特定の分野のために結ぶ「連携協定」。三つ目に、災害発生時の協力のために結ぶ「災害に関する協定」がございます。

連携協定を締結した件数でございますが、先ほどの種類別に申し上げますと、「包括連携協定」が15件、「連携協定」が14件、「災害に関する協定」が22件の合計51件でございます。

次に、連携協定のメリットについて、行政側としましては、企業や大学等が持つノウハウや最新の技術、サービス、新たな視点等を自治体に取り入れることで、地域の課題解決や市民サービスの向上につながるなどが期待できます。

また、企業側としましては、地域に貢献することで、高い宣伝効果はもちろんのこと、新規事業の開拓等の企業の発展にも寄与することが期待されます。

そのほか、災害時の避難所としての開放や物資の提供、支援など様々な分野でのメリットが考えられます。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、お答えがありまして、51件というたくさんの連携協定を結んでいただいております。また、いろいろな地域課題という解決に向けての51件だと思いますけれども、その中で、本当に機能しているもの、また、いろんな内容で三つに分かれるということ、今、初めて確認をしました。包括連携協定という包括的なものと、特別なものに限って内容を絞っていくというようなところがあるということで、分かりました。この連携協定を結ぶ際は、市と民間企業との事前協議が行われると思いますが、どのような進め方をするのか、まずお聞きしたいと思います。

例えば、私の分かる範囲でございますけれども、田島の未来を考える会という、私の地域でそういう会を作っております。もう10年近くになるとは思いますけれども、熊本県立大学と包括連携協定を結び、教授の柴田先生を特別顧問として、話し合い

に参加していただいております。話し合いには田島の地域8区の区長さん、田島保育園、県立大の学生数名、そして、市職員の方もおいでになっております。主に人口減少が深刻な問題で、泗水西小学校の全校生徒は本年度55名であるとお聞きしております。非常に減少しているわけでございます。それに伴い、空き家、空き地の調査を行って、移住者を呼び込む対策や、若者になるべく地元に残るにはどうしたらよいかと、そういうことを田島の未来を考える会で話し合っているところでございます。

また、富の原憩いの森公園ですが、この公園を造るに当たっては、県立大と連携し、造園の専門家である蓑茂教授に来ていただき、地域の代表とワークショップを数回行いました。私もそこに参加させていただいております。その結果、若い人たちが公園周辺に集まり、現在は住宅ラッシュになっているところでございます。この公園は人口増の大きな起爆剤になったと思っております。

そのほか、連携協定の具体的にこの菊池市で事例を挙げて紹介をしていただきたいと思います。

この二つをお願いしたいと思っております。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず1点目ですが、進め方をとということでございました。協定の種類によって進め方も変わってまいります。まず、「包括連携協定」につきましては、様々な分野にまたがるため、市長公室において、企業等とあらかじめ協議を行い、その中で具体的な提案を行うなど、その内容について、各部署に対してどのような連携ができるかを調査し、提案とのマッチングを図った上で、協定を結んでおります。

また、特定の分野に関しての「連携協定」と「災害に関する協定」については、直接の担当課と企業で具体的な取組について協議を行い、協定を結んでおります。

続きまして、連携協定に基づく代表的な取組でございますが、最近の取組を申し上げますと、まず、大学との連携としては、崇城大学には、昨年度、県指定の重要文化財でございます「松囃子能場」の扉の開閉について、手作業で開け閉めだったものを崇城大学の機械工学科の学生から成る「からくり研究会」により能舞台の設営が手軽で安全になる開閉補助機構をご提案いただき、現在実用化を目指しているところでございます。

また、民間企業との連携としましては、第一生命保険株式会社には、昨年度、「男女共同参画健康Webセミナー」の開催と、「障がい者施設商品販売会」の開催などのご協力をいただいております。今年度からは企業版ふるさと納税（人材派遣型）

を活用しまして、熊本支社から1名を健康推進課に派遣いただき、市民の健康づくりのさらなる推進のために活動いただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、その進め方ということでお聞きしまして、各部署と市長公室の担当の方がマッチングをさせていただいているということで、ここは非常に大事なところだと思っております。本来ならば、その専門の方が、マッチングをできるような方がおられればもっとよいかと思いますけれども、その中で頑張っていたらいるということを確認しました。そしてまた、大学、企業、それぞれの特徴を生かして、頑張っていたらいるということも分かりました。

ただ、今まで市と協定を結んでおられるところで、もちろん成功例もあると思うし、また、そうでない例があると思います。そういう中で、連携協定締結後の連携協定に基づいた取組について、その効果を検証し評価を行っているのか、その点を質問させていただきます。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

連携協定に基づいた取組についての効果検証や評価につきましては、年度初めに前年度の取組状況を調査いたしまして、実績や効果の把握・検証を行い、次の取組につなげております。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 この効果検証を年度初めにされているということであり、次への取組にしっかりと生かしていただきたいと思っております。

最後に、市長にご質問をさせていただきますけれども、いろいろな分野で民間企業や大学と連携を進めておられます。連携協定を結んだのであれば、菊池市のためになる取組をしてもらうことが市民の願いであります。

最後に、江頭市長、今後どのような展開を考えておられるのか、総合的に見解をお答えをお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

企業、大学との連携協定について述べよということでございます。

まず最初に、今、ご報告を申し上げましたように、これまでたくさんの企業、あるいは大学の皆様との連携協定を結ばせていただいております。既にいろいろな分野において、様々な取組をご協力をいただいております。この場をお借りしまして、本当に関係者の皆様にお礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、今後の取組ということでございますが、つい最近に、6月14日に連携協定を締結している企業や大学と、それから市内の関係団体の皆様との交流会を開催したところでございます。この会は昨年初めて開催しまして、今年で2回目であります。包括連携協定につきましては、市と、その企業、大学との一対一の関係であります。しかしながら、社会課題というのは非常にいろんなものが複合しておりますので、こうした一対一の関係を横展開をしていこうという考え方で、新たな化学反応を期待して開催しているものでございます。これは非常に活発な議論も生まれているようでございますので、こうした横のつながりによる菊池市の産官学のネットワークが、さらに今、厚みを増して強固なものになっていくだろうというふうに思っております。そうしたこと、活性化を図りながら、新たな地域活性化の手法であるとか、あるいは新しいビジネスチャンスの発掘、さらにはSDGsの推進等につなげることができるのではないかとというふうに期待しております。

こうした交流活動も含めまして、今後も取組の効果検証を行って、企業や大学との連携を深めながら、地域の課題解決や市民サービスの向上、地域の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 よく今されていることが分かりました。ただ、そういう効果が出ないところも出ているかもしれません。それはそれとして、やはりそういうところで検証しながら、さらに菊池市のためにつなげていただきたいと考えております。

それでは、2番目の質問をさせていただきたいと思っております。

台湾との交流についてでございます。

今日は、台湾との交流についてということで、あえて今日はバッジに台湾の国旗と日本の国旗をつけて、今日はここに参加しております。必ず交流会があるときにはこのバッジをつけて、私どもは参加しております。

私は議員になった当初から、台湾宜蘭市との交流のことを訴え続けてまいりまし



た。私ごとですけれども、仕事の関係で5年ほど台湾に住んだ経緯があります。ただ、旅行に行くのとは違い、実生活で分かることがたくさんあります。一番感じたことは、台湾が親日感情がとてもよいということであります。それは台湾を日本が50年間統治していた時代、日本の技術を投入して、橋や堤防、ダム、稲作等々、全力を注いだことが台湾のためになっているという経緯があると思っております。

台湾を築いた明治の日本人の一人が宜蘭県で初代県知事をした西郷菊次郎でございます。昨年、龍郷町が西郷菊次郎翁生誕160年記念誌を発行されておられます。議長にお許しを受けまして、その機関誌の雑誌をちょっと紹介をしておきますけれども、この方が西郷菊次郎でございます。その中に、西郷菊次郎翁の紹介をされておりますけれども、この中には、コメントとして、まず龍郷町の町長、そしてまた、宜蘭県で県知事を5年ほどされた江さんのコメント、そしてまた、第2代京都市長をされた菊次郎の紹介で、また市長の紹介、そして、江頭市長のコメントも載っております。そして、最後はさつま町に菊次郎が帰って、金山の館長を8年から9年されていると。そして、最後に西郷菊次郎の孫に当たります、西郷隆文さんがコメントをされております。こういう非常に歴史のある中で、菊次郎の活躍が出ている本でございます。

そういう中で、少しくどくなりますけれども、菊次郎のご紹介をさせていただきます。

西郷菊次郎は、西郷隆盛が薩摩藩の意向で奄美大島に流されたときの実子であります。菊次郎が現地の人から信頼を勝ち取るまでには大変な苦労があったと思えます。これは文献にも残っております。原住民や台湾人に対する差別意識を持つ日本人が多い中で、菊次郎は高圧的な上から目線の施策ではなく、あえて現地のリーダーの力も借りながら、現地の人たちと同じ目線で寛容な施策を行い、成功したということでもあります。その精神は父隆盛がよく口にしていた「敬天愛人」という言葉で、天を敬い人を愛するという仁愛の無私無欲こそが難局を解決できる道だと考えていました。

西郷菊次郎は、宜蘭県で河川工事、農地拡大、道路の整備、産業の発展、農産物の収穫増加政策、さらに教育の普及など、後世に残る仕事をし、今でも資料館や記念碑が残るほど、宜蘭市では尊敬されたたえられておられます。

私は、父親の西郷隆盛の先祖が菊池一族ということをつとどり、菊池市と宜蘭市の交流を今まで進めさせていただきました。

今、台湾との交流の大きなチャンスが巡ってまいりました。台湾積体回路製造(TSMC)が菊陽町に進出することで、熊本県はどの市町村でもそれに対する動きが出てきております。空の便も変わりました。平成26年よりくまもと空港と台

湾高雄を結ぶチャーター便は既に就航していますが、加えて、本年9月からは熊本―台北が週に3往復の初の定期便の就航が決まっています。

そういう中で、平成23年から今まで、私は過去に5回、この質問をさせていただいております。

平成27年には、菊池市と台湾の友好を推進する議員の会を発足し、3回宜蘭市を訪問し、友好を重ねてまいりました。第1回目の団長は樋口元議員であります。2回、3回目の団長は大賀元議員であります。過去の訪問には江頭市長をはじめ、福村元市長、議員の代表、観光協会、商工会会長の笠会長、菊池源吾に学ぶ会の方々、そしてまた、旅館組合、市民の有志の皆さんも同行しておられます。

今月14日に、菊池で宜蘭市との交流に向けて意見交換会をする担当者会議が行われたと伺っております。この担当者会議を踏まえて、執行部は、現在、交流に対してどのような考えで、どのような取組をされているのか、現状を質問させていただきます。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、台湾との交流について、市の取組についてお答えいたします。

台湾との交流については、今般のTSMCによる新工場の建設や、くまもと空港の新旅客ターミナルビルの開業などにより、今後、観光・物産・教育等様々な分野において、さらに推し進めていくことが重要でございます。

台湾の中でも、本市は平成30年8月に「西郷菊次郎翁を縁とした交流宣言」を行っていることから、台湾宜蘭市との交流を進めることが必要と考えております。2月18日には台北駐福岡経済文化弁事処の陳銘俊処長と市長が面談し、その際に、宜蘭市長とオンラインで意見交換を行い、今後交流を進めたい旨、お伝えしたところでございます。

また、4月26日には「台湾宜蘭市との交流についての意見交換会」を開催し、開会に当たり、台北駐福岡経済文化弁事処の陳処長と、台熊友好会の徐会長よりオンラインにてご挨拶をいただいた後、市内各種経済団体代表、「菊池市と台湾との友好を推進する議員の会」代表と意見交換を行い、観光・物産・教育等様々な分野において、台湾宜蘭市との交流を推し進めていくことで合意をいただきました。

その後、5月1日に「台北駐福岡経済文化弁事処」を訪問し、「西郷菊次郎翁を縁とした交流宣言」を行った国内の鹿児島県龍郷町・さつま町・京都市と連携を図りながら、台湾宜蘭市と了解覚書(MOU)の締結を目指したい旨を伝え、ご協力をお願いしているところでございます。

また、先ほど議員がおっしゃられましたように、4月26日の意見交換でのご意見を受けて、交流を推進する上での機運の醸成や課題の洗い出し、交流内容の検討などを担当レベルで行うため、6月14日に「台湾宜蘭市との交流担当者会議」を開催しております。

台熊友好会の徐会長より、台湾の気候風土から台湾の方の趣味趣向など多方面からご講演をいただき、台湾への理解を深めた後、各分野での交流についての課題の洗い出し、今後の進め方について、活発な意見交換をしております。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 各種団体を巻き込むといいますが、一緒に進めていくということでご紹介がありました。これは非常に大事なことだと思っております。

そういう中で、TSMCの熊本進出により、大津町、菊陽町、小国町でも交流の動きが加速しているようでございます。菊池市と台湾との友好を推進する議員の会としては、今、龍郷町の議員の皆様と、その有志の方々と、また、私ども菊池市の議員の友好を推進する会の方々と一緒に、10月に再度宜蘭市に行き、友好を進めていこうという考えでおります。

そこで、菊池市もいよいよそういう動きをしていただいて、今回の議会でも交流のための予算が上がっているということではありますが、今後、菊池市としてはどのような方向性で取組をしていくのか、その予定を質問させていただきます。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

今後の台湾宜蘭市との交流についての取組としましては、関係団体と情報共有・意見交換等を行いながら各団体の課題解決を支援し、市民への啓発活動等により、市全体としての機運醸成を図り、「西郷菊次郎翁を縁とした交流宣言」を一段階前に進めた了解覚書(MOU)の締結を目指してまいります。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 各種団体の方々を巻き込みながら、意見交換しながら、最終的には市民の方々に理解していただきながら、一緒に進んでいくということをお伺いしました。

了解覚書(MOU)という内容ということが、私も少しまだ具体的には分からな

いんですけれども、そういう中で、まず、そこから出発をしていくと、覚書からということでございます。そういう中で、さらに進んでいく内容であると思っております。

最後に、交流についての市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、台湾宜蘭市との交流についての考えを述べよというご質問でございました。

先ほどの政策企画部長の答弁にもありましたとおり、市全体としての機運の醸成を図りながら、国内関係自治体と連携して、今年度中を一つのめどとしまして、宜蘭市との交流に関する了解覚書、いわゆるMOUの締結を行いたいというふうに考えております。

さらに、この了解覚書を契機としまして、観光・経済面での振興はもとよりでありますけれども、小・中・高校生、また、市民団体との交流によりまして、ぜひ市民レベルのつながりを強化していきたいと。また、そのことを通じて、グローバルな人材育成にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、市長の答弁をいただきまして、市民レベルでしっかりと進めていきたいと。将来は、私の希望でございますけれども、これが進み、友好都市になることを思い、次の質問に続けさせていただきたいと思っております。

それでは、TSMCの進出による観光・移住戦略についてということでございます。

まず、温泉や地域資源を生かした取組が必要と考えるが、市はインバウンド対策をどのように考えているのか、具体的に述べてください。

そしてまた、今後、増加するであろう外国人やTSMCの社員、また、その関連する人たちを呼び込むための住環境施設の概要はどうなっているのか。また、ソフト面ではどのようなことを考えておられるのか。その取組の進捗状況をお答えください。よろしくお願いいたします。

2点でございます。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、まず、インバウンドの取組についてお答えさせていただきます。

観光関連団体などと連携して策定しております菊池市観光振興ビジョンにつきましては、今後のインバウンド需要の本格的な回復を見据え、訪日外国人旅行者のターゲットを台湾及び香港に定め、関係団体と連携し、誘客促進及び観光消費額の拡大を目指すこととしております。

市の取組としましては、今年度は観光庁の補助金を活用し、菊池一族や菊池溪谷などの地域資源を活用した体験コンテンツの造成の取り組み、観光資源の磨き上げから販路開拓まで一貫した取組を推進することとしております。

そのほか、本市、玉名市、山鹿市、和水町で構成しております熊本県北観光協議会の中で、広域連携のメリットを生かした台湾・香港向けプロモーションや受入体制整備に取り組んでいるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、住環境の取組について、私のほうからお答えさせていただきます。

住環境整備につきましては、次の三つの施策を行っております。まず一つ目は、新たな住宅団地の開発を目的とし、本年度「開発可能土地調査委託業務（ゾーニング）」を実施しております。二つ目は、小規模小学校区及び居住誘導地域への民間事業者による宅地開発を誘導するため、「民間宅地開発補助金」を令和5年4月に創設しております。三つ目は、本市の定住対策及び産業の振興に寄与することを目的として、遊休土地等を所有し、売却・貸与を希望する市民や地権者向けに「菊池市土地バンク」登録制度を令和4年8月より開始しております。

また、子育て支援対策として、「菊池市子育て世帯移住支援事業補助金」を本年4月に創設しております。未就学児を伴った転入で、かつ菊池市内に居住を新築（後に発言の申出があり、「菊池市内に居住を新築」を「菊池市内に住居を新築」へ訂正）または購入した世帯に対し、養育する未就学児の人数に応じて、1人の場合は30万円、2人以上の場合は40万円を交付し、旭志地域に転入した場合は、1世帯当たり30万円を加算して交付するものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 まず、1点目でございますけれども、このインバウン

ド対策ということで、台湾と香港というのをまずはターゲットにしているということでございますけれども、やはりそれは中心として、アジア全体をターゲットといたしますか、広く考えていただくということだと思っております。

また、この広域で、玉名市、山鹿市、和水町、菊池市と、こういう広域で戦略を考えるとすることは非常に重要であると考えております。

また、このTSMCの住環境施策のことでありますけれども、この三つの施策、ゾーニングと宅地開発補助、そして、ミニ開発、それと土地バンクを設けて、眠っている土地を活性化していくと。これは非常に大事であると思っておりますので、ぜひこの取組を頑張っていただきたいと思っております。

その上で、菊池市が特に自然、歴史、食文化等、非常に菊池市が特化したものがあると思っておりますので、その菊池市を生かした施策をどのように考えているのか。先ほど少し述べられましたけれども、もう少し具体的にあればご紹介をしていただきたい。

それともう一つ、今、三つのゾーニング、宅地開発補助、土地バンクについて取り組むと言われましたけれども、その具体的なもの、目指すべきもの、期待される効果というものを考えておられれば、一緒に答えていただきたいと思っております。

以上です。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、まず本市ならではの地域資源の魅力を伝えるというところでお答えさせていただきます。

外国人旅行者の方が、それぞれの母国語で気軽に有益な情報を得ることができれば、地域の理解や、楽しんで観光していただくことにつながるのではないかと思います。

そこで、現在、観光庁の事業を活用し、菊池渓谷などの地域資源の多言語解説文整備を進めているところです。今年度は、菊池渓谷ビジターセンターに媒体整備を計画しており、パンフレット、デジタルサイネージ、QRコード及び菊池渓谷ホームページにおいて、英語や中国語、韓国語の解説文整備を行います。

今後も訪日外国旅行者の受入れに当たりましては、多言語解説文整備の推進及び観光協会と連携した案内体制の強化に取り組み、滞在時間延伸による観光消費額の増加につなげたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長　それでは、再答弁を行う前に、1回目の答弁で間違いがございましたので、修正させていただきたいと思います。

先ほどの答弁で、「菊池市内に居住を新築」と申し上げましたけども、正しくは「菊池市内に住居を新築」の間違いでございます。大変申し訳ございませんでした。それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思います。

それぞれの事業を具体的にという形でご説明をさせていただきたいと思いますが、まず、「開発可能土地調査委託業務（ゾーニング）」につきましては、新たな住宅団地として可能性のある箇所を様々な観点から評価し、ゾーニングを行います。最終的には1ヘクタールから2ヘクタール程度の適性の高い候補地を5か所程度に絞り、地権者同意の上、民間事業者による宅地開発を誘導するものです。

「民間宅地開発補助金」につきましては、市が定める要件を満たす開発について、上限を500万円とし、新設する道路の総延長に対して、1メートル当たり4万5,000円を乗じた額を補助するものでございます。現在1件の交付が決定しているところでございます。

「菊池市土地バンク」につきましては、遊休土地等を所有し、売却や貸与を希望する市民や地権者に対し、申請登録をいただき、市ホームページに掲載しております。これを民間事業者が閲覧し、相互の売買・賃借を推進するものでございます。現在8名の方より39筆の登録をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員　この三つの施策を今考えられているということで、一つ、二つ目は分かりましたけど、土地バンクというのが8名が希望されているということですか。そういうことであれば、一つ一つ確実にそういうこの効果が出ているということでもありますので、もし効果がなかったら、ちょっともう一回質問しようかなと思いましたが、これで結構でございます。

最後に、市長にお聞きしたいと思います。

このTSMC進出による総括の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○水上隆光 議長　江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長　それでは、TSMC等の進出関連に対する今後の考え方ということでございます。

今回のTSMCの進出につきましては、本市にとりましても観光客誘致や、人口

増加に向けての大きなチャンスだというふうに捉えております。

まず、観光面につきましては、国全体として水際措置の大幅な緩和以降、訪日外国人旅行者数が急速に回復傾向にあります。また、県内では阿蘇くまもと空港のリニューアルオープンであるとか、9月に台北との直行便が就航する予定であるといったふうに、インバウンド誘致に向けた追い風も吹いておるといふふうに考えております。このチャンスを逃すことなく、観光協会などの関係団体と連携をしながら、全市一体となって台湾からの観光客誘致に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、多くの社員の方がこちらにお住まいになることになりますので、そうした方々の一番近い温泉地としての奥座敷的な癒やしの場をもっと強化してまいりたいというふうに思っております。

次に、移住関係でありますけども、若い世代の人口の流出を防ぎ、また市外からの移住・定住者対策ということを主眼としまして、様々な施策を行ってまいります。

住環境の整備につきましては、ゾーニングによる面整備と、「民間宅地開発補助金」による点の整備を柱として注力してまいります。

また、ソフト事業としては、「菊池市子育て世帯移住支援事業補助金」によりまして、子育て世代への移住の後押しを図りたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 分かりました。今後、この菊池が発展するように、私ももしっかり応援をしていきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時44分

開議 午前10時51分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、おはようございます。議席番号3番、稲継智康です。



先日、中体連のほう、先週やっていたので、拝見しに行きました。今回、今までは保護者の観戦ができないとか、応援ができないとかいう形でしたけども、今回から何の規制もなく、やられていました。最初、私、ちょっと野球の決勝を見ていましたけども、サヨナラ勝ちで優勝するということで、子どもたちの歓喜、保護者たちの歓喜の渦ですごくほっとして、やっとスポーツ関係も現実に戻ったかなと痛感して、中体連を見てまいりました。

それでは、通告に従いまして、まず、菊池市のふるさと納税についてお聞きしたいと思います。

ふるさと納税に関しては、皆さんご存じのとおり、2008年に創設され、個人が居住している地域以外の特定の自治体に寄附を行うことで、住民税の控除や、寄附を行った土地の名産品などの返礼品を受けることができる制度です。

多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育など様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、その転出先で納税を行う。その結果、都会の自治体は税収を得ていますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいんじゃないかと、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれた制度であります。

また、自治体にとっても、まず全国から財政収入を得れる可能性がある。2番目に、スピード感のある財政収入の確保が可能である。3番目に、各自治体の商品をPRできる。4番目に、観光誘致の後押しができるなど、メリットがあります。自治体が収入を上げるのには一番の制度であると思います。ふるさと納税に本市が積極的に取り組むことが税収アップにつながるのだと思います。

それでは、質問させていただきます。

まず、本市の令和3年度、4年度のふるさと納税の寄附金の件数、金額は幾らでしょうか。

ほかの自治体に寄附されている本市の住民の方の件数、金額は幾らでしょうか。

企業版ふるさと納税とはどういうものでしょうか。

企業版ふるさと納税の件数、金額は幾らでしょうか。

4点お聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの稲継議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、ふるさと納税の寄附件数と金額については、令和3年度が9,060件の2億529万9,000円、令和4年度が1万9,351件の2億9,375万6,500円となっています。

次に、菊池市民が本市以外の自治体に寄附された件数と金額についてですが、6月1日時点の確定申告等のデータに基づき集計しており、件数ではなく人数での集計であること、また、年度単位ではなく、年単位での集計であることをご了承ください。

本市以外の自治体に寄附された人数と金額については、令和3年が832人の5,745万6,400円、令和4年が1,108人の6,636万1,600円となっております。

次に、企業版ふるさと納税についてですが、企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が本社所在地以外の自治体に寄附を行った場合に、法人関係税から税額が控除される仕組みです。企業のメリットとしましては、最大約9割に相当する税の軽減を受けながら、自治体の地方創生の取組を応援することで、社会貢献へとつなげることができます。

なお、寄附金額の下限は10万円からとなっております。

また、企業版ふるさと納税には、通常の寄附以外に「人材派遣型」という制度もあります。人材派遣型とは、企業が専門的知識を持った人材を自治体に派遣し、自治体の事業に従事させるという仕組みです。

自治体側としては、人件費の負担なしでノウハウを持った人材の受入れができ、企業側としては、人件費相当額で最大9割に相当する税の軽減を受けることができます。

なお、人材派遣型として、本年度4月1日から健康推進課に1名、企業から派遣していただいております。専門的知識を生かして健康増進事業に取り組んでいただいております。

企業版ふるさと納税の寄附件数と金額は、令和3年度が3件の700万円、令和4年度が9件の3,947万5,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 まず、令和3年度、4年度のふるさと納税の寄附金の金額ですけれども、2億円、2億9,000万円というふうにかかなり上がっております。以前、今、専門のサイバーレコードさんという業者がやられていますけれども、替わってから年々増えております。約3億円近くなっていると思うので、どんどん伸

ばしていくような形でお願いしたいと思います。

ただ、2020年度の資料しか、私、ちょっと見つけられませんでしたけども、一応全国ふるさと納税金額ランキングでいくと、1位は紋別市152億円、2位はお隣の都市市146億円、3位は根室市、また同じ146億円、ちょっとこの辺、100億円ぐらいになりますので、あまり比較にもなりませんけども、熊本県でいきますと、高森町が32億円、全国では57位、2位は御船町で25億円、3位は益城町で19億円、以下、八代市、天草市、玉名市、宇土市、玉東町、ここまでが10億円以上になっております。

菊池市は、前のデータですけども、45市町村の中で30位、全国で759位という結果です。上がっていても、これぐらいの結果、2億円のときの比較ですけども、一応こういう結果だということです。

また、この高森町に関しては、ちょっと熊日新聞に出ていましたけども、先日、小中学校修学旅行費、高森町が全額助成へと。人数のほうは101人で、合計額537万円なんですけども、高森町はすごいなと思いましたら、やっぱりここは全額ふるさと納税の寄附で使うということでしたので、やはりふるさと納税の使い方でいろんなことが、税収が上がればこういうことも負担ができるのだなというふうにも感じました。

また、高額なふるさと納税のある自治体に関しては、給食無償化なども結構行われております。やはり税収を上げることによって、いろんな市民の方のサービスができてくるということだと思います。

企業版ふるさと納税ですけども、先ほど答弁いただきましたけども、私も人がふるさと納税になるというのは、初めて今回お聞きしたんですよね。自治体にとって、ふるさと納税でそこそこ専門の方がいらっしゃってくれる。ノウハウもある。一番何かいいふるさと納税の仕組みだなと思いました。逆に、菊池市に関しては、なかなか人手不足なところもあります。こういうふうにはふるさと納税で人材が募集できるということがあれば、もうどんどんふるさと納税をしていただきたいと、人手も推進していただきたいと思っております。

それでは、次の質問にさせていただきます。

ふるさと納税を本市が使う場合の基準はどのように決められていますか。

また、令和4年度の大まかな使われ方はどのようになっていますか。

また、企業版ふるさと納税、700万から3,900万とかなり上がっています。企業版ふるさと納税の使い道はどのようになっていますか。

三つお答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税を使う分野というのを定めておまして、「産業と経済」、「教育と文化」、「子育てと健康福祉」、「自然環境と暮らしの基盤」、「その他市長が特に必要と認める事業」の五つに分類しておまして、寄附者がどの分野に活用してほしいかを選べるようになっております。

次に、令和4年度の寄附金の大きな使途については、「企業誘致推進事業」、「学校支援員配置事業」、「防犯対策事業」、「交通コミュニティ事業」などに活用をいたしております。

企業版ふるさと納税の主な使い道については、令和3年度は、「予防接種事業」や「学校ICT教育推進事業」など、令和4年度は、「創業支援事業」や「農業の担い手育成」などに活用をしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ふるさと納税の使われ方に関しては、五つ項目があつて、それに寄附された方が項目によって使われているということですが、全体的に言うと、ちょっと菊池市に関してはばくつとしたような感じの使われ方、用途の求め方というか、そういう感じがします。

また、企業版ふるさと納税に関しても、企業の方がこういう形で使ってくださいという意見で寄附されているのかと思いましたが、そうではないような感じでしたので、そこは市のほうがうまいこと使っていただきたいと思っております。

この一般質問をしているときに、つくっている際に、6月27日に総務省からふるさと納税に対する発表がちょっとあつておりました。今までよりも少し厳密になるというか、自治体の必要経費を寄附額の5割以下とする基準を厳格化し、寄附の受領書の発送費用なども含めるよう通知したと、この間、発表がありました。その中で、例えば熟成肉などの返礼品であれば、原料は別の都道府県から仕入れ、自治体で熟成されたケースなどがあつたとしても、熟成肉と精米の原材料がその都道府県内で生産されたものというふうに、ちょっと限定されるということに新しくなつておりますけども、それでは、次、質問したいと思います。

菊池市のふるさと納税の納税者に対して、PR方法はどのようにされていますか。

また、返礼品を送付している事業者数と商品アイテム数を教えてください。

また、現在の菊池市のお礼の品目の選択方法はどのように決められているのでしょうか。

以上、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税のPRをどのように行っているかということでございます。

ふるさと納税のPRにつきましては、市のホームページをはじめ、ふるさと納税ポータルサイトでの広告やレビューキャンペーン、メールマガジンのほか、包括連携企業でのPRイベントの開催や、菊池ファンクラブとの連携、東京菊池会会員への周知、道の駅へのパンフレット設置などを行っております。

企業版ふるさと納税のPRについては、誘致企業が業況が良好な企業への周知及び訪問などを行っております。また、過去に寄附を頂いた企業へのフォローアップも行い、レポートにつなげております。

なお、寄附金の使い道については、市のホームページや広報紙に掲載し、市民への周知も図っております。

返礼品を取り扱っている事業数と返礼品の数についてでございますが、6月20日現在のふるさと納税の登録事業者数は99件でございます。登録されている返礼品の数は856件となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 すみません。最後のご質問にお答えしておりませんでした。

返礼の選択方法はということですが、これは寄附者の選択によるということになると思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

ただ、この質問をさせていただきましたけども、菊池市のPR方法をホームページとか、そういうのでやっていますということですが、ほとんど市民の方に聞くと、何に使われているか分からないという方がほとんどいらっしゃいます。全体的にどの答弁でも、ホームページに載せてありますという答弁が多いんですが、ホームページを開く市民の方なんかはなかなかいませんので、もう少しホームページ、ホームページと言われることは、ちょっと市民の方目線ではないのかなという

ようなことを思います。

また、先ほどのPR方法ですけども、これまで寄附を実施したことがあると回答した回答者の約6割ぐらいがリピーターなんですよね。ちょっとリピーターの数をご質問しようと思ったんですけども、かなり時間がかかるということで、また後日もらうようにしていますけども、菊池市に肉とかいろいろなものを買われるというのは、ほかの自治体、ほかの菊池市以外の方というのは、菊池市というのをあまり知られません。たまたまそういう肉がよかったからということで買われるお客さんが多いです。そこで初めて菊池市を知っていただく。じゃあ、その菊池市を知っていただく方に、いかにリピート率を上げていくかということのほうが大事だと思うんですよね。やっぱりそれに向けて、やはり自治体がどういうふうに使ったのかということもまず必要だと思います。

サイトを見ても、サイトと言いましたけども、自治体の使い道というところには菊池市はふるさとチョイスですか、何も書いてありません。ほかの自治体は書いてあるところもあります。その辺の逆に寄附していただく方に対するPRもちょっと足りないんじゃないかなとも思います。

また、特に使い道の項目のところです。先ほどご答弁ありましたとおりに、菊池市の場合には五つ、1. 豊富な資源を生かした産業づくり、2. みんなで支え合う安心づくり、3. 自然の恵みを守り安全で魅力あるまちづくり、4. 学びと地域が育む人づくり、5. 市長一任とあります。菊池市、そんなにふるさと納税が上がっていない自治体にしては、余りにも内容が乏しいんですよ。

例えば、これ高森町ですけども、高森町も、①高森町の魅力溢れる地域「宝物」を活かしたまちづくり事業というふうに、もう一つ、二つ、中身が入っているんですよ。②地場産業を活用した高森町のブランド力の向上及び広報事業、③高森町ならではの元気な人づくり事業、④エンタメ業界と連携したまちづくり事業、⑤熊本地震で被災した地域を支えるローカル線「南阿蘇鉄道」の全線復旧支援事業、⑥その他、より良いふるさとのまちづくりに必要な事業というふうに、ある程度、分かりやすい形の寄附のされ方をしています。

また、一番うちが友好のあります遠野市の場合ですと、もっと分散化されています。12ぐらいに分散化されていて、例えば、ちょっと抜粋しますけども、ピールの里プロジェクトとか、遠野でがんばる若者しごとサポート事業とか、遠野市の場合には花火大会にもありました。そういう事業の項目がですね。自治体からの寄附金の活用方法に関しても、遠野市の場合には、「こども本の森遠野」運営事業を実施していますとか、そういうものを書いております。

今、菊池市も3億円ぐらいの寄附がありますけども、どうも業者に任せきりだと

というような感覚しかちょっと見えません。もうちょっと本気で取り組んでやっければ一番税収が上がる部分ですから、その税収でいろんなものができると思います。また、この項目をもう少し一新させていただいて、寄附者が共感できるような寄附の項目にさせていただきたいと思います。

例えば、給食に関することという項目をつけていただく。給食のお米に関してはふるさと納税で賄うと。すると、子どもたちも、ふるさと納税でこの給食のお米はそうなんだなというふうな感覚も出ますし、保護者の方も、あ、ふるさと納税してもらって、私たちは子どもたちの給食はなっているんだなというような、自然とふるさと納税が市民の方に根づく。すると、今、増えています他自治体にされている方たちもされなくなるでしょうし、また、そのふるさと納税で給食を食べていた子どもたちが、将来、やっぱり菊池市から出て、都会とかに就職した場合には、あ、自分たちは給食、ふるさと納税で食べたよな。じゃあ、自分たちもふるさと納税しなきゃいけないよなというような、回り回っていくと思うんですよね。

また、そういうふうな項目とか、例えば、今は各学校の体育館とか、ナイター設備とか、やっぱりかなり設備が悪いです。LED化もなかなかできていない状況です。やっぱりそういう細かいところに、目に見えるようなところにふるさと納税の項目を持って行って使っていただくというのが、やはり自治体としてもどんどん寄附金が増えていくことだと思います。ふるさと納税の項目の是非も改善をさせていただきたいと思っております。

それでは、もう一つ、質問させていただきます。

今現在、ふるさと納税を委託している事業者さんがいますけども、契約内容に関しては、どういう契約内容でしょうか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

ふるさと納税の代行業務を委託している事業者の契約内容については、ふるさと納税のポータルサイトに掲載されている返礼品ページの制作や、特集記事の作成、広告の運用、メールマガジンの配信のほか、事業者の新規登録や返礼品の開拓、発送の手続、コールセンター業務などを委託しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ちょっともう少し内容を聞きたかったんですけども、実際、

委託業者さん、2億9,000万円入っています。じゃあ、どれぐらいがその委託事業者さんのほうに行くような感じになっているのでしょうか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまの質問についてお答えいたします。

令和4年度の委託料としましては、実績額で4,583万8,533円（後に発言の申出があり、「4,583万8,533円」を「1億93万498円」へ訂正になっております。これはポータルサイトの手数料とかも含めての額になっております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 もうちょっと質問してよろしいですか。

これは自治体、ふるさと納税の場合、各事業者さんの送料は事業者さん持ちではありません。この送料に関しては、じゃあ、どちらが、市のほうが負担しているということですか。

○水上隆光 議長 稲継議員、通告のほうはどうなっていますかね。

暫時休憩します。

○

休憩 午前11時19分

開議 午前11時27分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 先ほどの質問に、すみません、お答えさせていただきます。

送料につきましては、委託料に含めたところで、委託料として市が送料も含めて支出をしております。市が負担しているということでございます。

先ほど、委託料について、サイバーレコードの分ということで、「4,583万8,533円」と申し上げておりましたけれども、金額の修正をさせていただきます。これにつきましては、「1億93万498円」でございます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。



[登壇]

○3番 稲継智康 議員 すみません、たしか約半額、1億円ぐらいだと思っていましたんで、ちょっとおかしいなと思って、ちょっと聞かせてもいただきました。

大体事業者との契約内容は、たしか売れたら、どんどん売れた分だけ委託事業者のほうで金額が増えていくということで、たしか認識しております。

ふるさと納税の、やはりこれから市が、先ほど言いましたとおり、税収を上げるのに一番早い道ですから、もっと本気に捉えていただいて、まずは市民にアピールしていただいて、もっとこういうものがふるさと納税ですよというふうな、使ってますよというアピールをしていただいて、先ほども言いましたけども、特に中身の項目、項目なんかはすぐに変えられると思います。今のままだと、市が使いやすいから、使いやすいふうに項目を決めているという感じにしか見受けられません。本当に寄附したい方がしたいという項目ではないと感じますんで、その項目に関しては、来年度、もう本年度できませんので、来年度検討していただきたいと思います。

また、ふるさと納税の業者に関して、現在のサイバーレコードさんが全然悪いとかいう話じゃないんですけども、佐賀県のとある自治体ですけども、ちょっと商工会の青年部の方とお話できましたんで、商工会の青年部の方たちが十二、三人でNPOをつくられました。このNPOは何かといいますと、イベントを受けるNPOだったんですね、もともと。そして、それがなかなかやっぱりイベントだけだと資金繰りがうまくいかないということで、ふるさと納税の商品集めをされるようになりました。やはり地元の青年部なんで、もう地元も分かっていますし、どんどん売れると、地元の事業者さんが売上げが上がっていくのを目に見えて見えていますんで、どんどん売上げが上がっていききました。最終的には、このNPO、また別の会社を起こして、埼玉で運営されるということにもなっています。地元がいい悪いとはありませんけども、一例として紹介させていただきます。やはりこれで地元につながり、また地元にお金が落ちていくという仕組みになると思います。

ただ、菊池市では、現状ではちょっと難しいかな、そういう団体もありませんし、また逆に、そういう団体ができるように、つくっていかなければならないのかなと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

コロナが明けて、菊池市ふるさと創生市場（後に議長より確認があり、「市場」を「市民広場」へ訂正）もイベントの復活などで人出もかなり増えております。イベントが多く行われますと、いろんな施設の整備の問題点をお聞きします。作り替えて約4年間が過ぎますが、使ってみないと、いろんな不備なところは分かりません。

それでは、まず、菊池市ふるさと創生市場（後に議長より確認があり、「市場」を「市民広場」へ訂正）の再生に関して、どのような方に、どのように使用していただくために再生されたのか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 稲継議員、広場ですか、市場ですか。広場ですよ。

○3番 稲継智康 議員 すみません。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

市民広場再整備につきましては、平成27年2月に「菊池ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会」を設置し、再整備内容について検討が重ねられております。

その検討委員会の中で、再整備の目的については、対象者を限定せず、市内外から多くの人が集い、菊池神社、商店街、温泉街など各種拠点施設の連携と、街なかの回遊性を高めるためのハブ拠点として設定されております。

再整備後の市民広場につきましては、大屋根広場や芝生広場を活用した各種イベントが開催されるようになったほか、足湯や遊具を楽しみにお越しになられるお客様、特に子ども連れのお客様が多く来場されるようになり、交流とにぎわいの創出につながっていると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 今のご答弁いただきまして、菊池市民の方を中心に、いろんな方たちに利用していただく施設だということでお伺いしました。

今、菊池市の観光協会のホームページのほうには、菊池市ふるさと創生市民広場は、「きくちの魅力を発信し、賑わいを創出する拠点」、「癒やしとふれあいの交流をする空間」、お子様やお友達などとゆったりした時間を楽しんでいただける空間として、ぜひ活用してくださいとあります。今言われていますように、結構皆さんに観光協会のほうでも同じように宣伝をしています。

ただ、せっかくの施設なんですけども、なかなか十分に使うことがちょっと難しい部分もあっています。先日、観光協会さんのほうにちょっとお聞きしまして、コロナが明けた今年の4月から5月、人数はということでちょっとお聞きしたんですけども、人数は出ていますけども、正確な、なかなか毎日カウントできるわけじゃないので、なかなか正確なカウントではありませんということなんですけども、市民広場の利用収入で対比すると一番分かるということでしたので、令和5年度の4月から6月、6月ですけどもまだ途中の時期ですけども、昨年と比べて、全体的に大屋

根広場、芝生広場、中庭フリースペース、騎馬像のところ、全体でいくと94万円、前年度の186%ぐらいの、今、使用料があっております。それを見ても、たまにちょこちょこ市民広場へ行きますけども、お客さんも、今、かなり増えております。

逆に、再生されて、いろんな、やはり初めにつくったときはこうでもよかったなという造りだったんですけども、実際に使うと、ちょっと違うんじゃないかなというところもやはり出るのが当たり前です。

それでは、次の質問をさせていただきます。

本市として、そういったところで、何か問題点は認識をしていますか。

また、いつもイベントをすると、駐車場があふれて停まらないことが多いです。収容人数って、大体何人を想定した造りなんでしょうか。

以上、2点お聞きいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

問題点については、市民の方からの要望ということでお答えさせていただきます。

まず、施設に対する要望等につきましては、議員がご指摘されたとおりに、遊具の設置の要望、電気容量の増設工事、砂利駐車場の砂ぼこりとか、凸凹の解消について要望があっているところです。

次に、収容人数になりますけども、市民広場の収容人数というのは想定されておられませんので、想定されております大屋根広場の収容人数についてお答えいたします。

大屋根広場につきましては、イベントの内容によりますけども、200名から300名を想定しております。また、バーベキュー利用時の収容人数については、テーブルや椅子などの備品の関係上100名となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ご答弁ありがとうございました。

一応私なりに、昨年度、コロナ禍の中でも、盆踊りとか、カレーフェスとか、クリスマスイルミネーションとか、マルシェなど、様々行われておりました。その中で、いろんな方にちょっとお聞きしましたので、私なりにまとめてみました。

やはり今言われていました電気の問題ですね。容量が少な過ぎる。例えば、食味コンクールもやっていたけれども、全部一気に炊くので、電気がとんだとかいう話も聞きますし、クリスマスイルミネーション、あれもボランティアの方

でやっていただいています。ただ、あそこの施設の中の電源では容量はパンクするというので、新たに電柱を立てられて、外から引くというような別な支線を渡っていただいています。

また、ちょっと電気関係ですけども、大屋根広場でマイクがないんですよね、マイク設備が。毎回毎回イベントのあるたびに、みんな市役所の方が持ってきたりとか、こうして、何か一つ作れば簡単なのになといつも思って、イベントとかを見ております。

2番目が、やはり今言われていました駐車場の問題ですね。菊池神社側の舗装が全然されてないところがあります。あそこに関して、今、道がもうがたがたですもんね。普通に雨のときには水がたまるし、逆に、駐車場の線も引いてないので、ばらばら停める方がいらっしゃるので、実際、もうちょっと停めれるなと思う中でも、なかなか停めれないというようなことが発生していますし、まず、取りあえず向こうにはなかなか停めたくない、菊池神社側のほうには停めたくないよというような状態です。

また、この一緒に物産館が併設されています。物産館、一応専用の駐車場がありますけども、実際、この間、物産館の支配人にもお聞きしましたけども、金曜日とか土曜日の朝、物産館のところの駐車場に置いて飲食に行かれると。そのまま車を置いて帰られて、次の日の朝、送ってもらってから車を取りに来られるというお客さんが多いと。じゃあ、実際、物産館の朝停めるときに、あそこの前の駐車場が空いてないとか、そういう問題も出ています。なかなか実際に停めなきゃいけない人が停めれないということも起きています。私なんかは、逆に、大屋根広場がある手前のほう、あそこなんかは一部有料化でもいいのかと思います。逆に、居酒屋さんに行っていただいたら、居酒屋さんで無料の駐車券を頂くとか、そういうような形で、一部は無料化して、あそこの菊池神社側のほうは無料化という形でもいいのかと思います。

また、3番目は、やっぱり遊具の問題がありました。先ほど言われましたけども、特に小さい子、幼児に対する使う遊具がほとんどないんですよね。その辺増やしていただくなら、やっぱり幼児用の遊具をしていただきたいと。

また、4点目が、ごみとかたばこの吸い殻の問題ですね。イベントがあったら、観光協会の方が掃除に来ます。やはり吸い殻がかなり周りに落ちてると。喫煙所を作る作らないというのは、やっぱり施設のいろんな問題があると思いますけども、今、喫煙される方って、喫煙所があればポイ捨てされる方はほとんどいらっしゃいません。やはり喫煙所で吸う方がほとんどですので、その辺はちょっと吸い殻の問題ありますので、考えていただきたいと。

また、もう1点、最後ですけれども、芝生の問題ですね。イベントが多くなりますと、多くなるほど人が来ますので、芝生がかなりがたがたになってきています。はげたりしています。また、何年後かには張り替えなどの必要があってくるのではないかなという感覚もします。

それでは、もう一回ご質問します。

なぜ、こういういろんな問題点があるんですけれども、なかなか改修ができないのか。

また、芝生の管理に関しても、今、観光協会が指定管理で受けております。年々人件費も上がって、いろんなものが上がっていますのに、観光協会は5年間ぐらい同じような委託料で指定管理です。それではサービスが落ちるんじゃないかなというふうに考えるんですけれども、次年度以降もこの指定管理の金額で大丈夫なのか。

2点お聞きいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

要望を受けてということなんですけれども、まず遊具についてですが、再整備で設置しております遊具につきましては、5歳までと6歳から12歳までを対象とした複合遊具になっておりますので、追加設置の予定は現段階ではないところです。

次に、砂利駐車場の砂ぼこりや凸凹の問題につきましては、近隣住民の方や利用者の方からの要望、ご指摘が多いこともありますので、本年度予算におきまして利便性向上や安全性を確保するため、アスファルト舗装の準備を進めているところです。

また、電気容量の増設などの要望につきましては、将来にわたりまして維持費や安全管理などの費用が必要になりますので、その他各要望に対しましても、費用対効果などの視点で検討を行いたいと考えております。

次に、指定管理料につきましては、令和4年度から8年度までを指定管理期間としております「菊池市ふるさと創生市民広場の管理運営に関する基本協定書」というのを締結しております。

その中で、物価高騰による指定管理料の見直しにつきましては、協定書第9条の「リスク分担」に該当しており、人件費や物品費の物価変動に伴う経費の増額分につきましては、指定管理者が負担するということになっております。

そのようなことから、現指定管理期間におきましては、物価高騰を理由に指定管理料を見直すことは基本的にはないところです。

ただし、第7条に「変更すべき特別な事情が生じた場合は、協議の上定める」と

いうものがありますので、特別な事情に該当すると認められる場合につきましては、指定管理料を見直すことも考えられます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

まず、舗装などは本年度予算でしていただけるということで、全体的にいろんな問題点があります。一気にできるわけじゃないと思います。いろんな、今後、イベントをされた方とか、そういう方たちに、主催者の方とかそういう方たちにアンケートなどを取っていただいて、できる分から順番を決めていただいて、予算を見ながらしていただきたいと思います。

また、今の指定管理の件ですけども、基本的には物価高騰はしても、指定管理者が負担しなきゃいけないということで、ちょっと今、お聞きしましたので、それは最終的に観光協会さんに指定管理をしていますので、その辺と、今後、いろんなことに関してお話を詰めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に、最後の質問にしたいと思います。

先ほど泉田議員からも質問がありましたけども、私は今回、観光のことに絞って、もう少し掘り下げた部分に関してお聞きしたいと思います。

現在、菊池市、阿蘇市にもちょっと行きましたけども、やはりかなりインバウンドの方が増えております。本市の外国人宿泊数は、令和4年度の外国人宿泊数は573人、しかし、平成29年、30年度には4,200人の宿泊数がありました。今後はこういう、今の泉田議員も言われましたインバウンドの影響で、5,000人ぐらいにはなるのではないかと予想も成り立ちますし、また、日帰り観光の方も増えています。菊池市の外国人は、実際、住民の方も1,000人いらっしゃいます。こういうことを踏まえて、本市も外国人の方からしっかり選ばれる観光地になるような取組を進める必要があると思います。

それでは、事業者に対して、インバウンドに対する本市の外国人観光客、住民に対する取組はどのようなものがありますか。よろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのインバウンドに対する取組についてお答えいたします。

泉田議員の答弁と重複する答弁になりますけども、菊池市観光振興ビジョンに基づきまして、今後のインバウンド需要の本格的な回復を見据え、訪日外国人旅行者

のターゲットを台湾及び香港に定め、関係団体と連携しながら、誘客促進及び観光消費額の拡大を目指し、取組を推進しております。

今年度は観光庁の補助金を活用した菊池溪谷などの多言語解説文整備のほか、菊池一族や菊池溪谷などの地域資源を活用した体験コンテンツの造成に取り組み、観光資源の磨き上げから販路開拓まで一貫した取組を推進いたします。

そのほか、本市、玉名市、山鹿市、和水町で構成しております熊本県北観光協議会の中で、広域連携のメリットを生かした台湾及び香港向けプロモーションや受入体制の整備に取り組んでいるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

いろんな施策も今後していただくということなんですけども、まず、一番菊池市の進んでないところは、今、外国人がいらっしゃって支払う場合に、カード決済、電子マネーがやっぱり必須になってきます。ただ、やっぱりなかなか進んでいません。

昨年度行われたP a y P a yの事業に関しても、予算の半分ぐらいの消化だとお聞きしましたし、キャッシュレスの手数料補助に関しても、あまりちょっと事業者がなかったということをお聞きしています。なかなか手数料の補助とかでは進まないと思います。やっぱりハードに関する補助も必要だったんじゃないかなというふうなお話もお聞きします。

また、事業者にもキャッシュレスを入れなきゃ外国人は来ませんよというふうな必要性をもう少し訴える必要があったんじゃないかと思います。

では、本市のキャッシュレスに関するお考えはいかがでしょうか。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど議員も言われましたとおり、インバウンド対策に伴いますキャッシュレス化の取組としましては、令和4年度に「地域応援キャッシュレス事業」、それと「キャッシュレス推進事業補助金」を実施しております。

「地域応援キャッシュレス事業」につきましては、スマホ決済大手のP a y P a yを活用しました20%還元キャンペーンを令和4年11月に実施しておりまして、開始前の180%となる約1億7,800万円の取引がっております。また、キャッシュレス決済に要しました手数料の一部を補助する「キャッシュレス推進事業

補助金」につきましては、4件の利用にとどまっているところでございます。

インバウンドに対します今後の対策としまして、事業者のさらなるキャッシュレス化の導入が必要だと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。本市のほうもキャッシュレス化に前向きな考えだということをお聞きしました。

ただ、やっぱり本市の事業者の方も、コロナ禍の影響でなかなかいろんなキャッシュレスとか、いろんな外国人の方がいらっしゃる受入れの準備というのがなかなかできていません。外国人の方がいらっしゃる前に、インバウンドに関してやっぱり準備しておくべきだと思います。

これは東京観光財団の例です。令和5年度4月1日から令和6年度3月31日までの募集で、インバウンド対応力強化のために事業を始められています。金額は1店舗1施設、上限300万の2分の1です。内容に関しては、まず多言語対応、施設内の案内表示とか、中の利用案内であるとか、例えば居酒屋さんで言いましたら、居酒屋さんのメニューとか、そういうふうなのを4か国語の対応とか、多言語の対応のタブレットの導入とか、今ありますポケトークですか、ああいうふうな、ポケトークみたいなものも入れれると。特に何店舗か、いろんな形で外国人の方がいらっしゃるのに何が必要ですかねと言われましたら、ポケトークという方、事業者さんが結構多かったです。実際、私、ちょっと使ったことないんですけども、何かポケトークは結構市役所のほうにも何台かあるということでお聞きしていますので、ちょっと貸していただいて、参考に使わせていただけたらと思っています。

また、公衆無線LANの設置、やはりインターネットがないと、もうまず外国人には対応できません。先ほど言いましたクレジットカードや電子マネーなどの決済機器の導入ですね。導入のほうにも補助金が出ます。

また、客室内のトイレの洋式化ですね。もちろんもう和式なんか誰も入れられませんので、洋式化していかなきゃいけない。客室の和洋式化、外国人旅行者の受入対応、アクセシブル・ツーリズムに係る人材育成、災害時における外国人旅行者の受入体制、防犯カメラの設置、外国人用グルメサイトへの掲載する費用、こういうことが東京観光財団のほうの補助の内容になっています。

菊池市が全てできるわけではありませんが、私なりに、今、いろんな事業者さんにもお聞きしましたので、まずは、やはりキャッシュレス決済の対応、無料Wi-Fi、看板、メニュー、翻訳機、やはりその辺が一番、今後、菊池市もしていかな



きやいけないところだなというふうなお話を聞いています。

また、台湾では、交通系ＩＣカード、悠遊カードというんですか、この普及率がかなり高いです。他自治体に先駆けて、菊池市に関しては、台湾のこのカードが使えますよというふうなことをしていただくのも一つの手かと思います。

ただ、補助金といいますと、やはり国の施策として、ものづくり補助金とか、サービス補助金とか、いろいろあります。こっちをとればいいんじゃないかという話も出ますけども、なかなかハードルが高いですね。採択率もやっぱり４０％とか、それぐらいですので、やはりそういう、それになかなかできない事業者さんを救っていただくような施策をしていただきたいと思います。

平時であれば、特に事業者の負担が当然かもしれませんが、現在の中小企業、小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境を見れば、やはり一部をちょっと補助していただいて、外国人客が来る前に菊池市はちゃんと整備をしていると、来ても慌てないというような整備をしていただきたいと思います。

それでは最後に、市長のインバウンドに対する観光に関してのお考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 インバウンドに対する観光対策について述べよということでございます。

本市におきましては、人口減少、少子高齢化、この波はしばらく止めることはできないであろうという見通しであるわけですが、それに伴いまして、そのままですと経済活動の縮小が懸念されます。

しかしながら、観光産業は、様々な主体が関わる裾野の広い産業でありますので、非常に経済波及効果が大きいですということで、観光客が一定人数いらっしゃっていただければ、人口が１人増えたと同じ経済効果が出るというふうに考えておりますので、地域経済を支える重要な柱として大変期待をしているところでございます。

先ほど申し上げましたように、訪日観光客数の増加、熊本における様々な追い風、こうしたものが今ございますので、この追い風を千載一遇のチャンスと捉えて、官民一体で進めていきたいというふうに考えております。

先ほど来お話のありましたキャッシュレスについては、当然必要になることと私も以前から考えておりましたので、いち早く推進事業の補助金というものをつくりましたけども、実際には蓋を開けてみると、お使いいただいたのは４件の利用にとどまると、こういうことでございます。

それから、主立った拠点に、観光拠点につきましては、Wi-Fiの整備はもう

進めてきているところでありますけれども、いま一たび、今度は各お店のほうでも、こうしたキャッシュレス、それからWi-Fiの整備等を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

そういう意味では、市がやるべきことについては、まだまだ十分じゃない部分もあるかもしれませんが、これまで全力でやってきておりますし、また、商工会さんでやっていただくこと、観光協会さん等々でやっていただくこと、官民それぞれに役割があると思いますので、それぞれの役割を明確にしながら、さらに連携を深めて、全市一体となって取り組む、これが一番のポイントであろうというふうに考えている次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。もう市長のほうも前向きな答弁をいただきました。

やはり時間はありません。やっぱり早急な判断で早急に進めていただいて、皆さんがインバウンド効果で、やはり菊池の経済が潤っていくようなことを望んでいきたいと思います。

これにて質問を終わらせていただきます。

○水上隆光 議長 これで、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午後0時00分

開議 午後1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 皆さん、こんにちは。政治目標、政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかというのが、政治の二本柱であり、菊池市の最高決定機関であるこの菊池市議会の定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えています、議席番号11番の平直樹です。

通告に従いまして、本日、3問、質問をさせていただきます。

まず1点目、高齢ドライバーについてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、市民誰もが安心・安全に暮らせるように、選択肢を増やしたいという目的です。

数か月前に、ある市民の方からこんな相談を受けました。高齢ドライバーの交通事故の報道を見ましたと。それ自体はとても悲しいことだと思いますが、これまで真面目に生きてこられた高齢者の方が、年齢や病気のせいで交通事故を起こしてから、世間から必要以上にたたかれているのを見ると、非常に心が痛い。これまでの皆さんの人生までもが否定されているかのようで、どうにか政治で変えられないだろうかということでした。

確かに、数年前から、特に高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる悲惨な事故が取り沙汰され、その結果、高齢者の運転そのものが危険視され、日本全国で事故を起こす前に、免許の返納を促す流れとなっております。もちろん大前提として、交通事故が起き、大切な命が無残に奪われる事態があってはなりません。そのためにも、家族を含めその危険が感じられるとする免許保持者には免許返納をしていただき、そういった事故を起こさせないことが大切であるという認識は私も一緒です。

ただ、本市は中山間地域が広くあるという特徴があります。返納しろと言うはやすいですが、いざ自分がその立場に立ったとき、また、親がその立場に立ったとき、免許返納が本当に現実的で具体的な唯一な案であるのかと少し疑問が残るのも本心です。

そこで、お尋ねをいたします。

なお、警察庁の資料によりますと、65歳以上が高齢ドライバーとされていますので、それに従って質問をさせていただきます。

1点目、本市は65歳以上の高齢ドライバーの方に免許返納を推進する立場でありますか。

2点目、これまでの返納率は、また、その結果はどう捉えていらっしゃいますか。

三つ目に、返納後の生活の困り事の調査、把握は行っていらっしゃいますか。また、その方法は何でしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。平議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどご案内ありましたように、運転免許証の自主返納制度につきましては、運転に不安を持つ高齢ドライバーの交通事故防止を目的とした制度でございます。しかしながら、市が高齢ドライバーに対しまして、運転免許証の自主返納自体を積極

的に推進しているというものではありません。

あくまで、運転に不安を持つ高齢ドライバーの公共交通の利用転換及び交通事故の減少を図るための支援として、「菊池市運転免許証自主返納支援事業」により、自主返納された65歳以上の高齢ドライバーに対して、市内共通商品券1,000円相当またはべんりカー・あいのりタクシー共通乗車チケット1,000円相当を支援をしております。

また、代わりとなる交通手段としまして、あいのりタクシーの拡充もこれまで図ってきたところでございます。

2点目のこれまでの返納率につきましてですが、菊池警察署に、過去3年間における年度ごとの65歳以上の運転免許証保持者数と自主返納者数をお尋ねしましたところ、令和2年度の65歳以上の免許保持者1万283人中、返納者152人、返納率1.47%、令和3年度の65歳以上の免許保持者1万774人中、返納者152人、返納率1.41%、令和4年度の65歳以上の免許保持者1万921人中、返納者153人、返納率1.40%、過去3年間の返納者数は、ほぼ横ばいではございますが、毎年150人を超えておられまして、多くの方が免許証を返納されていると捉えておるところでございます。

3点目の返納後のお困り事に関しましては、調査を実施しておりませんので、把握はしておりません。

免許証返納に伴いましては、その後の移動手段が困られることかなというふうに思われますので、今後もあいのりタクシーやべんりカーなどの利用をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 勝手に私は、市は免許返納を推進する立場にあるというふうに思って、質問を考えておりましたが、そういう立場ではない。ただ、したいと思っていられる方のお手伝いはするというような立場だという答弁だと受け取りました。

そうすると、さっきいただいた1万283名中、152人の1.47%という返納率というのは、決して数字的には高いほうではないとは思いますが、ここを増やしていこうというつもりもないということかと思えます。

ただ、その返納を考えていらっしゃる方またはすべき方がいらっしゃる。その返納を考えていらっしゃる方や、すべき方というのがいらっしゃる、その内訳を考えたときに、それでも、やっぱり返納ができる方と、できない方いらっしゃると思

うんですね。生活を続けていく上で、どうしても返納することができない。車がないと非常に不便であるといった方々は、家族や社会から返納しなせと。もうはよ戻しなせと言われ続けて、心配をかけていることを分かっているながらも、車の運転をし続けることになっております。そんなのは、もしかしたらご本人が一番分かっているのかもしれない。でも、車、免許を返納することができない。

菊池警察署に電話で取材をしました。警察は、もうはっきりと返納をすべきだと。それを推進する立場だということでありました。交通事故が起こったと比べると、それはもうどちらが大事かということで、優先順位的には返納していただきたいということでありました。

私なりに調べてみました各種資料を見ても、昨今のニュースや報道等を見ても、高齢ドライバーの方の事故の大きな要因の一つが、アクセルとブレーキの踏み間違いであるのが現状でありました。

ここで、お尋ねをいたします。

返納すべきという立場ではないというお答えでしたが、現在、市が独自の施策として、高齢ドライバーの方が車と上手に付き合っていくための施策というのがありますか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 再質問にお答えします。

市独自の高齢ドライバーに対します施策等は、特別なものは設けてはございません。

ただし、熊本県におきまして、「高齢運転者の安全運転支援」といたしましてのペダル踏み間違い防止装置及びドライブレコーダーの購入と設置に対して補助を行う事業を設けられておりますので、現在のところ、市ホームページと広報きくち5月号に掲載をしまして、お知らせをしているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 先ほど1回目の質問のときに、推進する立場ではないと言われた後に、支援策としてはあいのりタクシーのお話いただきましたが、先ほどもありましたけど、県の施策、ちょっとこういうのがあるんですが、これですね。ペダルの踏み間違い補助装置に対して2万円補助しますよ、ドライブレコーダーをつけたら1万円補助しますよというような、この施策をホームページや広報、広報にも確かに載っておりました。していますということでしたが、市独自、自治体独

自で施策を持っていらっしゃる場所もあります。自治体によっては、例えばバスの乗車賃をもう半額にしますよとかいったことですが、菊池市もされています、ちょっと免許証を1回返したら、1,000円のチケットを頂く。それで終わりとなると、それで、やっぱり返納ということにはならないと思いますので、このペダル踏み間違い防止装置補助というのが、これは例えばですけども、オートボックスさんとか、ジェームスさんとか、イエローハットさん、もしくは車のメーカーのダイハツさんというところが独自の商品を持っておりまして、これ、急にアクセルを踏んでも可動しないというような商品でございますが、商品のその価格が大体5万円前後でありまして、その名のとおり、急発進を防ぐのを補助する装置となっております。既存の車のその多くに適合するみたいで、車の買換えをせずとも、一番の要因を防ぐ装置をつけることができるみたいです。だからこそ、県の補助事業の対象となっていることだと思います。この補助事業、県内では五木村さんが独自に追加の支援策、そのほかにも、大分県の日田市、愛知県豊田市、春日井市さんなども同様に、県の補助に重ねる形での補助金を出されております。その全てに電話で取材をさせていただきましたが、異口同音、補助事業開始後より、年々この補助事業を利用される数自体は減っているけれども、今後も継続していこうというふうに考えているとのことでした。

なお、その利用者数が減っていく要因は何だと思いますかというふうにお尋ねしたら、つけたから、もうつけた方は要らないし、新しく車を買って換えて、その補助事業を要らない方というのがどんどん増えていっていることが要因ではなかろうかということでした。

そこで、ちょっと最後に市長にお尋ねしますが、本市の特徴であり、そして、誇りでもあります中山間地域ですね。また、そこにお暮らしの市民の生活のために、これから迎える高齢社会適用のためにも、先ほど紹介しました、この自治体独自の補助事業を重ねる考え、私はこれ、菊池市もやっぱりさらに重ねる必要があると思いますが、その考えはありませんか。

また、第3次菊池市総合計画前期基本計画の(3)番に、「高齢者の交通事故等の危機管理への関心が高まっています。安心・安全なまちづくりのためには、個人や家族での対策による自助に加え、日頃からの近所の付き合いや見守りなど、地域全体での取り組む共助の視点が必要です」とありますが、ホームページとか広報に載っているだけではなくて、こういった補助事業があるよということ自体を区長会を通して、区民の方にさらなる周知を図ることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 高齢者の方の踏み間違い防止について、どう考えるかということですが、まず、広報の件につきましては、県の補助金につきまして、既に4月1日から市のホームページに掲載し、また、広報きくちの5月号でもお知らせしておりますけども、特に中山間地にお住まいの方に対しては、病院通いをなさっている方もいらっしゃる、お仕事されている方もいらっしゃる、それぞれの事情があるかと思しますので、それぞれにご判断いただくこととなりますが、こういうものがあるということは、いま一度、周知を徹底していきたいというふうに思います。

それから、ペダル踏み間違い防止装置の購入・設置に関わる県の補助制度への上乗せはどうだということに関しましては、高齢ドライバーの交通事故の減少を図るためには有効ではないかなというふうには考えておりますので、支援策の内容をどこまで、どういうことができるか、調査検討してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 調査検討をしていただくということでしたが、ちなみに、大分県の日田市さんの市民課生活安全係さんというところでは、市がさらに上乗せで最大2万2,000円というのでされています。令和元年が159万円、令和2年が471万円、令和3年が196万円、令和4年が132万円の予算をつけて、この事業をされているということですので、ぜひ参考にされて、本市でもこれは重ねていただけますようによろしくお願いします。

ちなみに、ご案内のとおり、高齢ドライバーという定義は65歳以上とされております。もみじマークをつけなければならない方は70歳以上、免許更新時の認知機能検査は75歳以上と、段階があるわけです。

このことに関して、ちょっと車屋さんにも取材をしましたが、そこで車屋さんに教えていただいたのは、別案は、もみじマークですか、紅葉マーク、あれを4枚あるといいんじゃないかと。今は車の前と後ろに貼っていますが、これは右左にも貼ると、周りの人ももっと周知が、あ、高齢ドライバーの方だなということになっていただくことがあるんじゃないかなろうかというようなお話もいただきました。

70歳のお誕生日に免許を持っていらっしゃる方へ、そのもみじマークを貼っていただけるようにプレゼントしてみたりとか、そういったことをやられたらどうかなと重ねて思いますが、先ほど申しましたように、菊池警察署に電話取材をした際に、本市の現状を考えると、中山間地域がありますからといったことを言ったら、

なかなか返納というのは進まないであろうということも、実際、手応えとして感じているということでした。

そのお話のついでに、例えば、じゃあ、菊池市がこの補助事業に対して追加の補助をするようなとき、そういう施策をしたとすれば、菊池警察署さんとしては協力をいただけませんかというふうに私のほうからお尋ねしたら、もしそういったことがあれば、春と秋の交通安全週間のときに、市民広場のところで何かされていますよね。あのときに一緒にそういった配布物として配るというふうなお手伝いはぜひさせていただきたいというようなお言葉もいただいておりますので、そういったところで、どんどん高齢ドライバーの方の踏み間違いによる事故を防ぐための新しい選択肢を一つでも増やしていただきたいなというふうに思って、次の質問に移ります。

次に、お尋ねいたします。

菊池市立地適正化計画についてお尋ねをいたします。

この目的は、もう時代に即した計画に私は変更すべきだというふうに考えておりますので、その質問をさせていただきます。

先日、私用がありまして、今、建設中のJ A S Mの工場ですか、あそこの前を車で通りかかりました。いつも遠目から見ていただけですけど、実際、あの目の前を通ってみると、何と大きな工場だろうというようなことをやっぱり肌で感じました。あれはまたJ A S Mの第2工場ができるということで、私にちょっと近しい懇意にしている方があそこに、今、電気工事が入っていらっしゃる方がいらっしゃる、よくよくその方からどんなですかというふうにお話を聞くんですが、あそこがJ A S Mができて、あと一つできて、いつかT S M Cの本社が来るというところになると、物すごい数のやっぱり雇用や住宅のニーズが必要になるだろうということでありました。その方は2か国語をしゃべられるという仕事をされるがゆえに、その通訳ですよ、海外から来る方との通訳という仕事でそこに入っているということでしたが、そういった仕事の需要もあるのだなというふうに感じたところですが、そこで感じたことですが、第3次菊池市総合計画基本構想2022年から2029年で、今、前期基本計画で2025年までですね。菊池市都市計画マスタープラン、これは平成22年（2010年）9月から2025年改正となっております。

私が聞きたいところは、この菊池市立地適正化計画、こちらなんですけど、これは平成29年（2017年）3月から2035年までの計画となっております。そのいずれもですが、人口減少を前提とした計画であります。ただし、いずれの計画にも「社会経済の変化等に対応して見直しを行うものとする」とあります。

第3次菊池市総合計画前期基本計画の5ページ、1、社会潮流、冒頭、「本市を



取り巻く社会環境の変化は目まぐるしいものがあります。今後のまちづくりにおいては、様々な社会変化を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応していく必要があります」と書いてあります。

そこで、お尋ねをいたします。

T SMCに関する議会、その協議会の中でも、私も含め、これまで我々議員からゾーニングについての質問がたくさんあっております。答弁の中でもゾーニングという言葉が出てまいりました。この立地適正化計画ができたときには、T SMCが来ることも、ゾーニングという言葉もあまりなかったし、T SMCに関しては全くなかったことかと思いますが、現在、この菊池市立地適正化計画との整合性はとれていますか。また、その他課題はありますか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

菊池市立地適正化計画につきましては、将来的に人口減少が予想される状況の中、長期的な視点に立ち、居住機能や都市機能の誘導によるコンパクトシティに向けた取組を推進するため、先ほど議員がご紹介があったとおり、平成28年度に策定をしているところでございます。

お尋ねの本計画と現状との整合性についてでございますが、T SMCの進出などによりまして、社会情勢に大きな変化が見込まれますので、今後、現計画と現状とで相違が発生することは十分考えられると認識をしているところでございます。

課題についてでございますが、本計画において居住誘導区域を設けておりますけれども、これまで誘導区域への集約が思うように進んでいない状況でございます。今後いかに誘導を推進させるかということが一つの課題であるとは考えております。また、社会情勢が変化してきておりまして、人流の変化などが予想し難い状況となってきていることも課題と捉えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 社会情勢の変化からずれが出てくる可能性があるかと。もう私も全くそのとおりだと思っております。その平成29年3月にできたこの立地適正化計画の中に、T SMCの進出がもともと念頭にないものですから、先ほど言いましたように、これからJ A S Mのあの大きな工場、あともう一つ建つさらに大きな工場が来るとなれば、やはり私の感覚で言えば、やっぱり菊池市としては、住宅の誘致、住宅政策がとても大切で、人口が増えていく、もう本当に千載一遇のチャ

ンスだと思っているんですね。そのゾーニングでどこを、じゃあ、どうしていきま  
すかというようなお話になっていますが、その計画は、やはりこの立地適正化計画  
にちゃんとうたってなければ、やっぱりそごが出てくると思います。

この立地適正化計画というのが2035年までというところになっておるんです  
が、これも含めてですが、総合計画なり、都市計画マスタープランは、その202  
5年にちょうど見直しを迎えるんですね。この立地適正化計画も書いていますとお  
りに、2035年まで待つのではなくて、そのゾーニングというようなところも念  
頭に置いて、計画を見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 現状を踏まえての立地適正化計画の見直しの可能性はいかがという  
趣旨のご質問でございました。

今、議員がご指摘のとおり、立地適正化計画につきましては、2016年から2  
035年を対象期間とするものであります。一方で、都市計画マスタープランとい  
うのは、その上位に位置づけられているわけでありまして、こちらのほうは2  
025年に改定時期を迎えるということで、10年ほどのずれが実は生じておりま  
す。

そういう中で、足元の状況が、今、想定していなかったような事情で急速に変化  
しておりますので、都市計画マスタープランの改定時期に合わせて、立地適正  
化計画の見直しも前倒しで行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 皆、今、議員は、そのゾーニングといったところがどうな  
るのかというところを注目しておりますが、私もその一人ですが、しっかりもとも  
とある計画の中にうたい込んでいただきたいと思います。

本計画のみならず、計画立案当初全く想定していなかった、先ほどから申してい  
ますように、TSMCの進出というようなことで、もう本当に急激な社会環境の変  
化によって、大前提となっている人口減少というのが、人口増加につながるチャン  
スが今来ているんですね。そうすると、そもそも人口減少するよという前提で組み  
立てた全ての計画というのが、やっぱり一度見直すべきではないかというふうに思  
っておりますので、各部各課で一度、関係の計画等を見直しをしていただきますよ  
うお願い申し上げて、次の質問に行きたいと思っております。

次の質問は、菊池市特別職報酬等審議会についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、目まぐるしい社会環境変化の中で、定期的な審議会が開かれる条例にすべきではないかと考えておるからです。

現在、議員、私たち菊池市議会議員もそうですが、議員の成り手不足が問題化をしております。私も、知人や後輩・先輩に、議員という仕事のやりがいを感じて話をし、議員をやりませんか、一緒にやりましょうとお誘いをよくよくしておりますが、思いはあるけれど、立候補するという、いわばまず当落よりも前のとても大きなハードルを乗り越えることが困難な状況というのは、何も今に始まったことではなく、昔も今も変わらないものだなと考えております。

昨年、無投票であった我々の市議会議員選挙ですが、事前に行われた立候補者説明会では23名の参加者であったと記憶をしております。意思ある方が23名いらっしゃったわけです。ですが、先ほど申し上げたとおり、実際、立候補となると、現実問題、人生の岐路に立つわけですから、諸条件やタイミングなども含め、本人ももちろん、家族全員の相当の覚悟が必要となってまいります。

先ほど申しましたが、とある知人に、議員という仕事のやりがいやすばらしさを話していたときに、話の流れで報酬の話になりました。現在幾らですかというところから始まり、最後はその方から議員って給料上がらないもんねと言われ、はっとしました。今回の質問に至ります。

ちなみに、今年4月24日付の熊日新聞、こちらの記事に、成り手不足に知恵を絞ろうという記事の中に、議員を務められる環境を整えるために、夜間、休日の議会開催、オンラインの活用、議員報酬の引上げ、企業への選挙休暇や、議員兼導入の働きかけなど取組が必要であろう。選挙に出たい人を増やすためにも、議会は活気ある議論に努め、活動ぶりをしっかり発信してほしいとあります。

菊池市議会議員の報酬は、我々自身の議決によって決定しますが、菊池市議会基本条例第18条の2に、議員報酬の改定については、報酬の額が議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、かつ議会としての意見が反映されるよう努めるものとするとともに、菊池市特別職報酬等審議会条例第1条に規定する、菊池市特別職報酬等審議会の答申を尊重しなければならないとあります。自分たちで金額を提示するというのではなく、審議会に任せましょうと、それを尊重しましょうということだと理解しております。

そこで、お尋ねをいたします。

菊池市特別職報酬等審議会の合併後の開催状況を教えてください。その審議会の諮問する流れですね、どういった、どのように開かれるのかも教えてください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長     それでは、平議員のご質問にお答えいたします。

市の特別職報酬等審議会の開催状況についてですが、合併以前の平成16年度に、北部4市町村合併協議会が所管する特別職報酬等審議会より、新市の市長等の給料及び議員の報酬額に関する答申を受けております。

ただし、この答申には、議員の在任特例期間中は、議員の数が多いため、低い水準の報酬に抑え、本来の定数になった後に、議員報酬の引上げが必要であるとの附帯意見がございました。

そこで、平成17年度と平成19年度に、新市の審議会へ市議選後の議員報酬に関する諮問をいたしております。

また、平成18年度には、議員の政務調査費につきまして諮問をいたしております。

次に、平成20年度と平成23年度には、市長等の給料に関して諮問をいたしております。

以上が、合併してから現在までの審議会の開催状況でございます。

また、この審議会はどのようにして開かれるのかということでございますが、特別職報酬等審議会条例の第2条の規定にありますとおり、議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出する前に、あらかじめ意見を聞くために、市長の諮問に応じて開催されるというものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長     平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員     ありがとうございました。ここ10年ぐらいい開かれていないということでした。

近隣の自治体にもいろいろ電話で取材をさせていただきました。山鹿市さん、平成24年に政務調査費について開催をされましたが、報酬そのものには、この10年ありませんと、開かれておりません。合志市さん、令和元年度に開催しました。荒尾市さん、30年程度は開催されてないと、審議会がですね。大津町さんは、平成17年、町長の給料の減額について開かれただけだということで、いずれにしても、その期間に、ある程度の時期が来たら見直すよというような、そういう決め方はしていないと。やはり首長が諮問をするということでやっているということでした。

ちょっと大きなまちになりますが、福岡市さんにも聞いてみました。平成6年、以前は4年に一度、やっていらっしやっつと。審議会を開いていたと。その平成6

年以降は、今はもう常設でやっておりますと。なぜですかといたら、平成6年のその審議会の答申に、もう常設が望ましいからというようなことが明記されてから、毎年審議会を開いているということでした。

熊本市さん、これは逆に、令和5年1月に開催をされております。平成30年度までは毎年審議会を開いておりましたが、ちょっと多過ぎるだろうということで、規則を改正して、おおむね4年としたということでした。熊本市特別職報酬等審議会条例施行規則第2条、市長は、おおむね4年ごとに審議会を諮問するものとあります。この首長の諮問というところになりますが、悪く言えば、恣意的に審議会を開いたり、開かなかつたりすることができるというふうにも取ることができるんですね。

先ほどの質問でも言いましたけども、昨今のこの社会環境の変化というのは本当に目まぐるしいものだと思っております。

市長にお尋ねいたしますが、最後に、例えば熊本市さんのように、4年に一度といった具合に、市長がどうしたいかということは、また特に次に定めればいいわけで、具体的に定期的に諮問するように条例を改正する、または、その規則を改正すべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 市長答弁の前に、私のほうから、ただいま熊本市、福岡市の例におきまして、定期的な開催という部分のお話ございましたので、そちらについてお答えをさせていただきたいと思えます。

熊本市、また福岡市などのいわゆる政令市におきましては、地方公務員法の規定によりまして、人事委員会が設置されております。人事委員会は、職員の給与等について絶えず研究を行い、その講ずべき措置について、議会及び長に勧告する権限を有する行政機関でございます。このようなことから、人事委員会の設置対象となっておりません本市のような一般市におきましては、政令市と同様の対応は困難であると認識をしているところでございます。

また、この特別職報酬等審議会につきましては、特別職の報酬等について定点観測として調査研究するというを目的として設置された附属機関ではございません。長が額を改定する条例を議会に提出する前に、有識者あるいは地域住民の声を聞くための諮問機関でございますので、ご提案いただいておりますような内容は、現行の条例上の趣旨にはそぐわないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうから、今の特別職報酬等審議会における今後の考え方について、申し述べさせていただきます。

数年に一度、特別職報酬等審議会を開催するルールづくりをしてはどうかというご提案でございますけども、今し方、総務部長が答弁しましたとおり、この審議会の性格としましては、この長が額を改定する条例を議会に提出する前に、その意見を伺うという諮問機関でございます。

意見を伺うに当たっては、具体的な改定額の提示及びその根拠を添えて諮問すべきものと理解しておりますので、この審議会で、今、ルールづくりをするということとはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

といたしますのは、この特に議員報酬というのは、生活給というよりは、その地位に対する職務と責任に応じて与えられる給付的性格を有するものでございますので、報酬水準だけではなく、先ほどお話がありましたような夜間の開催等々も、運営ルール見直し等々ともに議論すべきことではないかというふうに思いますので、議会の自主的な判断が尊重されるべきものというふうに考えておりますので、議会の内部的な自律権に基づいて、まずは議会内部で論議されることが望ましいものというふうに認識しております。

今後、議会内部で論議された結果を受けて、長が額を改定すべきと判断した折には、条例の規定に従って、審議会に諮問することになろうかというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 承知しました。なかなか思いどおりにいかないものですね。

ルールの中で、どなた様であっても、報酬が高くなろうと、安くなろうと、審議会が出した答えを尊重すべきというところでいけばいいというふうに私は考えておりますが、そうではないと。議会のほうでまずは議論してくださいねというような市長の答弁でありましたが、私は、その審議会を開くこと自体が、現段階で我々が頂いている報酬も、市長や副市長、教育長が頂いている給料も、その審議会を経て、その金額として定められたものを認めているという認識に立つものからすると、それを基に社会情勢等鑑みて、どうですかということをやって、別に何の問題もないとは思っておるのですが、そういう答弁であれば、もう今後、多分市長は諮問するというのをやらない限り、報酬もしくは皆さんの給料というのは変わらないものだなというふうに感じ、ちょっとがっかりした次第ではありますが、それでちょっと止まらないで、定期的に見直しをするというのが、私は社会変化が著しいこの現代

では必ず必要になってくると思いますので、引き続き研究していただければなというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、平直樹議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

---

○

休憩　午後1時39分

開議　午後1時47分

---

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員　皆様、改めまして、こんにちは。議席番号5番、公明党、島春代です。

コロナ感染症が5類になり、インバウンド誘致や社会活動が活発になっていますが、先日、コロナ9波の到来ではないかとの見解が言われておりました。身近に感染している人が増えているような感じがしております。高齢者を診られている医療施設は、感染拡大の危機感が常にありますので、私たちも感染対策の意識を十分に持って、今後も気をつけていかないといけないなと感じております。

では、通告に従って、質問いたします。

まず、带状疱疹ワクチンについてご質問します。

带状疱疹は、ご存じの方も多と思いますし、大なり小なり発症された方もおられるかもしれません。水ぼうそうと同じように、ヘルペスウイルス、いわゆる水痘・带状疱疹ウイルスが原因として発症する病気です。多くは5歳頃に初めて水痘・带状疱疹ウイルスに感染すると、水痘として発症して治癒しますが、その後もウイルスは生涯にわたって体内に潜伏しています。

その後、ふだんは問題ないのですが、加齢やストレス、疲れ、免疫機能の低下などに伴い、体内に潜んでいたウイルスが再活性化したときに带状疱疹を発症いたします。初めは皮膚がぴりぴりするような痛みを感じ、時間の経過とともに、赤みや水疱ができるなどの皮膚症状が現れます。

带状疱疹は、加齢に伴い発症率が高くなり、特に50歳代から急激に増加し、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

带状疱疹の治療では、一般的には抗ウイルス薬による薬物療法が行われます。現在は50歳以上の人に対して带状疱疹ワクチンを使用できるようになり、ワクチンによる予防が可能となっております。

では、質問ですが、本市で受けられる带状疱疹ワクチンの種類と費用はどうなっていますか。

また、带状疱疹ワクチンの予防効果についての認識と、ワクチンの費用対効果はどのように受け止めておられますか。

以上、2点をよろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。ただいまの島議員のご質問にお答えします。

まず1点目、带状疱疹ワクチンの種類と費用についてということをございました。带状疱疹ワクチンにつきましては、毒性や病原性を低下させた「生ワクチン」と、毒性や感染力を失わせた「不活化ワクチン」がございます。

「生ワクチン」は1回接種で、費用は約8,000円と聞いております。また、「不活化ワクチン」は2回の接種が必要で、費用は2回接種で約4万円と伺っております。いずれも費用につきましては、医療機関ごとに異なります。

続きまして、带状疱疹ワクチンの予防効果についてというお尋ねだったかと思えます。

ワクチンを接種することで、带状疱疹の発症率を下げ、重症化を防ぎ、带状疱疹後神経痛を予防する効果が期待できると認識をしております。

また、ワクチン接種の予防効果につきましては、生ワクチンが5年程度、不活化ワクチンは9年以上持続するとされております。

一方で、接種後の副反応として、注射部位の腫れや痛みなどの局所症状、発疹、倦怠感などが報告されております。

また、非常にまれでございますが、蕁麻疹や呼吸困難などのアナフィラキシーや、皮下出血などの症状が見られることがあるとの報告もあっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、2種類あるということで、かなり金額としては8,000円と4万円ということで、高額なワクチンとなっております。また、医療機関ごとで異なるということをお聞きしました。

带状疱疹で問題なのは、神経に沿って発症するために、多くの合併症を起こすことがあります。中枢神経系では脳髄膜炎、脊髄炎、血管系では脳血管障害、末梢神経系では運動神経麻痺、また、眼科系では眼瞼炎、結膜炎、角膜炎、視力障害、ま



た耳鼻科系では耳鳴りや顔面神経麻痺など、様々な症状を発症するということが言われております。しかも、これらの合併症は、一旦起きてしまうと極めて難治性であるという問題があります。

50歳以上の患者さんの約2割が悩まされるという帯状疱疹後の神経痛は、全身の様々な場所の神経に沿ってできるため、個人差はありますが、発疹が治った後も、衣服がこすれたりしても、激しい疼痛、また、感覚異常が数か月から数年にわたって続くことがあり、高齢者や帯状疱疹の重症度が高いほど、日常生活に支障を来すリスクが高くなることがあります。私の知っている方も、神経に沿ってしばらくできていて、神経痛がずっと治らずに、服を着るのも大変だったということをお聞きしております。

そこで、再質問ですが、このように発症の一因となる免疫低下や日常生活での予防など、本市で行われている保健指導などがありますか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 予防に対しての保健指導ということのお尋ねだったかと思えます。

帯状疱疹の発症につきましては、先ほど議員おっしゃったとおりでございますが、免疫力の低下等が関係していると言われております。加齢や疲労、ストレスなどによって免疫力が低下すると、潜伏しておりました水痘・帯状疱疹ウイルスが再び活性化しやすくなります。そのようなことから、日頃から免疫力を低下させる疲労やストレスのない、規則正しい生活を送ることが重要であるというふうと考えております。

本市では、帯状疱疹に限らず、免疫力の低下を防ぐために、乳幼児期から高齢者まで、食事や運動、休養に関する健康教育の実施や訪問支援など、ライフステージに応じた保健指導を実施するとともに、広報紙やホームページを通じた啓発活動を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 免疫低下に対する本市のライフステージに合わせた指導、また、啓発が行われているということで、予防的な対応とかも、一人ひとりが健康への意識の個人差にもよると思えますが、少しでもそういう健康に対する意識を市民の方が持っていただけるのが一番なんです、予防できるワクチンを接種することが必要ではないかと私自身思っております。

コロナウイルス感染の流行で、コロナウイルスに感染した方が免疫が低下し、带状疱疹に罹患された方は、コロナ禍前より比較して増加していると言われております。後遺障害がある方も少なくないと考えます。これに対して、先ほどのワクチンの金額が非常に高額で、なかなか一般市民としては、ワクチンをしようというところまで行ってないのではないかと思います。ワクチン接種の助成をしている自治体が少しずつ増えております。

では、再々質問ですが、このワクチン接種に関して、定期接種の対象ではないため、現在は費用は全額自己負担です。後遺障害などのリスクを予防するためにも、本市でもワクチン接種の助成をする考えはないでしょうか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 带状疱疹ワクチンにつきまして、市で助成をする計画はあるかというお尋ねかと思っております。

議員おっしゃったとおり、ワクチン接種は、定期予防接種、それから任意予防接種に分けられ、带状疱疹ワクチンにつきましては任意の予防接種とされております。

任意予防接種のワクチンは、国が使用することを認めてはおりますが、予防接種法では規定されていないワクチンであり、接種する場合の費用は、議員おっしゃったとおり、原則自己負担となっております。

しかしながら、带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、国において、定期予防接種に含めるかどうか、検討を進められているというふうに向っております。市としましては、今後、国の動向を注視し、研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 高額でありますので、また、有効性もあるということなので、国も考え、今、検討を進めているというお答えでしたので、ぜひとも本市も助成を検討していただきたいと思っております。

带状疱疹は、1回だけでなく、6%の再発率で発症すると言われております。また、重症であれば、さらに高齢者にとっても、生活の質、生命の質の低下につながるのではないかと思います。ワクチンの接種は有効と考えますので、ぜひともワクチンの助成、市民への周知、検討をいただきたいと思っておりますので、要望いたしておきます。

では次に、2番目です。市の検診への骨粗鬆症の検診導入についてということでご質問いたします。

骨粗鬆症は、加齢とともに骨密度が減少し、そのために軽い転倒などで骨折を起こしやすくなり、骨折の状況によっては、前のような生活に戻れず、寝たきりになるなど、要介護の状態に陥るリスクも高い病気です。特に女性は閉経後の女性ホルモン減少が大きく影響しています。40歳以上の国内患者数の男性300万人に比べて、980万人と3倍以上女性が多いと推測されております。

今後、高齢化が進むことで、患者数は増加することが見込まれております。しかし、骨粗鬆症は自覚症状はもちろん、ふだんの生活では特に何ら影響することがないため、骨折して初めて自分の骨密度の減少を思い知らされることとなります。

骨粗鬆症の治療として、骨密度を上げる投薬治療や、栄養指導、適切な運動や、できるだけ日光浴をするなど、様々な対応がありますが、質問ですが、骨粗鬆症については、どのように認識されていますか。

また、本市では、骨折予防のための市民への働きかけはどのようなことをされていますか。

以上、ご質問します。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 まず、1点目の骨粗鬆症の認識についてというお尋ねでございませう。

骨粗鬆症につきましては、「骨強度の低下を特徴とし、骨折のリスクが増大しやすくなる骨格疾患」と定義されております。

議員おっしゃったとおり、女性や高齢者に多く、特に女性の場合は、閉経による女性ホルモンの減少が骨粗鬆症の大きな原因と言われております。

また、骨折歴や高齢化などの身体状態のほかに、運動不足などの生活習慣や、糖尿病などの生活習慣病にも原因があると考えられております。

2点目の骨折予防のための保健指導についてということでお答えをします。

骨折の背景には、生活習慣病も影響しており、生活習慣病対策として、学童期の健康教育や、成人期での生活習慣病予防に関する周知や啓発などの取組支援を行っております。

また、高齢期においても、生活習慣病を背景とした骨折に関する健康教育の実施など、ライフステージに応じた指導を行っておるということでございませう。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 骨粗鬆症に限らず、生活習慣病というのは本当に様々な病気

を併発しておりますので、やはり骨粗鬆症に関しても、健康教育というのにも必要ということで、されているということです。

骨折などで生活の質を低下させないこと、また、要介護者を少しでも増やさないことが必要ではないかと思えます。そのためにも、自分の骨密度はどれだけかを知って、注意して生活していくことが必要と考えます。

特定健診や後期高齢者健診、また、がん検診や人間ドック、歯周病疾患検診など、予防面に力を入れており、市民の健康への意識の向上、また、受診率は上がっているのではないかと思います。個人個人の意識の向上がさらに今後も必要かと思えます。

そこで、骨粗鬆症予防への認知及び意識向上のためにも、菊池市の検診に骨粗鬆症の検査をぜひとも加える必要があるのではないのでしょうか。骨密度の検査をすることで、その患者や予備軍を早期発見して、適切な治療や保健指導をしていけば、骨折を防止でき、要介護状態になるリスクを減らせると思えます。さらに医療費の削減にもなるのではないのでしょうか。

隣接の合志市、大津町、菊陽町は、それぞれ複合検診に骨粗鬆症検査をされています。

以上のようなことで、本市でも、今後、検診に加える考えはないのでしょうか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 骨粗鬆症検診について、本市でも実施する考えがあるかというお尋ねかと思えます。

現在、本市では、国民健康保険の被保険者を対象とした人間ドックを実施している一部の健診機関や、菊池養生園で実施している複合健診において、オプション項目として骨密度検査を実施しているような状況でございます。

今後、検診として実施できるかにつきましては、検査機器や体制の整備状況の確認を必要とするため、今後、関連機関と協議の上、検討をまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 一部でできるということと、あと、菊池養生園のオプションということではありましたが、やはり菊池市全体の市民の皆様にも、少しでも認識を持ってもらうことは必要じゃないかと思えます。

この検診は2008年に市町村の努力義務に位置づけられ、40歳から70歳まで、5歳ごとに女性を対象に、無料または低額で実施できるよう整備されました。

しかし、努力義務の事業のため、実施している自治体は6割ほどで、2021年度の受診率は、全国平均5.3%で、検診への理解が進んでいないということをおっしゃっております。

先月、厚労省は、次期国民健康づくり計画、健康日本21を発表し、骨粗鬆症の検診受診率を現状より15%まで向上させる目標を挙げています。

30歳から検査費の補助をされている自治体もあります。高齢になるほど骨折のリスクが高くなり、さらに介護が必要になり、行動制限により、さらに認知症を併発することも考えると、自分の体を知る必要な検査ではないかと思っております。

最後に、健康意識が高い市長へお聞きしますが、厚労省の目標に対して、検診追加の考えはいかがでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 骨粗鬆症の検診への組み込みについて、どう考えるかという趣旨のご質問でございます。

高齢化が進む中におきまして、加齢により骨折の危険性が増して、特に骨折がきっかけで要介護状態になるというケースもなきにしもあらずであります。したがって、骨粗鬆症を予防して、骨を健康に保つということは、特に高齢者の方にとっては重要なことであろうというふうに認識をしております。

したがって、検診として実施できるかについては、先ほど部長も申しましたとおり、今後、関連機関と協議の上で、少し前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 検査にはいろんな種類がありますので、そういう関連機関とのやはり検査をするためには、そういう機器が必要というのは十分に大変なことと思いますが、今後、前向きに考えていくということなので、よろしく申し上げます。

骨折により手術をして、リハビリを頑張って、日常生活に戻れる方が多いのはいいのですが、介護が必要になった方に接してきて、私自身、予防の必要性を実感することがあります。予防医療の時代ですので、ぜひとも検討されて実施されることを要望いたします。

これで私の質問を終わります。

○水上隆光 議長 これですべて、島春代議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思っております。

次の会議は、明日6月30日に行います。引き続き一般質問となっております。  
本日は、これで散会します。  
全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後2時11分

第 4 号

6 月 3 0 日

# 令和5年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

令和5年6月30日（金曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）



---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 皆様、おはようございます。猿渡美智子です。

先ほど、警戒レベル3、高齢者等避難が出されて、緊張感が高まる中ですが、よろしくお願ひいたします。被害が出ないように願うばかりであります。

早速通告に従って、質問させていただきます。

まず初めに、市民相談への対応ということで質問をいたします。

時々、市民の方から電話をいただくことがあります。相談であったり、苦情であったり、要望であったり、いろいろですが、先頃いただいた電話の一つで、話の終わりがけに相手の方から次のような話が出ました。福祉課のケースワーカーさんの対応がとてもよかった。しっかり話を聞いてもらえた。あんなケースワーカーさんがおられるのは菊池市の財産だと思います。このように言われました。困り事や心配事を抱えて、市役所に相談に行ったときの窓口対応は、そのまま行政への評価につながりますし、何より市民の安心につながるものです。

今回の質問の目的は、市役所での相談がもっとスムーズになることです。きっかけになったのは、外国人の方から相談があったことです。そこに関わった経験を通して感じたことをもとに質問いたします。

一つは、外国人の方々への対応について、もう一つは、全く違う角度から、役所が市民からの相談を受けたときのシステムの活用について、質問します。

私には一つの出来事ですが、二つの視点から並行して質問しますので、分かりにくい点もあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、外国人が来庁されたときの対応に関わって、4点質問します。

1点目、質問のベースとして、菊池市在住の外国籍の方々の人数の推移はどうなっているか。また、外国人の増減については、今後どのような見込みを持っているか。併せて、出身国の状況についてもお示してください。

2点目、外国人が来庁されたとき、日本語が得意でないケースが多いと思われるが、どのような方法で対応されているのか、現状をお尋ねします。

3点目、外国人から寄せられた相談の内容はどんなことがあるのか、お尋ねします。

4点目、行政から出される文書でやさしい日本語が使われたケースをお尋ねします。併せて、やさしい日本語に対しての外国人の反応や評価について、把握しておられることがありましたらお示してください。

次に、別の観点から、外国人に限らず、市民の方々が相談に来られたときのシステムの活用状況はどうなっているか、現状をお示してください。

市民からの相談は多岐にわたりますので、今回は過去の私の質問との関連もあり、福祉部門においてということでお尋ねします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、猿渡議員の質問に対しまして答弁をいたします。

まず、住民基本台帳法に基づき登録している本市在住の外国人数につきまして、また、出身国別の人数上位5か国につきまして、過去5年にわたり、3月31日現在の数字でお答えします。

まず、平成31年3月31日現在の本市在住の外国人総数は576名、国別におきますと、ベトナム247名、フィリピン154名、中国82名、韓国17名、ミャンマー17名でございます。

令和2年3月31日現在では、総数は739名、国別におきますと、ベトナム368名、フィリピン165名、中国73名、インドネシア33名、タイ23名でございます。

令和3年3月31日現在におきましては、総数は777名、国別におきますと、ベトナム455名、フィリピン131名、中国56名、タイ28名、インドネシア25名になります。

令和4年3月31日現在では、総数は719名、国別は、ベトナム421名、フィリピン131名、中国39名、タイ23名、インドネシア22名です。

令和5年3月31日現在、総数は1,025名で、国別におきますと、ベトナム524名、フィリピン219名、インドネシア91名、中国40名、タイ37名で

ございます。

次に、今後の外国人の増減の見込みについてお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、本市在住の外国人数が5年間でほぼ倍増しております。これはコロナウイルス感染症の拡大が収まるにつれて、外国人技能実習生が増えてきたことが要因として考えられます。

この傾向は今後も続くものと考えられますが、世界経済の状況等、様々な条件に影響されるものと思われま。

次に、相談の対応についてでございます。

外国人が日本語を話せる場合、また、通訳ができる方と一緒に来られた場合は問題ありませんが、日本語があまり話せないか、全く話せない場合の対応についてお答えします。

外国人本人がスマートフォンの翻訳アプリで用件を伝えてくることが多いため、それらを活用して対応する場合と、窓口に配備している翻訳機を使用する場合があります。

それ以外では、外国語に変換したハンドブック・資料を使用したり、紙に書いて説明したり、また、相手に分かるようにやさしい日本語を使用するなどの対応をしております。

次に、これまでの相談内容についてでございますが、大まかな分類でお答えいたします。

子育てに関すること、新型コロナワクチンに関すること、市営住宅への入居等に関すること、生活困窮に関すること、小中学校の入学や転校に関すること、納税相談や支払方法に関すること、保育所や医療費助成に関することなど、大変多岐にわたって相談があつている状況でございます。

次に、行政文書をやさしい日本語で発出したケースはあるか。その場合の外国人の反応はどうだったのかという質問でございます。

やさしい日本語につきまして、対応している部署はあまり多くありませんが、漢字にルビを振ったり、翻訳した文書をつけて書類を送付したり、やさしい日本語で作成した文書を渡すなどの対応をしているところでございます。

また、今年度、市ホームページのリニューアルを行っており、やさしい日本語での表示が可能となっております。

また、現在のところ、外国人、その相談も受けまして、苦情等の報告は受けておりません。

以上、答弁いたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。

福祉部門における相談時の対応として、システムの活用状況はというふうなお尋ねだったかと思えます。

本市におきましては、福祉関係の相談があった場合、相談内容を十分聞き取りながら、福祉課や生活支援課、子育て支援課で使用できる総合福祉支援システムをはじめ、高齢支援課における介護保険システムなど、各課の業務システムを活用し、対応をしております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 5年間で外国人の方が倍増し、現在は1,025の方がおられるという状況が分かりました。出身国も様々な国にわたっているようですが、一番多いのはベトナムの方ということですね。

現状としては、アプリや翻訳機やハンドブック等を利用しながら対応されているという状況がありましたし、相談の内容が多岐にわたっているということも分かりました。

システムの活用については、各課の業務システムを利用しているという状況であるということでした。

再質問をいたします。

外国人の方が来庁されたときの対応について、現時点で課題と捉えておられることがあればお答えください。先ほど苦情などはないということでしたが、何か課題があればお願いします。

同じく、システムの活用状況についても、同様に、課題があればお答えください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 外国人からの相談対応の課題についてということでございます。

まず、外国人に正確に考え方を伝える上で、年度の考え方や、証明書の名称が市町村ごとに少し違っている場合の説明が非常に難しいというふうに考えております。

また、外国人が直接来庁された場合はよいのですけれども、電話での対応となった場合に、翻訳アプリ等を使用した対応が難しいというふうに考えております。

それから、文書で通知する場合でございますけれども、やさしい日本語を使用するなどの対応を今後も今まで以上に進めていかなければいけないというふうに考え

ております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 相談時にシステムを活用する上での課題ということのお尋ねだったかと思えます。

相談時に各課で使用するシステムにつきましては、現在のところ、大きな問題は起きておりません。しかしながら、複数の課にまたがるような複合的な課題を抱えられているケースにも対応できるような、システムの連携も必要であるというふうに認識しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 外国人への対応については、正確に伝えること、行政用語は大変難しいものもあるので、そういったことで苦労があるというお話がありました。やさしい日本語に変換するホームページのシステムは、たしかそういった行政文書のやさしい日本語への転換もできる機能がついているものがあるというふうに本で読んだことがございますので、その辺をまた確認されながら、正確な情報が伝わるようにしていただければと思います。

システムの活用については、大きな問題はないがというようなお話でしたが、システムの活用についての課題ということで、重ねて質問したいと思います。

私は、平成29年にも生活困窮者自立支援に関わって、阿蘇市の例を引きながら、もっとシステムの活用を進めるべきではないかという趣旨の質問をいたしました。6年前になりますが、当時から阿蘇市では、くらしサポートセンターに相談者が来られたとき、市役所が所有する相談者の個人情報、住民記録、滞納税、個人課税台帳、国保、介護、年金などについて、相談者の同意の下、その場でリアルタイムで閲覧できるという状況になっておりました。これにより、即座に相談者の状態を包括的に捉えて、支援に結びつけることができているという話を当時聞いて、菊池市でも同様のシステム活用ができないかという趣旨で質問をいたしました。

当時の答弁は、相談員が困り事を丁寧に聞き取った上で、担当課に直接出向き、情報交換を行い、税務情報や介護保険情報などを得るような連携体制を取っている。さらに支援のための相談者の調整会議を行っており、税務課等関係職員の参加をお願いするなど、関係各課協力しながら、きめ細やかな支援を行っている。今後現体制で取り組んでいきたいというものでした。つまり、必要などころには直接

出向くというやり方を維持するというものでした。

私が今回相談を受けたケースでは、急に日本人の配偶者を亡くされており、日本語に自信がないということであったので、同行を依頼され、一緒にくらしサポートセンターに出向きました。くらしサポートセンターではとても丁寧に対応していただきましたし、寄り添う姿勢も感じました。しかし、相談者の実情をきちんと把握するためには、その後、税務課、子育て支援課、保険年金課も回る必要でした。くらしサポートセンターの相談員さんが一緒に動いてくださったので、その間を利用して私は別行動で学校教育課にも行って問合せをしました。つまり、庁内5課の情報がその方にとって必要だったわけです。それが済んでから、さらに社協と学校にも行きました。

一連の動きの中で、相談者は大切な情報を得ることができましたし、必要な手続きも行うことはできました。しかし、時間もかかりましたし、何より相談者には精神的な負担をかけたと感じました。それぞれの課がシステムを使っている、ネットワークとなっていない。この現状は課題であると私は考えます。

阿蘇市で行われているように、システムを活用して一元的に情報を得ることができれば、相談者の負担は小さくなり、相談員の仕事も効率化できます。

菊池市はデジタル化推進宣言をされており、デジタル化推進基本方針のビジョンでは、市民に必要な情報を瞬時に届けることができるということも、業務の効率化、事務品質の向上に取り組むということもうたわれています。これは市民相談の場面でも生かされるべきではないでしょうか。市民相談時のシステム活用推進について、改めて市の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 一元化したシステムの構築の考えについてというふうなお尋ねかと思えます。

議員おっしゃったとおりでございまして、現在本市においては、複数の課にまたがるような複合的な課題を抱えられているケースの相談に対しまして、可能な限りワンストップで対応できるような体制を考えておるところでございまして、重層的支援体制というところではございますが、そういった中で、システムの連携、これにつきましても検討をしているような状況でございまして。

今後も、相談者の負担を少しでも軽減できるよう、関係各課との連携を深めながら、相談者に寄り添った支援が行えるよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁します。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 システムの連携についても検討をしているということで、相談者の負担を小さくしていきたいという答弁もありましたので、ぜひともその方向で進めていっていただきたいと思います。

行ったときに、やっぱり相談に行く時点でハードルがあつて、それは本当に困っていらっしやったり、心配なことがあつたりして来庁されるわけですから、やはりあっちに行き、こっちに行きというような状況では、相談者にとってよくはないというふうに思いますので、しっかりと取り組んでください。

最後に、外国人が来庁されたときの対応について提案をいたします。

5月29日、菊陽町が外国籍の住民向けに相談窓口を町役場に開設したことを新聞の報道で知りました。役所での手続や、ごみの出し方など、生活全般の相談に応じるとあり、英語や中国語が話せる相談員が対応するとのことでした。

菊陽町は、4月現在、外国籍の住民は559人とありました。既に1,000人を超す外国人の方が暮らしておられる菊池市ですから、本市でも外国人相談窓口を設けることを提案いたします。ただし、出身国の現状から見ても、やさしい日本語の活用が始まっているこの状況から見ても、英語や中国語が話せる相談員は、菊池市では必ずしも必要ではないと思っています。

大事なことは、来庁されたとき、取りあえずここに行けばいいんだということがすぐに分かること、相談の入り口がはっきりしていることです。高齢者の方から困り事の相談があつたら、まずは地域包括支援センターに行ってみてくださいとお勧めしますが、同じような役割だと思います。

相談者がそうであったように、日常会話に不自由はなくても、漢字は苦手、まして自分の相談事がどの窓口で対応してもらえるかは分からないというケースは十分に想定できます。最初に行く窓口が分かれば、あとはやさしい日本語や、翻訳機や、アプリなどの活用で相談に応じることができると考えています。

先ほど、現在外国人からの相談内容は多岐にわたっているという答弁がありましたが、今後、外国人の人数が増えていけば、困り事もさらに増えてくるとわれますし、外国人の方が同伴者なしでも、重いハードルを越えずに来庁できるようになればいいというふうに思います。

菊池管内で外国ルーツの子どもたちの支援をされている方から、家庭訪問したら、年度初めに学校に提出しなければならない書類の数々が手つかずのままテーブルの上に置いてあつたとか、特定健診のことだと思いましたが、健診を受けたいのだけでも、申込書の書き方が分からないという人がいたといった話を聞いたことがあります。



ます。

菊陽町が言われているように、生活全般にわたって相談できることは、これからも増加が見込まれている外国人にとって大きなサポートになると考えます。

外国人相談窓口の設置について、市の見解をお尋ねします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 外国人相談窓口の設置の件でございますけれども、現状としましては、おおよそ月に一、二回程度、日本語があまり話せない外国人が同伴者を伴わず、一人で来庁しているという状況でございます。そのような場合も含めまして、窓口へ外国人が来られたときには、持参されたスマートフォンの翻訳アプリで自分の要望を伝えてくる場合が多く、それ以外でも、窓口で用意しております翻訳機を使用して対応できているため、外国人のお客さんへの対応としては、今後も引き続き翻訳機等を使用しつつ、丁寧な対応を続けていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 質問の趣旨がうまく伝わっていなかったのかもしれませんが、現在の相談の仕方というよりも、行ったときに、例えば表示がはっきりしている、ここに外国人の方はおいでくださいといった中身の表示をはっきりさせて、別に専用の職員さんを置いていなくても、あ、ここにまず行けばいいんだということが、来庁された外国人の方にすぐに分かるようにしていただきたい。対応される職員さんは、その中で、やさしい日本語を使いながら、今言われたように、翻訳機やアプリなどを活用して、相談に当たっていただきたいということです。ですから、どうぞここですよというのを明示していただく方向で動いていただきたいと思えます。

県内でベトナム人技能実習生の孤立出産事件が起きました。リンさんは最高裁で無罪となりましたが、彼女がもっと早くにどこかに相談できていたら、幼い命は救えたかもしれないと思えます。ふだんの生活相談から、困ったら市役所にどうぞという環境が整っていくことを望みます。

次の質問に移ります。

次に、地下水の保全についてお尋ねします。

T SMCの菊陽町進出が決まってから、いろいろな場面で熊本の地下水は大丈夫なのだろうかという心配の声を聞くようになりました。議員の皆さん、職員の皆さん

人も、そんな声を聞かれているとは思いますが、会議や会食の席で、知人、友人との立ち話の中で、美容院でという具合で、本当に多いです。話をされた方々は、地下水を後世まで残さなければならないと言われるし、経済だけを優先させたら、将来に禍根を残すという思いを口にされます。この質問に当たっては、まず何よりも多くの方が地下水のことを心配しておられるということを伝えておきたいと思います。

今回の質問を通して、恥ずかしながら、初めて熊本県地下水保全条例を読みました。この条例は、国に先駆けて、地下水は、土地を所有する人の私有ものではなく、公のもの、公共水であると位置づけた画期的な条例であること、また、地下水保全のために、未然防止の視点に立っているということを学びました。今、この熊本県地下水保全条例を生かしていくことが重要であると思います。

この条例と並んで、熊本には熊本県地下水と土を育む農業推進条例があります。地下水保全に関わって、農業の果たす役割は絶大であると認識しておりますので、こちらに関しては、別の機会に改めて取り上げたいと思います。

今回は、熊本県地下水保全条例と水質汚濁防止法に基づいて、菊池市の現状がどうなっているかを確認し、今後につなぎたいと考えています。

質問します。

1点目、地下水の質の保全についてです。熊本県地下水保全条例では、カドミウム及びその化合物など、人の健康に被害を生じるおそれがある23種類の化学物質を対象化学物質として、事業所などで使用する場合は、使用管理計画を知事に出さなければならないことになっています。現在、菊池市には対象化学物質を使い、使用管理計画を届け出ている事業者は何社あるのか、お尋ねします。

また、届け出た業者が水を排出する場合は、地下浸透水も含めて、国の基準よりも厳しく上乘せした特別排出基準に適合しなければならないことになっています。この基準に適合しない例が菊池市内にあったかどうか、併せてお示ください。

2点目、地下水の水量の保全についてです。

熊本県地下水保全条例では、事業者が地下水を採取する場合、揚水機の吐出口の断面積の大きさが一定以上ある場合、つまり、たくさんの水をくみ上げる場合は届出が必要であり、さらに、吐出口が大きくなると知事の許可を受けることが必要になっています。重点地域、菊池市では泗水と旭志が該当しますが、重点地域では基準がさらに厳しくなっています。菊池市にはこの届出をした事業者と許可を受けた事業者がそれぞれ何業者あるのかをお尋ねします。

さらに、許可を受ける事業者は、地下水使用合理化計画と地下水涵養計画を提出しなければならないことになっています。許可を受けた事業者が提出したそれぞれ

の計画はどのようなものであるか、お尋ねをします。

3点目、国の水質汚濁防止法に基づき、熊本県は公共用水域及び地下水の水質測定計画による水質検査を行っています。令和4年度の検査において、菊池市の地下水で環境基準を超えるものがあつたかどうかをお尋ねします。

4点目、熊本県地下水保全条例で、市町村は県と連携・協力することになっています。県と連携してどのような取組をしていくのか、お尋ねをします。

以上、4点お願いいたします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 議員のご質問にお答えするに当たりまして、県地下水保全条例の概要について、簡単にご説明申し上げたいと思います。

この条例は、三つの視点を基本理念とし、地下水の保全に取り組むことを目的として制定されたものでございます。

まず1点目に、地下水は水循環の一部であり、県民生活と地域経済の共通の基盤である「公共水」であるとの視点でございます。

次に2点目としまして、県民が将来にわたって地下水の恵みを楽しむよう、地下水の採取に伴う障害を未然に防止するとの視点でございます。

最後に3点目としまして、県民、事業者及び行政が連携・協働して地下水の保全に取り組むとの視点でございます。

これらの基本理念の下、地下水の汚染の防止、地下水の適正な採取、地下水の合理的な使用及び地下水の涵養に関し必要な措置を講ずることとなっております。

議員ご質問の本市に立地をしております県地下水保全条例の規定に基づく使用管理計画の届出を行っている対象事業場につきましては、県からの情報提供によりますと、本年3月末現在におきまして、8事業場となっております。

次に、本市に立地をいたします対象事業場におきまして、県が定めた特別排水基準に適合しないと認められた事案につきましては、県によりますと、直近5年間における県の行政検査及び事業者の自主検査におきまして、基準超過の事例はないとのことでございました。

次に、地下水採取に伴う届出及び許可に係る事業者数についてですが、まず、県において地下水保全条例の中で、地下水の採取に伴う障害が生じ、及び生ずるおそれのある地域などを指定地域として指定し、また、特に地下水の水位が低下している地域などを重点地域として指定しており、この二つの地域ごとに、地下水をくみ上げる揚水機の吐出口の断面積により、届出及び許可の別が定められております。

本手における地下水採取に伴う届出を行った事業者につきましては、延べ353

事業者であり、許可事業者につきましては、延べ43事業者でございます。

次に、地下水を採取する者のうち、許可対象者において提出を要することとなる地下水使用合理化計画の内容につきましては、節水、雨水の使用、水の循環使用及び再生水の使用などにより、地下水の採取量を抑制するための方策を立てることとなっております。

なお、許可対象者におきましては、この計画を実施するとともに、毎年度、その実施状況を知事に報告することとなっております。

水質汚濁防止法に基づき、県が実施をいたします地下水質の測定につきまして、令和4年度の測定結果としましては、14県の基準超過があり、超過項目としましては、一般細菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素及びその化合物となっております。井戸の用途につきましては、飲用、雑用及び農業用となっております。

なお、ただいま基準超過項目としてご説明しましたフッ素及びその化合物につきましては、本年5月及び6月に新聞報道されております有機フッ素化合物（通称ピーファス）の代表的なものであるペルフルオロオクタンスルホン酸（通称ピーフォス）及びペルフルオロオクタン酸（通称ピーフォア）とは異なる物質でございます。

次に、本市における基準超過に対する取組としまして、安全な生活飲用水の確保に関する即効性のある対策の一つとしまして、浄水器設置補助制度及び小規模水道施設整備補助制度による各補助対象者への補助を行っているところでございます。

また、超過項目のうち、硝酸性窒素に関するものにつきましては、地下水対策協議会による削減対策に関する審議等を現在行っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 化学物質を使っていて、使用管理計画を提出されている事業者が8者あるけれども、これまで基準超過の事例はないということでしたので、これは大変安心したところです。よかったですと思います。

また、地下水の採取について、延べ届出業者が353事業者、許可を受けた事業者が43事業者ということで、正直、多いなというのが感想でありまして、菊池市においてもたくさんの事業者が地下水の恩恵を受けながら、経済上活動しているのだという状況を改めて認識いたしました。だからこそ、これからの保全も大切になってくるのだと思います。

水質汚濁防止法の基準を地下水で超えたものとして、細菌、フッ素及びその化合物、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素があるという答弁をいただきました。

フッ素及びその化合物というのは、後で私も取り上げますが、有機フッ素化合物

とは別物であるということで、フッ素には因縁がありまして、かつて、フッ化物洗口に反対の立場で質問をしたことがあります。私が危険性があるのではないかという質問をいたしましたら、答弁として、フッ素やその化合物は自然界にも存在しているもので、希釈すれば特別問題視するものではない。歯磨き粉にも入っていますよというような当時の答弁を、今、思い出しているところでありまして、有害性のある有機フッ素化合物とは全く別物というのは認識しています。ですから、細菌も自然由来のもので、地下水の汚染の中で、今、やっぱり一番菊池市にとって課題なのは、人為的汚染である硝酸性窒素と亜硝酸性窒素で、このことに対しては先ほど答弁にあったように、県とも連携をしながら取り組んでいるということは、これまでのいろいろな議員さんの質問を通して承知しているところです。

再質問をいたします。

今後は、TSMCの進出を契機に、様々な企業の進出が予想されます。既に菊池市での半導体の生産を決めた大手企業もありますし、県営の工業団地の造成も決まっています。ますます地下水保全は重要になってきます。市としては、今後の企業進出を踏まえて、地下水保全に関して、どのような取組を考えておられるのか、質問をします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 TSMC等の進出に伴う県の地下水保全条例を踏まえた地下水保全対策についてでございますけれども、冒頭申し上げました県地下水保全条例の基本理念に基づき、県と連携しながら地下水保全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な取組としまして、まず、地下水質保全の観点から、これまで実施してまいりました本市主体による市内地下水質調査、野積堆肥巡回パトロール及び地下水対策協議会による調査・審議等をはじめ、県が実施しております地下水質測定への協力を行ってまいります。

次に、地下水量保全の観点から、雨水浸透ますや雨水タンク設置補助事業の推進、及び水源かん養林整備事業による地下水涵養に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、県からの受託事務であります地下水採取に伴う許可申請書、届出書及び採取量報告書に関する各種事務の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今、様々に言われまして、一遍にそしゃくすることはできませんが、間違いないのは、これまで以上の取組が求められているということだと思います。

現在の地下水保全条例では、許可を受けた事業者は、使用した水量のおよそ1割を涵養することを求められていますが、今後、これを使用した水量の全量を涵養するという方向に改めていきたいという知事の話もニュースで聞きました。

地下水保全条例には監視をすることや罰則規定もあります。そういったことをしっかりと念頭に入れながら、せっかくいい条例がありますので、これが遵守されるように、しっかり見守っていただきたいと思います。

涵養林の話も出ましたが、涵養林のこと、それから、今日は触れませんが、農業との関連についても、しっかりと取り組まなければならない課題だと思っております。

地下水に頼って、私たちの日常生活も経済活動も成り立ってきました。地下水の利用が持続可能でなければならないという理念の下に、熊本県地下水保全条例が制定され、改正も加えられたと認識しています。2012年の改正では硝酸性窒素汚染対策が明記されました。先ほど取り組んでいますという中身の答弁もいただきました。この課題がまだ解決に向けた取組の途上である中、近頃、熊本市内の地下水から国の基準値を超える有機フッ素化合物のピーフォスとピーフォアが検出され、地下水汚染の新たな課題になっています。県は、今後、菊池市を含む13市町、17か所で調査を始めるとしています。結果がとても気になっているところです。

有機フッ素化合物は水や熱に強く、油をはじく性質から、調理器具、包装用品、撥水加工の衣類、泡消火剤など、多くの製品に幅広く使われてきましたが、自然界で分解するには数千年もかかると言われるほど、環境在留性が極めて長く、発がん性が指摘されるなど、健康被害につながるとして、世界的にも問題になっています。アメリカの公文書では、有毒で、どこにでもあり、永久になくならないという記述があるそうです。

日本でも河川や地下水から高濃度のピーフォス、ピーフォアが検出されることが相次いでおり、沖縄や東京では人の血液からも高い濃度で検出されています。汚染の広がりが問題になる中、日本でもピーフォス、ピーフォアは、原則として、輸入・製造が禁止されています。しかし、代替が困難であるとして、半導体やフィルム製造に限っては使用が認められております。

代替は無理なのかと思っておりましたら、6月13日、熊日新聞の記事に次のようにありました。「ピーフォスとピーフォアは、2020年5月、水質汚濁防止法の監視項目に追加された。県内の大手メーカーの半導体製造拠点では、19年以降、

ピーフォスとピーフォアの使用を中止、代替品を使って製造している」とありました。代替品が可能であって、既にピーフォスやピーフォアを使っていないメーカーもあるということを知りました。そうであるなら、有害性があって、永久になくならない化学物質など使わないにこしたことはありません。

菊池市は、地下水汚染防止のために予防原則に立ち、今後、進出する半導体製造業者に対して、ピーフォス、ピーフォアを使用しないという協定を結んでいくべきではないでしょうか。市の考えはどうでしょうか。

先ほど熊本県地下水保全条例の三つの基本理念の中に、未然の防止ということを言われました。未然の防止のために、ぜひ取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 今後における有機フッ素化合物に関連する事業者との協定締結について、どのように考えているかとのことですが、本市といたしましては、関係法令等の遵守をはじめ、今後、県が実施いたします地下水質測定の中で、本年度より、本市を含む県内13市町の17か所におきまして、ピーフォス、ピーフォア及びペルフルオロヘキサンスルホン酸という三つの物質を追加して測定を行う計画となっておりますので、今回の調査結果や今後における国や県などの動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁します。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 先頃、県やくまもと地下水財団など5者は、このくまもと地下水財団には菊池市も入っていると承知していますが、JASMと地下水かん養についての協定を結びました。ソニーセミコンダクタも工場建設時に地元と協定を結び、2003年から大津・菊陽地区での湛水事業を始めています。この湛水事業によって、使用するほぼ全量の水を涵養するということを目指しているそうです。菊池市が独自で水質保全のための協定を結ぶことも可能ではないでしょうか。

昨年の日経新聞には、「2025年にもEUで有機フッ素化合物を制限する見通しが強くなっており、半導体メーカーは、代替品の開発や調達に力を入れる必要があります」という記事がありました。メーカーとしても、将来的には避けて通れないことだと思います。

改めて、菊池市の積極的取組を求めていきたいと思えます。秋頃までに県の検査結果が出るようですので、その折には重ねて質問をさせていただきたいと思えます。

2020年、ピーフォス、ピーフォアは、水質汚濁防止法の要監視項目に追加されています。このことを反映して、熊本県地下水保全条例の対象化学物質にピーフォス、ピーフォアを加えるべきではないかと私は思っています。今後は県に対してもそのことを求めていきたいということを述べて、今日の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩　午前10時51分

開議　午前10時58分  
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員　皆さん、おはようございます。議席番号1番の本藤潔でございます。私が住む豊間地区の近くでは、既に田植えが終わり、農家の方々は、今、水の管理をされている日々が続いておるところであります。10月の収穫まで非常に楽しみであるところでもあります。ですけど、先ほど大雨による土砂災害の警戒レベル3が発令されました。大きな災害がないことを願うばかりですが、自助・共助・公助の視点を持って備えていきたいと思っているところでもあります。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、菊池溪谷の整備について、インバウンド事業について、移住定住につながる施策について、お尋ねをいたします。

まず最初に、菊池溪谷の整備についての質問でございます。

菊池市が誇る地域資源でもある菊池溪谷は、日本名水百選、日本森林浴の森百選、日本の滝百選、くまもと緑の百景、熊本の自然百選など、溪流と豊かな森が織りなす四季折々の絶景は、各地から訪れる多くの方々に癒やしと感動を与える場所であることは、私が今さら言うまでもありません。

熊本地震からの災害復旧・復興を経て、コロナ禍の中でも、この美しい景観を守り管理されている、現在は菊池溪谷を美しくする保護管理協議会及び関係者の方々に、市民の一人として感謝するものであります。

ここに、令和元年から令和4年の総入谷者数の実績数があります。コロナ前の令和元年は13万1,028人の入谷者数であり、コロナ禍の令和2年は約9万6,000人、令和3年は約8万6,000人と少し落ち込んだものの、令和4年には10万人を超え、10万8,356の方が癒やしを求めて訪れております。本年



令和5年も5月までの累計で2万人近い1万9,366人の方が既に足を運ばれており、これから夏から秋にかけて、ますますパワースポットとして、多くの方でにぎわうのではないかと考えて、期待しているところであります。

そこで、多くの方を受け入れるに当たり、本市として、菊池溪谷の今後の整備計画があるのかどうか、また、入谷者、利用者からの声や要望等があるのか、あるとすればどのような声があるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、菊池溪谷の市としての整備計画につきましては、自然環境整備交付金事業を活用した5か年計画を策定しており、主な整備内容としましては、トイレの整備や休憩所の建て替えになります。

また、菊池溪谷を美しくする保護管理協議会では、自然休養林として安らぎの場の環境づくりを目指しており、景観整備や歩道整備等の計画を作成しております。

そのほか、県につきましては、本年度、九州自然歩道の落石対策や手すり設置など安全対策に係る整備を予定されているところでございます。

次に、利用者からの要望につきましては、溪谷内の歩道については、随時危険箇所の整備を行っておりますので、不便に感じられるような声はほとんどございません。

一方、トイレは、一部くみ取式であるため、衛生面でのご意見をいただきますので、市の整備計画に基づきトイレの建て替えや改修工事を進めてまいります。

このほか、要望があった場合には、整備計画を見直すとともに、優先順位の高い内容から整備を行います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 景観整備または安全管理をされているということでもあります。

県内外のいろんな会合等でも、菊池市のPR的な話をする機会があるのですが、そこで、行かないというよりも、行けないという話をよく耳にいたします。時間がなかったり、体調が思わしくなかったり、当然用事が重なったりもそうなんですけど、行ってみたいけど、歩くのがつらいと言われることも実はよく耳にいたします。実際に高齢者の方や、足が不自由な方から、行ってみたいけど、足腰が丈夫でないからとの声を聞くわけなんです。

先日、関係者の方も含めて溪谷を歩いたわけなんですけど、部分的に電動カートを導入してはどうだろうかという話をいたしました。菊池溪谷の左岸側、ビジターセンターから広河原までの九州自然歩道、先ほど部長もおっしゃいましたが、九州自然歩道約1キロの距離であります。右岸側を含めて一周するのは、それは無理な話なんですけれども、九州自然歩道だけでも電動カートを利用すれば、歩くことが困難な方や高齢者の方でも菊池溪谷に踏み入れ、自然を満喫できるのでないかと思うんですね。実際にそういう目線で片道約1キロを、往復2キロですけれども、歩いてみると、黎明の滝、紅葉ヶ瀬、竜ヶ淵、天狗滝、四十三万滝、そして、広河原まで、電動カートでも十分堪能いただけると感じた次第です。車椅子でのもちろん移動手段もありますが、正直、坂が多少あってしんどいんですね。九州自然歩道の電動カート導入についての見解はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

電動カートの導入につきましては、高齢者の方や足が不自由な方にとりまして移動の利便性を向上させるとともに、より多くの人々が観光地などを利用しやすくなる一つの方法だと思われまます。

一方、運転手の問題や、電動カート利用者と歩行者の安全確保、また管理面など様々な課題が考えられますので、電動カートだけではなく、どのようなものが適切か、調査・検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 当然国立公園でありますから、国の林野庁であったり、九州自然歩道は県の管轄であり、しかも歩道の真ん中にそのゴムの支柱みたいな仕切りがありますから、あれは林道として車両が通ることも承知をしております。

高齢化社会にありまして、いろんな似たような取組を調べてみました。和歌山県の太地町、これはクジラで有名な町なんですけど、小型連動カートを利用した自動運転サービスがあり、これは自動運転カートと町を公園化することで、高齢者の外出促進を図るということで導入をされております。

沖縄県では観光地モデルとして、無人自動運転移動サービスを開始しているところもありますが、当然ここ菊池溪谷においては、環境の違い、それから利用度や予算、費用対効果を考えると、無理があるとは思いますが、例えば県南の芦北町でも、一度導入した例がありましたけど、採算ベースに乗らないとのことで、撤退されたケ

ースもあります。

私は、そういうものではなくて、例えばこの地に合った、例えば部長もご存じのゴルフ場での電動カートイメージしてもらえば分かると思いますが、ああいったものであります。もちろん、いざ購入となると費用がかかりますから、季節限定でレンタルをして、試験的にも導入してみることは可能ではないかと考えております。第1駐車場から乗降場所まで歩いて、一般の方々は行きますが、その数キロ先に中央駐車場がございます。その中央駐車場から、今はシャトルバスで運行サービスを行っておりますよね。年間の5月、8月、11月の3か月間、この期間だけでも電動カートを導入する価値はあると思いますが、いかがでしょうか、再度お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

電動カートの試験的な導入、また導入だつたりにつきましては、溪谷の特性を考えますと、様々な問題があると考えられます。

まず、最も重要なものは溪谷内での安全性の確保ですので、電動カートに限らず、環境への影響なども考慮しまして、何がいいのか、何かできるのかというのを調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだと思っております。事業を考えるときには、必ずその価値とリスクをてんびんにかけるわけでありまして。その事業の価値が高いと思っても、取り除けない様々なリスクがあるとすれば却下をいたしますが、そのリスクを最小限に抑え、リスク回避ができれば、実施できるものと判断をいたしております。

安全性で言えば、例えば事前に入谷者に言葉をかける、また、林道に車両が通るのであれば、事前に協力をお願いするというのも十分できるのではないかと考えております。当然地震に遭ったり、落石のリスクはあるかと思いますが、それは健全者も同じであると思っております。注意喚起をしながら、譲り合いをお願いし、接触防止に取り組むことができれば、お互い気持ちよく利用することができると思っております。歩道全体の安全性を含めてご確認をいただき、検討いただきたいことをお伝えして、次の質問をいたします。

次に、インバウンド事業について質問をいたします。

T SMC 事業を見込んだインバウンド事業については、本年度予算として、観光プロモーション事業などを含んだ総事業費で2,400万円ほど計上されております。

今回は、菊池観光協会、菊池国際交流協会、菊池市観光客誘致対策協議会、菊池市商工会、それから菊池温泉観光旅館協同組合の方々と意見を交わす中で、インバウンド、いわゆる訪日外国人旅行者をいかに呼び込むのかという観点から、入り口と出口で言えば、入り口の部分に関してお尋ねをいたします。

昨日もインバウンドに関しての質疑があり、答弁もありましたが、外国人観光客をチャンスと見て、そのチャンスを逃すことなく呼び込みたい。では、どうすれば具体的に実現するのか、そういう思いから質問をいたします。

本市での現在の取組や現状、認識をお示してください。

二つ目に、外国人観光案内所等の設置は考えているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

昨日の泉田議員及び稲継議員の答弁と重複しているところがあるかとは思いますが、菊池市観光振興ビジョンに基づき、今後のインバウンド需要の本格的な回復を見据え、訪日外国人旅行者のターゲットを台湾及び香港に定め、関係団体と連携しながら、誘客促進及び観光消費額の拡大を目指し、取組を推進しております。

今年度は、観光庁の補助金を活用し、菊池一族や菊池溪谷などの地域資源を活用した体験コンテンツの造成に取り組み、観光資源の磨き上げから販路開拓まで一貫した取組を推進しているところです。

また、訪日外国人の滞在時間延伸による観光消費額の拡大を図るため、玉名市、山鹿市、和水町で構成しております熊本県観光協議会（後に発言の申出があり、「熊本県観光協議会」を「熊本県北観光協議会」へ訂正）の中で、広域連携のメリットを生かした台湾・香港向けプロモーション及び受入体制整備に取り組んでおります。

なお、ご質問にありました外国人観光案内所の設置につきましては、菊池観光協会において訪日外国人の受入体制整備に取り組む予定であることから、既存の施設での対応を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。先ほど「熊本県観光協議会」と申し上げましたが、正しくは「熊本県北観光協議会」となります。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 再質問の前に、確認なんですけれども、今、部長のほうから台湾と香港をターゲットにするというお話だったんですが、これはあくまでも今現在のそのプランに基づくものであって、将来的には、例えば韓国、シンガポール、フィリピンも含めた東アジアや英語圏をターゲットにするという認識でよろしいでしょうか。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、多くの外国の方が大勢来ていただくというのが一番いいんですけども、まずはターゲットを台湾と香港に定めて、その後、先ほど言われましたように、アジアだったり、英語圏だったりの方々がたくさん来ていただくような、そこまで波及するようなことで進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 今後のTSMC事業を見込んで、台湾や東アジアを中心とした外国人旅行者のみならず、中華圏や英語圏の観光需要が高まる中で、菊池市に呼び込む核として、拠点となる観光案内所は非常に重要だと私は考えております。

今後、菊池市に来やすいように環境を整えること、菊池市にアクセスをし、関心を持ってもらうことなどを考えますと、日本政府観光局（JNTO）のカテゴリー認定を受けるのも一つの戦略になり得るのではと思っております。

この日本政府観光局（JNTO：Japan National Tourism Organization）で、正式には国際観光振興機構とありますが、この日本政府観光局（JNTO）、これは日本の魅力を世界に広めるために様々な取組を行っておる機構であります。各地で外国人旅行者の誘致対策の取組をサポートしているわけなんですけど、そのカテゴリー認定というのがございます。カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3、認定を受ける取組は非常に有効ではないかと思っております。

ちなみに、このカテゴリー認定を受ける要件としましては、カテゴリー3であれば、常時英語を含めた3か国語の案内ができる体制であることとあります。カテゴリー2は、少なくとも英語で対応が可能なスタッフが常駐すること、カテゴリー1は、常駐でなくとも、何らかの方法で英語対応が可能で、地域の案内を提供することとなっております。

ただ、このカテゴリー認定を受けるメリットは、案内所の機能向上に関する支援、

情報提供に関する支援、言語に関する支援、それから、おもてなしの研修を受けることができるなどが挙げられますが、私は何よりもカテゴリー認定を取得することで、訪日者の目に留まりやすくなり、アクセス数が増えて、菊池市に訪れる方が飛躍的に増加する可能性があるということです。

カテゴリー3に限って言えば、全国では今年の2月末時点で52の案内所がカテゴリー3に認定されています。その中に菊池市とほぼ同じ人口の三重県の志摩市が新たに入っていましたので、私はほかにもいろいろ調べまして、志摩市観光案内所に電話で取材をさせていただきました。伊勢志摩サミットが開催された2016年には5万9,000人の方が来訪され、2019年までは約5万人をキープしていたようなのですが、2020年には4,300人、2021年には680人と、コロナの影響でインバウンドのお客さんが激減したと残念がっておられましたが、それは志摩市に限ったことではありません。ただ、志摩市が違うのは、ここから戦略を変えたことです。隣に伊勢神宮の伊勢市があり、その手前には鈴鹿市や四日市市があるんですが、カテゴリー3の認定を受けることで、中部・近畿圏観光のいわゆるハブ的な役割を担おうとされたことなんですね。

菊池市には鉄道もなければ、熊本の観光の玄関口であるとは言い切れないところなんですけれども、しかし、空港には、空港までのアクセスもいいし、阿蘇にも近いし、温泉もある。ちょっと菊池市まで足を延ばしてみよう、または菊池市に滞在しながら周辺の観光地に足を延ばすというようお客様を増やせるのではないかと考えております。

九州の熊本の真ん中に位置する菊池市が、ある意味、情報基地として、いろんな問合せにも対応し、情報を発信していく。このカテゴリー2またはカテゴリー3認定を目指すことは、TSMC進出に関連して、いろんな意味で潮目がこちらに向いている今、この菊池市をより知ってもらう取組の一つとして、JNTOのカテゴリー認定を受けることは、地域の観光活性化、経済的にもプラスになるものと思いますが、どうお考えでしょうか。

ちなみに、県内では、カテゴリー認定を受けている、カテゴリー2は7か所、カテゴリー3はゼロが現状であります。

先ほど外国人の観光案内所に関しては、既存の施設で対応するとのことでしたが、私は日本政府観光局（JNTO）のカテゴリー認定を目指すことを非常に有効だと思いますが、その考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

J N T O認定外国人観光案内所の認定取得につきましては、観光案内所施設ごとに認定を取得する必要がある、また観光案内機能を有する菊池観光協会が主体となりますので、菊池観光協会の認定取得に向け協議を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 昨年11月でしたか、市の担当課の方も志摩市のほうに行かれて研修を受けたということもお聞きしておりますが、いろいろ模索されているということも承知をしているところであります。

最近、菊池市内の某ホテルを通ると、大型バスがよく停まっており、韓国からのゴルフパック利用のツアー客とのことなんですが、しかし、夜はホテルから一歩も出られないということなんです。

親日国である台湾、香港、シンガポール、フィリピン、ベトナムなど外国からの訪日外国人旅行者のほとんどはツアーではなく、個人で行きたいところに旅行をされる。ご承知のとおりです。特に日本の文化や伝統のこんなものに関心があるのかと思うことも少なくありません。

先ほど部長からも答弁がありました菊池観光協会のホームページにもありますが、菊池市にはその資源が豊富にあると思っております。その菊池観光協会のホームページの中には、温泉、歴史、菊池市の観光とありますが、菊池市の体験アクティビティ、これが一つのキーになるのではないかと考えております。人力車もあれば、菊池溪谷、菊池神社、温泉に、祭り、川遊び、まち歩き、もっと言えば、田植え体験、農業体験、竜門ダム、今は休止をしておりますが、イデベンチャー等々、魅力的な体験コンテンツを充実させるには非常に恵まれた菊池市であると私は思っております。

呼び込むために環境を整えること、関心を持ってもらうことが必要なインフラ整備であり、そのためのカテゴリ認定取得であり、もっと言えば、例えば標識であっても、英語、中国語、韓国語は対応しておりますが、台湾語を明記することとか、そこから環境を整えることもできるのかと考えているところであります。

また、台湾フェアであったりとか、アジアフェア、屋台村であったりとか、いろいろ考えることも可能でありますし、孔子公園一帯で開催して配信していくことも、今後、必要かなと考えているところであります。

外国人観光案内所も含めて、訪日外国人旅行者を菊池市に呼び込む施策について、市長のお考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 いわゆるインバウンドのお客様に対する今後の対応方針という趣旨でのご質問でございました。

現在、訪日外国人旅行者数は回復傾向にありまして、TSMCの本格稼働や、あるいは阿蘇くまもと空港のリニューアルオープン、それに備えた台北の直行便の就航等々と、いろんな追い風が吹いておりまして、今後、台湾を中心としてさらなる誘客が見込まれるのではないかと期待しているところでございます。

ただいま菊池市にある様々なコンテンツ、特に自然、祭り、食、こうしたものを活用しながら、もっといろんなことができるのではないかというふうなお話でございまして、私も同様の考えでございまして。これまでそうした資源を商品化して、多くのお客様に楽しんでいただくということで、いろんな団体の方々とも協働してきたところでございますけれども、これのさらなる発展のためには、もっともっと官民一体になって、特に民間の皆様にもっと入っていただいて、創意工夫をしながらお客さんの満足度を上げるためのサービス提供が重要であると、こういうふうに思っております。

資源がいいものがあるというのは、もう皆さん、どなたもお気づきであるわけでありまして、それ以外にもまだあるわけでありまして、せんだって、観光関係、それからアウトドア関係の方々を組成する形で、市がいろんな資源を見て回っていただけませんかというツアーを組成したところでありまして、新聞でも紹介をされておりましたけれども、そういった眠った宝はまだいっぱいあるんですね。そうしたものを発掘して、いろんな方につないでいく。それから、それを発信していく。こうしたことは特に行政の役割として重要であるというふうに思っております。こうしたものを一つ一つの商品化というものは、やはり民間のほうで担い手になっていただかせないと、なかなか長続きをいたしません。そういうふうな役割分担をしっかりとしながら、市民の皆さん、団体も含めた市民の皆さんが主体的に取り組んでいただけるような環境整備をこれから力を入れていきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。私はその新聞でも報道された内容にまだまだ隠れた資源がたくさんあるなということも感じた次第であります。

外国人インバウンドに限って言えば、外国人は何を欲しているのか、何を望んでこちらに来られるのか、声を聞きながら、官民一体となって、それを観光戦略とし



て進めていく。そのための情報、基地というのが必要だと思いますので、ご提案申し上げます。次の質問へ移ります。

最後の質問であります。移住定住につなげる施策についての質問であります。

前回3月議会の一般質問の中で、交流人口の拡大について質問をいたしました。国際交流、友好都市交流、文化的交流、スポーツ交流、歴史的交流など、様々なつながりを持った関係性を構築して継続することは、その中でまた新たなものが創出されるという意味でも、交流自体は大事なものだと思っております。

ただ、人口減少に歯止めが利かず、一部の市町村を除き、県内ではどうでしょう、合志市、菊陽町、大津町、嘉島町あたりでしょうか、それ以外の多くの市町村においては、多くの自治体では人口が減少し、これからの人口減少社会にどう向き合っていけばいいのか、頭を抱えているのが現状かと思っております。

どう向き合っていけばいいのか、そのヒントとなるのが交流人口でもなく、定住人口でもなく、第三の人口の考え方、関係人口だと言われます。ちょっとだけ訪れるだけの観光や交流ではなく、かといって、長期間滞在し続ける定住でもない。「観光以上、定住未満」と言われ、これは政府が地方創生の一環として推進しているものであります。

私は、直接的にこの取組が、例えば過疎問題の解決につながらない面もあるということによく理解しておりますが、関わりの中で、地域の人々の幸福度を上げようとすることはできるのではないかと考えております。

そこで、質問いたします。

今後の人口減少社会にあって、関係人口の創出というものがよくキーワードと言われますが、本市ではどのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

二つ目に、関係人口から移住定住につなげる保育園留学という取組を自治体が行っているところがあります。これは一昨年度から、ある民間企業が内閣府の地方創生SDGs官民連携プラットフォームの優良事例として取り上げられたことから、よくテレビでもメディアでも取り上げられていましたので、皆さんご承知のことかもしれませんが、いわゆる都市部の移住体験を希望する子育て世帯の方々が、地方の保育園や認定こども園を約2週間程度利用をし、保護者は滞在用住宅でリモートワークで仕事をすることもできると。地域社会と子育て家族をつなぎ、未来をつくる留学プログラムであります。内閣府の一時預かり事業を活用し、地方の地域の認可保育園と公式連携した暮らしと職域のワーケーションプログラム、これを提供するものであります。例えばですが、このような取組についてどのように考えるか、お示しをください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、おはようございます。今の本藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、関係人口の創出に関する取組、考えということでございました。

まず、関係人口とは、先ほど本藤議員もおっしゃられましたように、仕事や観光などで地域を訪れる「交流人口」や、地域に居住・移住する「定住人口」とは異なり、地域と多様な関わりを持つ人々のことを指すと理解しております。具体的には、二拠点居住する人や、地域にルーツや愛着がある人、祭りやイベントの運営に参画して楽しむ人など様々であると理解しております。

人口減少や高齢化が進む地方において、新たな地域づくりの担い手となり、将来的には移住につながることも期待されると考えております。

本市では、オンライン移住イベントや移住体験ツアーのほか、市ホームページや、移住ポータルサイト「SMOUT（スマウト）」での移住支援制度及びイベント情報、本市に移住された方のインタビュー記事の紹介などにより、関係人口の創出に取り組んでいるところでございます。

また、ふるさと納税制度を活用して農産品や体験など本市の魅力を広く発信し、寄附者のリピーターを獲得するなど関係人口の創出を図っております。

観光面での関係人口創出につきましては、本市に愛着を持ち、関心を寄せていただける「菊池ファン」を増やす取組を進めてまいりました。

具体的には、全国34万人いるとされる「きくちさん」のふるさととして「全国のきくちさんサミット」や「オンライン交流会」などを開催し、菊池ファンの創出と交流を進めております。

また、菊池観光協会でも、菊池ファンの交流の場として「菊池ファンクラブ」をつくり、食、歴史文化、自然、温泉など本市の魅力を活用して、より多くのファン獲得につながるよう取り組んでおります。

2点目のご質問で、保育園留学の取組についての市の考えということでございますが、本市は現在、移住定住施策の一環として未就学児を持つ子育て世帯の転入促進に取り組んでおり、子育て中の親子をターゲットとした関係人口の創出は、重要な移住定住施策の一つと考えております。

保育園留学については、都市部の親子を地方で短期間受け入れることにより、移住体験を通して関係人口を創出する取組であると理解しております。

議員ご提案の保育園留学について、ニーズや効果、受入態勢、課題など、他自治体の事例も参考にしながら、調査・研究を行ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ぜひ調査・研究を行っていただきたいと思っておるところであります。

関係人口ポータルサイト、これは総務省のホームページの中にあるんですが、関係人口となった方の声という投稿を全部読んで共通するのは、やはりその地でともに体験すること、ともに共感することが今後のつながりといいますか、コアになるものだと感じました。何をもちいて関係性をつなぐのかという観点から考えると、この保育園留学の取組は、新たな関係人口創出から移住定住へつながる可能性があるのだと思いました。

地元の関係者の方ともお話をする中で出た意見が、菊池市ほど風光明媚で自然豊かで体験をやっているところって、ほかにもありますが、一致しているのではないですかという声もいただきましたので、今回お話をさせていただいた次第であります。

北海道の厚沢部町で一昨年初めて実施され、昨年全国2例目が天草市のもぐし海のこども園で実施されましたので、私、昨年話を伺ったわけですが、1家族を受け入れるのに、希望者といいますか、150人待ちだとのことでした。

現在、全国で19か所が受け入れられているんですが、同じ天草市にある崎津保育園さんも、今月初めに受入れをされたということでしたから、電話でお尋ねをしたところ、自然豊かな場所で生活する原体験が失われている証拠で、またそれを求め、そのようなところで子育てしたい家族のニーズが、私たちの想像以上に多いということを実感していますと話をされました。

私も思います。菊池市ほど自然に豊かで原体験といいますか、風光明媚でいろんな顔を持つ環境というのは、ほかの自治体があったとしても、恥じないぐらいのものがあると私は思っております。

この短期滞在中に、地域の方と関わりながら、移住体験と暮らし体験と保育園での一時預かりのパッケージで、家族にとって第二のふるさとになりつつありますと、ある利用者の声もありましたが、保育園留学を通して、例えば菊池市を好きになれば、第二のふるさとだと思ってもらえるのであれば、特産品やお米や牛肉やいろんなものを取り寄せる方もいるでしょう。旅行につながる可能性もあります。行く行くは移住する家族も出てくるかもしれません。要は関わりようだと思っております。短期滞在者による経済効果が地域活性化につながれば、地域の人々の幸福度も上がるのではないかと思っております。

天草市の担当部署にも取材でお尋ねをいたしました。電話を入れましたが、事

業が終わった後も、数週間の滞在が終わって、はい、さようならではなくて、例えば天草ふるさと住民というのがあります、これは菊池のファンクラブみたいなものだと思いますが、入会をしてもらい、イベントのお知らせや割引、広報紙などを届けていると。またはPR隊等をつくって、常に情報発信とかやり取りをしながら、関係性をつなげているとのことでありました。いろんなお話を聞く中で、ああ、人は理屈では動かない。感情で動くものだなという言葉思い出しましたが、先ほどお話がありましたリアル体験イベントであったり、また、お試し住宅体験ツアーですか、そういうのに関しましても、菊池ファンクラブの拡大に関しましてもやりながら、やった後でも、人間的なあと一押しというのが実は大切なことではないのかなと感じた次第でした。

最後に、市長にお尋ねいたしますが、本市でも移住定住に関する施策が実施されておりますが、保育園留学の事例も含めて、関係人口の創出から移住定住につながる事業について、市長のお考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、保育園留学という提案についての考えを述べよという趣旨でのご質問でございました。

その前段として、関係人口というものの大事さということを議員のほうでも、今、力説されておりました。実はこの関係人口創出というのが、私どもの癒しの里戦略の根幹の部分でありまして、なかなか人口減少を止めようがないという大きな流れの中で、人口が増えなくとも、その菊池ファンが増えれば、それは様々な経済効果につながるということで、菊池市のファンを増やそうというのが一番の眼目であったわけです。そのために、持っている自然素材等々を生かしながら、それを観光につなげていこうと。それでファンになれば、またそれがネットの買物にもつながる。ふるさと納税にもつながる。また、熊本地震を経験しましたが、あのときもそういう、いわばファンの大事さというのを痛感したわけでありまして、そういうことで、ここにもっと力を入れていこうということで、菊池ファンクラブもできてきたわけでありまして。

そういう背景の中で、その物売るだけではなくて、こと、人、暮らしを体験してもらい、あるいは、様々な農業も含めた体験をすることで、菊池市のよさを実感してもらい。人とつながることで絆ができるということが非常に重要だということも、私どもは分かってまいりました。

そういう中で、議員がご提案いただきました保育園留学というのは、都会から若い世代を呼び込む上での大変新しい取組だなというふう感じまして、大きな可能

性を感じました。こうした新たな取組について、ニーズや効果、あるいは受入態勢、特に課題など、他自治体の事例等も調査・研究を進めながら、さらなる関係人口の創出につなげていきたいというふうに考えております。

恐らく自然環境は当然として、その保育園に求めるもの、あるいはレベルというものも、通常の保育園とは違うかもしれません。そうしたことも含めて、研究をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

実は、先ほど天草市内の崎津保育園さんの例をお話ししましたが、今月来られた利用された方は、何と都会の方ではなく、島根の方だそうなんです。言わんとすることは、今、都会の方、子育て世帯のみならず、いろんな全国の方々の中で、これだけ家族の在り方の多様化が進んでおりますので、必ずしも都会の方だけがこの保育園留学を利用されているのではないということをご教示を先日もいただきました。

今申しましたように、いろんな多様化が進む中で、移住定住の施策が地域課題の解決に寄与するものであることを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、本藤潔議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時44分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 皆さん、こんにちは。田中教之です。

本日は、大きく三つの質問をさせていただきます。

まず、歴史的資料の利活用について質問させていただきます。

菊池市内には多くの文化財や歴史的資料が多く存在します。ですが、その多くは一般の家庭と申しますか、個人宅に管理されているものがございます。それが高齢化の影響で、それらが流出する危機もあるのかなと思って、ちょっと問題意識を持

っております。

教育委員会では、既にそういった資料などを個人から寄贈とか寄託を受けて、保存や管理をされていると思いますが、その過程において課題も多いのかなと思っております。

また、それらの資料の利活用として、市民向けや観光客向けに展示という形で、そういったことをされていますが、そういった展示等をその機会を増やしていきたいなども考えております。それは菊池市にあるそういった歴史的資料だけでなく、菊池市外、県外のそういった歴史的な資料も集めて、展示会などの催物を定期的に行ったほうがいいかなと思って、今回、質問しようとした経緯がございます。

そこで、1回目の質問なんですが、歴史的に貴重な資料など、保存状況と課題についてどういう状況なのか、お示してください。

また、資料を展示するなどの利活用の状況と課題についても、お示してください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの田中議員のご質問にお答えします。

現在、市で所有しております資料につきましては、古文書は温度や湿度が管理された中央図書館の古文書保管庫に収蔵しております。また民具等の資料につきましては、旧水源北小学校体育館ほか、市内の3か所の収蔵施設に分散して収蔵している状況でございます。

課題としましては、収蔵スペースが限られていること、古文書保管庫以外では、温度や湿度の管理がなされていないこと、複数か所に分散して収蔵していることが挙げられます。

次に、展示する際の課題はということでございますが、所有しております資料のうち、展示が可能なものにつきましては、まちかど資料館、泗水公民館、中央図書館展示スペースで展示をしております。また古文書等はデジタル保存し、アーカイブとして常時公開を行っております。

また、令和4年度の公開実績としましては、まちかど資料館において「太田黒家住宅主屋・蔵」国登録有形文化財、登録記念企画展」と「菊池市所蔵絵画展」を開いております。中央図書館展示スペースにおいては「企画展肥後渋江家を紐解く」と「石淵家地球儀展」を実施しております。市が所蔵している文化財はそのような形で公開を行っております。

課題としましては、展示スペースが狭く、資料展示が限られること、セキュリティや温度管理等が十分でないことが挙げられます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 古文書保管については、そういった温度管理できるというか、紙ですので、やっぱりそういった場所があるんですけど、民具とか、それ等に関しては、そういったのが少ないという課題があるというふうにおっしゃいました。

展示のほうは、確かに私も、今、伺っていただいた点については、見に行ったり、あと新聞等でも取り上げられて、こういったものがあつたのかと思って驚いておるところでございます。

こういった質問をするきっかけになつたのが、二つ、ちょっと出来事がございまして、一つが、私の住んでいる原のほうの家の近所に、武藤家という肥後藩の森林管理というんですか、そういったところのあつたところの武藤家の屋敷が、当初は歴史的価値があるというふうに伺つたんですけど、当主の方が亡くなられてから、やはりお子様の代、お孫さんの代になってくると、なかなか遠く離れて住んでいたりされて、管理があまりよくなかつたということで、その屋敷自体がそういった文化財には認められなかつたというところがございます。また、その武藤家にそういったいろんな江戸時代の資料とかもあつたんじゃないかというふうに言われたんですが、そういったやはり離れて住んでいると、身内の方でもなかなかその資料がどこにあるかとか、それは価値があるのかとなかなか分からずに、まとめて市外の業者に渡されたというような話もお聞きしたりして、非常にもつたいないなというところがあったというところがございます。

もう一つは、全国菊池の会の副会長をされている紺野健二さんという方、皆さんお会いされたこともあると思いますが、福島菊池一族の末裔の方で、その方と数年ぶりに今年の4月にお会いすることがございまして、改めて紺野家にある宝物というんですか、刀や磁器、あるいは家系図みたいな古文書、いろんな日記のようなものをずっと書き写していったものみたいなものもありまして、そのような話をしていくうちに、やっぱりなかなか保管が大変だと。やっぱりずっと代々個人のお宅でやってきて、金庫に収めたりしてというところで、そういう話をお聞きして、改めて、数年前に福島菊池一族ということで、先輩議員の方は行かれたと思いますし、執行部の方でも行かれたかと思いますが、玉名市の歴史博物館で「福島菊池一族」ということで、平成21年の11月からこういった展示も行われました。その際に展示されたのが則隆公の太刀であつたり、さや、あとは茶わんだったり、家系図等々、多くのものが出展されております。これらも紺野さんが車で運んだと。福島から玉名市までというところで、そういったご苦労も、久しぶりにお会いした

ときにお聞きしたところでございます。

紺野さん、本当に熱い方と申しますか、菊池市に対してすごいもう深い愛情を持っている方で、改めて紺野家のこともよく知りたいと思って、先日、ちょっと福島のほうに訪れてお邪魔してまいりました。紺野さん自体は福島の郡山市というところにお住まいなんですけど、もともと紺野家、菊池家から紺野家に移るんですけど、それがずっといたのは隣の二本松市というところに、そういった紺野家、その前の菊池家のゆかりのある場所とかありまして、宝物だけじゃなくて、そういった旧屋敷とか、お城跡とか、お墓とか、そういったところ、二本松市のほうで見てきたところでございます。

ただ、先ほど申したように、紺野さん自身も、もう70代後半ぐらいで、なかなかもうこれを管理を次に任せるのもなかなか難しいんじゃないかということもおっしゃいましたし、あと、紺野さんの希望で、菊池市で、玉名市ではなくて、菊池市で展示会をやってみたいなという要望もあったようなんですよね。そういうふうには、武藤家のように、なかなか身内であっても、なかなか価値が気づかずに、そのまま流出してしまうという事例と、紺野さんのように、菊池市以外、東北のほうでもそういった文化財があると。菊池一族に関する文化財があるという状況を踏まえて、2回目の質問なんですけど、そういう学術的にはその調査過程にあるようなもの、また、個人が保有する貴重な宝物や資料、そういったやはりもう管理できないという場合は、教育委員会が保存や管理することは可能なのか。加えて、そういったものを菊池市で展示したいという、そういう展示会を開きたいという場合には、そういったふさわしい場所というのか、あるのか、あればそういう場所はどこなのか、お示してください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

寄贈を希望されている個人収蔵の資料については、価値の判断が困難であること、また収蔵スペースが限られていること、収蔵施設が整備されていないことなどの問題がありますが、資料の価値等を専門家に伺って、判断してまいります。したがって、実際に保存・管理が可能かどうかは、個別の判断になってくると考えられます。

また、そのようなものを展示をする場所としましては、現在、まちかど資料館、中央図書館展示スペースが考えられます。ただし、重要度やセキュリティの関係上、資料によっては展示することができないものもございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。



[登壇]

○7番 田中教之 議員 確かに学術的にまだ調査過程というのは、何でも持ち込むとなると、教育委員会でも大変だと思いますので、これは考慮しますが、ただ、そうはいつでも、現実に特に東北のほうにはいろんな、紺野さんの例を見ると、福島県以外にもそういった例もあるのかなど。あと、長野県の佐久、菊池家とか、四国のほうにもそういった末裔の方はいらっしゃいますので、そういった方の中には、やはり貴重なもの、私はあると思うので、もちろん個別対応というのは分かるんですけど、あんまり一律に何か受け付けないというよりは、ある程度、段階を踏んで、ぜひ保管できるものはしていただきたいと思います。

ただ、さっき言ったように、その保管する場所がないというのは、冒頭の質問でもおっしゃっていたとおりでございまして、また、展示スペースも、やはり重要なものになればなるほど、なかなか菊池市で、今、セキュリティがあって、ある程度温度管理ができてとか、そういったところは難しいのかなと思ってしまいます。

やはり、今、先ほど武藤家おっしゃったように、もう今、一生懸命菊池市内でも自分のものとして守っていらっしゃる方、何名かいらっしゃいます。ただ、もう正直、その方までの代で、その後の世代になると、なかなかもう管理も厳しいんじゃないかということがいっぱい出てくるんじゃないかと予想されるんですよ。

図書館をつくる際もそうだったかもしれませんが、度々そういった歴史資料館的なものが必要じゃないかというふうに市民の方からもよくお聞きします。それで、菊池市及び全国の菊池一族の末裔の方は、現在もそういった個人で管理されている方がいらっしゃると思いますので、ちょっと教育長にお聞きしますが、そういった菊池市、例えば中世歴史資料館なるような施設、そういったところをつくるようなお考えはあるのか、まずお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、こんにちは。ただいまの田中議員のご質問にお答えします。

歴史的資料を保存管理し展示する資料館について、建設してはどうかということですが、まず、施設に入れるものがふさわしい、歴史的価値のある資料が菊池市にどれくらいあるかということ調査し把握する必要があるというふうに思います。

その結果、貴重な資料が数多く存在することが確認できましたら、それは保存管理し展示する施設については、既存の施設の利活用も含めて、どのような方法が市にとって最もよいのか、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 私は結構あるんじゃないかと思しますので、そういった、まず保管スペースですね、既存のところを利活用する方向でいいと思しますので、保存する場所をまず確保してほしいなというふうに考えております。

やはりなかなか今の時代、箱物を新たにつくるというのは難しい、そういうふうには、特に新規でつくるのは難しいというのは十分かっております。特に費用のほうはかかるというところで、もうある庁舎及び図書館、生涯学習センターの整備等で、ある程度、箱物的なものをつくってきた菊池市は、そういった経緯ございますので、費用の面が難しいかなというのはございます。私も理解しております。

福島の本松市さんに行ったときに、紺野さんの計らいで、本松市長、三保恵一市長にもちょっとお会いすることができまして、もうほんの5分、10分間でしたけど、いろいろお聞きしました。本松市には、もちろん菊池市と同じように、そういった市指定の文化財、国指定、県指定の文化財がございまして、その中には菊池一族関連のものも4点ほどあるというふうにお伺いしました。

今年の4月に本松市もこういう「にほんまつ城報館」という、歴史的な資料館と観光の拠点みたいなのを建てられたというところでございます。やはりそういった資料を保管する場所、そういった研究員がいる場所がなかったという問題意識で、本松市も大体菊池市と同じような4万6,000人ぐらいの都市だと。合併して4万6,000人ぐらいの都市だと聞いております。これは国のそういった文化庁の予算を費やして、1階は歴史的なもので、2階が菊池市でいう観光協会が、そういった事務所が入って、観光拠点として、ここは歴史と観光をセットしてやるというふうにやっております。大体17億から18億円かかったというところで、やはり高額だなという印象ではございます。ただ、何割かは国の補助があったというふう聞いております。

どうにかして価格を抑えることできないかなと思ひまして、いろんな調べていきますと、美術館とかは、民間のいろんな企業とかがやっているようなところもございますし、特徴的なのは、各県に酒蔵とか、日本酒とか、焼酎とかの酒蔵には、そういった歴史資料館みたいなのがございまして、そういった企業がやっているところもございます。兵庫県の白鶴酒造さんが結構立派なそういった灘のお酒に関する歴史的資料館があつて、地元のそういった文化的なものを展示してあるというところもございます。

あと、展示スペースを極力少なくして工夫しているところといたしますと、県内であれば、御船町の恐竜博物館、私もゴールデンウィークに行ってきましたけど、子

ども連れでいっぱい、役場のすぐ隣にございまして、吹き抜けの2階で、本当にそんなに広くはありません。図書館の2階の半分、実は見て回るところは半分よりちょっと大きいぐらいじゃないかなと思います。ただ、恐竜の行進とといいますか、いろんな恐竜の骨がずっと組み合って、迫力あるように展示してあって、ああいうような見せ方を工夫することによって、大分展示スペースを省略することによって、費用も抑えられるかなというふうに思っております。

あと、地理的要因でなかなか行けない方向けに、海外の博物館とか、水族館とか、そういう資料館というのは、実際に行ったところ、人間が通っているところをビデオで収めて、それを海外でVRとして、そういったインターネットで、実際、資料館を訪れた気分になるというふうにして、公開しているところもございます。

あと、メタバースと、今、最近よく、仮想空間での商業サービスを指すんですけど、完全にそれは空想というか、仮想上の、コンピュータの中に入っている仮想空間で、そういった資料館を展示して、そこに、実際、自分が歩いているように部屋に入って、展示物を見て、また出て、廊下に出て見るというような、体験しているところも、今、文化庁の日本博というところ、そのサイトを検索してもらいたいんですけど、文化庁の日本博というところが、そういったメタバースを利用して、仮想空間で各県の文化とかそういうのを展示していると。これ東京オリンピックで、なかなかいろんなブースをコロナで回れない、その応援してくる人とか、選手がいろんな日本館のブースを回れないというところから、そういったのをつくって、バーチャル上でそういった実際に日本博のブースを、各県のブースを回れるような空間をつくっていると。2025年の万博に向けて、今も開放されて、その県が代わりはまたアップデートして行って、新たな資料が見れるというふうに考えております。やはり費用を抑えるには、そういったさっき言った工夫も必要ですし、デジタル的な技術も利用していくのがいいのかなと私は考えております。

今、はやりと申しますか、Chat GPTにも、どうしたら博物館の費用を抑えるかといういろいろ聞いてみますと、計画と設計の最適化とか、素材とか、建設方法を変えるとか、ずらっと出てきますね。博物館とか資料館をデジタル化するメリットは何かって、これもChat GPTに聞いてみますと、デジタル化によって、コレクションとか、展示物をオンラインで見れることによって、リアルで来る人プラスそのアクセスが容易になると。アクセスしやすくなるということも出てきます。

あと、さっきデジタルアーカイブの話が出ましたが、そういった絵とか、例えば刀なんかも、360度展示すると、実際に実物を見るよりも細かく、何というんですか、見ることができて、視覚的なインパクトが大きいのかなとっております。

あと、これが一番メリットがあるかと思うんですけど、やっぱり展示したり、そ

ういったスペースがないところで飾ると、やっぱり劣化しますので、文化財保護にはそういったデジタル化、デジタルアーカイブ化して、もうそういった適温の温度で保管すると。何だったらレプリカを展示するとか、そういったふうに、文化財の保護が一番つながるのは、そういったデジタル化かなと思っております。

また、そういった資料がネット上に上がることによって、小学生がそういった博物館、資料館を気軽に訪れるとか、学校の授業で使えるとか、また、そういういろんな画像とか動画の情報が一斉に拡散しますので、そういった社会的なインパクトをどんどんシェアしていくことによって、いろんな人が同時に見れると。それで、あ、やっぱり本物見てみたいとか、菊池市の博物館、資料館へ行ってみたいなど思えば、そういった需要喚起にもつながるというところで、そういったメリットがあって、それは私も同じようなことを考えていましたので、そういったことがあるかなと思っております。

なので、やっぱり創意工夫が必要だと思っておりますが、教育長、資金の問題がもちろんあるかと思うんですけど、そういった国の補助金や、民間の資本とか経営力、さっき言ったデジタル技術を使って、保存・保管とか、研究スペースを充実させて、展示スペースをそういった簡素化することによって、こういった資料館の設立がより現実味を帯びないかなと思っておりますが、その私の考えに対していかがでしょうか、お答えください。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 先ほどもお答えしましたように、今後、歴史的資料の把握に向けた調査をしていきますので、資料の展示方法等も含め、保存管理の在り方を考えていきたいというふうに思っております。その中で、今、田中議員からございました提案につきましては、今後の検討の中で、参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ありがとうございます。やはり資料館にしる、博物館にしる、つくった後も、その後の経営問題も結構各自治体、頭を悩ませている思いもがございますので、保管保存の部分は、ある程度、市がしなきゃいけない部分もありますが、見せるとか運営とかいう部分は民間のほうがやっていくような、できればそういったバーチャル空間でできていくようなほうができればいいかなと思っております。

図書館のほうも、このメタバースのほうに、そういったバーチャル上の図書館と  
いって、歩いていって見れるような形もするというふうなことを、今、検討してい  
るというふうにお聞きしましたので、そういったところに一つ資料館が乗っかると、  
一つの展示をするというところでは、非常に菊池の歴史に対してアクセスが増える  
と思いますので、引き続きご検討をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

子どもの事故予防について質問したいと思っております。

今年の5月に、埼玉県の保育園で3歳の男の子がロープを伝って上り下りする遊  
具で遊んでいたところ、首にロープが巻きつくという事故がございました。幸い男  
の子は、その後、3週間ぐらい意識がなかったんですが、3週間後ぐらいに意識が  
回復したというところでございます。

そのニュースを受けて、菊池市も多くの遊具がございましたので、こういった質問  
をしたいなと思っておるところでございました。

また加えて、以前、子どもの事故予防というところで、水辺のそういった事故を  
防ぐために、ライフジャケットを自治体がレンタルしたらどうかという質問をさせ  
ていただきました。なかなか市ではできないということでしたが、その水辺で遊ぶ  
ときにはライフジャケットの着用をしようという、そういう啓発活動は学校等でや  
っていくというふうにお聞きしましたので、そこで、二つ、関連して質問させてい  
ただきます。

まず、遊具のそういったメンテナンス等の管理状況等と課題についてお示しくだ  
さい。今回は、遊具もたくさんございますので、都市整備課管轄の公園遊具と、学  
校の遊具等に絞ってお聞きします。

加えて、ライフジャケットの着用の啓発活動のその状況についてもお示してくだ  
さい。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。それでは、私のほうから、公園の  
遊具について管理状況を申し上げたいと思います。

公園の遊具につきましては、年に一度、劣化診断の業務を外部委託により実施を  
しております。その結果に基づき、優先順位を決め、修繕を行ったり、状況によっ  
ては一時使用を制限するなど、必要な措置を講じているところでございます。

また、利用者や公園作業員からの情報などによりまして、随時遊具を含む公園施  
設の確認を行いまして、安全に利用できるよう努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、私のほうから、学校関係を答弁させていただきます。

各小中学校の遊具の管理につきましては、教職員による通常点検を毎月実施しております。また、市が委託した業者によります点検を年に1回実施しておりますのでございます。

また、ライフジャケットの着用の啓発はということでございますが、ライフジャケットを着用する事例としては、川や海でのレジャー活動が考えられますが、菊池市内の小中学校では、児童生徒だけで川遊びや川での遊泳は禁止しており、必ず保護者が同伴すること等の注意事項の指導が行われています。また、授業でも着衣のまま水に落ちた場合の対処法として着衣水泳も行われております。

ライフジャケットの着用など実技を伴う啓発活動は実施しておりませんが、夏休みに入る前に児童生徒に対しまして、保護者同伴で川や海で遊ぶ場合は、自らの命を守る手段としてライフジャケット着用が有効であることを口頭にて説明しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ありがとうございます。この遊具の事故及びライフジャケットの件については、それぞれ勉強会等に参加させていただいた経緯がございまして、今回質問させていただきました。

私もそういったところに興味がございましたので、先般、子ども安全管理士という民間資格ですが、資格試験で資格を取りまして、保育園の管理職の方ですとか、小児科医の病院の先生とかが受講するような民間資格なんですけど、今後は、その資格を所管する日本子ども安全学会というところもございまして、そういったところで情報交換だったり、勉強をしていきたいなと思っております。

事故のニュース、遊具のことに関しましては、事故のニュースを受けて、国際的なそういう点検の技術者さんを講師に迎えて勉強会がございましたので、参加させていただきました。ヨーロッパの遊具の考え方と日本の遊具の考え方が違うなというところは一つの気づきだったんですが、やはりもう行政は特に、学校なんかは特にそうですが、事故が起きると、どうしてもそのリスクを減らす方向、減らす方向に行くことになって、ある意味、子どもからすると、全然おもしろくない遊具になってしまいがちなところがあるかなと思っております。

ヨーロッパとしては、もちろん安全性は当たり前なんですけど、ある程度の危険性と申しますか、そういった規格、その遊具のヨーロッパの規格の最初のページには、危険を冒すことということですね。危険を冒すことというのは、遊びの環境及び子どもが遊ぶ全ての環境の本質であると。やはりある程度、ひやりとか、ああ怖かったとか、困難を解決したとか、そういったところがないと、やっぱり遊び、遊具としては、やはり子どもの成長にはつながらないと。ですので、どれだけこのリスク、危険を許容できるのかというところをしっかりと判断するというところで、日本だと危険、危険というところで、そっちばかり行きがちなんですけど、私も、こういうニュースがあったから、きちんと点検しなさいというところもあるんですが、本質は、やはり何かこういう事故があったら、だんだん子どもがもう萎縮してしまうような遊具だったり、遊び方がどうしてもなってしまうので、やはりどきどきするとか、興奮するとか、そういったところで、遊びの中で子どもって成長していきますので、そういった部分は残していかないといけないのかなというふうに思っております。

遊具というのは、やっぱり時代とともに変わっていきますし、今、新設でジャングルジムというのはなかなか見ませんよね。やっぱりそういったところで、リスクがあるものを、リスクをしっかりと把握しながら、例えばすりむき程度のリスクだったら許容できるというのがヨーロッパの遊具の考え方らしいです。保護者がいなくても、骨折はもちろんだめですけど、さっき言ったような、多少のけがまでは許容できる。そういった部分の遊具を開発するという視点があるよということで、非常にそれは勉強になりました。

そういった国際的な技術者さん、日本人ですけど、そこは、そういった公園とかに提案するらしい、助言をするらしいんですね。点検だけじゃなくて、点検をした際に、こうしたほうが子どもたちはもっと楽しくなりますよというところで、大体メーカーさんがその技術者を派遣しますので、その遊具を売りたいというものもあるかもしれませんが、やはりそういった、こうやったら子どもの成長に過程するという、トータルで考えるというところの、そのヨーロッパの遊具の点検士の資格を持っている方の勉強会で一つの気づきとなったと思います。

ライフジャケットの勉強会では、ライフジャケットを普及させようという、香川県に森重裕二さんという方がいらっしゃいまして、その方と、以前、私が一般質問でした四国のほうでお子さんが亡くなられた事件を紹介しましたが、幼稚園のお泊まり保育ですか、お泊まりキャンプみたいところで、川が氾濫して流された吉川優子さんという方、こども家庭庁の今、政務官をやられている自見英子先生との3名、私と4名で勉強会をする機会がありましたので、そういったライフジャケッ

トの点で勉強させていただいたんですけど、多くの自治体がこのライフジャケットのレンタルをしない理由としては、予算がないと、場所がないと、あと余裕がないというところがあると。ただ、予算だけ見ると、ライフジャケットの子ども用で、一番高価なものでも大体5,000円ぐらいなんですよね。100着でも50万円、50万円をどう見るかというところもございます。

あと場所がないというところも、場所を逆に教育委員会の相談スペースの人が通らないところにずらっと並べている自治体もございましたり、消防署に管理してもらっているというところもございました。

あと余裕がないというところなんですけど、導入されたところは、とりわけその業務が非常に増えるというところはないというふうな事例もいただきまして、やはり企業とか連携する。例えば学習塾がその予約管理とか、ライフジャケットの保管をするというところも、自治体としてはありました。あと県と連携しているということで、香川県は、もう香川県として、そういったレンタル事業を始めたり、今度、大分県も始めているみたいですし、先ほど申したライフジャケットを普及させようとしている森重さんは、自らクラウドファンディングされて、160万円ぐらいを集めて、それを長野県とか、各県に配布するというところで、県単位でやられているというところもございます。

そういった事例があったというのを、その一般質問の後に勉強会でちょっと知ったので、こういったことをできないかなというふうに思っております。

そこで、2回目の質問なんですけど、菊池市は、まず遊具の件に関してですけど、その遊具の点検に関しては、そういった点検技術士、日本にもそういった資格はございますけど、技術士に委託しているのでしょうか。

ライフジャケットについて、先ほど申したように、自治体がレンタルするというところで、そういった先進事例もございますので、企業や団体などと連携して、そういった行うことができないのか、お答えください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

公園の遊具と学校施設の遊具について、私のほうからお答えさせていただきます。先ほど申し上げましたように、公園及び学校の遊具診断につきましては、遊具診断士を有する業者に業務委託をし、遊具の状態を把握しております。

また、ライフジャケットのレンタルをする考えはないかということでございますが、菊池市内の小中学校では、児童生徒だけでの川での遊泳、川遊びは禁止しており、学校にて指導・啓発をしっかりと行っていますので、教育委員会としては、ライ



フジャケットを貸与する考えはございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 遊具に関しては、横浜市の中学校では子どもの安全研究グループという、そういった組織があるらしいですけど、そこが中学校と連携して、かかりつけエンジニアという制度を取り入れているみたいです。ここは遊具だけじゃなくて、体育館とか、屋上、ベランダ、あとは理科室、実験中にそういったリスクがあるということで、全てのそういった安全性を確認するところをかかりつけということで、一つの業者、一つの担当者の方にお任せして、定期的が一番分かっている人がそういうふうなところを見ていくと。先ほど言ったような助言もしていくというふうな例もございますので、こういった、今、委託されている方のところも含めて、今後、そういったいわゆる発展的な議論が、前向きな議論ができるようなことをしていただきたいと思います。

ライフジャケットに関しては、自治体が行うのは難しいのは承知をしていますので、どちらかという、民間とか、いろんな団体のほうがスムーズにいけるように、私のほうもそっちのほうからお願いしていきたいなと思っております。

次の質問に移ります。

前進塾について、前進塾がスタートして1年が経過しました。どういう状況なのかなと気にされている方も多いかと思います。大学入試がメインですので、入試対策がメインですので、なかなかすぐに成果が上がるとは思いませんが、菊池市としては、予算が伴うものですので、適宜確認する必要があると思い、質問しようと思いました。

そこで、質問ですが、そういった利用した生徒の大学入試の合否などを踏まえて、前進塾の現状と課題についてお示してください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの田中議員のご質問にお答えします。

前進塾の令和4年度の塾生は70名、令和5年度の塾生は、本年6月現在で98名でございます。本年度の新規入塾者数は、令和5年度に菊池高校40名、菊池農業高校1名となっております。

また、1日の利用者数の平均は7名であり、多い日には20名程度の参加がっております。

令和4年度の塾生の進学実績につきましては、国公立大学へ2名、私立大学の推

薦に1名の合格が出ております。

課題としましては、参加者のばらつきが多いことが挙げられます。塾生の参加意欲を上げ、平均して多くの生徒に参加してもらうことが、結果的には大学進学にもつながるものと考えております。

今後、大学進学を目指す生徒を増やすためには、中学生への周知徹底が大事であると考えております。広報誌への特集記事の掲載や、中学校が主催する高校説明会において、保護者や生徒への周知を行うほか、3高校の先生方との連携を深めながら、前進塾の魅力を発信してまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 国公立大学2名ということで、これは非常にいいんじゃないかと私は思っております。確かに人数は少ないと。登録は多いんだけど、実際、来ている人は少ないというのはお聞きしておりましたし、先日、前進塾のほうに見学させていただいたときも、そのときは期末試験前ということで、七、八名の生徒がいらっしやいまして、結構活発に先生に質問している様子が見れました。

前進塾のディレクターの月井先生ともいろいろ話をさせていただきました。やはり地理的な要因があるので、どうしても菊池高校だけになってしまうと。だけというか、ほとんど、大方その生徒になってしまうと。あとコロナ禍において、やっぱり学校の行事以上に、その人数制限だったり、間隔を離したりしなきゃいけなかったというところで、そのときに対応できる人数というのも少なかったというところもございましたが、そうはいつでも、やっぱり菊池農業高校だったり、菊池女子高校へのやっぱり配慮が必要ではないかなというところは先生もおっしゃっていました。

私からもお伝えしたんですけど、月井先生のほうも、やっぱり三つの学校ともっと話し合いをして、役割分担じゃないですけど、やはり学校と連携していかないと、この前進塾も難しいところもあるのかなと思いますし、加えて、壺溪塾さんとも、もう一回、運営について見直したほうがいいんじゃないかなというふうな考えをお聞きしました。

さっき、やはりまず、今、3高校の生徒に、こういったことをやりますよとアピールする必要がありますし、中学生に向けてアピールするのも必要だと思います。やはり学習意欲がある生徒は、こういう個別指導は非常に有効なやり方と思うんですが、あんまり勉強したことないとか、勉強は苦手とか、そういった生徒は、やはり週に1回、一斉講義をして、勉強の仕方とか、そもそも自分が何が分からないの

かというのが分からない生徒が多いと思いますので、そういったところをまずチェックしていく、そういった場が必要なと思っております。

加えて、今はやっぱりもう動画ですので、生徒、保護者も含めて、PRするにはやっぱり動画は必要ですので、授業風景だったり、先生のちょっとした講義の導入だったり、私も大学時代に塾でバイトしたときは、やはり何か中学英語でセンター試験で8割取る講座とか、何かそういったある程度分かりやすい、具体的なイメージが描けるタイトルの講座名をアピールして、新規講座を受講する生徒を増やしたりと。やはりそういった何か工夫が必要なかなというふうに思っております。

そういったふうに、一斉授業や、ネット配信とか、月井先生もZoomでの対応が今後できるといいよねという話もされておりましたし、そういったいろんなやり方の指導方法やPR、創意工夫が必要でないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

現在の前進塾の指導方法ですが、事前登録を行った生徒による自由参加となっております。塾には、開塾時間の平日午後4時から午後9時までの間、塾のコーディネーター1名と大学生の講師2名が常駐し、生徒の疑問質問に答える個別指導方式による学習を進める内容となっております。

今後は、塾生全員へのアンケート調査で要望を把握し、塾生の学びやすい環境づくりに努めていきたいと思っております。

また、指導方法の創意工夫につきましては、塾生の学年ごとや学びたい教科ごとにすみ分けて、それぞれに応じた課題を与えることや、協定を締結しております壺溪塾との協議を重ね、生徒の進学意欲の向上につながるよう、さらなる特別講話の充実を図るなど、引き続き、市内3高校との連携を深め、魅力ある前進塾となるよう検討してまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ぜひいろいろ創意工夫しながらやっていただきたいと思っております。大学合格というのは、急に学校単位で成果が出るものじゃないとは思いますが、そうはいつでも、やはり塾をやる以上は、そこに向かって全力で成果を出せるような環境づくりをしっかりと行っていただきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これ、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午後1時51分

開議 午後1時59分  
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 皆さん、こんにちは。本日は、お足元の悪い中にご列席いただき、本当にありがとうございます。結婚式の挨拶みたいになりましたけども、皆さん方の時間を無駄にしないように、しっかりと一般質問を行っていききたいというふうに思っております。議席番号15番、荒木崇之です。

昨今の事件を見てみますと、弁護士や医者といった昔から人格者と言われる方の不祥事が多く報道されています。例えば5月だけでも、神奈川県精神科医が治療と称してわいせつな行為をし、準強制わいせつで逮捕や、沖縄県の医院では、医療行為を装い、女性患者の胸を触るなどして逮捕されています。また、弁護士でも、熊本県弁護士会所属の弁護士が、成年後見人として担当していた被後見人の口座から2億円強を不正に引き出し逮捕されていますし、宮崎県弁護士会所属の弁護士は、依頼人に対し虚偽の報告や裁判書類を偽造し、業務停止8か月の懲戒処分となっています。

しかし、不祥事で負けてないのは、ある意味、地域の名士と呼ばれる議員の先生方です。図書館で小学生に抱きつきキスをした、成田市のわいせつ過ぎる市議や、新型コロナの公的融資を悪用して金銭をだまし取った寝屋川の美人過ぎる市議、公用車の中で女性職員の首を絞め、傷害の罪で起訴されたのに、議員辞職しない千葉県長生村のパワハラ過ぎる元議長など、バラエティー豊かです。

人は時として、学歴や職業でその人を判断しがちです。私は市議会議員を務めさせていただくようになってからは、その人の人間性や倫理観で信頼できるかどうかを判断するようにしています。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

最初の質問は、菊池市が市民向けに行っています法律相談会についてであります。

これは市が弁護士に委託して、無料で法律相談を行う業務であります。年8回(後に執行部より「年8回」を「年間24回」である旨の発言)行われており、4名の弁護士に委託されております。

では、お尋ねしますが、市が法律相談として委託している4名の弁護士のお名前をお尋ねいたします。

また、令和5年度の弁護士への委託料の総額をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。それでは、荒木議員のご質問にお答えをいたします。

本市が実施しております市民向け法律相談会を依頼しております弁護士は、由井照二弁護士、田中裕司弁護士、藤木美才弁護士、高野正晴弁護士の4人でございます。

先ほど年間8回とおっしゃいましたけども、年間24回合計開催をいたしております。1日当たりで申しますと、お一人30分ずつで6こま担当いただいて、1日3時間で3万3,000円の経費となっております。合計では79万2,000円の経費を要しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、再質問を行います。

法律相談業務を委託している弁護士の一人で、その中に田中裕司弁護士のお名前がりましたが、田中裕司弁護士のツイッターの投稿で気になる内容がありましたので、議長の許可を得て、パネルを示します。

[パネルを示す]

問題の投稿は、令和4年の6月8日、去年の6月8日午前10時57分にツイッターというSNSにて投稿されています。このツイッターというSNSは、世界中の誰もがスマートフォンやパソコンで見ることができます。その内容なんですが、何で50にもなる息子の離婚相談に、息子は仕事が忙しいからといって、親が来るのだろう。離婚するのは本人だし、大事なことを相談するのに、仕事ぐらい休めばと。離婚相談あるあるとまで書いてありますね。そういった内容が書かれています。

私が気になったのは、令和4年6月8日です。ここに去年の令和4年6月号の広報があります。その最後のページに、これは市の今月はこういうことをやりますよというスケジュールなんですが、そこに、最後のページに、6月8日、弁護士相談、9時から正午までとあります。田中裕司弁護士がツイッターに投稿したのは、同日の10時57分であります。

そこで、お尋ねします。

令和4年6月8日に行われた弁護士相談の担当弁護士はどなたでしたか。また、その相談内容の中に、ツイッターに投稿されているような市民からの離婚相談がありましたか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えします。

令和4年6月8日は、確認をいたしましたところ、田中弁護士が市民向け法律相談会の担当の日でございます。

相談の内容につきましてですけれども、この相談に関する内容については、プライバシーに関するものでございますので、お答えすることはいたしかねます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁では、6月8日の弁護士相談の担当は田中裕司弁護士ということであります。

相談内容については、あったか、なかったのかというのは、これはお答えできないということでもありますけれども、当然であります、これは。なぜかといいますと、市は、法律相談会のお知らせのときに、相談内容については、秘密を守り、一切公表しませんので、安心してご相談くださいと。情報漏えいは一切ないことをうたい文句にしています。

しかしながら、委託された担当弁護士が、10時57分という業務時間中に、市民から相談があったと推認される内容を投稿されているのは非常に問題かと思えますが、では、お尋ねします。この投稿を総務課は確認していましたか。後日でも確認されていたのであれば、田中裕司弁護士に対してどのような対応を取られたのかというのをお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 ご質問にお答えいたします。

その書き込みの内容につきましては、担当の職員がそのSNSを把握をしております。

また、その後の対応ということですが、市民向け法律相談会の勤務時間中に、私的にSNS等を利用することは、不適切な行為でございますので、直接面談の上、今後このようなことがないよう、担当課から厳重に注意をいたしたところでございます。

以上です。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁では、この市民相談業務中に相談内容を漏らしたと推認され、誤解を受けるような不適切な投稿に嚴重注意、口頭注意をされたということではありますが、口頭注意でよろしいのでしょうか。

例えば菊池市の職員が、市民課窓口で離婚届を取りに来た方のことを自分のSNSに書いたとします。市民課に来て、自分のSNSに、今日、70代の方が息子の離婚届を取りに来たと。自分で取りに来ればいいのにと書いた場合、同じ口頭注意で済ませるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 今回、注意をいたしました内容につきましては、勤務時間内で私的にSNSの利用をしたという部分を不適切な行為というふうに捉えております。このため、面談の上、嚴重注意を行ったということです。

相談の際には、事務局のほうは同席はいたしませんので、相談の詳細等につきましてまではこちらも把握はいたしておりませんので、注意の内容としては、勤務時間中のSNSの書き込み、これを注意をいたしましたというところでございます。

以上です。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 仮定の話なんで、仮の話なんで、職員が例えばこれを書き込んだらどうなるかというのは、そのときじゃないと判断ができないというふうに思いますが、私たち議員がそういう内容を書いたとしても、これはヤフーニュースものですよ。

職員だったら、もっと重いものになるかと思うんですけども、田中裕司弁護士は、過去のフェイスブックやツイッターでもこんなことを投稿されています。令和4年3月8日の投稿です。弁護士相談は交通費程度の報酬しかもらわずに、市民サービスでやっている投稿されています。9時から正午までの報酬は3万3,000円ということですね。時給で言うなら1万円なんです。田中弁護士は3万円を交通費程度と言われるかもしれませんが、これは市民の税金から支払われています。私は交通費程度にしてあげていると言っている、いわば上から目線の弁護士に法律相談業務を委託するよりも、もっと相談者に寄り添うことができる、すばらしい弁護士はいっぱいいらっしゃいます。そういった弁護士に任せたほうがよいと思いますが、

今後も田中裕司弁護士に相談業務を委託するのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 本件につきましては厳重に注意をし、理解を得たと受け止めております。(発言する者あり)

○水上隆光 議長 傍聴者の方は静かにしてください。

○開田智浩 総務部長 今後はないと考えておりますけれども、再び不適切な事案等があった場合には、その際に(発言する者あり)

○水上隆光 議長 傍聴者の方は静かにお願いします。

○開田智浩 総務部長 改めて検討する必要があると考えております。(発言する者あり)

○水上隆光 議長 傍聴者の方は静かにお願いします。

○開田智浩 総務部長 また、選任の考え方につきましては、議員からの貴重なご提案として、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 傍聴の方のお怒りも分かります。私も怒っております。だから、しっかり聞いていただきたいと思っております。

先日、熊本県弁護士会登録で、過去に弁護士会会長も務められたことがあるお二人の弁護士に、今回の件の見解をお聞きしました。

1点目に、過去に無料相談にかかわらず、弁護士相談を受けた内容をSNSに書き込んだり、不特定多数に話したことがありますか。この会長はお二人とも、一切ありませんということでもあります。

2点目、法律相談内容の投稿は、確実に情報漏えいだと考えますが、弁護士の情報漏えいについては、弁護士法や刑事罰での定めがあれば教えてください。この問いに対しては、投稿内容だけ読めば、息子、親はどこの誰だか分かりませんし、離婚相談の内容も分かりませんので、守秘義務違反までとは言えないと思っております。しかし、それを当該息子と親が見た場合、本人が見た場合、自分たちのことをやゆされている内容となっておりますので、感情を害するおそれはあると思っております。この点が、あえて言うならば、相談者の名誉を軽んじ、弁護士の信用を害するおそれがあると捉えることもできるかもしれませんとのことでもあります。要は、相談者が何で相談内容が漏れているのだと申し立てたときに、初めて懲戒の対象となるかもしれないとのことでもあります。



私が今回一般質問を行うに当たり、はがきやSNSで議会傍聴のお願いをしたところ、ある方から、離婚の件について、市民相談をしたかもしれないという方の関係者から問合せがあっています。

そこで、お尋ねしますが、もし実際に昨年の6月8日に同様の相談があっているなら、弁護士の不適切な投稿に対して、委託者である市が相談者に謝罪する必要があると考えますが、見解をお聞きします。

○水上隆光 議長　ここで、暫時休憩します。

○  
休憩　午後2時15分

開議　午後2時17分  
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長　市民向け法律相談会の相談の内容については、先ほど申し上げましたとおり、内容についてのお答えはすることができません。また、仮定の話、内容につきましては、こちらとしても答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○水上隆光 議長　荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員　前回の3月の一般質問では、私が法律相談会で弁護士に支払われている資料を情報公開請求したところ、その内容が、請求した翌日にこの弁護士のSNSに投稿されていたのは、開示請求者を市が漏えいしたのではないかと質問し、熊日新聞でも囲み記事で掲載されたことから、大きな反響がありました。そのときにSNSに書き込んだのも、本市の公平委員会、要は職員の不当な処分を受けたときに、その回復をすとか、そういったのを審議する人事委員会の会長を務めます田中裕司弁護士であります。田中弁護士には、本年4月21日付で、私から公開質問状をお送りしましたが、とても弁護士とは思えない、誠意ある回答をいただけませんでしたので、今回の件も含めまして、今後、この議場へ出席要求をして、そういうことを検討していることを申し上げて、次の質問に移ります。

次に、世界的半導体メーカーであるTSMCの進出により、全国から注目を浴びている熊本県ですが、その中でも、特に菊池郡市は脚光を浴びています。菊陽町の地価上昇率は全国トップとなっており、その余波は隣接する本市の旭志地区にも波及し、1反当たり幾らと言っていた畑が坪3万円だとか、6万円だとか言われるく

らいに地下が上昇しています。また、大津町、菊陽町のホテルや飲食店は、連日、工場関係者の方でにぎわっているとの報道もありました。

T S M Cという大きな光によって、今、熊本は大きく変わろうとしています。しかし、大きな光の裏には必ず陰があります。例えば合志市のJ T工場前、日本たばこ産業の前の交差点から大津町の国道325号に抜ける、あのトライアルとかあるところですね。T S M C工場を通る大津西合志線と大津植木線は、昼夜を問わず、慢性的な渋滞が深刻化しています。

先日、合志市は、工場進出で懸念される交通渋滞の対策として、国や熊本県が整備を進める中九州横断道路について、整備予定地である合志市が、国に代わって用地取得を行うと発表しました。

その他の懸念事項として、半導体の生産には大量の水を使うため、1日に1.2万トン、1年間で438万トンという大量の地下水をくみ上げることで、地下水位の低下が懸念されています。給水すれば、もちろん排水があるわけで、T S M C工場から出た排水は、菊陽町の下水道を通過して、熊本市の北部浄水センターに一旦ためられ、熊本市の中心を流れる坪井川に流されるとのことです。

給水計画や排水計画については、菊陽町議会や熊本市議会でも質問が集中したと報道されていました。お隣の菊陽町、合志市の問題は、本市にとっても対岸の火事じゃないことも執行部は理解されていると思います。T S M Cから直接の排水は本市河川にはありませんが、現在、関連する進出企業の動きが、旭志伊坂、川辺地区に集中しています。その大半が物流倉庫ですが、心配されるのが雨水排水であります。今日のようなときです。伊坂、川辺、両地区の雨水排水は、一方は日向川に流れ、合志川に合流、もう一方は矢護川に流れた雨水排水も、伊坂地区で合志川に流れるという、いずれの河川も泗水の流れる合志川に合流することになります。

そこで、お尋ねしますが、今後、物流倉庫や工場等が建設された場合の日向川及び合志川の水量計算をされているなら、お示してください。

なお、河川管理については、県の所管でありますので、協議されているなら、内容もお答えください。

2点目ですが、本市の交通渋滞は菊陽町や合志市ほど深刻化していないと考えますが、以前と比べ交通量は増えていると感じます。七城の方でも大津町に勤務されている方が、30分の通勤時間が、最近では45分かかるとのことです。私も次男を大津町の高校まで送迎しますが、泗水からでも30分以上かかるようになりました、朝から。

そこで、お尋ねしますが、T S M C進出により、交通量が増加すると考えられる国道、県道、市道を想定されているならば、その路線名をお示してください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、河川のほうの流量等についてですけれども、熊本県が令和8年度の方譲開始を目指して整備を進めております、県営新規工業団地の菊池市事業区につきましては、現在、地権者への説明会を終えて、用地交渉へと進んでいる状況です。

この工業団地の雨水の処理につきましては、調整池にて行われまして、下流域の流下能力の調査、地質調査の結果などを基に、「開発許可に伴う基準」に基づき、調整池の規模などの詳細設計を行い、適切に処理を行うと聞いております。

そのほか、民間の開発等につきましても、一定規模の開発を行う場合には、開発許可が必要となりまして、排水計画などの審査をされ、問題なければ許可となることから、雨水の適正な処理がなされるものと考えております。

次に、日向川、合志川への工業団地からの流入量及び流域の流下能力に関しましては、県営新規工業団地の開発及び日向川、合志川の管理が県となっておりますので、市では把握はしておりませんが、情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 傍聴の方は静かにしてください。退席願います。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○

休憩 午後2時25分

開議 午後2時29分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、私のほうから、交通量の増加が見込まれる路線についてお答えいたします。

本市に関係する路線としましては、縦軸の幹線道路である国道325号、それから387号が予想されるところでございます。

また、泗水地区から菊陽町のセミコンテクノパークまでをつなぎ、中九州横断道路のインターチェンジの設置も計画をされております県道住吉熊本線、市道では七城地区の林原工業団地西側の主要地方道植木インター菊池線から花房地区の国道3

87号を横断し、森北地区の国道325号をつなぐ小野崎森北線、通称グリーンロードなどが今後増加するものと予想しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 本来ならば、河川と道路と一遍に話を進めていかなきゃいけないんですけど、分かりにくくなりますので、分かりやすく、まず水量計算についてのほうから質問していきたいと思います。

まずは、日向川及び合志川の水量計算については、県の管轄ということもあり、市独自では行っていないということでもあります。ただ、情報の共有は行いたいということではありますが、私がなぜ水量計算を聞いたかといいますと、合志川、菊池川の過去の水害というのが昭和50年代に集中しています。それはなぜか。昭和50年代に急速に公共事業で補助整備を進めたんですが、河川の拡幅や河川対策が遅れたため、水害が多発することとなりました。それは実際、河川事務所のホームページにも載っております。昭和53年、54年と、毎年水害が起こっている状況でした。今まで土掘りだったものが、コンクリートU字溝へと変わったことで、田畑に降った雨水が一気に河川へと流れ込んだからです。そういった過去の災害を考えますと、関連工場が進出し工場が建てば、屋根に降った雨、アスファルト整備された駐車場に降った雨は、今まで田畑だったときは地下浸透していたものが、河川へ流れてくると考えます。

確かに、答弁のように、一定の面積を超える場合には、開発許可制度により、調整池の設置は義務づけられますが、オーバーフローした水、あふれた水は河川へと流れ込みます。日向川と合志川の合流地点は歪曲しているため、梅雨や豪雨のときは富納公民館付近の護岸に流れがぶつかり決壊しないかと、常に永区、富納区、村吉区の住民は不安を抱いております。

先日28日の雨でも心配で見に行きましたが、工藤議員も見に行かれましたけども、そのときに水の濁りや水位上昇だけじゃなくて、木材とか、今まで流れてきてないようなものが流れていたのが今の現状であります。これは、やはり工場進出に係る動きがもうあって、どこかの工事現場から流れてきたのか、もしくは掘削して何か流れてきたのかというふうにしからざるを得ません。この件に関しましては、漁協の方も心配しておられるというのを昨日の総代会でお聞きしております。実際、平成24年の九州北部豪雨では、合志川が氾濫し、床上・床下浸水40戸、これはほとんど泗水です。護岸崩壊は8か所に及びました。

そのことを踏まえ、再質問しますが、河川水位の上昇が考えられる周辺住民に対

しての説明会の計画があればお示しください、県からのですね。

また、今後、日向川及び合志川の水位は上がると考えますか、下がると考えますか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

市民の皆様が工業団地などの開発による合志川、日向川の影響について不安を持たれていることに関しましては、泗水区長会を通じ把握しておりますので、県にお伝えし、泗水地区の区長会で説明していただくところになっております。

今回の県営新規工業団地の開発によります、それ以外の民間の開発によります、下流域の日向川及び合志川の水位への影響につきましては、工業団地内の雨水については、調整池で調整を行い、河川に放流することとなっておりますけれども、近年の線状降水帯等の影響による長時間にわたる集中豪雨などがありますので、県と協議を行いながら、市民の皆様の不安を取り除けるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁では、河川の上昇、上がるか、下がるかについては、なかなか明言は難しいということでもありますけれども、周辺住民の皆さんの不安を取り除けるように努力していくとのことでもあります、県と連携して。

しかし、私はあんまり熊本県を信用してないんです。県から出向している部長がいらっしゃる中で、申し上げにくいんですけども、なぜかと。2008年、蒲島知事は川辺川ダムを造らないと言いました。その後、要はダムに頼らない治水をやる。河川工事をやって、水害をなくすと言われたけども、その後、県はほとんど治水対策をやってなかったんですよ。だから、文藝春秋が、その後、ダムはある意味人災だという記事まで発表したのを覚えています。

三池部長、三池部長も旭志です。どうか、他人事じゃなくて、県に任せるんじゃなくて、自分事と思って、私は平成24年の災害のときに消防の部長をしていましたから、あの悲惨な状況はもう嫌です。どうか、それについては、計算しているから大丈夫とか、そういうことじゃなくて、危機があるところはしっかり県に伝えてもらいたいと思います。

今後、県や菊池川河川事務所としっかり協議をして、護岸工事が必要な箇所の調査はもちろんのこと、不安を抱えている住民への説明、防災環境の徹底については強く要望いたします。

次に、交通量が増えると予想される道路ですが、国道325号、ココファームのところですね。国道387号については、今現在も通勤時間帯などは混雑しますので、当然かと思いますが、では、混雑を想定して、前もって整備が必要な道路がありますので、それについて質問いたします。

答弁でもありましたクリーンの森合志の前の県道住吉熊本線ですね。それは答弁でありました。ナフコの前の道路である、これは市道小野崎森北線といいますけども、通称グリーンロードと言ったほうがなじみがあると思います。そのほか、国道387号から菊池農業高校グラウンド前を通り、ちょうどセブンイレブンがありますけども、県道住吉熊本線の抜け道になっている市道永富の原線というところがあります。そして、平成17年の合併直後から着工されていますが、いまだ開通していない、JA菊池泗水中央支所前から旭志妻越地区を結ぶ県道原植木線の付け替え道路、先輩の議員方は東西線と言われていました。今言いました路線が主に整備が必要だと考えます。

では、特に九州の横軸として、熊本一大分を結ぶ重要な高規格道路である中九州横断道路の整備が急がれる中、中九州横断道路のインターチェンジが設置される国道387号と県道住吉熊本線に係る道路についてお尋ねをします。

まず、県道原植木線の付け替え道路は、日本生命も移動され、薬師地区、旧マルショクがありましたけども、その裏手まで来ているのに、なぜまだ開通しないのでしょうか。

また、市道小野崎森北線、これが通称グリーンロードは、今でも大型トラックの往来が多く、TSMC完成後は植木インターや合志インターからの物流も増え、国道325号、国道387号、国道3号と、三つの国道をまたぐ重要な道路になると考えます。しかし、現状は道路の陥没、アスファルトの剥がれなどが目立ち、さらには両脇に草が生い茂り、電柱も立っていることから、道路が狭隘に感じます。最近外国人の方の技能実習生の方が自転車で通っていますが、車と接触しないかと心配になります。

そこで、お尋ねします。

菊池グリーンロードの4車線化及び歩道の設置が必要だと考えますが、二つについて、今後の見通しをお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、二つの道路の整備計画ということでお答えをしたいと思います。

まず、1点目の市道小野崎森北線、通称グリーンロードにつきましては、先ほど

答弁しましたとおり、七城地区の林原工業団地西側の主要地方道植木インター菊池線から森北地区の国道325号を結ぶ延長約9キロメートルの道路となります。

近年、大型車の交通量が増加したことによりまして、議員がおっしゃいますとおり、舗装の劣化が激しく進んでいるため、令和2年度より計画的に舗装打ち換えを行っておりますが、一般市道とは違いまして、本路線につきましては2層舗装となっておりますので、まだ約650メートルしか施工ができていないというような状況でございます。交通量増加により、歩道設置及び道路拡幅の要望も出ておりますけれども、まずは舗装打ち換えを優先的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、県道原植木線の付け替え道路につきまして、県に確認を行ったところでございます。未整備区間の東側、泗水町村吉区から市道田島住吉線までにつきましては、令和4年度より地権者へ個別に説明を行っております、今年度も引き続き説明を行っていくということでもございました。また、用地取得につきましても、本年度より開始するとの計画ということでもございます。

それから、未整備区間の西側、JA菊池泗水中央支所の交差点までにつきましては、未取得用地が存在しておりまして、継続的に説明を行いながら、早期の用地取得と事業完了を目指すということでもございました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 グリーンロードの整備については、確かに9キロもありますので、なかなか、してもまた剥がれる、してもまた剥がれるという状況かもしれませんけれども、あそこはやっぱり本当に一番重要な道路になると思います。しかも、草刈りを年に2回はしているということではありますが、部長、一回行ってみてください。部長も旭志ですので、通られて分かると思います。すごく生い茂って、もうほとんど中央車線に大きい車ははみ出してきているんですよ。そういったことを考えましたときに、市道の管理がなくなってなかったときには、責任を負うのは市ですから、しっかり草刈りをせめてもうちょっと増やすとか、そういった対応をまずはしていただきたいというふうに思っております。

それから、泗水の東西線、マルシヨクのすぐ近くまで道路が来ているのに、まだ用地交渉がなかなかまとまらないということではありますが、これは若干もう泗水の住民の方は諦めて、この話をしない。でも、旭志の方から、何であそこ通らんとねって、マルシヨクにはよ買物行きたかばってんって、一回回らにゃいかんて、妻越区とか高永区の人が言いなっとですよ。やっぱりそこは、市長、一回地権者の方

と会われたらどうでしょうか。前川県議と行かれて、やっぱりこれが強制執行がなかなかできないのも分かっています。9割できないと、要は強制執行できないという法律があつて、これは判例があつて、できないのは分かりますけども、どうか根気強く地権者の方をお願いしたらどうかというところでもあります。

道路整備につきましては、将来の菊池市の道路の整備計画を策定した道路マスタープランがありますが、これはTSMC進出前のプランですから、見直しが必要だと考えます。平議員も立地計画については、TSMC前の計画だから見直してほしいと。市長もそれはしますということでした。併せて、道路マスタープランもやっぱり見直さなきゃいけないと思います。

この道路マスタープランというのは、議員がこの道をつくってくれとか言ってきたときに、マスタープランに載ってないからつくらないという盾として使うためにあるものではなく、その時代の交通網の実情に合わせて、将来、どういったまちづくりをしたいというものを考えて、常に更新していくべきものと考えます。

また、道路整備について、用地買収は不可欠です。さきの地方統一選挙で、合志市の議員と菊陽町の議員の応援演説に行ったときに、それぞれの議員が言われたのが、交通渋滞を緩和するために、市道、町道の拡幅や新設をしたいが、土地の値段が上がり過ぎて、用地買収が難しい。もうとても町とか市で出せる値段じゃないということになっていることでした。

幸いにして菊池市は、地価は今現在、部分的には上がってはいるものの、驚くような金額ではありませんので、将来に向けて、道路用地の確保については、建設部内で協議され、先行取得という手段もあることを指摘して、次の質問に移ります。

最後の質問は、防災無線の戸別受信機の整備についてであります。防災無線の戸別受信機の設置については、平成24年に補欠選挙での初当選以来、平成26年、27年、28年、30年、そして、前回の令和3年と、過去6回にわたって戸別受信機の設置の重要性を強く訴えてまいりました。しかも、その時期は9月か6月にしています。なぜなら、災害が起きる時期だからであります。災害が起きる時期には、皆さん、自分事として捉えていただきますので、そのときに質問をしております。

特に前回の質問では、平成7年から泗水地区に導入されているアナログ型の戸別受信機が経年劣化等により故障が多くなっているが、導入から26年が経過した現在、メーカーが生産中止し、部品の供給を停止したことから、修理もできない状態であるので、デジタル型の戸別受信機の導入をと質問したところ、江頭市長は、戸別受信機の導入はしないとの以前と変わらぬ答弁でしたが、ところが、令和4年3月議会において、令和4年から5年にかけて、デジタル型の戸別受信機を菊池市全



体で2, 667台、菊池地区1, 446台、七城地区264台、旭志地区212台、泗水地区745台を整備することの予算が提案され、もちろん全会一致で可決しました。あれだけ戸別受信機を導入しないと言っていたのに、導入されることには驚きましたが、人の意見を聞くことは大切ですし、よい意味で変節したことは評価します。しかしながら、令和4年から令和5年にかけて整備するとの計画が遅れていますが、デジタル型の戸別受信機の設置、運用までのスケジュールをお示してください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、荒木議員のデジタル型戸別受信機整備のスケジュールについてお答えをいたします。

デジタル型戸別受信機の整備事業につきましては、今年度と来年度の2か年におわたって整備する計画でございます。

まず、今年度は、親局・中継局・再送信子局などの無線設備の改修を計画しておりまして、7月から入札手続に入りまして、その後の事務を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度は、戸別受信機の購入及び75歳以上のみ世帯への設置がメインと考えておりまして、予算が成立をいたしましたら、事務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、現時点での考えでは、戸別受信機の設置開始時期については、来年12月頃を考えているところでございます。

以上です。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁では、令和5年度中に中継機等の設置を行って、ただつけるだけではいけないので、電波を中継するための中継機、これを整備して、令和6年度中に75歳以上の世帯に戸別受信機を設置することです。12月には市民の皆さんのお手元に届くかなと、来年のですね、思うのですが、再度お尋ねします。なぜ設置の対象が75歳以上なのか。74歳以下のスマートフォンを使えない方は見捨てるということなのか、市長にお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 私のほうから、75歳以上のみ世帯の理由については、まず答弁をさせていただきたいと思います。

本市の防災行政情報の伝達手段としまして、防災行政無線によります放送、また、きくち防災・行政ナビ、安心安全メール、本市ホームページなどの配信が主なものでございます。

複数の伝達手段を活用しまして、迅速でより確実な情報発信を行っているところでございます。いずれも重要な手段です。

中でもとりわけ、きくち防災・行政ナビにつきましては、どこにいても情報が伝わり効果が高く、今後の中心的手段だと考えております。

ただ、一方では、スマートフォンになじみのない高齢者の方もおられますので、今回の戸別受信機の整備につきましては、75歳以上のみの世帯を対象としまして調査を行って、スマートフォン等になじみのない高齢者の方々について、受信機の設置を考えているところでございます。

なお、それ以外の方につきましては、先ほどのきくち防災・行政ナビをはじめ、安心安全メールや、防災行政無線など、様々な伝達手段を駆使して、災害時の適切な情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 高齢者の方ほどスマートフォンを持っている方は少ないので、その分をカバーしようというようなことですよね。スマートフォンを持っている方は、もう防災アプリとかで対応するというようなことですが、すごく安易な発想だなというふうに思いました。

大手電気通信事業者のソフトバンクが調査したスマートフォンの普及率ですが、確かに50代まではほぼ100%の普及率です。50代で59歳までで97.3%ですから、確かに普及率なんですけど、60代では79.5%、70代では48.4%の普及率と低下します。ですので、言われていることは分かります。

しかし、今度は逆に、NTTドコモが調査した防災アプリのインストール率、これインストールというのは、そのアプリを自分の携帯に入れるかどうかなんですけど、これによると、60歳以上の方は60%の方が何かしらの防災アプリをインストールしているということでありまして。それは自治体防災アプリだけでなく、NHKニュース速報とか、ヤフーの防災速報とか、これが一番多いんですけども、それを入れられています。しかしながら、30歳以下になると、30%しか防災アプリを入れていない。インストールされていないという結果であります。ですから、防災という分野では、決して高齢者だから情報難民というわけではなく、いわば若い世代が防災に関心がないということが判明しています。

実際、菊池市が進めているような自治体独自の防災アプリ、今回、1,200万円をかけて、それも改良するというふうにおっしゃっていますが、このインストール率になると何%だと思いますか。本市はもうちょっと高いと思うんですけど、6.2%、若い子たちは、もう6.2%しか、100人に7人しか入れないということなんですよね。実際、自分の自治体出している防災アプリみたいなのは。それだけ関心がないということになります。

さて、先ほど2番目に質問したTSMC関連の企業進出があっている中、その雨水排水が流入する合志川の水位については、明確に答弁されませんでした。近年、奄美で起きた線状降水帯やゲリラ豪雨が各地で起こっています。それが菊池市に起こり、想定以上の雨が降り、合志川の水位が上がれば、下流域である泗水地区で水害の起こる可能性は以前よりも増すこととなります。答弁でも周辺住民の皆さんの不安を取り除けるように努力していくとのことでした。その言葉が本当であれば、水害のリスク上昇が考えられる下流域の泗水地区においては、75歳以上を問わず、デジタル型の戸別受信機を設置すべきと考えますが、これは市長にお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 戸別受信機の今後の普及についてどう考えるかという趣旨のご質問でございました。

今、議員のほうからもお話があったように、スマートフォン自体が、予想以上にかなり浸透してきているというふうに思います。私の資料でも、大体令和4年で、これは全国の平均でありますけども、90%以上の方がお持ちであるということのようであります。

菊池市の個別の数字は、残念ながら分かりませんが、類推しても相当程度普及しているというふうに考えられるわけであります。

一方で、本市が推進していますきくち防災・行政ナビというのは、3年前になりますけども、令和2年3月の時点で4,700件余でございました。ただいまこれが1万1,000件の登録数というふうに、6,400件以上増加となっております。世代ごとには、私どもは数字が分かりませんが、この普及率の向上というのは一番のこれからの課題になってくるというふうに思います。

戸別受信機の役割というのものもあるかもしれませんが、戸別受信機というのは、家にいればいいんですけども、家にいないと分からないわけですね。ところが、スマホは必ずと言っていいほど身につけておりますので、特に線状降水帯のように時々刻々と状況が変わる際には、こうした身につけているスマホを使うということ

は、非常に利便性もそうですし、緊急性にも対応できるものというふうに考えております。

ただ一方で、ご指摘のとおり、スマホなんか分らんよと、持っとらんよという方も、特に高齢者の方が多いわけでありますから、あるいは、難視聴地域といったものもあるわけでありますから、こうした方々には優先的にデジタル戸別受信機を配布していこうということは私どもの考えでございます。

これからも何か一つで情報が完結するということはないと思いますので、様々なスマホを中心に、防災無線での広域の通報等も加えて、そしてまた、私自身もヤフーの防災アプリも入れておりますけれども、やはり様々なものを駆使しながら、自分のポジションに合った、住んでいるところに合った一番の解決策を自ら考えていくということが、防災のやはり基本であろうというふうに思っております。

この複数の伝達手段を駆使して、これからも災害時の適切な情報提供に努めていきたいというふうに考えておりますので、現在のところは、対象世帯の見直しというものは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 市長は、その災害のリスクが高まるかもしれない泗水地区にだけでも、私は戸別受信機の設置をしてくれと言ったけども、それはしないと。今後、もし災害が起きて逃げ後れたときには、私、市長を恨みますよ、そのときには。

この戸別受信機というのは、総務部長も知っていらっしゃるじゃないですか。黒電話から始まって、そして、平成7年に農村集落の補助金で泗水町が導入してやったわけなんです。今のデジタル受信機は、合志市の情報も無線を合わせれば入ってくるんですよ、同じNECだから。災害というのは隣のまちだけで起こるものじゃありません。水害だけじゃない、地震もあるわけですよ。しっかりその辺を考えたときに、私はもう少し市長が戸別受信機の重要性というのを、私が言っているから、もう知らんじゃなくて、ちゃんと見てほしい。これまで、どれだけ戸別受信機が人々の命を助けてきたかというのを見ていただきたいなということでもあります。

市長の答弁を過去読み返してみますと、戸別受信機は家にいなければ情報が全く伝わらない。スマートフォンはどこでも持ち歩けるので、防災アプリが中心的な手段だと。戸別受信機の重要性をあまり理解されていないようであります。

私は合志川の下流域である泗水地区に強制的に全戸に設置してくださいとは思っていません。市長のような家にあんまりいらっしゃらない、市長のような夫婦お二

人のところは、戸別受信機は必要としないでしょう。防災アプリで事足りる人は防災アプリで、戸別受信機を望む人は戸別受信機で、三世代や二世帯が同居して生活環境がそれぞれ違うから、両方ないと不安という方は両方と、なぜ自分の命を守るのを入れようとするときに、選択できないのかと言っているわけです。

泗水地区のアナログ型戸別受信機が壊れたから、役所に持っていったけど、修理ができないと言われた。代わりに菊池市の防災アプリを入れてくれと職員さんから言われたとの話をよく聞きます。戸別受信機の修理をお願いして、防災アプリを勧めるのは、肉屋に行って、肉を買いに行って、野菜を勧められるようなものだと私は思います。

さて、今年の6月26日は白川大水害から70年の日でした。白川大水害を語り継ぐ集会の中で、国土交通省の村上課長が、気候変動で河川整備だけでは流域を洪水から守り切れなくなっていると言われていています。私もどんなに水量計算しても、調整池を整備しても、河川を整備しても、絶対に大丈夫と言えないと思います。そのときにいつも責めを負うのは行政です。ですから、できることはやりましょうというふうに提案しているわけです。総合計画で安心安全の菊池市を掲げているのなら、防災無線の戸別受信機の整備は行政の責務であるし、それを果たさないなら、口だけの無責任な自治体だと考えます。今後、区長会からの要望等があれば、その声に市長が真摯に耳を傾けられることを望みます。

最後に、TSMC進出、台湾交流と、お祝いムードで浮かれて浮足立って、問題が見えにくい今こそ、市民の声を取りこぼさないように、しっかりと地に足をつけ、山積している問題を着実に解決することで、自律したまちづくり、住んでよかったと思うまちづくりが菊池市の活力を取り戻し、ひいては、菊池市再興につながるものと確信しています。

私も、誰のために議員になったのか、誰のおかげで議員の仕事ができるのかを常に忘れず、常に市民と同じ目線で、常に是々非々の姿勢で、三つのつであることをお誓いして、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、7月3日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時01分

第 5 号

7 月 3 日

# 令和5年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

令和5年7月3日（月曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）



---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
(全員起立)

おはようございます。  
着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。議席番号8番、福島英徳でございます。早速通告に従いまして、一般質問を始めます。

本日は、子育て支援の一環として、学校教育関係にフォーカスして行います。

まず一つ目は、学校給食の無償化について、市としては、どのような取組を考えているのか。

義務教育である公立の小学校、中学校では授業料はかかりませんが、給食費だけは各家庭負担です。現状では比較的財源に余裕のある自治体を中心に、給食費無償化が行われております。

私は、菊池市の財政は厳しいと常々申し上げておりますが、市長は菊池市の財政は健全であると日頃からおっしゃっておりますので、あえて今回はこのテーマを質問することにしました。

3年以上も苦しめられているコロナ禍や、ロシアのウクライナ侵略などにより、物価高騰が止まらない状況は皆さんも十分に感じられていると思います。市民の方からも、特に子育て世代の方からは、物価は高騰するが、給料は上がらないので、支出を減らして切り詰めなければ生活はますます厳しくなるといった声です。このような声は皆さんのところにも届いていると思います。

令和4年第3回定例会の東議員の一般質問時に、市内の各小学校、中学校においては、学校給食共同調理場や学校給食センターによって多少の違いはあるものの、給食費は小学校が1人当たり年間4万3,300円から4万9,500円、中学校が4万8,200円から5万7,200円だと答弁されております。この金額が令和5年度も変わりがないのであれば、小中学校の給食費を無償にした場合の費用は、

年間約2億円になりますが、令和5年度の費用をお示してください。また、県内で学校給食費の無償化を行っている自治体数をお示してください。

次に、4年前の城議員の質問時、また、私の1年前の質問時には、県内で新小学1年生に対してランドセルを支給している自治体は、3自治体とのことでしたが、現時点でも変わっていないのかをお聞きいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めて、おはようございます。それでは、ただいまの福島議員の質問にお答えします。

まず、学校給食費についてですが、令和4年第3回定例会の東議員の一般質問において、令和4年度の給食費の予算額は1億9,892万4,770円と答弁しております。

令和5年度の給食費の予算額は2億615万7,935円ですので、723万3,165円増加しております。

増加の要因としましては、近年の原油高や飼料高騰による食品の値上げが行われており、学校給食で取り扱う食材もほぼ全て値上がりしている状況です。令和5年度に給食費の値上げを行ったところは、菊池地区学校給食共同調理場、七城学校給食センター、菊池北中学校の3か所でございます。

令和5年4月6日に熊本県体育保健課が実施した「各市町村における学校給食費及び各市町村の補助等に関する調査結果」によりますと、全額補助や半額補助を行っている市はございません。一部補助等を行っているところは8市となっております。菊池市は、この一部補助を行っている自治体に含まれます。

県内での無償化の状況でございますが、比較的人口規模の小さな町村での取組が多い状況でございます。市におきましては、荒尾市で小学校のみの無償化が実施されております。今年8月から無償化が予定されているのは宇城市のみでございます。

次に、ランドセルの無償提供ということでございますが、新小学校1年生に対してランドセルの無償配布をしている自治体への聞き取り調査をしましたが、昨年度と同様に、山鹿市を含む三つの自治体で変更はございませでした。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、議長の許可も得ておりますので、分かりやすいように、まずは学校給食の無償化について再質問いたします。

国も学校給食費無償化に向けて動き出しております。今年3月には、自民党幹事

長が全国の公立小中学校の給食費の無償化について、党の少子化対策のたたき台に盛り込み、政府の方針に反映させたいとの意向を示され、小中学校の給食費無償化をぜひ実現したいとも言われております。

また、先ほどの答弁にもありましたけども、全国的にも比較的人口の少ない町や村から、東京23区でも、学校給食の無償化が広がっているようです。

先ほどの答弁では、小中学校の給食費が昨年に比べ、年間700万円増ではありますが、2億円強とのことでした。約2億円であれば、全体予算の0.7%です。1%にも満たない約2億円をこれから菊池市を担っていく子育て世代に対して使うことは、大変有意義な施策だと考えます。

先日の稲継議員の一般質問にもありましたが、私も以前の一般質問で、もっと工夫をして、ふるさと納税の寄附額を早く10億円以上に増やすべきだとの考えを述べました。ふるさと納税の寄附額が10億円を超えれば、2億円の財源は十分確保できると思いますよ。

先ほどの答弁には、県内で完全無償化している自治体はないとのことでした。ただ、完全無償化とはならないまでも、何らかの対応されている自治体は増えているのは確かです。

昨年9月定例会の東議員の一般質問に対して、教育長からは、学校給食無償化を行う予定はないと答弁されておりますが、移住定住に向けて、また、少子化対策においても、菊池市が学校給食の無償化を率先して行えば、効果は大きいと考えますが、学校給食の無償化を行う考えはないのかを改めてお聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの再質問にお答えします。

令和4年第3回定例会の東議員の一般質問でお答えしましたが、学校給食費につきましては、学校給食法第11条の経費の負担において、学校給食の設備や職員の人件費、修繕等は学校の設置者が負担する。それ以外の経費は保護者が負担すると規定されております。

このことから、本市教育委員会としましては、保護者の方にご負担をいただくことを原則としているところであり、無償化を行う考えはございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 先ほど教育部長から、菊池市は一部補助を行っているというふうに答弁されておりますが、この一部補助はどのような内容なのかを教えても

らえますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再々質問にお答えします。

教育委員会では、給食費の直接的な支援を行うのではなく、目的を持った補助事業を実施しております。

令和3年度から令和4年度までは、「菊池産農畜産物学校給食提供事業」として、菊池市の牛肉を学校給食で提供するための補助を実施しております。

また、令和4年度学校給食食材費補填事業による食材高騰への補填事業を実施しました。

令和5年度からは、「菊池産特別栽培米学校給食提供事業」による菊池基準米への補助を始めました。また、本定例会における補正予算に計上しております「令和5年度学校給食食材費補填事業」による食材高騰への補填を継続しながら、子育て世代への支援を予定しているところでございます。

また、経済的な理由で就学が困難な家庭に対しましては、就学援助制度を利用しまして、学校給食費の全額も支給しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 昨年9月定例会の東議員の一般質問に対しまして、教育長からは、段階的な導入さえ行う考えはないと答弁されておりますが、今、一部補助というのはありました。ただ、県内でも小学校は無償とか、一部補助とか、そういった自治体もございます。そういった一気に無償化と言わなくても、段階的な導入さえ行う考えが今でもないのか、お答えをお願いします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、質問にお答えします。

段階的な補助は考えていないかということでございますが、本市としましては、現在のような補助を続けていながら、支援を続けていくところでございます。段階的な補助をするところも、今のところ、考えはございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 残念な答弁ですが、1年でも早く、学校給食費の無償化に

踏み切るべきだと申し述べて、ランドセル支給についての再質問を行います。

新小学生にランドセルの無償配布ということについて質問をいたしますが、ランドセルに関しましては、昨年から支給している自治体数が変わっていないとのことでした。山鹿市を含めて3自治体。

小学校へ入学する子どものいる20歳から69歳の男女を対象に、2022年、ランドセル工業会が行った調査では、ランドセルを購入した人の平均購入額は5万6,425円で、3年前の2019年より4,125円も上昇しております。

47年も前からランドセルの無償支給をスタートしているのが茨城県日立市、ほかに、山口県防府市や大阪府摂津市など、自治体でのランドセル支給は徐々に広まっているようです。

近年、ランドセル配布をしている自治体は、革製のランドセルではなく、ナイロン製リュックタイプなどを代用品としているところが多いと聞きます。私が調べたところ、自治体が配布するリュックタイプの価格帯は3,000円から1万円のようです。

全国の30から50代の親200人を対象にしたインターネット調査が行われております。その結果は、自治体のランドセル支給に賛成が全体の69.0%、138人、反対が31.0%、62人でした。ほぼ7割の親が賛成していることとなります。

賛成派の意見の多くは、金銭的に助かる（パート・アルバイト 50代女性）、ランドセルは高いから（会社勤務 40代男性）など、ランドセルの金額が高いことを負担に感じられているようです。また、全員に同じものを配布すれば、格差によるいじめなどがなくなるから（自営業 50代男性）という意見もありました。

また、印象的だったのが、反対派の意見に、祖父母の貴重な楽しみだから（会社勤務 50代男性）、親や祖父母の楽しみがなくなる（公務員 50代男性）などが見られたことです。

一般社団法人日本鞆協会ランドセル工業会のデータ2020年を見ますと、ランドセルを選ぶのは子ども本人であっても、ランドセルの支払いをするのは祖父母と答えた人が全体の55%を占めているようです。孫が選んだランドセルを祖父母が購入するラン活を楽しみにしている人が一部ではいらっしゃるようです。

このように、新小学生に対してランドセルを自治体が支給するとしても、全ての方が賛成とは言わないまでも、約7割の親は賛成されております。6月26日付の熊日新聞の読者ひろばにも高森町の方からの投稿が記載されておりました。

菊池市内の小学生在革製のランドセル以外は使用できないといった、そういったルールがないのであれば、革製ランドセルよりも安価で軽いナイロン製のリュック

の支給を提案しますが、考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの福島議員のランドセル無償化を考えないかということでございますが、本市では経済的に困窮しているご家庭には、就学援助制度の新入学用品として支給しておりますことや、実施している自治体が多いものではないこと、また、個性に合わせた支給に対応する課題があること、ご家庭によってはランドセル購入自体が家族からのお祝いの意味合いがあることなどの理由から、本市において今のところランドセルを無償配布する考えはございません。

また、ランドセルに代わる軽量リュックサックのものはどうかということでございましたが、これもランドセルの配布を行わない理由と同じでございますので、今のところ無償配布する考えはございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 学校給食の無償化と同様に、市民に寄り添った姿勢が感じられない答弁には残念で仕方がありません。

それでは、気を取り直して、2番目の質問に入ります。

家庭ごみについて質問します。

一つ目は、家庭ごみの出し方は地域によって異なっていると思いますが、その収集方法についてお答えください。

二つ目は、この家庭ごみの中でも生ごみは重量もかさみ、高齢者にとっては大変な苦勞だとも思いますし、生ごみを収集する方たちも大変だとも思います。

そこで、まず、家庭ごみの収集は委託されていると思いますが、一般廃棄物収集運搬業務の委託業者数と年間の委託費用、そして、菊池広域連合、まだ環境保全組合と合併して間もないことであり、データとしては、昨年、一昨年のことと思いますので、環境保全組合への負担金について教えてください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 改めまして、おはようございます。

まず、地区によって家庭ごみの出し方が異なっているが、どのようなものがあるのかというご質問でございます。

市民の皆様による家庭ごみの排出及び本市における排出された家庭ごみの収集につきましては、廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び同条例施行規

則に基づき、原則としてステーション方式で行うこととなっております。

しかしながら、現状におきまして、本市の一部の地域では、各行政区などによる家庭ごみを排出するための箱型・ボックス形式のごみステーションを設置する場所の確保の問題などもあり、やむを得ずご自宅の前などに戸別に排出されている状況があり、家庭ごみ排出用ボックスと戸別排出の二通りの排出方法となっております。

次に、収集運搬委託の業者数でございますけれども、従業者でその委託料につきましては、令和3年度が1億8,803万1,961円、令和4年度が2億107万2,631円となっております。

また、菊池広域連合、令和4年度までは菊池環境保全組合でありましたが、そこに対します負担金についてでございますが、昨年度、令和4年度までは、菊池広域連合へ統合する前の菊池環境保全組合が行いますごみ処理等に伴う負担金として支出しておりますので、その負担金額についてご説明いたします。

負担金額としましては、令和3年度が4億2,509万5,000円、令和4年度が2億6,103万6,000円となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、この質問も先ほどと同様分かりやすく、まずは家庭ごみの収集方法について質問いたします。

答弁にもありました収集方法は、ごみステーションと戸別収集の二通りだということですね。そこで、玄関前に出せる戸別収集以外の地域の方は、車などを使ってごみステーションまで運ぶ世帯が多いのではないのでしょうか。私の地域でも大半の方はそういうふうにされております。そこで、特に高齢者世帯などにおいては、免許証の返納をされていたり、また、けがや体が不自由で車の運転ができないなど、ごみ出しが大変な家庭も多いと思いますが、そのような家庭への対策はどのように考えられているのか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 ごみステーションの高齢者などに対する対策ということでございます。

議員ご質問の高齢者世帯などのごみ出しが困難な方への対応としましては、社会福祉協議会が行っておりますここにこサービスセンター事業、シルバー人材センターによるワンコイン事業、ホームヘルパー・訪問介護員によるごみ出し支援などの福祉サービスを活用いただくよう案内をさせていただいております。



また、特別な事情がある場合などにつきましては、環境課へ個別にご相談いただいている状況でございます。

なお、ごみステーションの設置に関しましては、原則として5戸以上の共同使用の場合によるものとなっておりますが、各地区における住宅戸数や立地等の状況により、新規で追加設置することが可能な場合もございます。

また、設置費用に対する補助金制度を設けており、各行政区などからの申請に基づく補助金交付による支援等を行っているところでございます。

今後におきましても、家庭ごみの適正な排出に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長に申し上げます。

もうちょっとゆっくり答弁をよろしくお願いします。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今後、高齢者世帯というのは、高齢者のみの世帯ですね、どんどん増えていくと思います。もっとどのように対応していくのか、しっかり考えていただきたいと思います。

また、個別収集の場合は、特に生ごみに関しましては、鳥獣によって散らかされる場合があると思いますが、それに対してはどのような対策や指導が行われているのかをお聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 カラスなどの被害からごみが散乱している場合等の対策ということでございます。

戸別収集場所につきましては、カラスなどの有害鳥獣等により、排出された家庭ごみが散乱するなどの被害が生じるようなことがございます。

ごみの排出場所の管理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などにより、ごみを排出される方において排出場所が不衛生にならないように管理しなければならないこととなっておりますので、各排出場所にごみを排出される方々において、指定ごみ袋を網で覆うなどの対策を講じていただいているところでございます。

なお、本市におけるごみ収集の際にカラスなどによってごみが散乱している場合におきましては、収集業者により、適宜、散乱したごみの回収や清掃等を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 そのような網とかの対策ということではございますが、戸別収集地域におきましては、先ほども申した鳥獣被害は、これは網などを張っても避けられないことだと私は思います。また、その被害の上にかかわらず、景観も損なわれ、衛生的にもよくないと思います。そこで、先ほども結構設置は困難だというふうな、困難なところには戸別収集という答弁ではございましたが、やはりそういったことを勘案しても、全地域にごみステーションを設置するべきだと思いますが、その考えがあるのか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 全地域にごみステーションを設置する考えはというご質問でございました。

先ほどの答弁で述べましたように、家庭ごみの排出場所は、原則としてステーション方式で行うこととしております。

これまで、路上・戸別収集の状況を把握するため、令和2年度から3年度にかけて各行政区における収集場所について、住宅地図への落とし込みを行っております。

去る令和3年4月1日からの菊池環境保全組合（現在は菊池広域連合になっております）への本市全域加入に伴うごみの分別方法等の変更について、市民の皆様の理解促進を図ることを最優先事項として対応してまいりました。

今後におきましては、可能な限りステーション方式へ移行するべく、関係する区長や生活環境推進委員との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ごみステーション設置ができない理由はそれなりにあると思います。ただ、このごみステーションを全地域に設置するということに対して、もっと具体的に、いつまでに、どのような方法が効果的なのかを先進自治体を調査してでも対策を講じるべきだと思います。

それでは、次に、生ごみの重量による高齢者等の負担軽減対策について再質問いたします。

先ほど生ごみは委託され、委託業者数と年間の委託費用、そして、前菊池環境保全組合の負担金についてお聞きしました。

答弁では、一般廃棄物収集運搬業務の委託業者数が10業者、年間の委託費用が、令和3年度、令和4年度、1,300万円ほどの差はございますが、おおむね約2億円だということでありました。また、菊池環境保全組合への負担金が、令和3年度が約4.2億円、令和4年度が約2.6億円とのことですが、この4割近く減った理由としてはどういうものがあるのか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 菊池広域連合への負担金の減少の原因はということでございます。

菊池広域連合の令和4年度の負担金の算定根拠についてでございますけれども、この負担金は、本市を含む2市2町から搬入された前々年度のごみの搬入量及び菊池広域連合との協議で決定しております項目に基づいて算定をしております。ですので、減った原因というのは現在のところ精査しておりません。

以上でございます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 この負担金が微減であれば、それほど精査しなくてもいいと思うんですけども、約4割も減っているんですよ。これはどういったのが要因だったのかというのはきっちり精査されるべきだと思います。

ただ、この負担金に関しましては、たしか10%が均等割、90%が利用割だったと思うんですよ。その利用割の中には重量が含まれると思うんですけども、そうですね、私も個人的に、菊池環境保全組合でもあるクリーンの森合志には燃やすごみを持っていったりします。当然行きと帰り、重量を量って、重さによって金額が当然違っております。ですから、この重量に対する金額差が大きいとは思ってんですけども、この負担元としては、その重量に対してどのような考えを持たれているのか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 ごみの重さと負担金の関係ということでございます。

ごみを処理する費用は、ごみの重さに比例してごみの量が増えれば増えるほど処理するために必要な費用がかかります。議員ご指摘のように、ごみの重さは負担金に深く関わりがあるものと認識しております。よって、ごみが減ることで負担金の削減につながると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 本当はこれから、年間何トンぐらいのごみが出されてて、これが減ればどうなるのかという質問をしたかったんですけども、先ほどの答弁では、負担金が令和3年度、令和4年度で大きく減ったにもかかわらず、それを精査されていないということです。多分お答えできないんじゃないかというふうに思います。

そこで、今の答弁にもございましたけども、ごみの量が減れば、当然負担金も安くなるであろうということをお聞きしました。私もそのとおりで、この家庭ごみの中でも、特に生ごみを極力減らすことによって、菊池環境保全組合の負担金は減って、また、衛生的にもよくなり、よりよい環境になり、かつ軽くなることで、高齢者の方でもごみを出す労力も大幅に軽減できるというふうに考えております。

そこで、その浮いた負担金を生ごみ処理機購入の助成に回すことで、大きな相乗効果が生まれるんじゃないかというふうに考えております。現状、生ごみ処理機購入に対して、菊池市は3分の1の助成率で、上限が2万円、助成率、助成金額ともに県内14市において14番目の低さです。生ごみ処理機購入に対する助成を始めた時期と申請者の推移についてお聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 生ごみ処理機の補助金制度についてでございます。

現在の生ごみ処理機の補助制度は平成17年度から施行されており、これまでの申請があった総件数は245件、補助金の総額は461万1,100円となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 平成17年、合併後ということですよ。それから18年ですか、245件の申請しかない。なぜ、その申請が増えないのか、少ないと思うんですよ。これは考えるべきではないでしょうか。

先ほども申しましたけども、生ごみを生ごみ処理機で処理すれば、不衛生さはなくなり、ごみ出しも軽く、処理後は家庭菜園の肥料としても使え、ごみ収集場所の清掃も軽減され、ごみ収集の方々の負担も軽くなると考えます。

ちなみに、県内14市の中で力を入れているのが天草市で、単独の生ごみ処理場がなく、生ごみ対策として、本年度から助成率が4分の3、助成金額の上限は7万

円に上がっております。この助成率と助成上限金額であれば、いろんなタイプの生ごみ処理機を選ぶことができ、普及が広まると私は考えます。

そこで、もっと助成率や助成金額の上限を上げて、本気で生ごみを減らすための取組が大事だと思いますが、市長にその考えはあるのかをお聞きします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。生ごみ処理機の助成についての考えを述べよという趣旨のご質問でございました。

生ごみの約8割は水分であるというふうに言われておまして、生ごみ処理機を活用することで、生ごみの減量にもつながりますし、ひいては、ごみの燃焼効率も上がり、少ないエネルギーでごみ処理が可能となります。そういう意味では、市民一人ひとりがごみ減量に取り組んでいただく上で、大変有効な手段であるというふうに考えております。また、そのことが、当然に焼却量が違ってまいりますので、コスト削減にもつながることだと思います。

本市におきましては、既に平成17年から生ごみ処理機の補助を続けてきておまして、当時は2分の1の補助をしておりましたけども、その後、行政改革等に伴いまして、個人負担の考え方を2分の1から3分の1に変更して現状に至っているわけでございますけども、特に昨今の環境意識の高まり、それからコストの高まりを踏まえまして、既に生ごみ量の削減に関して、ごみ処理機の助成について見直しに着手していたところでございますので、近隣の各市に遜色のない形には検討していきたいというふうには考えているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ぜひともこの生ごみ処理機が普及して、各ご家庭でのその生ごみに対する考え方が変わっていくことによって、一石何鳥にもなると思うんですよね。先ほど言いました、その菊池環境保全組合の負担金も減り、やはり不衛生さがなくなる。そしてごみが軽くなる。いろんな面で効果的だと思いますので、ぜひとも早く取り組んでいただきたいと思います。

これで終わります。

○水上隆光 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時43分

開議 午前10時51分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 おはようございます。議員が変われば議会が変わる、議会が変われば行政が変わる、行政が変われば菊池市も変わる。介して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革を行うべきと考えます、議席番号9番、緒方哲郎です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、農家の人手不足についてお尋ねをいたします。

先般、ある団体の会長の方とお話する機会がございました。その会長さんは、100人ほどの年度総会をしようと計画をされて、その総会を行おうと考えておられる会場のほうへ行かれて、総会の相談をされたところ、総会自体はお受けできませんが、後の懇親会は受けかねると言われたそうです。懇親会での賄いの方の人手がどうしても足りないとのことだったそうでございます。このようにいろんな業種で、この人手不足に関しては大きな問題になっているのだと感ずることでございました。

今回、質問いたします農家の人手不足については、前回の第3回定例会でも質問をいたしました。その際、申し上げましたとおり、農家の人手不足には二つの視点があります。一つが担い手・後継者不足によるものと、もう一つが働き手・労働者不足によるものです。前回は働き手・労働者不足について質問をいたしましたので、今回は担い手・後継者不足の視点から質問をいたします。

担い手・後継者となりますと、当然若者というイメージを持つわけですが、若い方々のパワーはすごいと感じる出来事がございました。麦刈りの最中でありまして、畜産関係、今、畜産の粗飼料の高騰もあって、麦の実を収穫した後の麦わらを畜産農家の方々が大型機械でロール状にして畜舎まで運んでおられました。後継者と分かる若い世代の方々が共同作業をされておられました。さすがに機械化されているとはいえ、その手際の上と、チームプレーといいますか、その行動力には圧倒されたことでございました。このような方々がこれからの菊池の農業を担っていかれるのだなと考えさせる瞬間でもございました。

このように、一人でも多くの若い方々が農業を職業とし、就農していただき、頑張ってもらえることが大切であり、農家の人手不足の解消となると思っておりますが、本市としてもこのような方々の把握はされているものと思っておりますので、まず担い手・後継者とされる新規就農者数の推移をお答えください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、本市においての過去5年間の新規就農者数についてお答えいたします。

平成30年度が16名、令和元年度が8名、令和2年度が19名、令和3年度が14名、令和4年度が11名となっております。過去5年間の新規の就農者数につきましては68名となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 令和2年度が19名ということで一番多くて、令和元年度が8名、少ない中でも、5年間で68名の方々が新規就農者として就農されたということでした。

以前から菊池地域の新規就農者数というのは、熊本県下においても多いほうではあると言われておりますけれども、このような方々が増えることが人手不足解消につながると思っております。

また、農業への新規参入のハードルの高さというのは、所得の低さが背景にあるとされております。いきなり技術も経験もないままに農作物を作り、出荷まで行うという作業は、そう簡単なものでもありませんし、なかなか十分な所得を得ることは困難となります。

農家の人手不足解消の一つとして、担い手・後継者とされる新規就農者への支援というものの必要性が考えられますが、これまで新規就農者への支援については質問してまいりましたけれども、その支援内容に変更とかはございませんでしょうか。また、新たな支援策などあれば、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

国の支援策になりますけれども、新規就農者に対する国の支援策としまして、就農直後の経営確立を支援しております「農業次世代人材投資事業」が令和3年度まで実施されておりました。

これに代わり令和4年度から、「経営開始資金事業」が実施されております。親と同一の経営を行います親元就農者は支援対象とならないなど、事業要件とか事業目的等の大幅な変更はございませんが、最大で年間150万円を5年間交付されていたものが、最大150万円を3年間交付されるものとなりました。

このように、交付期間が2年間短縮されましたが、新たに令和4年度から就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援する「経営発展支援事業」が創設されておりまして、この事業につきましても、親と同一の経営を行う親元就農者も支援対象となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 今まで農業次世代人材投資事業というものがあって、これも以前からすると、その内容的にも、当初は150万円を5年間支援しますよというようなものであったと思いますが、年度年度でいろんな制約が出たりなんかして、これが今は150万円を3年間というような変更になっておると。

また新たに、今まで農業次世代人材投資事業に関しましては、親元就農というものに対しては支援対象とならなかったわけですが、新たにそちらの資金制度ではなくて、機械・施設に関しては、親元就農される方々にも支援対象となるというような新たな事業となったということだったと思います。

最初にお答えいただいた新規就農者の数というものには、今言われたように、新規農業を始められる方、あとは、それとまた、一方に言われております親元就農というような方、その両方が入っておったと思うんですけども、私はこれまでの一般質問で、新規就農者の中の区別で、親元就農者への支援の足りなさを質問をしてまいったところがございます。今回、親元就農者への支援が、新たに機械・施設あたりの導入に関しては支援をするというような形で導入されたことは、大変よい方向だと思っております。

そこで、国の支援状況については、今、説明をいただいたということでございますが、担い手・後継者とされる新規就農者の中の親元就農者に対する本市独自の支援の状況があれば、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市の支援策としまして、親元就農者に限定したものではありませんが、次世代の農業を担う新規就農者を確保し、実践力旺盛な農業後継者の育成を図るために、市単独の補助金で新規農業就業奨励金の交付を行っております。また、農業者の方がご結婚された場合には、結婚祝い金の交付行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。



[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 親元就農には限らないけれども、就業奨励金ということと結婚祝い金ということ、この二つを支援策としてやっておりますよというお答えだったかと思います。

そこで、近隣自治体の親元就農者への支援の状況を調べてまいりました。まず、合志市においてですが、令和4年度から農業後継者の早期安定と次世代の地域農業の新たな担い手を確保することを目的に、農業後継者対策として、最長3年間、新規就農者の緊急的な支援をすとして、農業後継者育成緊急支援事業補助金というものを実施されております。

その内容としましては、まずは対象者は、合志市に在住する方で50歳未満であること。農業従事時間が年間2,000時間程度、令和4年度から令和6年度に就農される方、また、農業次世代人材投資資金交付要綱に基づく農業次世代人材投資資金、それと新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく経営開始資金の交付を受けていない方、いわゆる親元就農者ということになると思いますが、このような方が対象者となっております。対象期間は令和4年度から3年間、補助額については、3年間、1年につき農業者当たり50万円ということで、3年間で150万円ということで、3年間、予算が、予定の人数、見込み人数としましては、年間に4名程度を見込んでおる事業であるということでございました。令和4年度の事業開始でございますので、その令和4年度の実績をお尋ねしましたところ、4名の見込みに対して、6名の申請があったということで、これは大変うれしいことであったというようなお話でもございましたし、親元就農者というのは、なかなか市では把握できないということで、この事業をやったことで、その把握ができるようになったということで、大変よかったという話もいただきました。

また、お隣の山鹿市において、令和5年度からTSMCの進出を契機とした市内農業者の活性化を図るために、2024年のTSMC操業開始までの3か年を産業競争力強化期間として、農業後継者の早期安定と次世代の地域農業の新たな担い手を確保する目的ということで、農業後継者育成緊急支援事業というものを実施されます。

内容につきましては、現状、課題に関しては、専業農家の親元就農者については、世帯の所得制限や新規作物の導入などの要件によって、国からの支援を受けられないと。また、年々その数も減少し、10年前と比較すると1割ほど減少しており、結果的に都市部への人材が流れ、人口減少につながっている。また、農業者の高齢化に伴い、農地の保全が困難となってきており、耕作放棄地の急増が懸念されていることから、地域の農地を担っていく専業農家の育成、後継者支援が急務となって

いるという課題を持っておられて、その概要としては、就農後の3年間、こちらは年額150万円を交付するというところでございました。見込み人数としては年間に5人ということで、事業費は750万円を計上されておられます。目標値は年間5人程度の後継者ということですが、未来のリーダー、地域リーダーを確保し、地域の農業の活性化を図るという目的を持っておられて、やっておられる事業でございます。

これまでお話ししましたように、近隣自治体でもこのような手厚い支援をやっておられますが、このような他市の手厚い支援の状況の把握と、本市独自の支援対応策の考えはありますか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

緒方議員のご質問のとおり、合志市では令和4年度から、山鹿市では令和5年度から、親元就農者を対象としました支援制度が新設されております。

本市におきましても、先ほど申し上げましたとおり、市単独の補助金であります新規農業就業奨励金の交付を行っているところでございます。

親元就農者が農業経営を確立し、代々受け継がれた技術や農地などの維持・継承が行われることは非常に大切であると考えておりますので、財政状況を考慮しながら、親元就農者に対する支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 今、行われている奨励金制度、結婚祝い金などを活用しながら、検討していくというお答えだったと思いますけれども、農家の人手不足においては、担い手・後継者不足と言われるものと、働き手・労働者不足の二つの視点があることを一般質問をさせていただきました。どの業種においても、この人手不足問題は大きな課題となっております。農業は本市の中核産業とされておりますことから、今後、近隣自治体の状況をさらに調査・検討をいただいて、農家の人手不足解消に向けた施策を実効性を持って行っていかれるようお伝えをいたして、次の質問にまいりたいと思います。

それでは、带状疱疹ワクチンについて質問をいたします。

带状疱疹については、本定例会一般質問初日に島議員が行っておられます。重複する部分が出てきますが、带状疱疹について認識を高めていただきたいとの思いから、私も質問をさせていただきます。

まず、帯状疱疹という疾患についてご説明をいたします。

帯状疱疹は、子どもの頃に感染する水ぼうそうのウイルスが治癒後も体の感覚神経に潜伏し、大人になって、加齢や疲労によるストレス、基礎疾患やがん、リウマチなどの治療で使用される免疫抑制剤等により、その人の免疫力が低下することでウイルスが再活性化し発症する病気で、日本での疫学調査では、働き盛りの50歳を過ぎた頃からその発症リスクは急増し、80歳までに3人に1人が発症する、ほぼ全ての日本人が発症のリスクを持っている疾患であります。

特徴としては、皮膚上に現れる水ぶくれを伴う赤い発疹と、眠れないほどの激しい痛みを伴う疾患ですが、高齢者では発症した場合、重篤化する率が高くなります。また、重篤な合併症として、日常生活の質に大きな影響を与える帯状疱疹後神経痛という慢性疼痛を長年にわたり伴うことも少なくありません。さらに、顔の眼部帯状疱疹では神経合併症などを伴い、重篤な場合、失明や顔面麻痺、難聴などの後遺症を引き起こすことがあるとされております。

そこで、お尋ねをいたします。

この帯状疱疹に対して、市民の方々からのご相談や質問などはあっておりますか。また、帯状疱疹を発症した人数など、実態把握はされているのかをお答えください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。本市における帯状疱疹についての相談・問合せ状況についてお答えいたします。

令和3年度と令和4年度を合わせまして20件程度の相談や問合せがっております。

内容につきましては、ワクチン接種ができる医療機関の問合せや、ワクチン接種に対する助成についてが主なものでございます。

また、発症した人数につきましてはのお尋ねですが、市では把握はしておりません。以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 相談件数に関しましては、令和3年度、令和4年度で20件程度、その内容はワクチンに関するもの、また、その助成に関するものであったということでした。

また、発症人数の把握はできていないということでありましたけれども、発症人数の把握においては、定期接種の対象疾患ではないことから、行政としての実態の把握は難しいのかなと推測されますが、正直、相談件数が令和3年度、令和4年度

で20件ということに対しましては、ちょっと数の少なさというものに対しては、ちょっと意外だったなという思いを持っております。

あと、そういいますのも、私の周りでは、この带状疱疹に罹患して大変な思いをしていると言われる方の声が意外と多く聞かれるものですから、そう思ったところでございます。なかなか窓口への相談件数あたりが少ないということであれば、この带状疱疹という疾患に対しての認識というのはまだまだ低いものかなと思います。が、いかがですかね。

带状疱疹においては、ワクチンがあることは、島議員の一般質問で紹介されております。我が国においては、平成28年に生ワクチンが50歳以上の方に対する带状疱疹の予防で可能となつて、令和2年1月には不活化ワクチンが発売されて、発症リスクの高い、より幅広い医療ニーズに対応できる環境が整ってきています。

そのワクチンの予防効果については、一般質問初日の部長答弁でも、ワクチンの接種で発症率を下げて、重症化を防ぐなどの効果があるとお答えがっております。带状疱疹ワクチンの啓発と普及は、50歳以上の成人、高齢者における健康維持・延伸及びその介護者への寄与を通じて、人生100年に向けたかかる医療費の抑制、労働生産性の向上が期待できて、社会全体の利益につながると考えます。

そこで、本市においても、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進を行っていくべきと思いますが、お考えをお示してください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 带状疱疹ワクチンの周知、推進を行っているかというお尋ねかと思えます。

ワクチン接種につきましては、先ほど議員おっしゃったとおりでございます。 「定期予防接種」と「任意予防接種」に分けられております。带状疱疹ワクチンにつきましては、任意の予防接種とされております。任意の予防接種のワクチンは、国が使用することを認めてはいるものの、予防接種法では規定されていないワクチンでございます。そのようなことから、現状では、本市では带状疱疹ワクチンの接種について、周知や推進は行っておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 予防接種は2種類あって、任意接種である带状疱疹ワクチンに関しては、その周知あたりはしていないというようなお答えだったと思えますけれども、やっぱり私の感覚からすると、多くの市民の方々がこの带状疱疹ワクチ

ンということで苦しんでおられるということであれば、当然その周知あたりはしっかりやっていくべきだと考えるところであります。

带状疱疹ワクチンには、今、おっしゃられたように、ワクチンは2種類あって、どちらも任意接種となっていることから、その接種費用に関しては自己負担というお話もあっております。これが定期接種の対象ということになると、自己負担額がなくなったり、一部負担になったりもします。この任意接種、全額自己負担というものと、定期接種、自己負担がなくなったり、一部負担となるものですが、接種費用が全額自己負担となる任意接種であっても、菊池市が接種費用を助成している予防接種、このようなものはありますか。あれば、どのようなものがあるか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 「任意予防接種」のうち、助成を行っている予防接種についてということのお尋ねかと思えます。

本市では、「任意予防接種」のうち、インフルエンザ予防接種のみ市で助成を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 本市においては、インフルエンザに関しては助成をしているというお答えだったと思えます。

この带状疱疹ワクチンに対しては、助成はないということになると思うんですが、これもさきの島議員の一般質問の中でお答えになっていることですが、生ワクチンに関しては8,000円、不活化ワクチンにおいては、2回の接種で4万円の接種費用がかかることは一般質問の中で述べられております。

また、带状疱疹や、それに伴う後遺症、合併症にかかる医療費に関して、治療費と薬剤費を合わせた直接医療費というのは、1人当たり平均4万2,638円、これは合併症がない場合、平均3万8,417円と、残存する疼痛以外の合併症がある場合の平均7万2,789円から算出されたものであります。また、带状疱疹後神経痛の後遺症が残存する場合、こちらの場合は平均12万7,079円とも報告されております。

このような状況に対して、他自治体の带状疱疹ワクチンの公費助成導入の状況というのは、2023年5月時点の資料によりますと、全国で203自治体での公費助成がなされております。内容は、生ワクチンのみ対象となっておるのが5自治体、

不活化ワクチンのみ対象が15自治体、両ワクチン対象が183自治体となっており、その助成額においては、全額助成であったり、9割助成、また半額助成などあり、各自治体まちまちとなっております。

熊本県においては、2023年4月より、長洲町で公費助成をされており、助成対象年齢が50歳以上、助成額が生ワクチンにおいては半額助成の上限4,500円、不活化ワクチンにおいても半額助成の1回上限の1万円の2回分となっております。

このような他自治体の状況を踏まえて、本市における带状疱疹ワクチンの接種の助成についてのお考えをお答えください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 带状疱疹ワクチンについて、市で助成を行う考えはあるかというお尋ねかと思えます。

先ほどもお答えしましたが、带状疱疹ワクチンにつきましては、任意の予防接種ということでございます。そういった任意の予防接種につきましては、接種する場合の費用は原則全額自己負担ということでございます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、国において、定期予防接種に含めるかどうか検討が進められているということでございます。

本市としましては、今後、国の動向を注視し、研究してまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 今後、国の動向を注視しながら検討していくというお答えだったと思えます。

効果があるこの带状疱疹ワクチン接種においては、やっぱり推進していくものであって、また、接種を受ける場合の費用負担の軽減になるよう行動していくべきものと考えております。

実際、国への定期での接種化を求めて、医師側からの要望書の提出もあつておるのが状況でございます。そういうものも踏まえて、今後、県や近隣自治体と一緒に、国への働きかけをしていかれることをお伝えして、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○  
休憩 午前 11時23分

開議 午後 1時00分  
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、無所属の安武睦夫です。「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」をスローガンに、よりよい菊池市になるよう、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今回は、大きく三つのことについて質問をしたいと思っております。一つ目が、過疎地域活性化に伴うソフト事業について、二つ目が、TSMC進出に伴う現状と課題について、三つ目が、菊池市予防伐採事業についてであります。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、一つ目の過疎地域活性化に伴うソフト事業について質問いたします。

私は、先日、5月になります、旭志小学校と旭志中学校の運動会に来賓として参加させていただいたところでございます。保護者をはじめ、地域の皆様も多数参加され、笑顔あふれる、すばらしい運動会でありました。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、3年ぶりに来賓の皆様もご招待を受けたところでございます。お会いする皆様も久しぶりねとの声が上がっていて、イベント等の地域活性化の大切さを実感したところでもあります。

また、皆様ご承知のとおり、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎対策事業債のソフト事業への充当が可能となったところでございます。過疎地域の活性化には、道路整備などのハード事業だけでなく、条件改善や内発的発展への支援を目的としたソフト事業も重要とされております。

総務省の過疎問題懇談会がまとめた報告書「新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～」では、過疎対策事業債が過疎対策の中心的な支援制度であり、産業振興や交通確保、情報通信基盤の整備、利活用などの目標を実現するために活用されると述べられています。

ソフト事業は、過疎地域の条件不利性の改善や内発的な発展に貢献し、地域の自立促進に効果的に利用されていると報告されています。私もやはり過疎地域の活性化については、ソフト事業の充実は欠かせないものだと思うところであります。

以上のことを踏まえて、今回は二つの観点からの質問をいたします。

一つ目、旭志地域住民のための新たなイベントの考えは、二つ目、今後、ソフト事業を充実していく考えはです。

それでは、1回目の質問をしたいと思います。

1点目、近頃、旭志地域の市民の方から、今年もホテルフェスタは実施しないのかとの声を聞きます。併せて、旭志一周駅伝もなくなった。元旦マラソンもなくなった。旭志地域のイベントは何もない。議員は一体何をしているのかとのお叱りの言葉をいただくことがあります。私自身も、ホテルフェスタはコロナ禍による一時中止であると思っていたところであります。

その後、執行部に確認しますと、ホテルフェスタや旭志一周駅伝大会は廃止になったと聞いたところであります。しかしながら、旭志地域の市民の多くの皆さんは、コロナ禍による一時中止だと思っているのではないかと思います。

そこで、お尋ねします。

ホテルフェスタと旭志一周駅伝大会が廃止になった理由を教えてください。

2点目、先ほど申し上げましたとおり、過疎地域の発展、地域活性化には、ソフト事業の実施が欠かせないものであります。ソフト事業については、地域振興や教育、交通手段の確保など様々なものがありますが、交通手段の確保については、旭志地区のあいりタクシーや路線バスの利活用について、既に担当部署に直接お話しさせていただき、バス路線の見直しについての検討を行っていただいていますので、交通インフラ、交通手段の確保を除いて質問します。

お尋ねします。旭志地域のソフト事業の現在の実施状況について教えてください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、ホテルフェスタの廃止理由についてお答えいたします。

ホテルフェスタにつきましては、道の駅旭志村ふれあいセンターを会場に、出店やステージイベントを実施してきましたほか、ホテルの飛翔時期にホテル観賞会を実施しておりました。

しかしながら、道の駅旭志村ふれあいセンターで実施しておりましたイベントにつきましては、実施団体の中心でありました商工会青年部や青年団の人数減少などを要因としまして、令和4年3月の旭志ホテルフェスタ実行委員会において廃止が決定されたところでございます。

次に、過疎債を用いましたソフト事業の実施状況につきましては、本年度は、旭志ホテルを育てる会など地元団体で構成しております旭志ホテルフェスタ実行委員会によりホテル観賞会が実施されております。



5月14日から6月11日までの期間、ホテル観賞会が実施されておまして、正式な人数把握ではございませんけども、約1万人の来場がっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、私のほうから、旭志一周駅伝大会の廃止の理由と、教育関係のソフト事業についてお答えいたします。

旭志一周駅伝大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度と3年度の大会を中止としました。その後、大会関係者や区長会、体育委員等、地元の方々とコースの変更やランナーの安全確保について協議を重ねましたが、一般道路におけるランナーの安全保持に対する交通規制の強化を背景に、求められておる安全管理体制の確保が困難になってきたことから、コロナ禍による一時中止ではなく、令和4年度から事業を廃止することとしたものでございます。

次に、過疎債を用いたソフト事業ということでございますが、社会体育関係におきましては、まず令和4年度に、旭志一周駅伝大会に代わる事業としまして、スポーツ推進員協議会旭志支部や市体育協会と連携し、「クラダケスポーツデー」として、ニュースポーツであるモルックを新たな競技種目として、旭志グラウンドで大会を開催いたしました。

大会の開催に向けては、新たな競技種目であることから、より多くの方々にモルックの楽しさを広め、大会へ参加を促すため、3か月前に夜の体験会と日曜日の体験会を実施し、大会当日は54名の方が参加し、楽しんでいただくことができました。

また生涯学習課・公民館におけるソフト事業としましては、青少年健全育成や地域学校協働活動等の業務に従事する社会教育指導員の旭志公民館への配置、旭志公民館における主催講座の開催、及び旭志地域の自治公民館に対する整備補助金並びに活性化事業助成金の交付を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。ホテルフェスタについては、令和4年3月で廃止になったと。また、旭志一周駅伝大会については、令和2年度、令和3年度はコロナで中止していたけども、安全保持という目的から、廃止になったということであります。

聞くところによりますと、旭志地域においては、歴史がある小中連携の組織とし

て、くだけ友の会というものがございますが、このくだけ友の会も解散をするというようなお話等も聞いておまして、やはり地域の活性化というのが下がってきているのかなというふうに思っております。

また、そういう中にも、公民館には社会教育指導員を配置いただいて、公民館事業を頑張っているし、ニュースポーツということで、モルックというものを始められたということについては、かなり評価できるというふうに思っております。

それでは、2回目の質問を行います。

合併前の旭志地域には鞍岳登山マラソン、これは合併後の調整で廃止したところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、元旦マラソン、旭志一周駅伝大会、ホタルフェスタと様々なイベントが多数ありましたが、交通規制の問題や、ただいま答弁いただきました理由により、全て廃止となったものでございます。

私は、様々な事業はスクラップ、廃止されるものがあれば、ビルド、新たにつくり上げるものも必要だと思います。

そこで、提案していきたいと思っております。

冒頭に申し上げました旭志小学校運動会の最後の競技は、児童全員による旭志音頭の遊技でした。保護者の皆様も来賓の皆様も一緒に参加し、私も久しぶりに楽しく躍ることができました。旭志地域の保護者の世代の方は学校で習ったので、誰でも躍ることができます。合併前のホタルフェスタでは、小原グラウンドで中学生がホタルセレナーデを幻想的に舞い、最後には村民全員が旭志音頭を躍ったものであります。

また、昨年、移住者の方の提案で、市民活動にて菊池盆踊りが市民広場で催され、とても盛況だったと聞いております。地域活性化としましても素晴らしい催しだと感じたところでございます。

旭志地域では、コロナ禍以前は多くの集落で独自に公民館事業の一環として夏祭りを実施しています。しかしながら、予算の問題や、住民の高齢化や、人口減少にて、コロナが収まりましても、夏祭りの開催が難しいとの声も聞きます。

また、昨年、旭志中学校では、生徒会のプロジェクトとして、校内に芝生広場を生徒自らが整備されたと聞いています。そのことが熊日新聞にも掲載されましたが、当時の生徒会長のコメントとして、旭志地域が過疎地域に指定されたことに触れて、この場所でイベントをやることで、旭志に多くの人に来て、地域の人が笑顔になってもらえたらと話されたとのこと。とてもすばらしく、まさに持続可能な社会づくりのための教育、E S D教育の成果だと思うところでございます。

そこで、市長にお尋ねします。

本市には中学校区ごとに地域学校協働本部も設置されています。旭志地域の皆さんが夏祭りを各区で合同で開催できるように、小学校や中学校、区長会など、地域が連携した地域住民の手作りによる盆踊りのような夏祭りを旭志中学校の芝生広場で開催する考えはないか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 旭志地域で手作りの祭りを実施する考えはないかという趣旨のお尋ねでございます。

もう既に菊池では、例を挙げますと、花房地区では「花房ふるさと夏まつり」、秋には「花房フェスタ」といったものを催していらっしゃいますし、菊之池地区では秋の「菊之池ふれあい祭り」というタイトルで、小学校を会場にしまして、地域住民と子どもたちが一緒になってイベントを実施されておりまして、住民間の交流やふれあいが大変盛んでございます。

今回の議員のご提案も、恐らくそういう形でのイベントを指していらっしゃるのではないかというふうに考えております。

生徒たちが主役となって、企画段階から参画して、大人も入った地域全体で盛り上げていけば、地域の大きな一体感が生まれてくるものだというふうに思っております。

大変すばらしい提案だと思いますので、ぜひ、議員のお力添えもいただきながら、実現すれば私としても大変うれしく思います。

市としましても、地域の皆様が取り組まれるのであれば、それを大いに応援をさせていただきますというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。実現していきたいという力強いお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。

やはり先ほども言いましたように、中学生の子どもさんから発信されたことを大人が実現していくということも、とても大事なことだと思っておりますので、ぜひ実現していければと私も全力でご協力していきたいというふうに思っております。

また今後も、過疎地域の活性化のためのソフト事業については、積極的に進めていただきますようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、大きい二つ目、T SMC進出に伴う現状と課題について質問したいと

思います。

今回の質問については、1年前の令和4年6月議会で「菊池市過疎地域持続的発展計画とTSMC関連企業の進出について」と題して、一般質問をさせていただきました。そのときに、旭志地域の住民は、TSMCの進出により、旭志地域が発展し、人口が増えるのではないかと期待されています。しかし、一方では、基幹産業である農業を守れるのかとの心配する声も聞こえています。農地保全も大切でありますと紹介し、今までの経験から、ランドデザインの必要性、大切さを述べさせていただきましたところでございます。

また、基幹産業である農業を守るためにも、農地保全の観点から、農地集積状況や利用状況をしっかりと把握しながら、ぜひ地域との合意形成を大切にして進めていただきますようお願い申し上げたところであります。

あれから1年が経過しましたので、今回、その後の対応について質問したいと思います。

以上のことを踏まえて、今回は二つの観点から質問します。

1点目、どのように現状を把握し、課題を解決していくのか。

2点目、ランドデザインの策定状況はです。

それでは、1回目の質問をします。

1点目について質問します。

令和4年6月の一般質問後、どのように現状を把握し、どのようなことを課題として認識しているか、教えてください。

次に、2点目について質問します。

令和4年6月議会の一般質問では、今回の過疎地域指定、TSMC熊本工場や中九州横断道路などの地理的条件を踏まえ、TSMC進出に伴い、設置した半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部において、企業誘致や宅地誘導する地域の検討を進めております。これらを踏まえたランドデザインにつきましては、都市計画などの各種計画へ反映を含め、国や県とも協議しながら、しっかりと検討してまいりますとの答弁がありました。

それでは、お尋ねします。

現在のランドデザインの策定状況について教えてください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、こんにちは。それでは、今の1点目のご質問で、昨年6月定例会以降の現状把握と課題認識についてのご質問についてお答

えいたします。

本市では、市長を本部長とする「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」及びその下部組織として四つの作業部会を設置し、具体的な課題や施策の検討を進めております。

本部会議につきましては、昨年の6月定例会以降4回開催し、各作業部会からの報告に基づき、民間宅地開発に対する支援策や移住・定住に向けた支援策の検討などを行っております。

また、現状把握のため、まず、不動産業者・金融機関等との意見交換会を実施し、民間開発の動向やニーズの把握などを行うとともに、商工会との意見交換会も実施し、市の取組状況の説明などの情報共有も行っております。

さらに、菊池管内の市町による連絡会議をこれまで2回開催し、各市町の取組状況の共有や意見交換を実施しております。

次に、現状における主な課題としましては、住宅用地等のゾーニング、企業誘致や居住誘導を進める上での農地における農業振興地域等の規制、企業進出による優良農地の減少、窓口等における多言語対応などが本部会議の中で挙げられております。

これらの課題解決に向けて、各作業部会が中心となり、対応等を検討しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。それでは、私のほうから、グランドデザインの策定状況についてご回答を申し上げたいと思います。

本市全体として住宅や商業、工業などの適正配置のためのゾーニングと、これに伴う道路・上下水道などのインフラ整備の必要性も含めたグランドデザインを描くために、調査・検討作業を進めているところでございます。

この作業を中心として行うために、本年4月に地域開発推進室を新たに設置し、専門職員を配置して取り組んでいるところでございます。

住宅開発については、専門機関への委託調査を中心として、住宅適地や商業などの候補地の選定を進めているところでございます。

また、工業については、まずは県営工業団地が中核となるため、その造成が円滑に進むよう庁内プロジェクトチームを設置し、地元説明会や用地交渉において、専門的に職員を配置し、県と協力し進めているところでございます。

これに加えて、既存の工業団地周辺及び農振農用地区域外などにおいて工業

用地としての可能性を検討しております、現在、既立地企業の状況把握のため、訪問やアンケート調査を実施しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

1点目については、本部会を中心とした作業部会ということで検討を進められていて、移住・定住策を中心に、商工会などの外部団体の意見交換とか、各市町との意見交換もしながら進めていると。そういう中で、優良農地の減少というものが課題として認識されているというようなご答弁だったかと思えます。

あと、2点目については、県工業団地に全面的に協力をするというのと、住宅の誘致促進に重点的に取り組むというようなことで、工業団地については可能性の検討だということ。ただ、4月には地域開発推進室も置いて、専門的な分野ということでの検討も始められたと。

ゾーニングについては、誘導可能区域の設定とかいうもので、アンケート調査も実施していくということであったかというふうに思います。

それでは、質問を続けていきたいと思いますが、私が1年前に質問しました内容とすれば、ちょっと違うのかなというふうに感じております。これは手法の問題ではありますが、先にデザイン、ビジョンがあって、各種計画があると私は思うところでございます。

本定例会において、平議員、荒木議員の一般質問があった各種計画の前倒し、末端排水問題や道路整備などの交通インフラ問題なども、どこに工業団地を誘致するのか、どこを商業地として発展させるのか、どこを住宅造成していくのかといったデザイン、ビジョンがないと、検討できないのではないかとも思うところであります。

それでは、2回目の質問に移りたいと思います。

先ほど課題的な認識をしているといったものではございますが、先日の熊日新聞に、「巨大工業周辺土地争奪戦に酪農家、飼料栽培に不安」と掲載され、「JA菊池の組合長より、半導体関連の企業が使うから土地を返してほしいと地主に言われた。酪農家から、最近、こんな話をよく聞くようになったと表情を曇らせる」とのコメントが載っていました。

そして、6月の熊日新聞では、「熊本県議会の6月定例会一般質問がT SMC一色の一般質問であり、県内立地の意見が高まる中、工業用地確保も課題になっている。農地が地主から借地の返還を求められている実態を問題視」の記事が掲載され、

翌日の新聞に、「T S M C 進出に伴い、周辺地域で農地不足の影響を受けている。農家支援を目的とした農地確保プロジェクトチームを熊本県庁内に設置した」と載っております。その中で、「市町村などと連携して、利用可能な土地を掘り起こし、農地を求めている農家とマッチングする」との記事が掲載されたところです。本市と合志市、大津町、菊陽町の菊池圏域2市2町や、J A 菊池と連携していくとのことでもあります。まさに1年前に問題提起したことでございます。

2か所目の県工業団地の造成については、旭志地域の皆さんも本当に感謝しております。ありがたいことだと思っております。しかしながら、対象地は農地であり、25ヘクタールのうち11ヘクタールは酪農家の借地による飼料用トウモロコシの作付であると聞いております。

また、農地利用者の皆さんの状況は、高齢により、これを機会に離農しようと考えている方、自給飼料率を上げるために作付面積を増やしたいと考えている酪農家の方など、様々であると思えます。

まさに、農地を売りたい方、農地を売りにたくない方、農地を売ってもらっては困る方が混在している状況であります。

農地保全も大切であります。しかしながら、国家プロジェクトによるT S M C 進出に関連した企業誘致も大切であります。旭志地域の農地は減少しているのは事実であります。果たして、旭志地域の農地は余っているのか、足りないのか、よく分からないところであります。

そこで、お尋ねします。

旭志地域の耕作放棄地の状況と作付状況について把握しているか、お尋ねします。

また、作付状況等を把握していないとするならば、今後、どのように把握していく考えか、教えてください。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、まず私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、農地の確保など企業進出に対する地元農家の不安の声があるということは十分承知しているところです。特に貸し手から借地の返却を求められております農家の問題は深刻だと考えております。

こうした中、先ほど安武議員も言われたとおり、県の方針である農業振興と企業進出の両立に向け、農家の営農継続を支援するための新たなプロジェクトチームが設立されておりまして、本市もこのプロジェクトチームに参画し、作付状況や賃借可能な農地の把握を行ってまいりたいと考えております。

また、JAをはじめとする農業団体におきましても、農地の現状把握に努められております。

これらを基に、賃借可能な農地の出し手と受け手の間を取り持つマッチングの仕組みづくりを構築するなど、農家が安心して営農を継続できるような取組について、県や各農業団体と連携を深めながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 中原農業委員会事務局長。

[登壇]

○中原親弘 農業委員会事務局長 改めまして、こんにちは。

それでは、耕作放棄地の状況を把握しているかということですが、農業委員会では、毎年、地元農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で農地パトロール等を実施するなどして、把握に努めているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

支援プロジェクトに参加して把握をしながら、マッチング等も進めていきたいというようなご答弁だったかと思えます。

また、農地の状況につきましては、毎年パトロールをしながら、耕作放棄地については確認をしているというふうな答弁でございました。

先ほど経済部長のほうからの答弁もありましたとおり、やはり不安の声というものをよく聞きます。私が今回質問したのは、1年前に質問をして、1年が経過して、どうなんだということ聞いておりますが、やっぱり地域の住民の方、それから我々議会としましても、現在、どのような認識をしているのかというのは聞こえていない状況で、不安は募るばかりだというふうに考えております。やはり中間報告なりなんなりというものをしっかりとしていかないと、住民の皆さんの不安感というのはやっぱり拭えないんじゃないかと。やっぱりどういうふうにやっていくんだということは、外に向かってきちんと発信していくべきではないかというふうに私は思うところでございます。

それでは、3回目の質問を行いたいと思います。

熊本県は本年3月に「くまもと半導体産業推進ビジョン」を策定されました。議長にお断りしておりますので、紹介したいと思います。このようなものでございまして、令和5年3月に策定されたばかりでございます。この中身につきましては、他国、台湾、アメリカ、韓国、インドの半導体関連産業がどのように発展してきた



のかというようなものから、日本国内の状況、熊本県の状況等を踏まえた調査文書というものもございまして、100ページ以上になるような調査文書ですが、どちらも県のホームページのほうに掲載されております。

聞きますと、職員の方も知らなかったという人もいらっしゃると思いますが、多分議員さん方でも、まだ出たばかりなので、知らない方もいらっしゃるかと思いますが、ぜひ一度目を通していただきますと、今後、菊池市を含めたこの熊本県の圏域がどのように変わってくるのかというのが分かってくるのかなというふうに思います。

その中で、このビジョンの中で、半導体サプライチェーンの強靱化、県内一丸となったサプライチェーン集積強化を今後の課題として認識していると県は示しております。

半導体サプライチェーンとは、TSMC進出に伴う半導体関連企業であります。TSMCが半導体製造の前工程だとすると、当然その材料や製造するための機械、半導体の設計や製品検査などの後工程など、多数の企業が集合体となって製造していくものであります。

聞くところによりますと、30社程度、今回のTSMCの進出に伴って進出しているとも聞きますし、TSMCから車で15分圏内に立地する必要があるとも聞くことがございます。

このくまもと半導体産業推進ビジョン策定に伴う県調査資料によりますと、台湾北部の新竹サイエンスパークでは、縦3キロメートル、横4.5キロメートルの範囲に40社を超えるものの半導体関連企業が集積されているというような報告がされております。集積することで、優秀な人材を集め、高い技術力を取り込み、ハイテク発展の基地とすることができるそうです。集積を進めることで、ハイテク産業の川上、川中、川下と流れるように、いろんな段階で連携がしやすくなり、新しい製品や技術をつくり出せる環境が整う。磁石のように人材や知恵が集まり、交わることが競争力になるとのことです。そのようなことから、恐らくTSMC第2工場も近隣に建設されるのではないかと私は推測するところでございます。

そこで、お尋ねします。

今申し上げましたとおり、TSMC進出に伴う半導体関連企業は、菊陽町に建設中のTSMC近隣の市町に誘致していく必要があると思いますが、サプライチェーンと言われる半導体関連企業のための工場用地はどの程度必要であると認識しているのか、お尋ねします。

以上、3回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

サプライチェーンの進出及び必要な面積などの情報に関しましては、把握していない状況です。

以上、お答えさせていただきます。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。把握ができていないということでございました。

今回のTSMC進出は国家プロジェクトであります。県が示しますように、県内一丸となったサプライチェーン集積強化していくことが大切であると思いますが、市町に対する情報は少なく、やはり状況の把握は難しいと感じたところでございます。

先ほど紹介しましたこのくまもと半導体産業推進ビジョン、この中に、第四章に目指す姿を実現するための三つの方針と取組みというものがございます。半導体サプライチェーンの強靱化ということで、先ほど申し上げましたとおり、川上から川下までつながるような強靱なサプライチェーンの構築を目指すとされております。それに伴います取組としましては、切れ目なくつながる強靱な半導体サプライチェーンの構築ということで、半導体関連企業の集積を迅速に進めるため、関係部局が市町村と協力して、企業を集約・誘導するなど、円滑な土地利用調整を図りますと明確に記載されているところでございます。

今後、このビジョンに沿って、やっぱり国や県との情報をもっと密にしながら進めていかないといけないのではないかと私は感じているところでございます。

私は、TSMC近隣市町で競争するのではなく、特に菊池圏域の四つの市町は、菊池市、合志市、大津町、菊陽町でございますが、協働していくべきであると思うところでございます。国や県と連携を組めるようなTSMC進出に伴う菊池圏域連絡協議会のようなものを発足させて、農地不足の問題や工業用地確保の問題を広域的に進める必要があるのではないかと思うところでございます。その上で、協力していただける農業者の皆さんに対する支援策や合意形成もしっかり取りながら、進めるべきではないかと思うところでございます。

私は、この今申し上げました連絡協議会で、このくまもと半導体産業推進ビジョンの菊池圏域版というものを、これを参考につくり上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、このことは、私の経験からしますと、市町村合併のときの協議会ぐらい大変だと思います、ビジョンやデザインをつくっていくということは、協議会をつくりながら、そこにやはり職員も派遣して、いわゆる兼務的

な形であるのではなく、プロパー化して、専門的な形で進めていかないと、このことは解決できないんじゃないかというふうに思うところでございます。

それでは最後に、市長にお尋ねしたいと思います。

総括して、T S M C 進出に伴う現状と課題について、市長の考えを教えてください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 T S M C 進出に関わる現状と課題を総括してほしいという趣旨のご質問でございます。

まずは、今回のT S M Cの進出につきましては、本市にとりましても、また菊池圏域あるいは県北にとっても大きなチャンスであるというふうに考えております。

現状と課題ということでありますけれども、先にそれぞれの部長が答弁したとおりでございますけれども、私のほうで総括いたしますと、まずは、現在進めております住宅用地等のゾーニングの結果を柱としたグランドデザインを早く固めて、可能な限り住宅、商業、工業、農業のバランスを考慮した施策となるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、県あるいは近隣自治体とも連携を取りながら、情報収集とともに広域的な課題にも取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。やはり市長も大きなチャンスだと捉えられているということで、住宅施策を含めたゾーニングという形で進めていきたい。また、広域的な対応も行っていきたいということでございました。

本当にこの判断、いろんなことの判断、今、とても大変だと思います。執行部の皆さん方も本当に大変なことだというふうにお察しするところでございます。

先日、朝からドラマを見ていまして、何かを手に入れるためには、何かを手放さなければならないという言葉が耳に入ってきました。まさに今のことだと思います。工業団地が欲しい。商業用地が欲しい。住宅用地が欲しい。そのためには、森林や農地を手放さなければならないと。何かを手に入れるためには、何かを手放さなければいけないという大きな判断、決断が今から必要になってくるのではないかとこのように思うところでございます。

今後も課題解決に向けた丁寧な現状把握と地域住民に対する合意形成をお願い申し上げます。次の質問に移りたいと思います。

それでは、大きい三つ目、菊池市予防伐採事業について質問したいと思います。  
菊池市予防伐採事業補助金制度につきましては、令和4年9月議会において、「SDGs 持続可能なまちづくりと里山保全について」と題しまして、一般質問をさせていただきました。森林環境譲与税の活用を含めて、主要道路の危険木対策や里山保全に対する森林管理経営制度の活用、さらには、地域林政アドバイザーや林務課の設置について、提言させていただいたところがございます。

一般質問後、早速12月には菊池市予防伐採補助金交付要綱を策定していただき、道路等に隣接する危険木の伐採搬出に対して補助金を交付していただけることとなりました。質問のもととなりました地元の区長さんより、通学路でもある市道沿いの危険木を伐採することができたと大変喜んでいただきました。本当に迅速な対応を含め、感謝申し上げます。

また、3月には森林環境譲与税の活用に向けた基本方針を策定されました。内容につきましても、四つの基本方針や、基本方針に対する17の施策等を拝見させていただき、とても感心したところがございます。

さらには、基本方針に基づき、4月には地域林政アドバイザーを設置していただき、課の設置までは難しかったようですが、農林整備課内に林政専門の部署として林務係を設置していただき、今後の森林整備や有害鳥獣対策に対する市長の意気込みを感じたところがございます。本当にありがとうございました。

それでは、質問していきたいと思います。

先ほど紹介しました菊池市予防伐採制度について、ご存じではない方がいらっしゃるかもしれませんが、菊池市予防伐採事業補助金の概要について教えてください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、菊池市予防伐採事業補助金の概要についてお答えいたします。

本事業につきましては、菊池市が管理しております道路に隣接する危険木の伐採搬出を促進し、地震、台風などの気象災害による道路、電線、電話線、水道施設などのライフライン施設の遮断を未然に防止することを目的としまして、自治会、ライフライン施設管理者または市民により自主的に組織された団体に対しまして、道路から5メートル程度の範囲内において伐採する費用を補助するものです。

補助内容としましては、危険木の伐採、集積、搬出及び処理する経費となりまして、自治会または住民により自主的に組織された団体に、補助対象経費の10分の

9以内で上限30万円、ライフライン施設管理者、森林組合または林業事業主体に、補助対象経費の2分の1以内で上限50万円の補助を行い、危険度の高い箇所から優先的に行うところです。

今後も安心安全に通行できるよう、事業の促進を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。本当に民間力を活用した対策ということで、とてもすばらしい制度だと思いますし、これがもっとどんどん地域の方で活用していただければというふうに思うところがございます。

それでは、再質問をしたいと思います。

前回の一般質問では、県道も含めて質問したところがございます。ただいま説明がありましたとおり、今回の制度については、市管理というものに限定されたものとして整備をされているというふうに聞いております。予算にも限度があり、市管理道路等を対象とした事業であることは理解できますが、補助対象となっている危険木の伐採・搬出については、市管理地ではなく、私有地が対象となっているものがございます。地区によっては県道を主要道路として利用されている地区もありますが、現在の要綱では補助の対象とならないものであります。県道沿いの森林も、森林環境譲与税の対象となる森林であります。県道沿いの危険木は老木であり、巨木でもあります。区長さんによれば、個人での対応は難しい状況にあるとのことですので。

そこで、菊池市予防伐採事業補助金制度を拡充する考えについてお尋ねします。

地元区長が申請した場合に限り、地域の主要道路で公益性があり、特に危険であると市長が認めた場合は、例外的に県道であっても補助対象にする考えはないか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、菊池市の予防伐採事業について、県道を対象に検討できないかという趣旨のご質問でございます。

先ほど経済部長が答弁しましたとおり、予防伐採事業につきましては、地震、台風等の気象災害によるライフライン施設の遮断等を未然に防止するということを目的に創設したものでございまして、今、議員もおっしゃられましたように、限られた財源でございます。まずは本市が管理責任を有する市道に隣接する危険木の伐採や、森林整備等を優先的に行っていく必要があると考えておりまして、現段階では、

県道沿いの危険木伐採については、事業対象とする考えはございません。

今後、県に対しまして、市の取組を紹介した上で、同類事業の創設を強く要望していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。現在のところ、予算にもやはり限度があるので、市管理道路のほうを優先して進めていきたいということでございました。

しかしながら、この制度は、県には制度はございません。市長がおっしゃったとおりでございますので、ぜひ県道も対象とした要望というものを、市長のほうからも強く要望していただいて、県道も対応ができるように進めていただければというふうに思うところでございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○水上隆光 議長 これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時48分

開議 午後1時55分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、こんにちは。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。

まず最初に、地下水保全について質問します。

ご存じのように、菊池市は市民のほぼ全ての人々が地下水を飲料水として利用しています。熊本県には熊本県地下水保全条例と、それに基づき策定された熊本地域地下水総合保全計画があります。とりわけ旭志地区、泗水地区を含む菊池市は、熊本地域地下水総合保全計画を構成する11市町村の自治体の一つであります。

この熊本地域地下水総合保全計画では、冒頭のように、次のように書かれてあります。阿蘇外輪山西麓（西の麓）から熊本平野及びその周囲の台地に広がる熊本地域は、特有の地質構造により、一つの大きな地下水盆を共有している。私たちは生

活用水のほぼ100%を地下水で賄っているほか、工業、農業などの産業用水として利用するなど、清冽で豊富な地下水の恵みによって発展してきた。こう述べられ、さらに11市町村が地下水の現状について認識を一つにして、熊本地域の戦略資源とされるこの地下水を守り、生かし、次世代に引き継ぐ取組が不可欠であると述べられています。

この地域で地下水に生活用水を依存している人口は約100万人と言われ、これだけの地下水都市、地下水地域は、日本中探してもほかにありません。世界的にもまれであります。

管理計画の中では、熊本地域で1年間に約20億4,000万立方メートルの雨が降り、そのうち約3分の1が大気中に蒸発し、約3分の1が阿蘇を水源とする白川や緑川等を経て有明海に注ぎ、残り3分の1が森林や草地、水田、畑地を通過して地下水として涵養されると推定される。こう述べられています。

今般、TSMC進出に伴い、地下水を涵養する最も大事な地域に、企業立地、工業団地建設、道路の延伸・拡幅、さらに県全体で見れば、空港アクセス鉄道、シリコンバレー構想、大くまもと空港構想などが進められようとしています。このような大規模な開発が、10年先、50年先、どのような結果をもたらすかは計り知れず、地下水の命取りになる懸念も拭えません。

以上の問題意識を踏まえ、最初に、以下3点質問をします。

1点目は、市として、地下水をどのように認識しているかについてお聞きします。

熊本地域地下水総合保全計画の基本理念の中では、水量、水質ともに世界に誇れるかけがえのない地下水を、熊本地域共有の財産として、みんなで育み、みんなで大切に使い、健全な状態で次世代に引き継ぐことは、熊本地域で生活している全ての者の責務である。こう述べ、さらに、公水の概念として、地下水については、河川水のように具体的な法の規定がないが、しかし、地下水の特性を踏まえると、特に地下水の生活用水をはじめ農業用水も含めて大きく依存している熊本地域においては、熊本地域全体の共有の財産「地下水も公水という認識」に立って、それぞれの主体が地下水保全に向けた役割を果たしていく必要がある。こう述べています。つまり、地下水は公の水、公水との位置づけを明確にしています。この点での市としての認識はどうでしょうか、お伺いします。

2点目は、枯渇対策についてお聞きします。

熊本地域地下水総合保全計画でも、涵養域が減少し、平成2年から18年度の推移を示し、長期的に減少傾向であり、涵養量の将来予測として、涵養域の減少がそのまま続けば、2024年度の地下水涵養量は、平成19年度と比べ、年間6.2%減少すると予測されています。地下水位の低下を続け、台地部での井戸がれや

湧水の枯渇が懸念されると述べています。

この管理計画が策定されたのは2008年（平成20年）、まだTSMC進出の案件は想定されていません。そう考えると、TSMCやそれに伴う企業進出、開発等で、さらにその危険は増しているのではないのでしょうか。

このような状況を受けて、県が地下水を使う企業に対して、採取量の1割涵養を目標にしてきた地下水涵養の指針を採取量に見合う量の涵養を目標とすることに改定しました。5月16日には、熊本地域における地下水涵養推進に関する協定書がTSMC子会社JASMと県、菊陽町、そして、菊池市も加わるくまもと地下水財団、営農推進協議会で取り交わされました。取り交わされたこと自体は重要であり、前進であると評価はします。しかし、これが本当に地下水保全に有効か、本当に10割涵養は担保されるのか、大変心配であります。

ここで、今回、5者で取り交わされた地下水涵養推進に関する協定書の内容と、市としての見解をお聞きします。

3点目は、汚染の問題についてお聞きします。

先ほど述べた保全計画では、水質汚染の観点から見た熊本地域の地質の特性について、以下のように述べています。

阿蘇大噴火による火砕流堆積物は、風化粘土に乏しく、浸透性の高い地質であり、有害物質を含むあらゆる物質が浸入しやすい地質となっている。特に、地下水プールに当たる白川中流域は、浅い帯水層と深層の帯水層を隔てる粘土層が欠如もしくは帯水層まで浸透する反面、漏出した汚染物質も容易に深層に達するおそれがある。つまり、熊本地域の地下水の流動域は、汚染物質が深く浸透し、短期間に広がるということです。一旦汚染したら、取り返しのない特殊な地域だということです。

熊本県は、経済対策として半導体企業の誘致を戦略的に推進してきました。加えて、TSMCの進出を契機に、半導体企業の集積に拍車がかかっています。菊池市も例外ではありません。半導体工場の集積と大規模な開発地域の環境、とりわけ有機フッ素化合物の環境への負荷が懸念されます。対策は急務であります。市としての対策はどうなっているのでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 熊本地域地下水総合保全管理計画につきましては、住民、事業者、行政が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、それぞれの役割の中で地下水保全の取組を通じて、水量と水質の両面にわたって地域全体で地下水を管理していくための指針として、本市を含む熊本地域11市町村と県に



において共同策定したものでございます。

ただいま議員より、同計画における基本理念として、地下水は公的なものとの考えから公水であるとの認識を持っているが、市としての認識、見解はどうかとのご質問でございますけれども、本市としまして、熊本地域の地下水は、私たちの生活用水として、また、農業用水や工業用水等として社会経済活動を支えており、水量、水質ともに世界に誇れる、かけがえのない熊本地域特有の財産（後に発言の申出があり、「熊本地域特有の財産」を「熊本地域共有の財産」へ訂正）いわば公水であると認識しております。

また、地域全体で育み、大切に使うことで、健全な状態で次世代に引き継がなければならないものであると考えております。

次に、本年5月16日に、台湾のTSMCの子会社であるJASM株式会社、県、菊陽町、水循環型営農推進協議会及び公益財団法人くまもと地下水財団の5者により締結されました協定の内容につきましては、JASM株式会社の継続的な事業実施のため、熊本地域における地下水涵養対策について、県をはじめとする関係者が協力して取り組み、円滑に推進していくことなどが定められております。

また、本協定に対する本市としての評価はとのことですが、この協定は、JASM株式会社の地下水涵養に対する取組体制を明確に示すとともに、熊本の地下水保全に対する地域住民の安心感につなげることを目的として、先ほど申し上げました5者における地下水涵養対策に関する包括的なものとして締結をされております。

地下水が熊本地域の重要な社会基盤の一つとして、住民の生活や企業活動を支えていることを踏まえ、将来にわたり地下水の恩恵を享受し続けられるよう、今後における水田湛水事業などの取組を実施するに当たっての指針として位置づけられたものであると考えております。

次に、本市における有機フッ素化合物の代表的なものであるペルフルオロオクタンスルホン酸（通称ピーフォス）及びペルフルオロオクタン酸（通称ピーフォア）への対応としましては、まずは、水質汚濁防止法に基づき、県が実施いたします地下水質の測定に伴う調査結果について確認してまいりたいと考えております。

なお、今後における対応としましては、今回の調査結果や国や県などの動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁します。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 公水という認識であるとの答弁でした。この認識は重要であります。

ご承知のように、熊本県地下水保全条例も2012年に改正を行い、地下水は共有のものであり、住民と行政が共同して地下水を私有化する行為から守るのが条例の公水規定と明確に備わりました。この立場に立って、菊池市も進めていくべきであることを指摘しておきます。

2点目の枯渇対策について質問を続けていきます。

5者で取り交わされた地下水涵養推進に関する協定書について、部長答弁では、指針になるものと考えているという答弁でありました。私も実際に協定書を取り寄せて内容を見てみました。議長の許可を得ましたので、紹介します。

これが、この協定書であります。内容を見ましたが、内容に関しては、具体策は何もありません。協定に違反した場合の厳格な対応も示されていません。また、今回の協定は、自治体として交わしたのは県と菊陽町だけです。菊池市も熊本地域地下水総合保全計画に責任を持つ自治体として、協定に加わるべきではないでしょうか。

さらに、協定の内容も、さきに述べたように、実効性のあるものにすべきであると県に要望すべきではないでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 東議員の1回目の答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。

地下水保全管理計画における市としての認識と見解という部分でございまして、「熊本県地域共有の財産」という表現をしなくちゃいけないところを「熊本県地域特有の財産」と述べてしまいました。おわびして、訂正を申し上げます。

それでは、2回目の質問にお答えいたします。

自治体として協定に参加する考えはないかというご質問だったかと思えます。

本市としましては、本協定の関係者であります公益財団法人くまもと地下水財団における行政会員の1員として、協定に基づき実施される地下水涵養対策に協力していくことで、より実効性のある取組につながると考えておりますので、現時点におきましては、一自治体としての協定への参加については考えておらず、今後における各種事業の実施について協力してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 答弁の中では、独自に協定を結ぶのではなく、財団の中

の一自治体として関わっていくという趣旨の答弁でした。

しかし、今回の協定は、企業立地に関する協定ではなく、地下水保全に関わる協定です。菊池市は、繰り返しますが、熊本地域地下水保全計画を実行する11市町村の一つであります。今回の協定は、熊本地域100万人の水に関わる協定です。県と菊陽町だけでなく、11市町村それぞれと締結すべきであり、菊池市もこの協定に財団としてではなく、自治体として加わるべきであります。このことを改めて指摘しておきます。

枯渇の問題について、もう1点質問します。農業用水の問題であります。

ご承知のように、菊池市でも地下水を利用して農業を営まれている地域があります。TSMC進出をめぐって、何人かの方々から、今すぐ心配というわけではないが、これから先、ちゃんと水は確保できるのだろうか、このような心配の声をお聞きしました。TSMCの進出、それに伴う関連企業の進出、関連施設の建設など、涵養域の地表が大規模コンクリートに覆われてしまいます。500ヘクタール開発を地下水涵養に換算すると、約5,000万トンの涵養が失われるとの試算もあります。農業用水の不足や枯渇を防ぐために、大量取水、無制限な開発を規制することは大前提です。同時に、今の状況を考えると、代替水の確保、補償のスキームについて、国、県に対策の検討、具体化を求めていくことも必要であると考えます。枯渇対策に関連して、農業用水の不足についての市の考え、対策等あれば、お聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 地域特有の財産（後に発言の申出があり、「地域特有の財産」を「地域共有の財産」へ訂正）であります地下水につきましては、先ほどご説明しましたとおり、私たちの生活用水として、また、農業用水や工業用水等として社会経済活動を支えている重要な社会基盤の一つでございます。

このことを踏まえ、貴重な地下水資源の枯渇を防止し、将来にわたり地下水の恩恵を享受し続けられるよう、熊本地域地下水総合保全管理計画をはじめ、地下水涵養の推進に関する協定に基づく地下水涵養対策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国や県などへ財政的、人的支援等を求めていく考えはあるかのご質問でございますが、地域共有の財産である地下水の枯渇防止対策につきましては、地域全体で一体となって取り組むべきものであると考えておりますので、県をはじめとする関係自治体や関係機関等との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 繰り返しになりますが、この間結んだ協定の内容は不十分であります。実効性のあるものにしていく必要があります。ぜひこの点でも県にしっかりと要望を上げていくべきです。菊池市の基幹産業は農業であります。10年、20年、さらにその先を見据えた対応をきちんと考えていくべきであることを改めて指摘しておきます。

次に、汚染の問題について質問を進めていきます。

1回目の質問に対して部長の答弁は、県の調査結果を確認して、それを注視していくとの答弁でした。

報道によると、有機フッ素化合物を調査項目に加えた検査は、熊本県内11市町村の17か所で実施、そのうち菊池市は1か所と聞いています。全く不十分ではないでしょうか。

有機フッ素化合物（ピーフォス）については、今、環境への負荷が懸念されています。ご存じのように、このピーフォスとは、有機物質中にフッ素原子が含まれている広範な化合物を総称した言葉です。その代表的な物質がピーフォスとピーフォアです。特徴は、炭素原子にフッ素原子を結びつけた人工的な化学物質で、その結合力が強いために壊れにくいことです。

1930年代にアメリカで人工的に開発され、50年代に商品化されました。水や油をはじく、熱に強いなどの性質を持つため、撥水剤や乳化剤、泡消火剤など、広い用途に使用が広がりました。工業用には半導体製造や金属加工、メッキなどに、生活用品には焦げつかないフライパンや、油がしみ込まないハンバーガーの包装紙、化粧品、傘、レインコート、カーペットなど、幅広く使用されています。

ピーフォスの種類は、一般的に4,700種類以上あると言われていています。安定的な構造を持っていて分解されにくく、一旦生成されると、それはどんどん蓄積されていきます。一説によると、完全に分解されるまでに数千年かかるとも言われており、永遠の化学物質と呼ばれています。

最新の知見によりますと、ピーフォスの毒性について、アメリカの環境保護庁（EPA）は、専門家の研究により、ピーフォスにさらされると、以下のような影響が出る可能性があると指摘しています。一つはワクチン効果を弱める。二つは胎児や新生児の発育抑制。三つ目は脂質代謝異常。四つ目は肝臓がんの増加。アメリカの疾病管理予防センターなどのガイダンスでは、この四つの環境影響に関しては、十分な証拠があることが述べられています。

ピーフォスによる健康被害が明らかにされていく中で、2009年にはピーフォスが国連ストックホルム条約で、製造・保有・使用禁止され、2019年にはピーフォアが禁止されました。そして、ピーフォス、ピーフォア代替の有機フッ素化合物ペルフルオロヘキサンスルホン酸も2020年、使用禁止で合意されました。ただ、半導体業界は、ピーフォスは半導体製造において欠かせない物質だとして、当面の使用容認を強く求めています。

世界の規制の流れを受けて、日本国内ではピーフォス、ピーフォアを特定化学物質に指定、製造・使用は原則禁止されました。2020年には水道水及び環境水中での暫定目標値として、ピーフォスとピーフォアを足して合計で51リットル当たり50ナノグラムとされました。今、全国各地の井戸や水道水から暫定指針値を超えるピーフォスが検出され、問題となっています。熊本市でも4月に2か所の井戸から、そして、5月に追加調査を行った結果、新たに12か所の井戸から有機フッ素化合物が国の暫定指針値を超える濃度で検出されました。

今、市民の皆さんの中にも、ピーフォスへの不安が広がっています。私も質問を準備するに当たって、ピーフォス関連の文献を読みましたが、その毒性、世界、日本での被害を知り、背筋の凍る思いがしました。

ここで、2点お聞きします。

1点目は、既にある半導体関連の工場についてです。

汚染の問題は、TSMCの新工場、それに伴う関連工場が完成する、これからの問題だけではありません。かつて九州はシリコンアイランドと呼ばれ、中でも熊本県は半導体集積回路の一大生産地となっていました。菊池市でもメルコディスプレイテクノロジーなど、半導体もしくは半導体の前工程製造に関わる企業が進出しております。私も商工観光課を通じて、菊池市において、これまでの半導体関連企業の立地状況を調べました。かなりの数の工場が稼働しています。いずれもピーフォス規制の前から操業しています。一体どれくらいのピーフォスがこれまで使われ、どのような処理がなされてきたのか、そして、周辺の水質に影響は出ていないのか、以上の調査を市としても行うべきではないでしょうか。

また、調査に関しては、人的、財政的なものが相当求められます。市独自で行うのが難しいのであれば、シリコンアイランドを推進してきた県や国に対して調査の支援を求めていくべきではないでしょうか。

2点目は、これからの対策です。

これから進出予定の企業に関しては、ピーフォスは使用しないこと、併せて、代わりとなる代替冷媒についても、安全性の確認を行っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 4回目の答弁に入ります前に、先ほど3回目の答弁の中で、私、「地域共有の財産」と申し上げるべきところを「地域特有の財産」と申し上げました。おわびして、訂正申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、4回目の質問にお答えいたします。

ピーフォス及びピーフォアに関する対応としましては、先ほどご説明しましたとおり、まずは、水質汚濁防止法に基づき、県が実施いたします地下水質の測定に伴う調査結果について確認をしてみたいと考えております。

なお、今回の県による調査につきましては、本市区域内1か所における調査となっておりますので、当該調査地点以外での調査の実施につきましては、県の調査結果等を踏まえ対応していくこととなると考えております。

また、ピーフォス及びピーフォアの代替品の安全性に関する確認につきましては、今後における国や県などの動向等を注視してみたいと考えております。

次に、地下水や河川、湖沼、海域などの公共用水域における水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法に基づく汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水規制や、先ほどご説明しました同法に基づく地下水質の測定により、水質汚濁の状況について、県による常時監視が行われているところでございます。

地下水質及び地下水量を保全するため、地下水の汚染の防止、地下水の適正な採取、地下水の合理的な使用及び地下水の涵養に関し必要な措置を講ずることにより、県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受でき、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とした県地下水保全条例が制定されております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 汚染対策については、ざっくり国や県の動向を注視していくという旨の答弁でしたが、私はそれでは不十分だと思います。先ほど管理計画の中で、菊池市を含む熊本地域の地質の特質、汚染物質が深く浸透し、短期間に広がる特殊な地域、こう述べられている。このことを考えると、国、県の動向を注視しているだけではだめなのではないでしょうか。

そもそも国の法律にも問題があります。現在設定されている1リットル当たり50ナノグラムという暫定値目標は、その値自体がアメリカなどと比べても極めて緩

いものです。そもそも人間の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準であるとする環境基準にすらなっていないということは重大であります。

最後に、地下水保全協定の締結について質問します。

枯渇、汚染対策を実効性のあるものにするためには、涵養域の立地企業が地下水保全条例に基づき、その責任と義務を厳格に履行するために、県・当該自治体・企業間で地下水保全協定を制度化することが不可欠です。菊池市としても、県・当該自治体・企業間で地下水保全協定を制度化することが不可欠と考えますが、どうでしょうか、見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 議員ご質問のガイドラインとしての位置づけだったかと思っておりますけれども、位置づけや独自の罰則等を規定した協定を取り交わすことに関する本市の考えについてでございますが、本市としまして、現時点におきましては、独自の罰則を規定した協定については考えておらず、現行の関係法令等の規定に基づく適正な対応を図り、もって水質汚濁の防止、地下水質の保全及び地下水量の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 協定を制度化することは考えていない。関係法令、現行法に則して対応を図っていくとの答弁でしたが、熊本県地下水保全条例などの現行の法令があるから大丈夫ということでしょうか。私は甘いと思います。

法律でも、法律をつくった後、それを守らせるためにガイドライン等で基準が示されます。私が求めている地下水保全協定もそうであります。条例をきちんと守らせるために、企業と県、市で条例に基づき地下水保全協定を結び、その責任と義務を厳格に履行させる。協定違反が生じた場合、熊本県地下水保全条例の開発行為に伴う有害物質の地下浸透の禁止、施設の構造または汚水等の処理の方法の改善命令、勧告、許可の取消しなどに基づいて、厳格に対処することです。条例があるから大丈夫ではなく、その条例を守らせるために、指針となる協定をしっかりと結ぶことが必要と考えます。

私は企業の進出や行政が企業誘致に取り組むことを否定するものではありません。また、大企業とその企業活動を敵視しているわけでもありません。大事なことは、地域の振興のためには、地域と企業が共存共栄の関係にあるのが望ましい、そのこ

とであります。企業は地域への貢献、環境やコミュニティを壊さないための社会的な責任を果たすことが求められます。同時に、熊本県や当該自治体は、住民の代表として、命の水、地下水を守る責任役割を果たす。企業任せにしないことが求められています。TSMCやその関連企業の進出で、かつてない盛り上がりを見せているときだからこそ、以上、述べたような自治体の役割をしっかりと果たすことを求めて、次の質問に移ります。

次に、英語教育について質問します。

今回、このテーマを質問に取り上げようと思ったきっかけは、今年3月議会の総務文教分科会の今年度の予算審議において、英語検定の受験を今年度から中学3年生全員に受験させるという説明を受け、私自身、この取組に疑問を持ったことが始まりです。

私自身、英語検定試験受験そのものを否定しているわけではありません。私ごとではありますが、私も中学生のときに3級受験をした経験があり、また、去年は次男が3級受験を希望し、そこに向けて勉強も頑張り、合格できたことが自信にもつながり、その後の高校入試への大きな励みになったことは間違いありません。しかし、英検というのは民間の試験であります。それも一定のレベルを求められる3級を希望者だけではなく、市内の中学3年生全員に強制として受験させることには大いに疑問が湧きました。

今回、中学校の英語の先生や、中学生に英語を教えている塾の先生など、現場で英語教育に携わっていらっしゃる方々に直接お話をお聞きしました。また、英語教育について調査・研究されている文献等を読む中で、改めて日本の英語教育の現場が、今、大変な状況になっていると感じ、今回、このテーマで質問をしようと思った次第です。

それでは、早速質問に入っていきます。

最初に、2点お聞きします。

1点目は、英語教育についての市の認識についてです。

ご承知のように、小学校においては、2020年度からの小学校学習指導要領によって外国語が5・6年生で教科化され、読む、各活動や成績評価も必要となりました。中学2年生で習っていた不定詞なども小学校に下ろされ、600から700語という過大な新しい単語がノルマとされています。

全国では小学校段階で英語の成績が二極分化し、英語嫌いになって中学校に入る子どもが増えたと言われています。文部科学省の全国学力・学習状況調査で英語の勉強が好きと答えた小学校6年生が減っているとの報告があっています。2013年度は、英語の勉強が好きですかとの問いに、そう思わない、どちらかといえばそ



う思わないの合計が23.7%、それが2021年度には31.5%へと増えています。ついていけない生徒が増え、中学校1年の時点で成績が二極化してしまっている。専門家はこう指摘します。

中学校はもっと大変です。授業時間が週4時間のままで変わらないのに、語彙が従来の1,200語から1,600から1,800語に増え、さらに、それに小学校での語彙が加わります。そのため、2021年度から中学生が接する語彙は2,200から2,500語まで増えています。語彙だけではありません。文法についても、従来、高校で学習されていた現在完了進行形、原形不定詞、仮定法を中3で学んでいます。そして、中学3年生で学んでいたものが中学2年生へ、中学2年生で学んでいたものが中学1年生へと下りています。

日本の驚くほどの増加であります。日本の英語教育に異変が起きている。和歌山大学名誉教授の江利川春雄氏は、学習指導要領が変わり、学習する内容が大幅に増えたため、教師も生徒も疲弊している。これでは英語嫌いを増やすだけだと警鐘を鳴らしています。

ここで、最初の質問に移ります。

現在の英語教育の現状について、市としてどのように認識しているでしょうか。

2点目は、英語検定の補助についてお聞きします。

2019年度から熊本県教育委員会において、英語力の底上げを図る目的で検定料の補助が始まりました。菊池市においても上乘せの補助を実施されております。その補助の内容と課題についてお聞かせください。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの東議員のご質問にお答えします。

英語教育についての現状の教育委員会の認識はということでございますが、教育委員会では英語教育について、昨年度本市が行ったアンケートの結果、学年が上がるにつれて英語が好きと回答する児童生徒が減少し、英語の学力が二極化している現状を認識しております。

そのため本市では、英語が好きな児童生徒を増やすために、小学校からALTを配置して積極的な活用を進めております。また、イングリッシュデイキャンプ事業を実施し、ALTと会話やゲームを行い、英語への興味関心を高める活動を行っております。そのほか、本市独自の英語担当者研修会を実施し、英語の学力向上を目指しているところでございます。

次に、英検の補助の内容と課題はということでございますが、英検補助につきま

しては、令和元年度から令和4年度までは、受験を希望する全学年の中学生徒の保護者から英検補助金申請をしていただき、1人につき年1回の半額補助と要保護、準要保護世帯には全額を補助しておりました。

令和5年度からは、中学3年生全員を対象とし、英検3級以上の1回分の受験料を全額を、市が直接英検協会へ支払う方法に変更しております。

課題としましては、大きく分けて四つの課題がありました。まず一つ目の課題は、受験率の低さでございます。令和元年度から昨年度までの英検3級相当の外部試験受験率について、受験率が高い学校では85%以上、低い学校では20%という結果であり、学校間でかなりの受験率の差がございました。なお、市全体での平均受験率は過去4年間の平均で34%にとどまっております。

次に、二つ目の課題は本市の補助率についてです。昨年度まで要保護、準要保護の生徒以外については、半額補助としておりましたが、昨年度調査しましたところ、近隣自治体は全て3年生の全額補助を行っておりました。そこで、今年度からは3年生は全員、保護者負担なしの全額補助を決定したところでございます。

三つ目の課題は、昨年度までは全額補助でなかったため、保護者からの受験料の徴収や補助金申請の確認などが煩雑で、英語の先生の負担となっておりました。また、希望者のみの受験であれば、英語の先生は放課後等の授業時間外に試験監督をしなければならない状況でした。

四つ目の課題として、令和元年度から、昨年度まで4年間英語補助事業（後に発言の申出があり、「英語補助事業」を「英検補助事業」へ訂正）を行っておりますが、県の掲げる目標と菊池市教育振興基本計画の目標であります、中学3年生までに英検3級相当取得率40%以上には至っていないのが現状でございます。

県が実施する英語教育実施状況調査結果から、目標を達成した自治体の取組を参考に、希望者のみではなく、今年度からは3年生全員の受験の方針を決定いたしましたところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 1点目の英語教育への認識については、学年が上がるにつれ好きが減少している。二極化しているとの答弁でありました。私が最初に指摘した内容と同じ認識であると思います。現状の大変さは共有できていると思います。

このことを裏づける資料があります。今年の5月に更新された県の義務教育課英語・日本語推進室が出した熊本英語教育推進プランの中で、熊本県の現状と課題のところで、英語の好きな割合についてというところで、外国語活動、英語の好きな

割合の意識調査の結果が公表されています。

議長の許可を得ましたので、少し紹介します。

ここにグラフがありますが、5年生から中3にかけての意識調査ですが、ここでも学年が上がるにつれて英語が好きの割合が減っているのが分かります。

次に、2点目の質問、検定の補助について質問を進めていきます。

課題の中で、英検3級の合格率のことが触れられました。県の目標が令和5年度40%、菊池市は令和7年度には英検検定3級相当取得率が40%とのこと。昨年度が23.2%なので、確かに目標との関係では差があります。しかし、この目標達成のために、3年生全員受験を強制してしまうことで、逆に問題が起きてしまうのではないかと、私はこう思います。

そこで、再質問をいたします。

1点目は、今年度から3年生の受験料は全額補助となりましたが、従来2分の1の補助があった中学1・2年生、また3年生の1回目の受験を希望する生徒への補助はどうなるのでしょうか。

心配されることの一つに、受験をさせられて、不合格となった場合の生徒の問題があります。自らの意思で受けたのではなくとも、不合格は気持ちを沈ませます。補助となる試験は10月、入試の直前です。高校受験を控え、合否に敏感になっている生徒にとって不合格は学習意欲を喪失させかねません。そのような結果にならないように、全員受験となれば、到達が様々である学力の生徒への対策が必要と考えられます。全生徒に対しての対策をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

3点目は、1次試験で合格した生徒の2次試験の対策はどうされるのでしょうか。また、2次試験の会場は他市町村に行くことが多いのですが、市の教育委員会として、試験を全員受験と位置づけるならば、2次試験にまで責任を持たなければならないと考えますが、その点についてはどのように考えているのでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 まず、今の東議員の再質問にお答えします前に、その答弁で訂正がありますので、ご報告申し上げます。

四つ目の課題として、4年間「英語補助事業」と申しましたが、正しくは「英検補助事業」でございますので、おわびして、訂正申し上げます。失礼しました。

それでは、ただいまの質問にお答えします。

本年度からは、本市では3年生以外の受験料補助は行っておりません。

しかし、今年度は、教育公務員弘済会熊本支部からのご支援により、熊本県菊池

事務所（後に発言の申出があり、「熊本県菊池事務所」を「熊本県菊池教育事務所」へ訂正）を通して、菊池市内モデル校3校においては、中学2年生の英検5級以上を対象とした補助があります。

3年生までに英検3級取得に向けた、1次試験対策については、英検3級とは中学校卒業程度の内容であり、今までの学習内容の定着を図ることもできることから、年間の学習指導計画に英検対策を位置づけて行っております。

2次試験対策については、1次試験を合格した生徒の個人面接試験ですので、各学校のALTにも2次試験前には集中して配置し、面接指導を行ってまいります。

また、2次試験会場への送迎は、個人で受験時間が異なるため、公共交通機関の利用や保護者送迎等個人での対応を考えております。

昨年度までの課題で申し上げましたが、希望者のみでは受験率が低いため、今年度から県の3分の1補助対象である中学3年生全員の受験料を全額補助することに決定しました。

3年生全員が受験することで、平等な受験機会を与え、チャレンジ意欲を促進するきっかけをつくり、授業で英検受験の対策や試験を受けることができるので、学校全体で取り組むことが可能となります。そのことが、さらなる英語力の向上につながると考えております。

以上のことから、まずは3年生全員の補助を行うこととし、全学年の希望者のみの対象とすることは、今のところ考えておりません。

以上、お答えします。

すみません、ただいまの質問の答弁で、「熊本県菊池教育事務所を通して」と申し上げるところを「菊池事務所」と申し上げてしまいました。おわびして、訂正申し上げます。失礼しました。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 最後の答弁の途中の部分は、最後にもう一回聞きますので、今お聞きした部分について、私の意見と質問を進めさせていただきたいと思っております。

1点目の件、今まで補助のあった中学1・2年生について、また、3年生の1回目の受験を希望する生徒への補助は、今年度からなくなるとのことです。受験料についても調べましたら、4級受験で2,800円、3級受験で4,600円、決して安い金額ではありません。昨年までは半額補助でありましたが、今年度から1・2年生、3年生の1回目の受験生は全額自己負担となります。公費で補助を行っていくというのなら、自ら希望して受験をしたいと思っている生徒にこそ、補助を行

っていくべきではないでしょうか。現場の先生からも、これまでの補助をなくさないでほしいとの声が上がっているとも聞いています。

2点目ですが、英検対策を年間学習計画に位置づけて行っていくとの回答でした。私は、これは現場の実態を見ていない対応だと指摘します。先ほども述べましたが、今、生徒に理解ができるように教えるのであれば、1年間で教科書を終わらせるのがやっとです。英検の練習を授業中にさせる余裕はありません。これは実際に塾で子どもさんを教えている先生や現場の先生の声です。私の知人で中学校で英語を教えている教員に話を聞きました。全く教科書以外のことを教える余裕はないとのことです。

先ほど紹介した和歌山大学名誉教授で英語教育を専攻している江利川春雄教授は、著書「英語と日本人」の中で次のように述べられています。指導要領の目標は、実用英語機能に限定していない上に、学校の教育課程は英検の内容や程度とは整合していない。つまり、英検の合格者を増やすためには、授業とは別の対策が迫られるということです。そんな余裕は現場にはありません。

1回目の質問で、これまでの英検の補助実施における課題について、部長の答弁では、教職員の負担が挙げられましたが、私は、むしろ全員受験のほうが先生方の負担は逆に増えるのではないかと懸念します。

ここで、ある調査結果を紹介します。

全国に先駆けて、2015年度以降、中学3年生全員に公費で補助を行い、無償で英語検定を受験させる取組を行っている和歌山県での実態をまとめた内容です。研究員の中山毅氏のレポートによると、2015年、和歌山県中学校英語科主任向けアンケートでは、英検対策指導を行った、行う予定と回答した学校が8割にも上っています。これは授業とは別の対応です。自由記述欄では、受験を控えている3年生にとって負担になるし、不合格を経験すると、受験への意欲にも影響するのではないかと。全然受けたくない子もいて、適当にマークシートを塗り潰していた子が多かった。事前の作業が多過ぎるなどの声が寄せられており、中山氏は、英検の出題内容と中学校の指導要領の間にはギャップがある中で、現場の中学校教員が目の前の生徒たちに不合格という悲しみを与えたくないため、苦勞している様子がうかがえると述べ、ただでさえ多忙である中学校教員にプラスアルファの仕事が加わったと結論づけています。

3点目の2次試験の送迎に関しても、公共交通とありますが、我が子も昨年2次試験は行いましたが、試験開始の時間の関係もあり、公共交通を使っただけの受験というのはほぼ無理です。結局、保護者責任となります。希望者受験であれば、それは仕方ありませんが、公費を使って全員に受験をさせる試験で、このような対応で

よいのか問われると思います。

最後に質問をします。英検の受験については、従来どおり希望者受験とし、受験の強制は行わないこと、また、費用については、希望者に全額補助を行っていくべきではないでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、東議員の質問にお答えします。

先ほど申し上げましたが、昨年度までの課題で申し上げました希望者のみの受験率が低いため、今年度から県の3分の1の補助対象である中学校3年生全員の受験料を全額補助することに決定しました。3年生全員が受験することで、平等な受験機会を与え、チャレンジ意欲を促進するきっかけをつくり、授業で英検受験の対策や試験を受けることができるので、学校全体で取り組むことが可能になります。さらに、このことが英語学力の向上につながると考えております。

以上のことから、まずは3年生全員の補助を行うこととし、全学年での希望者のみの補助対象とすることは、今のところ考えておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 全員に受験することで、平等な受験機会を与えるとの答弁でしたが、英検は民間の試験であります。あくまでも受験を希望するという前提の上で、平等な受験機会を与えるという言葉は出てくるのではないのでしょうか。

チャレンジ意欲を促進するきっかけづくりができるとの答弁でもありましたが、繰り返しますが、今、現場は英語が好きという生徒が減っている状況です。知人の英語の先生は、自身の教えるクラスの生徒に英語は好きですかと聞いたところ、わずかクラスで一、二名しか手が挙がらなかったとのこと。苦手意識もあり、また学力の差も大きいと感じるとおっしゃっていました。

生徒の動機づけを上げるために、今やるべきことは何か、それは教員がゆとりをもって一人ひとりの生徒を見る時間、生徒の意欲が向上するような授業プランが立てられる研修時間や機会を確保すること、そして、一人ひとりの生徒に目が届く少人数学級や教員の配置増をすること、ブラックな教員の働き方を解消することなど、教育現場の環境を整えいくことではないのでしょうか。

今回の英検の中学3年生全員受験は多くの問題点を抱え、環境整備に逆行すると考えます。いま一度検討をし直し、民間試験である英検は、希望者が経済的な心配

なく受験できるような補助制度に変更すべきであることを改めて要望しまして、質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、東奈津子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、7月4日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会　午後2時52分

第 6 号

7 月 4 日



# 令和5年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第6号

令和5年7月4日（火曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 おはようございます。本日のトップバッターを務めさせていただきます。議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。通告に従い、本市における災害対策について質問させていただきます。

昨今におきまして、線状降水帯の発生による局地的なゲリラ豪雨、日本の各地で起こり、河川の氾濫や土砂災害、交通路線の遮断などの被害を多数出しております。昨日、一昨日と、本市でも避難指示やレベル4の警戒指示が出され、皆さんも自然の脅威を改めて感じられたのではないのでしょうか。この数日、県内でも幸いに人的被害は確認されていないものの、甚大な被害があり、家屋の浸水、土砂災害など被害に遭われた方々にはお見舞いを申し上げるところです。

地球規模で増加している自然災害はこの豪雨のみならず、地震など、7年前の熊本地震も想定外と言えるほど突然でした。これまでに経験のないことが起こるといえるのがこれからの自然災害の脅威ではないかと考えます。

ここで、これまでも質問をしておりますが、確認の意味も含めて、改めて質問をさせていただきます。

ある民間災害研究所が無作為に選んだ自治体への災害発生時の直面する課題について質問したところ、迅速な初動対応の困難さが42%、変化する状況の把握の困難さ38%、情報の正確性の確認の困難さ37%、住民への迅速な情報伝達36%、適切なタイミングの避難指示・伝達29%、人員不足22%との回答がっております。自治体の3割から4割に様々な課題が認識されております。

そこで、質問ですが、第1点目として、本市の災害発生時の初動対応計画はどのようなになっているか、お尋ねします。

また、2点目ですが、市民への災害発生前と災害発生時の情報伝達はどのような方法を計画、実施となっていますか。

災害対策基本法は、変化し続ける実情に合わせるため、毎年少しずつ見直しと改定が行われ、被害を最小にするようにするために、防災への取組が義務づけられています。各自治体の防災業務計画は、災害予防、応急対策、災害復旧と、具体的に作成されているものと期待しております。本市での高齢化率は34.2%と平均を上回る高齢化率です。介護が必要な高齢者の方をはじめ、視覚障害、聴覚障害、身体障害をお持ちの方、外国籍の方など、情報伝達も具体的に理解しやすく、即、行動につながる計画が必要になってきます。

昨日、熊日新聞にも掲載されておりましたが、熊本市では、熊本学園大学に委託して、高齢者の個別計画をケアマネジャーと計画、より実効性のあるものを目指すとありました。民生委員、区長、地域防災組織、福祉施設、病院、会社など、あらゆる機関との横の連携が深められ、課題を解決できるようにしていきたいのですが、本市の取組をお聞かせください。

3点目になりますが、災害後に発生するのが災害ごみです。災害ごみの処理について質問いたします。

約30年前、東シナ海から北上し、荒尾市付近に上陸した台風がありました。菊池市を通過した台風は相当な被害をもたらし、大量の災害ごみが出ました。このとき、仮置場は現在の市民広場、当時の中央グラウンドです。私の記憶では、災害ごみは全てのもが現在のように分別されることなく、山積みされていました。聞くところでは、九州産廃へ依頼し処分をされたということでした。その当時は反対運動も起こっておったことを記憶しております。

まだ記憶に新しい3年前の人吉球磨地方を襲った豪雨も被害が甚大でした。この際の災害ごみについては、分別が不十分であった芦北町で、その後、山積みのごみ処理に随分な期間、費用を相当費やすことになってしまいました。

今、地球規模で取り組むべき環境問題です。ごみの問題は啓発活動とともに意識され、様々な取組が着実に進められています。過去のような対応は不可能です。

そこで、質問ですが、本市において災害ごみが出た場合、仮置場の設定はどうなっているのか。また、その際のごみ搬入についての具体的計画はできているのか、お尋ねいたします。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、二ノ文

踏み議員のご質問にお答えをいたします。

各種災害発生時の対応という部分で、本市の災害時の初動対応等につきましては、災害対策基本法に基づきまして地域防災計画を策定いたしております。この中で、非常時の体制といたしまして、情報連絡本部・災害警戒本部・災害対策本部の各レベルに応じた参集人員、体制移行の条件など明確に記載をいたしております。様々な災害の状況に合わせて体制をとり、対応しているところでございます。

また、この体制に万全を期すために、各種訓練等も実施しながら、万全を期すための備えを図っているところでございます。

また、情報伝達の内容につきましては、市が実施しておりますのは、防災行政無線、きくち防災・行政ナビ、安心安全メール、市ホームページへの掲載、情報通信サービスタブレット、加えまして、自治体の避難情報等をテレビ・ラジオ等を通して発信しますアラート、また、消防団の積載車による呼びかけなど多種多様な手段を用いまして、情報伝達を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 改めまして、おはようございます。

災害ごみ対策に関しましては、著しく大量の災害ごみが発生し、平時のごみ収集では市民生活に混乱が生じるおそれが高いと市が判断した場合、災害ごみ仮置場を設置します。

仮置場は、菊池広域クリーンセンター跡地や解体工事後のエコヴィレッジ旭跡地など複数の候補地の中から、災害の種類・被災場所・被災状況等によって災害対策本部で決定することとしております。防災計画において原則として発災後3日以内、遅くとも7日以内には、災害ごみ仮置場での受入れが開始できるよう努めるものとしており、開設した場合には、速やかに市民への周知を防災行政無線・ホームページ・防災アプリ等を活用し、周知を行います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。防災については安全であるというふうに理解をしました。

ただ、ごみの分別、これは、市民の方は恐らく本当に被災された折にはきつい思いをされていると。そこにもって、分別をしなければならない。そういったときにやはり人員配置ですね、こういったものをどうやって補っていくのか。災害ボラン

ティアなどのこともあると思いますけども、そのあたりをどういったふうに組織的にやっていかれるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 災害ごみの仮置場の運営についての質問にお答えいたします。

災害ごみ仮置場の運営は、熊本県と連絡調整を行い、熊本県産業資源循環協会・菊池市建設業協会等の支援協定締結団体の支援・協力を得て、災害ごみ仮置場を運営していくこととしております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 さっき申したのは、市民が被災をされて、それから、やはり心にも傷を負っている。そのようなときに、ごみをそのまま捨てるんじゃなく、分別をする。そういったタイミングの折に、人員配置をボランティアに頼むのか、そういったときに、その人員の配置ですね、それをどのようにやっていくのかというのをお尋ねをしたところです。

ただ、今、即答はできなくても、これからしっかりそこら辺のところを、どこかに依頼するなり、職員で初動体制を取って、素早くそのような困難な状況のときにどのようにやっていくのかを、しっかりと改めて計画に盛り込んでいただきたいというふうに考えます。

次の質問に移ります。

本市における防災対策について質問します。

2001年6月8日、大阪の附属池田小学校において、校内に侵入した犯人が無差別に児童8人を殺傷、15人を負傷させた、学校内で起きた無差別大量殺傷事件は大きな衝撃を与えました。この事件から注目されたのが防犯カメラではないでしょうか。最近、頻繁に世間を騒がせている闇バイト、交通事故や殺人、傷害事件において、防犯カメラの映像で事件解決に至ることも多くあるようです。

そこで、質問ですが、本市の防犯カメラの設置状況についてお尋ねします。

町なか及び保育園、幼稚園、小中学校、公共施設の設置状況はどうなっていますか。また、防犯カメラ設置に伴う現在の課題は何が挙げられていますか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

防犯カメラの設置状況ということでございます。まず、町なかに民間のほうで設置をされております防犯カメラにつきましては、市のほうでは把握をいたしておりませんので、市で設置しております防犯カメラの状況についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、みまもりカメラというのがございます。菊池警察署及び各小中学校と連携しまして、犯罪の抑止力として、また、事件や事故が起こった場合の早期解決のために、交通量が多い通学路の交差点や人目につきにくい通学路など、各学校区に1台ずつ計15台設置をいたしているところでございます。

次に、不特定多数の出入りがあります公共施設等におきまして、市役所本庁舎、支所庁舎、生涯学習センターなど、各施設の出入口などをはじめ、それぞれ数台の防犯カメラを設置しているところでございます。

また、市内小中学校につきましては、小学校に1校当たり4台、中学校に1校当たり5台の防犯カメラをそれぞれ設置しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 防犯カメラ設置に伴う現在の課題というものを、何かあったらお聞かせください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 失礼いたしました。防犯カメラの設置に関する課題といたしましては、設置費用のほかに、設置後の保守点検も含めました維持費などの一つは費用面の課題というものがございます。

また、不特定多数を撮影することになるために、プライバシーの保護、また、記録データの適正な管理など、慎重な運用が求められるという部分が課題と捉えておるところでございます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 町なかの防犯カメラの設置状況は、民間ということで把握はしていないということだろうと思っております。それはもう分かります。ただ、いろんな今、事件が頻発しております。先ほども申しましたように、傷害事件やら暴力沙汰とか、もういろいろ、お酒を飲んだりしたときに暴力事件が起きているわけ

ですけれども、やはり町なかの防犯カメラがそのときに本当に役に立っている。テレビ等でいろんな場面で映し出されたときに大事になってきます。やはり行政として、町なかに防犯カメラの設置をなるべくお願いしますというようなことをお願いができないものか。いろんな方法があると思いますので、そのあたり、お願いをしていくというような考えはありますか、お伺いします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 町なかでの民間の防犯カメラの設置という部分についてのお尋ねでございますけれども、そういったところの必要性等も考えながら、先ほど申し上げました学校の通学路等に設置しているみまもりカメラ、こういったものも警察、小中学校と連携して進めてきたものでございます。

また、その他、各町なかでの民間での設置のお願いという部分につきましては、現状のところは検討はいたしてはおりませんけれども、今後の課題として受け止めさせていただければと思っております。

以上です。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 課題は理解しておられますので、その課題をいかに克服されるのか、設置が望まれる場合の声、要望を集め、多くの方の知恵を集めて、手腕を振るっていただきたいと考えます。

先ほど附属池田小の事件では、犯人が学校侵入から逮捕されるまでを検証し、その際の現場の反省や課題を踏まえて、全国の学校や保育園、幼稚園など、子どもたちを預かる多くの施設に危機意識と危機管理の必要性が周知されたのではないのでしょうか。それまでは地域に開かれた学校という感じで、気軽に足を運んでいける場所とは言えましたが、管理が必要な場所という認識になりました。

学校ではマニュアル作成がなされ、それによる訓練を行い、また、忙しい業務中にも児童生徒の安全に対しての危機管理対応を各学校で工夫されておられるようです。例えば一例ですが、保護者と分かるように名札を利用するなど、細かい工夫が実践されています。

今、教職員の多忙さと職員不在は周知のとおりであります。日々の学習のみならず、細かい児童生徒や保護者対応など多忙さが想像できます。文科相が教職員不足の解消に様々なアイデアを検討するほど逼迫しているのです。そのような現場が負担とならないような対策が検討できないか、外部機関との連携など検討をお願いして、次の質問に移ります。



最後の質問です。次に、菊池公園内にある堂山展望所についてお尋ねいたします。堂山展望所については、令和2年、3年、4年と、3回にわたり質問をしております。今回で4回目になります。

事の始まりは市民の方から、展望所中央部分の陥没、西側斜面にある電灯の傾きの指摘があり、確認したところ、指摘のとおりの不具合があり、さらには斜面のひび割れも確認しました。

指摘した部分については、その後、補強工事が行われました。しかし、こうした事案が発生していることから、安全面も考慮し、定期的な確認が必要かと思われま。私も今後も確認していくつもりでいます。なぜなら、あの場所は災害指定区域の上に展望所が整備されていることにあります。この展望所は約1億円が投入されて整備されましたが、現在のように、線状降水帯が頻繁に発生し停滞した場合、想定外、経験したことの無いほどの雨量を考えると心配になります。取り越し苦労であることを願うばかりです。

そこで、お尋ねですが、現在の堂山展望所の景観と安全対策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

堂山展望所の景観ということでございます。堂山展望所につきましては、南側の見晴らしが相当いいというような形で、展望所設置をしておりますけれども、今現在、雑木等が生い茂っております、こちらにつきましては、展望を阻害しているところのほうでも考えておりますので、今後、のり面の影響を考慮しながら、剪定、伐採を行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、安全面という形でのご質問かと思っておりますけれども、展望所につきましては、定期的に定点観測を行いながら、現在、特に大きな変化はあっておりません。排水等の対策あたりにつきましては、園路からの雨水が集まる場所につきましては、一部土のうなどによりかさ上げを行いまして、南側のり面の流出を防ぐ措置を行っております。今後、このような所の変化があれば、新たな排水対策等も講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 景観といいますか、見晴らしというか、それはもう十

分理解されているというふうを受け止めました。ただ、私が半年前ですか、令和4年の12月議会で、それは指摘しております。この半年間何もなされていない。私はそこに問題があると思うんです。やはり議事録というのは、一般質問が終わった後に一度見ていただいて、どういったことを指摘されたのかというのを一度反省材料として見ていただくことは大事なことだろうと思うんですよ。そのための議事録ですから、最後に、要望、指摘なりをして、議員というのは下がっていくわけですから、そこら辺はしっかりとやっていただきたいというふうに思います。一回見てみてください。

それでは、市長にお尋ねします。

以前と現在のパネルですけども、ちょっと分かりにくいですけども、この状況、現在の堂山展望所、この景観を見たときに、特に西側の雑木のありさまを見たときに、市長はどのように感じられますか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。堂山展望所の現状の景観について述べよということでございます。

今、部長のほうからも説明をしましてとおり、展望所の上のほうに自生と思われる樹木の枝葉が、今、繁茂をしている状況でございますので、これについては、部長の答弁のとおり、伐採を行っていかうということを担当のほうからも協議を受けたところでございまして、なるべく速やかに伐採を実施したいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私が聞いたのは、恐らく市長はあそこに頻繁に足を運んでおられると思いますので、その現状を途中、いつも見て感じておられたと思うんですよね。そのことを、その経過観察といいますか、それを見たときにどう思われたのかをお伺いしたわけです。もう一度お聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ご質問の趣旨を必ずしもちょっとまだ理解しておりませんが、先ほど答弁したときのご質問とはまた別のご質問かどうか、すみません、ちょっと反問権を使わせていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○  
休憩 午前10時30分

開議 午前10時34分  
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から反問権ということで出ましたので、市長に確認しますけども、それは質問に対する確認ということでいいですか。

○江頭実 市長 はい。

○水上隆光 議長 それでは、始めたいと思います。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま反問権についてご承認をいただきましたので、先ほどのご質問の内容について、もう一度確認の意味でお聞きしたいというふうに思います。

この前のご質問に対する答弁におきまして、今の展望所からの景観、眺望をどう考えているかということでございましたので、大変自然木と思われる樹木の繁茂が景観、それから眺望を阻害していると思われる。そういう報告も受けているので、なるべく早急に伐採を実施したいという旨をお答えいたしました。

その後に、私、今お聞きした限りでは、同じ質問をお受けしたような気がしたものですから、何か違う意味でのご質問なのかを確認したいという意味で、今、反問させていただいたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私の質問がちょっと分かりにくかったということだろうと思います。

もう一度質問をいたします。

市長は堂山展望所に足をよく運んでおられます。それで、途中観察といいますか、その木が生い茂るさまを見て、どのように感じられたかというのをお聞きしたところ。理解されましたでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今、分かりましたのは、私が堂山展望所によく行っているということを前提におっしゃっていますけども、ここしばらく、堂山展望所自体は行ったことはございま

せん。城山公園は時折に散歩をするわけでございますけども、堂山展望所は散歩道がちょっと入って上がっていかなきゃいけないものですから、私は流れが途切れないうちに、金比羅さんに続く道を行って下りて、また上がってをぐるぐるしておりますので、なかなか直接あの辺りまで行って、間近に見るということはできませんので、今般の繁茂についても、担当が現地に行って写真を撮った状況を見て、判断をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私が思ったのが、私が令和2年12月議会で聞いたときに、市長はよくあの辺りを散歩したり、運動したりしております、先ほどお話のあった外灯の傾き、こうしたものに気づいて、すぐに担当部署に連絡をして、調査、対応するようにと指示を出され、鶴の一声で外灯を直しておられます。

もう一度、パネルを掲げます。

右側が3年前ですね。左側が現在です。傾きが分かりますでしょうか。稜線を見れば傾きが分かると思いますけど、これを市長の判断で直されております。そのときに、市長は頻繁に行っておられるということを議事録にも載っております。

今回も、やはりそう行っておられるだろうというところで、ちょっと質問をしたわけです。やはり私が質問をして、何といたしますか、問題点を指摘をしたわけですから、それから逆に、頻繁に市長は足を運ぶべきと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今回の質問のご趣旨は、公園の整備状況等を頻繁に私が直接見に行くべきじゃないかという趣旨のご質問だと思いますが、公園は菊池市にもたくさんございまして、大変広大でございます。個人的な散歩として通ることはよくありますし、何かその折に気づくことがあれば、担当にも連絡をしておりますし、例えば車止めが外されているとかいうようなことはよく都市整備課に電話をしたりすることはございます。ただ、全般的なチェック、管理ということになりますと、都市整備課が担当しておりますし、また、造園業者等々の方にあそこの管理も委託しているわけでございますから、やはりそういうところから上がってくるような仕組みにすることが望ましいと思いますし、なかなか私も多忙の身でございますので、公園管理を隅々までやる立場にはなかなか難しいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。いや、令和2年の12月議会で市長があそこに足を運んでおられるということで、外灯ですか、あれもすぐに直りましたので、今回もそのようになるかなと期待をして見ておりましたが、全然この半年、動きがなかったものですから、ちょっと申し上げたところです。  
(発言する者あり)

○水上隆光 議長 傍聴席、静かにしてください。

○17番 二ノ文伸元 議員 ただ、私が思ったのが花房さくら坂公園、あそこが今の堂山展望所と似た環境にあるというふうに考えます。あそこも、やはりこれから先、いろんなコストがかかってくるかなというふうに思います。花房さくら坂公園については、質問の内容としては書いてはおりませんが、これは打合せでは、花房さくら坂公園のほうも入れるということをちゃんと申しておりますので、少々お聞きしたいと思います。

市民の意見として私に入ってくるのが、水道の蛇口の件で入ってきました。あるときに行ったら水道が出っ放しだったと。いつからいつまでは分からないと。清流公園なんかも見ますと、ひねれば、放すと元に戻る。あのような蛇口に換えることができないか。

それと、あそこは国道に面した公園です。やはりトイレ、休憩と思って休憩すると、トイレがない。そのようなことも市民からお聞きしております。

そして、ここ一週間前に、進入路ののり面がもう崩れております。これから先の安全対策はどうするのか。

その点についてお伺いをいたします。答えられる範囲で結構です。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○

休憩 午前10時43分

開議 午前10時45分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私のただいまの質問で、ちょっと不手際といいますが、ありましたので、今の質問は取り下げます。ただ、質問ではなくて、要望という形でお聞きください、今言ったことをです。

花房さくら坂公園、これは何で出すかという、さっきも言いましたように、環境が堂山展望所と似ているという形で、国道から入って、正面に旧菊池市の菊池平野が望んで、とても景色のいいところです。そういう観点から、堂山展望所と似た感じということで、今、堂山展望所は西側に雑木が生えております。また3年すれば、花房さくら坂公園の北側にまた雑木が生える可能性があります。ということですよ。それを言いたいわけです。それをどうやって対策をしていくか。これはもう打合せのときに、部長、していますよね、これはちゃんと。ただ、通告書に花房さくら坂公園と入れてなかったものですから、今、取り消したわけですが、これは花房さくら坂公園については、要望という形で先ほど申し述べましたところをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それでは、今回の質問は、備えあれば憂いなしの観点から質問をいたしました。執行部におかれましては、常にそのことを念頭に、市民の安心・安全の確保に努めていただきたいと思います。

まだまだ梅雨の時期が続きますので、よろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩　午前10時48分

開議　午前10時55分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員　皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備、古川伊倉線、高野瀬1号線、北宮1号線の整備の進捗状況についてお尋ねをいたします。

古川伊倉線につきましては、これまで何度も質問、要望を続けておりますが、この路線は国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとしての必要性も高まっており、早急な整備が期待されております。

現在は橋りょう部分の施工が行われ、新しい道路が完成するまでの交通止めが始まっておりますので、地元住民の方々には迂回路による協力をお願いしている状況

であり、ご不便をおかけしております。

市としても、早期の完成を目指して整備が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示しください。

次に、高野瀬1号線についてお尋ねをいたします。

この路線は高野瀬区内の市道ですが、住宅密集地でありながら、幅員が4メートル未満の道路で、いわゆる狭隘道路であります。これまで私も地元区長とともに用地交渉等も含め現地立会いにも参加させていただき、整備の要望を続けてまいりましたが、地権者のご理解、ご協力、歴代の地元高野瀬区長様の要望活動によって、令和3年度から全延長99.4メートルの工事が行われております。おかげさまで令和5年度で完了予定であるとのことではありますが、これまでの進捗状況をお示しください。

次に、北宮1号線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、これまで何度も質問、要望をさせていただいておりますが、特に市道沿いに宅地造成工事が行われておりましたので、造成に伴う工事によって、原状復旧では継ぎはぎだらけの市道になると思われましたので、開発業者と連携を取って整備をしていただくように要望いたしました。

おかげさまで、拡幅した部分につきましては、執行部のご理解によって市道を一体化した道路整備ができましたので、地域住民の方々も大変喜んでおられます。しかしながら、地元北宮区、隣接する菊池みゆき保育園より要望書が提出されております宅地造成工事箇所までの畑と、納骨堂入り口部分は従前のままで、幅員も狭く、通行に支障が出ている状況でありました。特に近隣保育園の駐車場整備によって、保護者の送迎に伴う園児の乗降場としても利用されており、園児の安全を確保するためにも、早急な対応を要望しておりましたが、現在は地権者の協力により、狭窄区間の整備が完了しております。

これまでの用地交渉を含めた整備の状況をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまの3路線について、私のほうからご回答を申し上げたいと思っております。

まず、古川伊倉線につきましては、平成26年度より用地交渉を始め、平成27年度から滝集落側より道路改良工事に着手してまいりました。

現在、橋りょうの下部工及び道路拡幅工事を行っておりますが、当初計画よりも地盤が悪かったため、本定例会におきまして地盤改良費の補正予算を計上しており

ます。

今年度は、上部工及び地盤改良を含む道路拡幅工事の発注を行い、早期の完了を目指してまいります。

次に、高野瀬1号線につきましては、道路幅員が狭く緊急車両も通行できない状況でしたが、地元関係者のご協力のもと、令和3年度から道路拡幅工事に着手してまいりました。

全体延長約100メートルに対し、現在約72メートルが完了しております。残り約28メートルが、今年度中に施工を行い、完了の予定となっております。

次に、北宮1号線につきましては、先ほど議員からのご紹介もありましたとおり、近隣保育園の送迎に伴う園児の安全を確保するため、市道北原北宮線から駐車場までの狭窄区間について、令和4年度に測量設計業務及び土地鑑定業務を行いました。

本年4月より用地買収を行い、現在は工事を完了しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

古川伊倉線については、今、交通止めが始まっております。私のほうにも地元の方々から、大分かかるんであろうけれども、もうなるだけ早く工事が完了して、通行止めが解除できるようにお願いしたいという要望も上がっております。どうぞよろしくお願いたしたいと思っております。

それと、高野瀬1号線については、もう今年度で完了ということで、もう長い間、それぞれの地権者、また区長さん方にはご迷惑をかけましたけれども、本当によかったと思っております。

それと、北宮1号線については、当初から、開発が始まった頃から、ずっと私申し上げておりましたが、いずれにしても、相手がいらっしやることでございましたので、今回は納骨堂の入り口、また畑のほうも用地交渉ができたということで、大変よかったですと思っております。本当にお疲れでございました。ありがとうございます。

それでは次に、ジュニアスポーツ育成ゆり基金の活用状況と、今後の対応について、お尋ねをいたします。

この基金は、平成8年から平成15年まで、旧菊池市に在住のプロゴルファー不動裕理様より頂いた寄附金を基金として、合併後、平成20年4月から補助金交付要綱が施行されております。

不動裕理様のこれまでの偉業については、皆様もご存じだと思いますが、特に平成12年から平成17年までの6年間、日本女子ゴルフツアーの6年連続賞金女王、



2004年にはプロ通算30勝を達成され、史上最年少で永久シードを獲得されておられます。

このような絶対王者的な存在として活躍された不動裕理様より頂いた寄附によって設立された基金が、菊池市のジュニアスポーツの育成を目的として活用されていることは、菊池市の子どもたちにとっても目標となり、大変素晴らしいことでもあります。改めて不動裕理様に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、現在のジュニアスポーツ育成ゆうり基金の活用の状況と今後の対応についてお示しをしていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの木下議員の質問にお答えします。

菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金については、ジュニアスポーツの育成を図ることを目的として、平成19年度までに不動裕理様から頂いた320万円のご寄附を財源として、平成20年度に交付要綱を制定し、本市の小中学生を対象に、年間活動に対する補助や講習会等の講師謝礼に対する補助などを行っているところでございます。

これまでの活用状況としましては、平成20年度より令和4年度まで、延べ232件、金額にしまして293万4,853円を補助金として交付しており、数多くのジュニアスポーツの育成支援活動に役立てられております。

不動裕理様には、これまでの経過の報告とお礼を申し上げるため、お手紙を差し上げたところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ここに、私が平成26年第3回定例会で一般質問した議事録がございますけども、その当時、江頭市長に替わられて、市長もまだ不動裕理さんのほうにご挨拶には多分行っていらっしゃらないと思いますのでという形で、今後のこともお願いした経緯がございますけど、その後、それぞれ、教育長も替わってこられていますが、どのような対応をこれまでされてこられたのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、おはようございます。

まず、不動裕理様のこれまでのご寄附に対しまして、この場をお借りしまして、心より感謝申し上げます。

先ほど部長が申しましたとおり、お手紙を差し上げていたところでございます。先日、不動裕理様ご本人から直接お電話がございました。その手紙のお礼ということでお電話があったところなんですけども、その場におきまして、私のほうから、本市の子どもたちにご貢献いただいているお礼と、基金の状況について報告させていただきました。

なお、面会して、直接お会いして感謝申し上げたいというふうに申しあげましたところ、今、県外に在住されておりますので、わざわざおいでにならなくてもということで、ご丁寧なお断りがありました。しかしながら、これまでのご功績に感謝をしたいという気持ちをお伝えしまして、帰郷された折に、ぜひご面会してお礼を述べさせていただきたいというふうにお願いしたところでございます。

併せて、ご帰郷された際には、市内の子どもたちにお話等をしていただけませんかというようなこともご提案申し上げているところでございます。

今後も不動様へのお礼と報告を行いながら、この貴重なご縁を継続していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 不動裕理様への対応ということでございます。

先ほど教育長が申しましたとおり、私もこの場を借りまして、不動裕理様のふるさとの子どもたちに対する本当に温かいお心に対しましてお礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

今、教育長からも話をしましたとおり、我々としては、今回の件につきまして、意を尽くして、本当に感謝とお礼を申し上げたいということで、教育長を通してお話しさせていただいたわけでありますけども、ご本人様のほうから、そのことについては、ご丁寧に固辞されたということでございますので、もしこちらのほうにご帰郷された折があれば、改めてお礼を申し上げるとともに、また引き続きの子どもたちへのお話等をこれからお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長が就任されて、26年度からだと思っておりますけれども、その後、やはりこれは福村市長のときに基金は設立されておりますけれども、市長

が替わられたら、やはりこういうときにはきちんとご挨拶に行くなりして対応しないと、やはり相手の方もいろんな対応についても困られると思うんですね。

今回は、ある面では令和5年度である程度、その基金のあれが少なくなってきたから、手紙を出したと。そういうこともあったかと思えますけれども、やはり毎年、定期的にやっぱりご挨拶に行くなりして敬意を示す、それがやはりお世話になっている自治体の役目だと思いますので、今後はやっぱり市長もトップとしての責任を持って、不動裕理様との対応をしていただきたいと思います。これは強く要望しておきたいと思います。

それでは次に、学童保育施設の菊之池小学校敷地内での新設の状況についてお尋ねをいたします。

学童保育につきましては、これまで何度も新型コロナウイルス対応も含め、施設運営に対する支援の充実や、拡充の必要性を指摘、要望させていただきました。これまでに私のほうから提案をさせていただいた、市全域で同じように子どもたちが安心して利用できるように、対応の統一化を図るための放課後児童クラブ連絡協議会、菊池学童さくら会が設立されており、学校や教育委員会とともに連携していただき、子どもたちがさらに安全で安心して利用できる体制づくりが行われているとのことであります。

今回は、これまで要望を続けておりました、西部市民センター敷地内の老人集会所を借用して運営されておりました学童保育の状況は、集会所の施設の老朽化によって水道が使えなくなったり、豪雨のときは雨漏りが発生し、子どもたちも不便な状況が続いておりましたので、早急な対応を指摘し、子どもたちの安心・安全の観点からは、学校敷地内での新設を強く要望してまいりましたので、おかげさまで菊之池小学校敷地内での学童保育施設の新設が行われ、本年4月にオープンしております。

私も、これまでの施設の充実の要望も含め一般質問等でも、市の施設については完成後に利用者の方々から不満等が多く寄せられておりますので、設計の段階ですっきりと事前に利用者等の意見を聴取して建設を行っていただきたいと要望しておりましたが、残念ながら新設された施設において不備が発生しており、今定例会において工事請負費が計上されております。

そこで、確認を含めお尋ねをいたしますが、今回の予算計上に至った経緯とその内容をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。木下議員のご質問に

お答えをいたします。

菊之池小学校敷地内の新設した学童保育施設についてのお尋ねでございます。

お尋ねの点で、今回、補正予算で計上しております児童用の棚の件だと思います。児童用の棚の設置につきましては、当初設計の検討段階では作りつけの棚を設置する予定でございました。しかしながら、資材価格高騰等の影響により予算不足が生じたところでございます。

それを踏まえまして、当初の設計内容や材料等の見直しを調整する中で、棚について実施設計から削除しておりました。

本来であれば、予算不足等が生じた時点で補正予算を計上すべきでしたが、担当課において棚の設置に対する認識が不足しており、棚に関する補正予算は計上しておりませんでした。

その後、指定管理者が決定した時点で、指定管理者が既製品の棚を所有されておりましたので、その棚を使用していただくよう依頼し、承諾を得たところでございます。

しかしながら、現在使用している棚が施設の規格にも合いませんで、窓の開閉等にも支障がございます。そういったところから、本定例会に補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 今、部長の説明がございましたけれども、いかなる予算不足であっても、基本的に絶対必要なものというのは決まっているわけですね。そして、ましてや、仮設の棚は小学校1年生から学童保育でございますので、小さいお子様のところに仮設の棚であれば、それが落ちてきたり、そういう危険性があるわけですよ。私は、もう学童保育の施設というのは、基本的には安全が一番ですよ。だから、何でこういうような形になったのか。

そして、5月の22日にも臨時議会が行われておりますので、そのときに補正予算を出せばいいんじゃないでしょうか。こういう予算こそ専決でできることですよ。わざわざ委員会付託にするようなことでもありません。

4月の18日には、市長、また議長、そして、所管の委員長も行かれていますので、間違いなく気づかれたと思いますので、現状はそこで把握すれば、22日の臨時議会でもすぐ出せますよ。私はそういうことが必要だったと思います。

市長のほうから、私があればこの議場で一般質問したときに、後で手直しがないようにということで一般質問したのは市長も聞かれておりますので、市長として、

どうい判断でこい形に、今定例会まで遅れてしまったことについて、ちよと答弁をいたきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、菊之池小学校敷地内の学童保育施設新設に関わる経緯についてお話し申し上げます。

棚についての詳細の報告は、担当課からは受けておりませんで、実施設計の施行何の図面では別途設置というふうに記載されておりましたので、設置するものと認識をしておったところです。

しかしながら、完成間近になりまして、棚の不都合の話を聞きまして、その後、完成後に実際に現地施設の状況を確認したところ、既製品の棚が設置されておらず、窓の開閉に支障があるということを確認した次第であります。

このようなことから、施設に適した棚を設置すべきと判断しましたので、補正予算の計上を指示したものです。

もっと早く対応すべきであったという指導も厳しく行いました。棚の見積り等を取る関係があったために、今回のタイミングとなったというふうに承知しているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下議員、この件、委員会付託しておりますので、よろしくお願ひします。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 今おっしゃったように、やはりこい施設は、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1でいいんですね。こい中で、こい形になってしまうと、今回、予算計上は一般財源になるわけですよ。だから、こいことも含めて、やっぱり今後はもっと慎重に、また緊張感を持って対応していただくことを強く要望しておきたいと思います。

以上です。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と見直しの必要性についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。私はそのときに、各支館の地域移管等については、執行部に対して市民への説明責任と対応について指摘をさせていただきました。その後も一般質問等で、廃止となっている重味グラウンド、地域移管の迫間支館に

ついて、指摘、要望を続けておりますが、市のこれまでの答弁では、現状の個別計画は、施設本来の用途を基準に、将来の方向性を示したもので、避難所などの別用途として利用している公共施設、個別施設計画を推進する場合は、庁内関係各課、また関係機関と連携を図りながら、利用者などの意向を踏まえ、丁寧な説明を行いながら、合意形成を図っていきたいと答えておられます。

本年第1回定例会において指摘をしましたが、私の地元の迫間支館については、初寄りのときに、迫間支館に関する重要なお知らせが区民に配布され、内容としては、廃止と地域移管しか選択できないようになっており、特に地域移管の場合は1世帯当たり年間2,400円程度が必要で、老朽化等に伴う施設改修、不要の場合の解体撤去の工事費は全て地域で負担することとなりますと書かれておりました。

また、1月26日にきくちふるさと水源交流館及び水源支館の管理についての座談会が開催されました。きくちふるさと水源交流館は民間移管、水源支館は地域移管の計画となっており、所管が違いますので、それぞれの説明がありましたが、水源支館は、迫間支館と同じように、廃止か、地域移管しか選択できないとの報告であり、水源支館は、迫間地区よりも人口が少ないので、1世帯当たり負担はさらに高く4,500円程度になりますとのことであります。

水源交流館については、地域としては民間移管に反対であり、これまでのように継続的な支援の要望の意見も出ておりました。私も当初から交流館のこれまでの実績を見てきた者として、継続が望ましいと考えます。

私はこれまで、菊池市公共施設等総合管理計画については、一貫して市民の命を守ることを最優先に考え、見直しを含め要望を続けてまいりました。特に避難所に指定されている各支館、ドクターヘリの発着場等の継続の必要性は申し上げてまいりました。市民の痛みの前に、議会としては議員定数削減の取組、市は各種イベント等、政策の見直しによる経費削減を図る必要があります。

市はこれまで、あくまでもたたき台であり、十分に意見交換をして合意形成を図っていくと言われておりますが、現状は市民に対して意見を一方的に押しつけているように感じております。

4月には各地域でも区長等の交代が行われておりますので、改めて説明会等によって意見を聴取する必要があると思われませんが、状況をお示しいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長      ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時24分

開議 午前11時25分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、公共施設等総合管理計画の現在の推進状況についてお答えをいたしたいと思えます。

先ほどご質問のありました施設等の状況につきましては、現在、地元区長の皆様への説明、またアンケート調査などを実施している段階でございます。これからもきちんとした手順を踏みまして、利用者の事情等も酌みながら、丁寧な説明を行いまして、合意形成を今後も図っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 丁寧に合意形成とおっしゃっていますが、ここに先ほども紹介した初寄りのときに配られた紙がございますけど、今後の予定について、もう地域移管と廃止のいずれかを、今後、ご判断をしていただくことになると書いてあるわけですよ。だから、もう選択権は地域移管と廃止しかない。その中の二つから選びなさいといったら、もう言っちゃいかんけども、地域移管にならざるを得ない。いきなり廃止ということはできませんから、地域移管を受け入れるということは、各戸それぞれの迫間は2, 400円、水源は4, 500円、地域がそれぞれが負担をして、あれを管理して、そして老朽化したり解体のときには、自分たちが負担をして解体すると。もうこんなのは絶対あり得ません。

これまで地域の人たちが、やはりきちんと地域を守ってこられて、まずは、私は優先順位から考えれば、その命を守る避難所になっているところを、何でこういった計画になっていくのかって、私はもう白紙をしなければいけないと思えます。

重味のグラウンドは、やはり命を守るドクターヘリの発着場ですよ。これがなくなったら、あの国道沿いには迫水小学校、民間に売却しましたから、もうドクターヘリの発着場はありません。実際に地元の方が、昨年末はあそこからドクターヘリで運ばれて、命が助かった方もいらっしゃるわけですよ、現実的に。そういう本当に絶対必要なものは絶対残しておくべきだと私は考えます。

とにかくもう重味のグラウンドは、今度、8月には地域の祭りもあります。久しぶりに祭りが行われますけど、重味のグラウンドが会場になりますので、重味のグラウンドが駐車場です。駐車場がなかったら、今後、地域の活性化に結びつくようなイベントは一切できなくなります。

それと、一つ報告しておきたいのが、末端まで全然浸透していないというのが、先般、私たちの地元の迫間と水迫地区の体育会って、若い人たちの会の総会が迫間支館でありました。その迫間支館でありましたから、もう皆さんはご存じだろうと思いますがというような雰囲気、ちょっと時間をいただいて、地域移管とか廃止のことの説明をしました。そしたら、その後の懇親会の会場で、いや、私たちは全然区長さんからも聞いてないし、全然知りませんでしたと。そこで一番将来困る若い人たちが何も知らないうちに、どんどんもう書面上はこの二つの中から選びなさいみたいな形になってしまって、もう本当に私は憤慨しております。ですから、今後はやはりきちんとした説明に市長も出向いていたり、そういうことをやりながら、対応していただきたいと思います。

7月9日には水源交流館の座談会の第3回がございますので、ぜひとも市長も参加していただいて、地域の声、また地域の現状を聞いていただきたいと思いますが、市長からこの計画についての意見をお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、個別施設計画の今後の進め方について述べよという趣旨で理解をしたところでございます。

これまでも部長のほうからの説明したとおり、個別施設計画における方針というのは、一定の考え方、基準の下で、一つのたたき台として策定しているわけでございます。何の基準なしに、さあどうしようということでは、なかなか議論が空回りするおそれがあるということで、市におきまして、今後の人口の減少であるとか、あるいは施設の老朽化に伴う将来負担の増加、施設利用者の需要の変化等々も視野に入れながら、次世代の負担を極力軽減してあげなければいけないという観点も入れて、一つのたたき台として検討した計画になるわけでございます。これを基に地元区長さんの皆様への説明や、アンケート調査等々を実施している段階でございまして、先ほど部長も申しあげましたように、きちんとした手順を踏んで、利用者の事情もよく酌んで、ご意見も聞きながら、丁寧な説明を行って、意見交換をしながら合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 あくまでもたたき台、また、そして合意形成を図っていく。もう私が質問しても、その繰り返しでございます。だから、そのたたき台の中に、こういった迫間支館、まずは避難所、避難所を削減する。そしてまた、ドクタ



一へりの発着場、命に関わるような施設を、そのたたき台に入っていること自体が私はおかしいと思うんですよ。

そして、もう合意形成、合意形成といっても、先ほども紹介しましたが、もうこの二者選択ですよ。もうこういうのを回されて、地域住民がどう思うか。もう選択権はないんですよ。だから、私は初寄りのときにも、これプラス今までのように、行政のもとに管理をお願いしますという項目が入るとかないかんわけですよ。私はそう思います。そのことをやっぱり強く申し上げて、今後も私は、もうとにかく地域の代弁者として、もうきちんと地域住民の思いを受け止めて、また続けてこのことについては一般質問を続けていきたいと思いますので、執行部としても、やはりその地域に住んでいる人、またその地域を守ってきた人のことを考えてください。そのことが本当に職員の方もどれだけ分かるかなという、私はもう思いがございませう。しっかりと再検討というか、お願いしておきたいと思います。

それでは次に、竜門ダム市町村交付金の龍門地域への活用についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで竜門ダム市町村交付金の一部を龍門地域の活性化のために、龍門ふるさと振興基金として設立していただくように、何度も質問、要望を続けてまいりましたが、今回、改めて質問をさせていただくのは、皆様もご存じのように、竜門ダムの未利用水をT S M C、ソニー等、半導体関連企業に活用する検討に入ったと大きく報道されており、龍門地域の方々も期待と不安を抱えておられると思います。

令和元年11月に龍門地区区長会より、国有資産等所在市町村交付金、いわゆる竜門ダム交付金の一部を龍門地域の龍門ふるさと振興基金として設立の陳情書が提出されております。

内容を一部紹介しますと、龍門地域は、ダム建設による人為的過疎地で、菊池川流域の恩恵とは裏腹に、あまりにも恩恵を受けておらず、龍門地域内ではダムは迷惑施設といった声も上がっており、龍門地域に暮らす人々の将来の希望としても、上下水道の完備、残存地区の道路整備等、生活環境の整備、地域振興のための観光整備等を目的とした基金設立を要望されております。

竜門ダムは、菊池川沿川のたび重なる洪水による被害を防止し、軽減するとともに、熊本県北部地方唯一の水がめとして、渇水時の水不足を解消し、この地域一帯で必要とする水資源を確保するために、昭和43年に計画発表され、地元の協力によって、他の類を見ない速さで事業が完了した多目的ダムであります。

ダム建設に伴い、貴い犠牲を強いられた龍門地域の皆様のおかげで頂いているのがダム交付金であり、改めて感謝を申し上げたいと思います。

ダム交付金は、現在は一般財源としての取扱いでございますので、特にダム関係、龍門地域に活用できていない状況ですので、私としては、今後の龍門地域を考えた場合、基金を創設することによって、先ほど申し上げたT S M C等半導体関係企業に竜門ダムの未利用水の活用も含め、地域住民の恩恵に確実に結びつくと考えて、今回、改めて質問をさせていただきました。

そこで、お尋ねをいたしますが、竜門ダム市町村交付金の一部を龍門地域の振興基金として設立することによって、これまでの大変なご苦勞をかけた龍門地域の方々への感謝につながるとともに、将来への希望になると思われませんが、現状と今後の考えをお示しいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、竜門ダムの今後についてお話し申し上げます。

特に基金の創設についてのご質問の趣旨で伺ったところでございます。ダム交付金の一部を龍門地域の振興基金とするというご提案につきましては、これまで数回にわたり一般質問で議員から要望いただいたところでございます。

そのときと同じ繰り返しになりますけれども、国有の資産等の所在交付金が、国や県が所有する固定資産に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付され、市町村の一般財源として受け入れるものでありまして、交付金の一部を基金として創設する考えはないことには変わりはありません。平たく言えば、国の所有物に対しては固定資産税がかかりますので、それに代わるものとして交付金を頂いているということでございます。

議員がおっしゃっている基金の創設ということは、その先にある目的としましては、竜門ダムの周辺地域を活性化させて、地域振興に役立てたいということであろうかというふうに思います。

私どもは、この竜門ダムという、そして、その周辺地域というものは大変魅力に富んだ潜在力の高い地域だというふうに考えております。そういうことで、特にアウトドアスポーツの基地として整備していくことで、観光振興、そして地域振興につながっていくのではないかと、そういうふうに考えて、これまで様々な整備を地元のご協力をいただきながら進めてきたところでございます。

その結果、官民が地域一体となって取り組んできたことが、国のほうからも、先般、お認めいただきまして、ダム周辺の地域と官民が一体となって活性化を実現している好事例であるということで、国交省からご指名をいただきまして、全国の大会でそのことを発表しなさいというご指示をいただきまして、先般、光栄なことに、多くの皆様の前で、官民のこれまでの竜門ダムに関わる取組についてお話しさせて

いただきましたところ、国交省さんも含め関係自治体、関係者の方々から大変大きな好意的な反響をいただいたところでございます。こうした経緯については、たまたま今月の広報きくちの私のメッセージの欄にもご披露したところでございます。

こういうふうには、基金はございませんけども、本当に地元の皆様の一致団結の取組で、国からご指名を受けるほどの好事例に実はなってきたということをお私はずいぶんうれしく思っておりますし、これも本当に地元の皆様の情熱、ふるさと愛のおかげだと。そしてまた、それに取り組んできた国、県、市の関係の職員の皆さん、そのほか、もろもろの方々のご尽力のおかげだと感謝に堪えません。

今後も引き続き、地域の方々から地域振興のための要望であるとか、活性化のためのアイデアをいただきながら、具体化できるものにつきましては、地元との協議会を通じながら、必要な財源措置を講じていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長のほうからもいろいろ申されましたけど、基金の設立はできないわけではないというのが、これまで私も一般質問をして、部長等から答弁いただいたことがございますので、できないわけではないと思います。

今回、改めて私がこの基金の設立を申し上げるのは、やはり先ほどから申し上げておりますT SMC等で菊池市の竜門ダムの未利用水を使うということで、龍門地域の方々も、ある面じゃ不安と期待を持っていらっしゃるわけですね。だから、先般、第1回の定例会のときにも、やはりそういう基金というか、やっぱり森林、涵養林なんかを整備していくためにも、やはり財政的な負担もかかりますので、そういうための受け皿的な基金を設立をして、やっぱりほかの自治体も含めて、協力をしていただいたほうがいいんじゃないかということで、改めて基金の設立のお願いをしたわけでございます。

週末、龍門地域の方々からも、農道とか、市道とか、そういうものの崩壊による要望があって、現場を見に行きました。ある龍門地域のお店では、この土日は営業ができないという状況になったということで、大変困っておられました。そこも、私も何年前から、抜本的な改修をしないと、これはまた起こるよと言っておったようなところが、またのり面が崩壊したと。そういうこともございますので、言うことは簡単ですよ。やっています、やりますと言っても、そういう財源の確保がきちんとしてできないと、結果的にはその対応ができませんので、私はそういう基金をつくることによって、竜門ダムでもう本当に大変苦労されたの方々に対する、やっぱり感謝の気持ちを含めた上で、ふるさと振興基金的なものを設立したほうがいいとい

う思いでございますので、この件については、また今後もしっかりとお願いをしていきたいと思っております。

それでは次に、国道387号沿いの迫間地区における追尾型太陽光発電事業の地域への環境保全についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地元区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。

市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

本年第1回定例会でも申し上げましたが、2月17日、市役所において、開発業者としては、工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で説明会が行われ、開発業者側の提案と地域住民からの排水の問題、これまで業者が示した6基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

その後、地元としても、地元代議士の先生に要望活動を行い、国に対しても直接面談等ができるように準備を進めておりましたが、本年4月末より、開発業者による迫間支館の隣接に追尾型太陽光の設置が始まりました。状況を確認するために市に問い合わせたところ、開発業者については、弁護士を仲介しないと連絡ができない状況であり、確認することはすぐにはできませんでした。

結果的に、7月27日の協議で物別れになったとはいえ、開発業者側が示した条件の対応の前に、迫間支館の隣接に現在8基程度の追尾型太陽光が設置されています。地域住民の方々も、市の環境基本条例に基づいて、新たに設置する場合は説明責任があるのではないかと大変憤慨されております。

そこで、改めて確認を含めお尋ねをいたしますが、開発業者の新たな開発行為の状況と弁護士との関係についてお示しをしていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 それでは、迫間地区における追尾型太陽光発電事業の地域への環境保全の対応についてお答えします。

迫間地区太陽光発電事業に関しましては、本市環境基本条例に基づき、現在、事前協議を行っている状況でございます。

この事前協議につきまして、本市に対しまして開発事業者代理人弁護士が対応されることとなった時期につきましては、代理人弁護士から本市宛てに送付されまし

た連絡文書の日付から、令和3年8月上旬頃と考えられます。

また、本市から開発事業者への連絡等に際しまして、緊急時を除き、直接ではなく、代理人弁護士を通じて行うこととなった時期につきましても、開発事業者から本市へ申入れがあった日付から、令和3年8月上旬頃と考えられます。

次に、本年2月17日に開発事業者主催により開催されました関係地区住民説明会後の4月上旬頃におきまして、本市により、これまで継続して実施しております事業計画地外からの現地確認の際、開発事業者所有と思われるクレーン等の事業計画地内への搬入及び作業等を実施していると思われる状況が見受けられたことから、本年4月中旬頃から5月中旬頃にかけて、本市から開発事業者に対し、代理人弁護士を通じて事業計画地内の状況等に関する確認を行っております。

代理人弁護士からの連絡によりますと、事業計画地内において実施している工事の内容としましては、太陽光発電施設設備や電気関係工事のほか、のり面工事とのことございました。

また、事業計画地内における雨水排水対策としての土手の設置や側溝の敷設につきましては、いずれも終了しているとのことございました。

なお、本市における現在の対応状況としましては、事業計画地外からの現地確認を継続して行い、事業計画地内の状況等をできる限り把握するとともに、関係地区住民の皆様と開発事業者間における事前協議を進めるため、改めて本市から開発事業者に対し、代理人弁護士を通じた確認等を行っているところでございます。

併せまして、適宜、国の関係機関等との情報共有等を図っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 私のように地元の方々からおっしゃるのは、とにかくいろんなそういう状況が変化したときに、市のほうに問い合わせると、弁護士を経由してでないと返事がもらえないと。そういうのが、今お聞きしたら、令和3年の8月ぐらいからということですが、皆さんおっしゃるのが、そういう弁護士等をそういう形で、開発業者とはということは、市とは、表現は悪いですけど、紛争状態になっているから、弁護士が入っているのかなと思いますけど、そういう中でも、きちんと地元の開発業者の方は市の指名に入って、ちゃんと工事を取られているんですね。そのことについて、やっぱり市民の方々からも、何でそういう形になってしまっているのかということで問合せもありましたので、ちょっと調べてみましたら、やはりちゃんと仕事は受注されております。ですから、そのことにつ

いては、市長として、どういう形の中でそういう結果になっているのか。

それで、法的なものはちょっと確認していないところもございますが、それで私たちは、市民感情としては、ちょっと納得できないということもございますので、このことについては、市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 芳野副市長。

[登壇]

○芳野勇一郎 副市長 改めまして、皆さん、こんにちは。木下議員のただいまのご質問につきましては、本市公共工事の発注に関するご質問でございますので、本市指名審査会の会長であります私のほうからお答えさせていただきます。

本市公共工事の発注に関しましては、業者の選定を適正に行うため、菊池市工事入札参加者指名等審査要領に規定する、副市長及び各部長で構成する指名審査会による審査により、契約・入札方法や指名競争入札の指名業者を選定し、随意契約や指名競争入札あるいは一般競争入札を行うこととなります。

指名審査会の庶務は、総務部財政課において処理しており、審査終了後、その結果について市長に報告を行います。その後、入札等を経て、業者を決定することとなります。

そのようなことから、公共工事の発注に係る業者の選定において、市長が個別業者を入れる、入れないを判断するというようなことはございません。

本市としましては、今後においても当該要領に基づいた適正な事務を執行してまいります。

また、個別業者の指名に関します個別具体的事案につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 法的に問題がないとしても、基本的にその開発業者は弁護士が間に入って、市民とのいろんなことについても、直接話合いができないような状態であると。そういう中でも、市民のある面では税金を使った公共事業等にはちゃんと指名業者として入れると。そういうことでありますので、ある面ではちょっと市民としては、私も個人的にはちょっと納得できないようなところもございますが、やはり立会人となっていただいております市が、やはりもっと誠意をもって、開発業者とも同じ市民でございますので、今後もやっぱり市民の不安の解消にきちんと対応していただくように、切にお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

○水上隆光 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

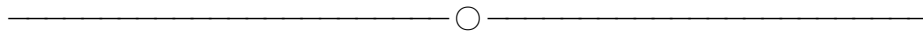
次の会議は、7月14日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前11時54分

第 7 号

7 月 1 4 日



# 令和5年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第7号

令和5年7月14日（金曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



### 本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



### 出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
七城支所長	古 田 十 咲
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
傍聴の方も可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末319～342頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る6月28日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第39号から議案第45号まで、及び議案第51号から議案第54号までの11案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。総務文教常任委員会の常任委員長報告をいたします。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案1件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

議案第51号については、執行部より、本案は、菊池市柏木護辺地に係る総合整備計画を変更するために、議会の議決を求めるものである。変更箇所は、重味原線道路整備工事を新たに追加するもので、本事業は、令和5年度に離合箇所設置と舗装補修として400万円、令和6年度に舗装補修として600万円、合計1,000万円を計画しているとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、変更理由の中で、道路幅員が狭いため、地域住民及び農耕車との離合等に支障を来している状況が続いているとあるが、道路幅員の状況はどの質疑に対し、執行部より、現在の有効幅員は3.5メートルから5メートルほどしかないの、特に少年自然の家の大型バス通行があった場合には、離合ができない状況である。また、近年のゴルフ人口増により、本線の通行量が増加したため、離合箇所設置及び舗装整備を行うものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、離合箇所を設けるということだが、何か所設けるのかとの質疑に対し、執行部より、現時点では2か所を予定しているとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第51号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案1件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第39号については、執行部より、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、現在、重度心身障がい者医療費助成との併用が可能な医療費は、一部の公費負担医療を対象としていたが、ほかの全ての公費負担医療との併用ができるようにするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、一部負担がなくなるということなのかとの質疑に対し、執行部より、一部負担がなくなるのではなく、一部の公費負担医療が助成の対象となっていたが、公費負担医療の全てが助成の対象となったとの答弁がありました。

次に、議案第52号については、執行部より、エコヴィレッジ旭の解体工事に関して、落札業者及び契約金額が決定したため、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、入札した業者の数はとの質疑に対し、執行部より、入札に参加した業者は2者であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、2者で問題はないのかとの質疑に対し、執行部より、エコヴィレッジ旭の解体工事は、特殊施設の解体工事であり、アスベスト、ダイオキシン類等の有害物質の処理、水質・土壌汚染対策及び周辺地域への環境対策について、専門的な知識が必要となる。施工が可能な業者を選定するため、参加資格要件を設け、同種の解体工事に高い知見を有する技術支援業務を委託する業者と事前審査を行い、適当と認めた業者以外は入札に参加できないものとした。審査基

準に適合した者のうち2者が応札を行ったため問題はないとの答弁がありました。

さらに、委員から、ダイオキシン等の有害物質が適切に処理されることへの対応はどうするのかとの質疑に対し、執行部より、工事請負業者は、解体工事計画書により適切に処理を行うようになっている。監理については、専門知識を有する委託業者へ業務委託を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、落札率ほどのくらいかとの質疑に対し、執行部より、落札率は52%であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、約8億円の工事が4億円程度で落札されているが、適切に予算を設定したのかとの質疑に対し、執行部より、事前審査を行った業者3者に参考見積りを提出させ、最高値の見積りと燃料高騰等を想定した予算計上を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、工事請負費の財源の内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、財源の内訳は、合併特例債が2億3,180万円、一般財源が1,222万5,000円となっているとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第39号及び議案第52号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 皆さん、おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、議決案2件の5案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

初めに、議案第41号及び議案第42号については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より、議案第41号は、水道料金の基準となるメーター検針について、毎月から二月ごとに変更するに当たり、菊池市給水条例の一部を改正するものであり、議案第42号は、議案第41号の菊池市給水条例の一部を改正する条例に伴い、菊池市下水道条例の一部を改正する必要があるためであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、区長会には説明を行ったとのことだが、いつかとの質疑に対し、執行部より、4月17日に旭志区長会、4月27日に泗水区長会、4月28日に菊池区長会に行った。なお、七城地区には上水道がないため、七城区長会には説明していないとの答弁がありました。

また、委員から、検針員さんに説明したのはいつかとの質疑に対し、執行部より、6月8日であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、議会に説明されたのが1月20日、そのときには条例改正することは分かっていたはずであり、それから6月8日ということは、約5か月間空いたことになる。そして、検針員さんに説明した次には議会に上程される。この5か月間は何だったのかとの質疑に対し、執行部より、まず議会に報告し、減免や漏水の話はあったが、隔月検針に対する基本的な反対意見はなかった。続いて、区長会で説明し、減免や漏水に関する質問はあったが、特に反対意見は出なかった。そういった利用者の方々の意見をその間に伺っていたとの答弁がありました。

また、委員から、検針員さんに対して説明したときは何かありましたかとの質疑に対し、執行部より、検針員さんへの説明は行ったが、理解は得ていない。理解を得るといふことになると、次の雇用を約束することにつながるとの答弁がありました。

次に、委員から、予算書では、給水戸数が増えて、年間総配水量が減っているが、その根拠はどの質疑に対し、執行部より、正確なところは把握しておらず、TSMCの関係かどうかも分からないが、水道の加入が非常に多くなってきたものの、毎月、前年度の月と比べてみても、給水収益の金額が全然増えてこない。決算としても、給水収益は落ちていることから、戸数は増えても人口減少が給水収益の減につながっているものと判断しているとの答弁がありました。

次に、委員から、令和元年に決算審査意見書における意見書として、業務の見直しによるコスト削減が課題であるとの意見があったとのことだが、これは令和元年に限ってこの指摘があったと認識でよいかとの質疑に対し、執行部より、令和元年に、まず隔月検針が課題であるとの意見があったことから、菊池市水道ビジョンの中に隔月検針を入れていた。監査委員の令和3年度決算の意見は、今後も菊池市水道ビジョンに基づいた経営の効率化や経費削減に対して一層の努力を期待するとともに、安全で安定した水道水を供給できるよう事務を推進し、併せて利用者へのサービス向上に引き続き努められたい。さらに、平成30年度決算審査から、経費削減のため、水道メーターの隔月検針の変更を意見しており、水道ビジョンの中にも掲載されたところであるが、これについては計画的に準備が進められている。引き続き実施に向け努められたいとの意見があっていることから、監査委員の意見も継

続しているものと判断しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和元年に指摘され、水道ビジョンで示されたとのことだが、今回、出したタイミングはどうかとの質疑に対し、執行部より、令和2年3月に新たな水道ビジョンとして、令和2年度から令和11年度の長期計画を策定した。隔月検針は令和5年度から取り組むとの協議を行ったが、委託契約の途中での変更は無理だと判断した。また、一月の全部を検針しない月、検針する月にするのか、市内を何分割にしてするのかなど、隔月検針した場合、例えば何月分をいつ請求するのか、そういったいろんな変更内容を順次協議を行ってきて、今度の令和6年度がちょうど委託が切り替わるタイミングということで、システムの改修の問題や、条例をどう改正すればいいのかなど、順次、調査、協議し、今回の上程になったとの答弁がありました。

次に、委員から、もっと違うところを抜本的に改善・改革していかなければ、この当座比率、流動比率300%とは、到底厳しい数字だと思うが、いかがかとの質疑に対し、執行部より、これまで平成20年度から順次、委託にしたり、人件費を削減したりしてきている。次に何の削減を持ってくるかも課題だが、今回は、まず現金での支出を伴う費用の削減を行って、預金、現金を少しでも増やしていきたいといった思いであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、水道ビジョンと実績が乖離しているのではないか。そこを反映させるような計画にはしていないのかとの質疑に対し、執行部より、水道ビジョンは当時の状況をもとに推計したものである。水道ビジョンと実績では、いろいろな努力の差が出て、実績では水道ビジョン以上に頑張ったということである。抜本策はないのかということだが、経費を絞ってきたため、抜本的な何かをと言われれば料金の値上げとなる。これをやりたくないから、なるべく我慢して我慢して、経営の努力で何とか頑張っている。また、計画は、来年度に検証し、必要があれば計画の改定を考えている。さらに、事業費の特性として、いつ何どき、どういう多額の費用がかかるか分からない状況があるため、手元に相応の流動資金を確保しておかねばならない。それに対して様々な努力をやってきたという話をしたが、今、委員からそれでも抜本策を取らざるを得ない状況ではないかとの指摘を受けた。いずれ、この水道料金の見直しということは、市民とともに考えていただかなければならない状況にもう来ていると思っている。ただ、それに至るまでには、本当に経営努力として、これ以上経営努力は全てやり尽くしたという状態にしない限り、その話はできない。水道料金の値上げの話は、そんなに簡単にいく話ではなく、また時間もかかる可能性があると思っている。そのため今回もこのタイミングで、どうしても自分たちのやれることをやり尽くしておかないと、あまり時間が取れないと

思っている。もし従来どおりの形での検針ということになれば、少なくとも業務委託になるので、数年間は今の状況を変えられないということになり、計画が後ろ倒しになっていったときに、果たして財務的に耐えられるかどうかと思うところであるとの答弁がありました。

また、委員から、水道料金の値上げと話されたが、検針を隔月にやるということであれば、水道料金はこの先上げないということかとの質疑に対し、執行部より、経費を削減することによって、料金を上げる時期が遅くなることになるかとも思うが、今後、料金を上げないということに直接つながるものではないとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回、隔月検針をやらないとするならば、ここ10年で水道局が潰れるのかとの質疑に対し、執行部より、今回、もし隔月方式に変えたとしても、まだまだ本当に必要な水準までは遠い。潰れるか潰れないかと極限まで、ライフラインである水道の業務をぎりぎりにはできない。経費削減の大きなものは、今回、ほぼ出尽くすので、このシミュレーションの数字が今後、自動的に上がっていくとは考えにくい。破綻しないまでも、安定的な業務を行うためには、いずれどこかで値上げせざるを得ない状況は、ある程度避けられないのではないかとの見通しを持っているとの答弁がありました。

次に、議案第53号及び議案第54号については、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、議案第41号及び議案第42号について、行財政改革の中で一つの方法として悪くはないが、令和元年に監査委員から隔月検針に関する指摘を受け、翌年から始めれば、しっかり年月をかけて、検針員さんの生活は脅かされないように、十分、令和6年度に間に合ったのではないか。いきなり隔月検針の方針を出され、検針員さん方が納得されるはずもない。もう少し執行部には考えていただきたい。今回の改正の方向性そのものに対して大きな異論があるわけではない。しかし、誰かの痛みを伴う改正を行うときは、事前に当事者への十分な説明と痛みを減らすための代替案的なものが準備されるべきではないか。その点、今回の提示の仕方は極めて不十分であったと言わざるを得ないと思うので、仕切り直しをしていただきたい。私も皆さんと大体考えは同じだが、営業収支比率の推移に対して、もう少し原因分析が進められるべきではないのか。ここは、しっかり何が原因で、ほかの類似団体との差が出ているのか分からないのでは、改善策、対策が立てづらいのではないか。経費削減のため、または水道料金の値上げの抑制ということで反対するものではないと理解している。令和元年の監査の指摘を受けて以来、経営努力をされてきたとも理解するが、今回の議案の内容は唐突感も否めない。契約自体の切替えが来年度ということも分かるが、やり方、手法をいろいろ検討する余地があ



と思うので、このタイミングはいかがなものか。今回の隔月検針は、前から経費削減には重要なことだと理解していたが、丁寧な説明が必要だったと思う。次回出すときに総額だけの提示であれば、業者の企業努力で検針員さんの人件費確保は可能かもしれないが、その辺の丁寧な説明ができるかどうか不安であり、少し疑問が残るとの意見がありました。

慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第40号、議案第53号及び議案第54号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、議案第41号については、委員から、年月をかけ、時間をかけ、検針員の方の生活を脅かされることなく、じっくりと準備をかけることが必要である。いきなり半年後に給料は半分になるのでは、納得されるはずがない。こういったやり方に到底納得できないので、私は反対の意を表明する。話を聞くところによると、検針員の方々が誰一人納得されていない。かつ、営業収支比率等の推移を見ても、丁寧な説明とは感じなかった。特に流動比率の下がり方を見ても、いきなり2か月に1回の検針に変えていくのは、時期尚早ではないかといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第41号については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号については、委員から、議案第41号と関連するものであり、議案第41号に準じて反対であるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第42号については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○二ノ文伸元 予算決算常任委員長 おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第43号から議案第45号の3議案です。

6月28日、7月11日に予算決算常任委員会を、7月5日、6日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部

分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第43号中、その主なものを申し上げます。

まず、文書広報費の文書広報経費について、執行部より、きくちポータル構築業務委託料1,210万円の増額については、きくち防災・行政ナビに新たな機能を追加することにより防災情報機能の強化を図るほか、利用者の利便性の向上や情報発信機能の強化を図るため、新たなアプリの構築を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、新たな機能とはどのようなものかとの質疑に対し、執行部より、区長や自主防災組織から地区の方への情報発信機能の追加、災害発生時に民生委員へ最新の避難行動要支援者名簿を提供する機能などであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、要支援者名簿を閲覧できるようになるということだが、セキュリティは大丈夫なのかとの質疑に対し、執行部より、名簿を提供するのは民生委員などの市が指定した方のみであり、セキュリティには万全を期したいとの答弁がありました。

次に、国際交流費の国際交流推進事業について、執行部より、事業費293万7,000円の増額については、TSMCの新工場建設などを機に、台湾との交流を押し進めることにより地域活性化につなげる必要があることから、国内関係自治体である京都市、鹿児島県龍郷町、さつま町と連携し、台湾宜蘭市での了解覚書締結を目指すものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、了解覚書締結はいつ頃の予定かとの質疑に対し、執行部より、年度内を目標としているが、なるべく早く進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、事業の効果について、具体的にどの質疑に対し、執行部より、若い世代からの人材育成・人材交流、また、地域経済への波及効果を期待するものであるとの答弁がありました。

次に、一般管理費の物価高騰対応生活者支援交付金事業について、執行部より、物価高騰対応生活者支援交付金補助金9,659万3,000円の増額については、物価高騰の影響を受けた生活者への支援として、LPガス使用世帯に対する支援を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、給付金の支給方法はどのようにするのかとの質疑に対し、執行部より、熊本県LPガス協会が販売店と連携して、申請の受付から支給までを行うとの答弁がありました。

さらに、委員から、市より事業者に直接支払って、事業者のほうで値引きをするということではできないのかとの質疑に対し、執行部より、県から示された事業スキ

ームによる方法となるとの答弁がありました。

また、委員から、市へ直接ではなく、事業者を通じて行う申請になると、詐欺ではないかと思われる市民も出てくるのではないかと懸念するが、市としてこの事業の周知はどのように行うのかとの質疑に対し、執行部より、県のスキームではLPガス協会から広報・周知を行うようになっているが、市としても広報紙への掲載など周知には当然取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の放課後児童クラブ整備事業については、執行部より、令和4年度末に完成した指定管理施設、菊之池小学校区第2放課後児童クラブに必要な棚の設置を行っておらず、現在は法人所有の棚を利用しているが、窓の開閉に支障を来しているため、棚の設置のため59万9,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、確認だが、費用は設計した業者や施工業者が支払うべきではないのかとの質疑に対し、執行部より、実施設計の段階で棚を省いており、認識不足であったとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和5年4月1日から放課後児童クラブが始まっていると思うが、5月の臨時会に予算計上できたのではないか。設置に時間がかかり、棚が倒れるリスクや、後づけによりコストが高くなるようなことを考えれば早急に対応すべきであった。今後はこのようなことがないようにとの意見がありました。

次に、同じく児童福祉総務費の子ども食堂運営支援事業については、執行部より、市内4か所の子ども食堂の年間開催回数に応じて補助金を交付するため60万円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、参加人数を確認する必要があると思うが、どう行うのかとの質疑に対して、執行部より、実績報告時に参加人数の確認を行うとの答弁がありました。

さらに、委員から、それぞれの子ども食堂の活動内容はどの質疑に対し、執行部より、市内に4か所あり、週1回の開催から不定期開催のところがあり、100円の負担で食事の提供も行ったり、レトルト食品や離乳食などの物品配布を行ったりしているところもあるとの答弁がありました。

また、委員から、県が補助を行っていたものを市が補助をするようになったものと思うが、県からの補助金がなくなった場合、市は継続して補助を行うか協議をしているかとの質疑に対し、執行部より、県からの補助金がある期間は継続することとしている。今後、県の補助が縮小していくことは予測しており、検討・協議を行っているとの答弁がありました。

次に、同じく児童福祉総務費の使用済み紙おむつ処理補助事業については、執行部より、保育所等で発生した使用済み紙おむつについて、衛生上、保育所等で処分

することが望ましいという国の方針が出されたことに伴い、保護者と保育士の負担軽減のため、保育所等へ対象児童1人当たり月額300円について補助を行うものであり、260万7,000円を増額するものであるとの説明に対し、質疑を行いました。

委員から、処分する事業者への補助ではないのか。保育所等はおむつだけを分けて処分しているのかとの質疑に対し、執行部より、おむつとそれ以外を分けて保管しているが、処分する際は一緒に出しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、処分業者は、処分されたおむつの量を把握している。直接処分業者へ処分数を確認し、費用を支払うことが適切ではないのかとの質疑に対し、執行部より、園長会で意見をまとめ、1人300円と決定した。ご提案の件については、今後、課題として検討を行うが、今年度はこの形で実施したいとの答弁がありました。

また、委員から、一般財源での継続は財政負担が大きいため、国からの補助の要望も行う必要があると考える。伝票の確認や実績報告等において確認を行い、次年度以降は意見を聞きながら実施することとの意見がありました。

次に、農業振興費の強い農業づくり総合支援交付金事業については、執行部より、産地基盤施設の整備や再編等に対し、補助率2分の1以内で補助金を交付するもので、今回、県からは、菊池地域農業協同組合の泗水ライスセンター改修事業は不採択、市内農業者の乾燥調製施設新設事業は事業費の増による内示額の増との内示があったため、6億8,619万3,000円を減額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、泗水ライスセンターの改修は、事業をしなくなったということか。また、乾燥調製施設とはどんなものかとの質疑に対し、執行部より、国からの採択がなかったということで、事業を取り下げたわけではない。また、乾燥調製施設とは、穀物を収穫した後に、水分を調整する施設であるとの答弁がありました。

次に、体育施設費の斑蛇口湖ボート場管理費について、執行部より、工事請負費181万5,000円を増額については、平成30年度に斑蛇口湖の上流部分のボートコース0メートル地点において発生した土砂崩れ箇所の改修工事を国土交通省が実施することに伴い、0メートルから500メートル区間のコースを一時的に撤去するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、ボートコースの撤去の期間はどれくらいかとの質疑に対し、執行部より、国土交通省の工事が10月から年度内の予定なので、その前の9月には撤去を行いたいとの答弁がありました。

次に、議案第44号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第45号については、収益的支出の予定額の補正及び債務負担行為について、執行部より、水道メーターの隔月検針への変更などに伴い、水道料金システム改修の委託料として378万7,000円を増額するものである。また、水道事業業務委託は、現契約が令和5年度に期間が満了し、令和6年度当初から新契約での委託開始が必要であり、期間を令和6年度から令和10年度とし、限度額を2億5,136万1,000円とする契約準備行為を令和5年度中に行うために設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今の委託は福岡県の業者だったと思うが、今回、できる限り菊池市内の業者を使う考えはあるのかとの質疑に対し、執行部より、公募型であるため、応募された方の中で選考していくことから、優先的になるかどうかは分からないとの答弁がありました。

さらに、委員から、公募の期間が短くて急だと、地場企業や組合とかの調整が難しいと思うので、できるだけ早く周知を行い、できるだけ地場のところに出していただきたいと思う。早めの周知をお願いしたいが、どうかとの質疑に対し、執行部より、了解いただけるのであれば、出来るだけ早くプロポーザルの周知をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、民間委託になって何年ぐらいになるのかとの質疑に対し、執行部より、平成20年度から行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、平成20年度から受託会社は変わっていないのか。また、5年契約ということであれば、一度は更新という形で、プロポーザル方式で選定が行われたのかとの質疑に対し、執行部より、平成20年度から最初は3年間の契約が2回続き、その後、5年間という形である。契約は、現在の会社が平成20年度から継続をしている。公募はプロポーザルで行い、前回2者が応募されているとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第43号については、まず、物価高騰対応生活者支援交付金事業について、一人住まいの高齢者が交付金の申請を行っていただけるかどうか心配である。高齢者にとってみると、お金の話だとか、口座の話が来ると、詐欺ではないかと思われるかもしれない。執行部にはこの予算の執行率が向上するよう丁寧な対応をお願いしたいということと、市民の方々が不安に思われないように、市民に対する周知と、事業を実施するLPガス協会並びに販売店の皆様の丁寧な対応をお願いしたいとの意見がありました。

次に、文書広報経費について、デジタル田園都市国家構想交付金を使っての今回の計上だが、交付金があるから、このメニューを作るとなっているところも感じざるを得ない。今後、かなりのデジタル関係の交付金があると思うが、交付金を消化

していくために計上されていくという懸念も拭えないので、必要性をしっかりと協議していただきたいとの意見がありました。

次に、民生児童委員協議会補助金について、民生児童委員の1人当たりの予算額は少ないのではないかと。複数の地区を担当され、活動も増加し、区長と比べても予算額が少ない。ボランティアだけでは成り立っていかない時期でもあるのかもしれない。地区の方が民生児童委員を拒否されるなど、活動が難しくなっている部分があり、新しい仕組みづくりも大切なのではないかとの意見がありました。

次に、子ども食堂運営支援事業補助金について、今後、県からの補助率が減っていけば、市の一般会計から支出することになる。現在は県の補助率が100%となっているが、補助率が減少すれば、これは新規の事業となるので、なし崩し的に補助を継続することには注視していく必要がある。子どものための事業を行っている事業所がたくさんある中で、補助金の対象となる基準は厳格にしていかななくてはならない。子ども食堂の目的についてはもう一度確認し、対象事業所についても精査していかなければならないと思うとの意見がありました。

また、次に、使用済み紙おむつ処理補助事業について、今回、国の指針が決まり、私立保育所について補助を行うこととなったが、以前より公立保育所については、税金でおむつの処分を行っている。今後も私立保育所は一部補助、公立保育所は税金で処分を行うことには、不公平を感じる。一般会計からの支出であり、全ての近隣自治体が行っていない市の独自事業だと思う。補助を行っても適切に処理がなされているのかのチェックは行っていく必要があるとの意見がありました。

次に、提出された各種システム改修について、システムの改修によって、職員の負担の軽減が図られることはよいことだが、軽減されても新たな業務を行い、負担が変わらないようであれば意味がないのではないかと。システム導入等によりどれだけ職員の負担が軽減されたのか、管理職が確認し報告するなどの機会を設けてもよいのではないかととの意見がありました。

次に、議案第45号については、給水条例の改正に関して、検針を2か月に1回とする内容であったため、この予算案にも反対するとの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となり、なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員から、議案第45号について、公募期間を長く、周知を早くといった質疑や答弁があっているにもかかわらず、分科会では全員反対であったが、否決された場合の公募のスケジュールや、懸念事項等の確認があったと思うが、どんな内容だったのかとの質問があり、経済建設分科会長より、執行部より、否決されたら廃案に

なるが、次年度からの契約があることから、改めて9月に予算を計上することになるとの説明があったが、質疑や討論はなかったとの答弁がありました。

また、委員から、債務負担行為を否決した場合、十分な公募期間は確保できるのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、執行部より、次年度からの契約があることから、改めて9月に予算計上することになるとの説明があり、特に質疑や討論はなかったとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第44号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、議案第43号については、委員より、菊池防災行政ナビに代わる新たなアプリの開発委託料について、反対の理由は、1. 本委員会への主要事業の説明から外していること、2. 議会への説明責任に欠けていること、3. 課題との整合性がないことである。また、デジタル田園都市国家構想交付金は、事業を行いたいから交付金を申請するのではなく、交付金があるから事業をするといった計画性のない予算を計上しているところがあり、思いつき予算ではなく、計画性のある補正予算を計上すべきと考えるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第43号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号については、委員より、債務負担行為の中に、水道検針が2か月に1回となる積算の委託料が含まれており、時期尚早だと考え、本予算に反対するといった反対討論がありました。

また、委員より、本議案に反対するということは、逆に我々議会が執行部の準備期間を短くすることになり、周知が遅れると、手を挙げていただける事業者の数も制限されることにつながり、執行部、委託事業者ともに必要な準備期間の確保のために賛成するといった賛成討論がありました。

採決の結果、議案第45号については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、予算決算常任委員長報告とします。

終わります。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 おはようございます。経済建設常任委員長へ質疑を行います。

主に議案第41号についてですが、4点あります。

1点目、上水道利用者数は何人でしょうか。

2点目、2か月に一度の検針に変わることで、想定されている課題はあるのか。また、その内容はこういったことでしょうか。

3点目、現委託事業者から市へ説明不足との意見が出ているのか、確認は行っていますでしょうか。

4点目、質疑や討論の中で、検針員さんへの説明不足とのご意見が見られましたが、市は検針員さんと直接契約の関係にあるのか。また、市は検針員の方や現業務委託先への説明責任があるのかどうか、確認が取れていますか。

○水上隆光 議長 経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 ただいまの平議員の質疑に対してお答えします。

まず、上水道利用者は何人かということですが、委員会の審査の中では、給水人口として執行部が説明を行っておりますので、給水人口としてお答えさせていただきます。

執行部より、給水人口は、令和元年度が3万4,727人、令和2年度が3万4,392人、令和3年度が3万4,372人、令和4年度が、これは見込みでございますが、3万4,310人と説明がっております。

次の2か月に一度の検針に変わることで、想定される課題等々ということですが、審査の中で、委員より、漏水に関して検針が2か月に1回となれば、漏水も2か月以上見つからないことがある。年間の漏水の減免は幾らかという質疑がございました。それに対して、執行部からは、令和4年度で減免額は107万6,880円であるとの答弁がっております。

次に、現在の委託業者からの市への説明不足との意見ということですが、委員からそうした発言はございましたが、質疑としての発言ではなかったため、委員会としては、委員の発言の内容の確認等は行ってございません。

最後のところですが、検針員への説明不足等の意見ということで、まず、市と検針員さんとは直接の雇用関係にはございません。また、市は、検針員の方や現在の業務会社、委託会社への説明責任等々でございますが、これは来年度から5年間の



契約に関するものでございますので、現在の委託会社が応募されるかどうかは分かりませんが、来年度応募される事業者には、当然説明されるべき内容でございます。

しかし、契約を行っている現在の事業会社については、来年度からの実施を想定した隔月検針に関するシステム改修については、協議は行われていると思うというところで、一定の説明は行われているものというふうな状況は委員会の審査で現れてきたところでございます。

最後に、検針員さんへの説明責任についての質疑等はございませんでした。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 2点目について、ちょっと再質疑をさせていただきます。

課題は想定されているのかというところで、漏水の発見が遅れるというようなお答えでありましたが、では、漏水の発見が2か月に1回になって遅れるということになったときに、それがどういったことで乗り越えていこうとか、執行部はそのことに対してどうやって手当てをしていこうというような質疑や答弁というのはありましたでしょうか。

○水上隆光 議長 経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 平議員の再質疑にお答えします。

漏水後のその後の対応とかということに関しては、具体的な話というのは、質疑等ございませんでした。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、委員長報告が否決であります、議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号、令和5年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)を除き、討論を行います。

議案第39号、議案第40号、議案第43号、議案第44号及び議案第51号から議案第54号までの8案件について、討論はありませんか。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第43号、菊池市一般会計補正予算（第5号）について、反対討論をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3文書広報費の1、210万円は、平成29年度に導入したきくち防災・行政ナビに代わる新たなアプリ開発委託料であります。三つの点から反対いたします。

1. 新たなアプリ開発という新規事業であり、2分の1を国庫補助、残りを一般財源から支出し、かつ令和6年度から令和9年度まで債務負担行為の補正まで計上しているなら、本来、予算決算常任委員会の主要事業の説明案件にもかかわらず、意図的に説明から外したこと。

2. 財政課は、常々、職員に思いつき予算の補正は認めないとしながら、この予算を当初予算に計上せず、補正予算にて計上しております。総務分科会ではデジタル田園都市国家構想交付金の補助金算定期のためとの説明でしたが、新たなアプリ開発など、3月議会の当初予算時に説明もなく、その後の月例会、全員協議会においてもなされていないなど、議会への説明責任に欠けていること。

3. 現在のきくち防災・行政ナビは、平成29年から7年間かけ、ようやく1万1,000件のダウンロード数になったが、これを伸ばしていくのが当面の課題と一般質問で答弁しながら、新たなアプリを開発し、ゼロから始めるという、これまでの答弁と整合性がないことが理由であります。

最後に、デジタル田園都市国家構想交付金については、事業をしたいから交付金を申請するのではなく、交付金があるから事業をするといった計画性のない予算計上をしているところが少なからずあります。思いつき予算ではなく、計画性のある補正予算とすべきと考え、議案第43号についての反対討論といたします。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第43号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第43号について討論を行います。

議案第43号について、賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、議案第43号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第39号、議案第40号、議案第44号及び議案第51号から議案第54号までの7案件について、採決します。

ただいま討論がありました議案第43号、委員長報告が否決でありました議案第41号、議案第42号、議案第45号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第39号、議案第40号、議案第44号及び議案第51号から議案第54号までの7案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上7案件は、各常任委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第43号は、起立により採決します。

お諮りします。議案第43号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が否決であります議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの経済建設常任委員会委員長報告によりますと、誰よりも執行部が水道料金の値上げをしたくない。でも、どうしても将来的に値上げをせざるを得ない状況である。だからこそ、せざるを得ない状況になったときに、経費節約というエリアでやるだけのことをやってからしないと、とても値上げのお願いができないという、至極当然でありますし、そしてまた、本当に誠意の籠もった内容でありました。ですが、あの委員長報告の内容で、委員会では否決といった全くもって理解し難い結果となっております。

私にも今定例会前に、水道料金の検針をされている14名の方から、本条例改正案に反対してほしい旨の要望をいただきました。収入が半分になるのは苦しいといった切実なお声でした。第一印象として、収入が半減とは大変だ、とても大変なお仕事なのにと、反射的に分かりましたとお答えをいたしました。しかし、市役

所からの説明も聞き、自分なりに調べ、迷い始めました。今では本当に軽率なお返事をして申し訳なかったと思っております。

私は迷ったとき、子どもたちが大きくなったときにどうかという基準で判断すると初当選のときから決めております。

まず、本条例改正案の背景としまして、令和元年度に監査より指摘があり、経費の見直し作業にこれまで取り組んできたことがあります。そして、上水道利用者数、給水人口が約3万4,000人であることが前提となっていることは、委員長報告や先ほどの質疑の答弁のとおりであります。つまりは、もともと市役所、執行部が言い出したことではなく、平成30年度菊池市水道事業会計決算審査意見書の中で、「人口減少などにより、営業収益の減少も予想され、そのような中において、検針を毎月検針から隔月検針へ変更するなどの業務見直しによるコスト削減も課題であろう」と言及されたことがスタート地点であり、令和3年度の同意見書まで、毎年隔月検針への変更をして、経費を抑える努力をなさいと具体的な指摘事項を着実に実行するための今回の改正案です。ですから、令和2年の水道ビジョンにもそのことが掲載をされております。

監査からの指摘ということは、財務状況上の指摘ということです。ご案内のとおり、平成30年度から令和2年度同意見書提出時までは前回の、そして、令和3年度同意見書提出時は現在の議会選出の監査委員さん、このお二人は本案件を推進してきたご本人たちですので、もちろん賛成いただけるものと考えております。

市民の方がこの背景をご存じなかったことはやむを得ないと考えます。ですが、我々議員がこのことを知らなかった、説明不足だということは決して言えないはずですが、ただ、うっかり忘れていたということはありません。大変お恥ずかしい限りですが、私も今回の件で再確認をした一人です。つまり、少なくとも5年前から隔月検針については、我々議員は情報として知っておりました。つまり、この条例改正は未来への準備です。年度途中や契約期間途中での契約内容の改正ではありません。本年度で任期満了を迎える委託事業です。来年度からはどちらかの事業所との委託契約をするための準備と承知しています。今回の条例改正があろうがなかろうが、今現在、来年度以降、どの事業者に業務委託をするのか誰も知りませんし、最終的にそこを決定するのも我々議会です。ですから、説明不足ということ自体、ずれております。説明する相手とは未来の公募先なので、説明をする相手が現在いないのです。百歩譲って、説明が遅かった、足りないと言われるのであれば、令和2年に・・・・には当局の説明はあっているとのこと、そしてまた、・・・・から再度、説明してほしいという依頼もあっていないとのことです。ならば、検針員の皆様への説明というのは、現委託事業者である・・・・という民間企業内の問題

であり、いよいよ我々議員が説明不足だというのはお門違いです。なぜならば、市と検針員さんとは直接契約関係にはないからです。議員というのは、とにかく近い方からお願いされたら、やはりその方のお力になりたい、お役に立ちたいと考えるものです。私もその一人です。

改めて要点を整理します。

1. 令和元年度に監査より指摘があり、経費の見直し作業にこれまで取り組んできたこと。
  2. 上水道の利用者数、給水人口が約3万4,000人であること。
  3. 2か月に一度の検針で大きな問題はないこと。
  4. 現委託事業者との任期満了に伴う来年度以降の契約に備えるための条例改正であり、途中契約変更でもなく、上程のタイミングも最適であること。
  5. 次年度以降の委託事業者は、当然ながら現在不明であり、説明不足という理由は当てはまらないこと。
  6. 1月の議会、4月の区長会での説明時には特に反対の声はなかったこと。
  7. 年間約710万円の経費節約になる。これ次年度の契約は5年間と伺っておりますので、5年間で約3,550万円の節約になること。
  8. 熊本市や大津・菊陽水道企業団も同様に2か月に一度の検針を行っていること。
  9. 今後、水道管の布設換え等に永続的に経費がかかること。
- 最後に、今後、水道料金の値上げは避けられない状況になっていること。
- 以上、10点の理由から賛成をいたします。

今回、本条例改正案に反対してほしい旨の要望をいただいた14名の皆様、寄り添うことができなくて、本当に申し訳ございません。ですが、今回の議案は、お役に立ちたいという、その感情論だけで決めていいというふうには私にはどうしても思えませんでした。

今、この瞬間も判断を迷っていらっしゃる議員さんが多数おられると思います。苦しいのは十分分かります。ですが、監査、執行部の懸念している値上げのそのときが来たときに、執行部としては、最後の経費節減をしようと、5年間で約3,550万円の節約をするための策を取ろうとしたけど、議会がそれをしなくてもよいと判断した。ですが、もう、いや、だからこそ、もう限界ですので値上げしますと、約3万4,000人に説明やお願いをされることになります。

本議案に反対される議員の方は、この際、市民の方に、検針員さんの収入のために3,550万円の節約はしなくてもいいと判断した。でも、そのときから分かっていた水道料金の値上げは致し方なしと堂々と説明できますでしょうか。どうか的

外れな説明不足という理由ではなく、近しい人をお願いされたから断りにくいんだという理由ではなく、財務的に見ても、将来、子どもたちへこのまちを引き渡す際に、なるべく負担を残さないという大義の下、市議会議員としての覚悟と矜持を持って、本議案に賛成という適切な判断をしていただけますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 傍聴の方は静かにお願いします。ルールを守って、傍聴してください。

平議員にお伺いします。

企業名が出ましたけれども、どうしますか。そのままの議事録でいきますか。削除しますか。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 先ほど私のほうの賛成討論の中で企業名を出してしまいました。現委託業者というふうに議事録の変更をお願いいたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第41号に対して、反対の立場から討論を行います。

反対の理由の1点目は、検針回数が2か月に1回となり、検針員さんの給与が半分になるという点であります。今回の条例改正に伴って、当事者の方々への説明が不足していることはもちろん問題ですが、説明の時間が十分であればよいのか、そうではないと私は考えます。ほかの議員さんと同様に、私も当事者の方々から直接お話をお聞きしました。給与が半分になれば生活ができない。仕事が半分になったからといって、空いた時間をほかの仕事を探して埋めることは不可能、切実な訴えであります。検針員さんの生活に直結する問題であります。

反対の理由の2点目は、今回の条例改正が、検針員さんだけの問題ではなく、市民サービスに直結する問題であるという点であります。私自身も自宅の漏水を検針員さんに発見してもらった経験があります。市の全員協議会の説明では、漏水の発見が遅れても、従来どおりの請求しか市民には行わないとの説明があっておりますが、請求の金額は変わらなくても、漏水の発見そのものが遅れることには変わりありません。問題は十分にあるのではないのでしょうか。

また、一人暮らしの高齢者の見守りなど、検針員さんが地域で果たしている役割に照らしても、今回の条例改正は市民サービスの低下と言えるのではないでしょう

か。

反対の理由の第3は、企業会計の問題であります。下水道事業が企業会計に移行するときに、繰り返し問題点を指摘しましたが、上下水道事業は市民の生活に欠かせないものであり、地方自治体が責任を持って財政支出を行わなければならない事業です。企業会計に移行されることによって、より経営面での健全さが重視され、使用料の値上げが懸念される。私は以前の反対討論でこう述べました。今回も委員長報告では、経費を削減することと、水道料の値上げがてんびんにかけています。これは間違いであると指摘します。もちろん人口減や施設の老朽化によって、水道事業の財政面が厳しくなることは予想されます。しかし、水道は市民のライフラインであります。赤字だからといって、値上げをするべきものではありません。地方自治体は民間企業ではありません。住民の福祉と暮らしを守る、ここが地方自治体の役割であります。一般財源からの補填も行って、水道事業を守っていくのが自治体の仕事であります。

以上の理由から、議案第41号には反対であります。

○水上隆光 議長 次に、賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆様、改めて、おはようございます。議席番号8番、福島英徳でございます。議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

検針頻度を毎月から隔月に変更されたことに関する説明が不十分であること。菊池市は財務的にも経常収支比率は110%程度を保持しております。これは全国の類似団体、給水人口規模別区分または水源別区分平均が109%ですので、ほぼ同等です。それに対して、執行部からは、経常収支比率は100%を上回っているが、流動資産が全国の類似団体平均の310%に対して、菊池市の試算では半分程度の150%程度です。

そこで、経常収支比率は全国類似団体平均と同じにもかかわらず、なぜ流動比率が低いのかを執行部に説明を求めても、詳細な原因分析はできていないとのことです。原因分析すらできていない状況において、抜本的な対策の立案が可能でしょうか。私は不可能であると考えます。きちんとした分析すらできていない状況で、経費削減との理由で水道検針を毎月から隔月に変更することが効果的なのでしょうか。

流動資産比率を全国類似団体平均と同レベルまで上げるには、キャッシュフロー

の資金残高を2億円から3億円上乘せする必要があります。隔月検針で浮いた年間710万円で投資でもされるつもりなのか、甚だ疑問です。私は、このような財務状況において、まずは流動資産がなぜ増えないのか原因分析を行い、対策を講じるべきだと思います。

よって、短絡的な経費削減として水道検針を隔月に変更することには時期尚早との理由から、反対いたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論いたします。

断っておきますが、私は検針員さんから頼まれたから反対討論するわけではありません。私は数字しか信用しませんから、執行部が出してきた数字が本当なのか、それを精査した結果で、反対討論いたします。

今回の議案は、本市の水道事業が人口減少と施設の老朽化により厳しい運営となるので、水道検針を2か月に1回にして、700万円を削減したいとのことですが、果たして本当でしょうか。

過去5年間の予算書と過去3年間の決算書を精査しましたが、人口減少により給水量が減少することですが、給水世帯は令和元年度から令和5年度まで毎年増えており、4年間で680戸増えていますし、毎年990万円の新規加入金を予算計上しています。

また、厳しいとされる運営状況ですが、喫緊の令和3年度の決算書では、期末残高を前年度から3,500万円積み増しし、5億8,500万円となっています。

さらに、未処分利益剰余金の1億2,000万円のうち、6,700万円をなぜかこれを期末残高には入れず、資本金に組み入れ、令和元年度に14億円だった資本金は、今や16億7,600万円となっています。

資本金や期末残高も増加している中に、700万円を削らないと、将来、水道料金の値上げをしなければならないと経済建設常任委員会で水道局は補足説明したとのことですが、私は、水道局自らが作成した企業会計の予算書、決算書の数字を質疑されても答弁できないことが問題だと考えます。

実際に、私が本議会2日目の質疑において、これは経理上、基本的な勘定留保金と減債基金について質疑しましたが、いまだ回答はありません。水道局には予算書と決算書で、明細書や附属資料の記載に相違があることも指摘していますが、こちらにも回答がありません。その年度の企業会計を説明できないのに、5年後、10年



後の水道事業の見通しなどつくはずがないとの疑念を拭き切れません。

最後に、令和2年度、令和3年度の決算書の総括事項として、厳しい運営が予想されるので、現有施設の小規模化や計画的な建て替えなど効率化に努めますとありますが、検針を2か月に1回にするなど一言もありません。真剣に水道事業改革を行うのであれば、思いつきで小手先の改革ではなく、計画的かつ抜本的にすべきと考えます。

以上が、議案第41号に対する反対討論であります。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。議案第41号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

議案第41号は、水道料金の算定の基準となる検針について、毎月から二月ごとに変更するに当たり、条例の一部を改正するものでありますが、私は当初から、水道局の指定管理を福岡の業者に委託していることに対して、地場産業育成の観点から反対を続けておりますが、現在の菊池市は、水道局が福岡の業者に5年間で約2億5,700万円、菊池市文化会館等を熊本市内の業者に5年間で約1億8,900万円、その後も令和3年度からは、市営住宅の管理まで、5年間で約4億円を9割の出資率の熊本の業者に委託してしまいました。

このように、市の重要な市民の直接関係のある事業を市外に委託していますので、結果的には、税収と地場産業育成の観点からは、地域経済の活性化には結びついていない状況であります。

行政は、市民の命を守ることが最優先でなければならないと考えており、私は菊池市公共施設等管理計画についても、避難所に指定されている各支館の廃止、地域移管、ドクターヘリの発着場に指定されているグラウンドの廃止については、地元の代弁者として反対をしております。

私は一貫してこれまで、市民の痛みの前に、議会としては定数削減による身を切る改革、市は各種イベント等政策の見直しによる経費削減を図る必要があると考えます。

今回の検針の変更については、菊池市民である検針員の方々に対して配慮がなく、検針員の誰一人納得されていないとのことであり、これまで長い間、特に私の地元のような中山間地域にとっては、住民の安否確認、見守りを兼ねた検針をやっていたのであります。先ほども申し上げましたが、現在の菊池市の政策は優先順位が間違っており、市民の命を守る、そして、検針員の方々の生活を守ること

が最優先でなければなりません。

経済建設常任委員長報告での反対討論、先ほどの反対討論でも意見がありましたように、今回の議案第41号については、時期尚早であり、到底納得できませんので、私も反対の立場を取らせていただきたいと思います。どうぞご賛同よろしくお願ひ申し上げます。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 議席番号17番、是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。私は、議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場で討論をいたします。

反対理由の1点目は、人権を無視した条例制定の進め方です。令和5年1月20日、議会に執行部から経費削減を目的として、水道事業徴収事務について、委託料における検針費用の削減につながるとして、水道メーター検針を毎月から隔月、つまり、2か月ごとの検針に変更し、その実施時期を令和6年度との説明でした。

私から質疑の際、削減額710万円とあるが、そのしわ寄せが検針員に来るではないか。そして、検針員の方に対しての説明についてお尋ねいたしました。

その際、執行部の説明では、事業者に委託しているため、そちらから十分な説明ないうちのほうからも十分な説明をしていきたいという回答がありました。

しかし、実際には検針員への説明は、先月6月8日、つまり、議会運営委員会の開かれる一週間前でした。5か月間、検針員への説明もなく、決定直前に知らせることが、委託業者、行政の言う十分な説明なのでしょうか。これには驚き、怒り、そして、失望を感じたのは私だけではないでしょう。ましてや、当事者の方の憤りは想像できます。

本市においても、いろいろな行財政改革が必要な部分があります。しかし、今回のように指導すべき立場にある行政が、十分な説明や期間もないまま決定事項として周知し、納得されるなど、有無を言わせない進め方は到底納得できるものではありません。これは、まさに人権無視と言える行為です。

さらに、反対理由2点目、生活保障のない賃金です。7月6日、市長は雑巾を絞る思いでこの条例を出したと答弁されました。どのように受け取ればいいのか、非常に困惑しました。検針員の方々は、それこそ、この執行部の本心で身を削られる思いでおられるのではないのでしょうか。

検針員の方々は、これまで仕事に誇りと責任を持ち、市のため、市民のために仕事をされておられます。また、今、国を挙げて、最低賃金の見直しも図られる中、

今回の条例案では、検針員の方の年間給与100万が50万と半減されることとなります。聞けば、検針員の賃金は20年近く増加もなく、それでも、地域の見守りも含めて、市のために貢献されています。そして、今回の賃金半減提示、このままでは現在の物価上昇激しい中、最低の生活保障も得られず、働き方改革に逆行すると言えます。

行財政改革は、市民、行政、議会の理解協力の上であり、利益をどのように還元していくのか十分検討して、実施していく必要があります。平成30年に監査委員から指摘された事案ではありますが、こうした件については、時間をかけて検針員の方の生活基盤が脅かされることなく、対応していくことが必要です。いきなり半年後には給料が半減しますとは人権無視した対応です。

反対理由3点目は、隔月検針のデメリットについてです。漏水発生についての質疑で、執行部は、漏水の発見が遅れることは否めない。地面下の不可抗力による水道料の増加については、減免対応するという回答でした。やはり検針の遅れによる水量増加を個人負担にとは言いがたく、減免対応は当然でしょうが、一部個人の負担が増える可能性もあるのではないかと問題であります。

また、さらなるデメリットは、水道料金だけでなく、隔月検針では早期の漏水発見が困難なため、最大2か月間の水資源の無駄につながるおそれがあるからです。

何の迷いもありません。SDGsの観点からも、この条例案には反対します。

執行部の皆さん、SDGsのバッジを外したほうがよくありませんか。

終わります。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決します。

採決は起立によって行います。

議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定についてに対する委員長の報告は否決であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。議案第41号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立少数です。よって、議案第41号は、否決することに決定しました。

次に、委員長報告が否決であります議案第42号、菊池市下水道条例の一部を改

正する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 議案第42号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

理由は、議案第41号と同様です。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 議案第42号について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第41号と同じであります。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決します。

採決は起立によって行います。

議案第42号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてに対する委員長の報告は否決であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。議案第42号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立少数です。よって、議案第42号は、否決することに決定しました。

次に、委員長報告が否決であります議案第45号、令和5年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 議案第45号に対する賛成討論を行います。

予算決算常任委員長報告にもありましたように、本議案については、収益的支出

の予定額の補正及び債務負担行為について、水道メーターの隔月検針への変更などに伴い、水道料金改修の委託料として378万7,000円を増額するものである。

また、水道事業業務委託は、現契約が令和5年度に期間が満了し、令和6年度当初から新契約での委託開始が必要であり、期間を令和6年度から令和10年度とし、限度額を2億5,136万1,000円とする契約準備行為を令和5年度中に行うために設定するものであるとのことでした。

ある委員からの指摘で、公募の期間が短くて急だと。地場企業や組合とかの調整が難しいと思うので、できるだけ早く周知を行い、できるだけ地場のところに出していただきたいと思う。早めの周知をお願いしたいが、どうかとの質疑に対し、執行部より、了解いただけるのであれば、できるだけ早くプロポーザルの周知をさせていただきたいとの答弁がありました。

この報告書に載せられているご意見と私も全く同じご意見であります。

私も期間満了に伴う新年度からの執行部の準備期間を考え、なるべく早くにプロポーザルの周知していただき、様々な委託業者に手を挙げていただけることが肝要だと思います。

本議案に反対するという事は、逆に我々議会が執行部の準備期間を短くすることになり、周知が遅れると、手を挙げていただける事業者の数も制限されることにつながると考えます。

執行部、委託事業者ともに必要な準備期間の確保のためにも、賛成といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 議案第45号について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、水道メーター隔月検針への変更などに伴い、システム改修の委託料が増額されている補正予算の内容であります。

議案第41号で述べました理由で、隔月検針には反対であり、以上の理由から、本補正予算には反対であります。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 議案第45号、令和5年度菊池市水道事業会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算には、債務負担行為の中に水道検針が2か月に1回となる積算の委託料が含まれており、この点において、私は時期尚早と考え、本予算に反対する

ものであります。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決します。

採決は起立によって行います。

議案第45号、令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）に対する委員長の報告は否決であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。議案第45号については、原案のとおり可決することに賛成の方はいくらおられますか。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立少数です。よって、議案第45号は、否決することに決定しました。



## 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

### 閉会中の継続審査・調査

#### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

#### 総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

#### 福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

#### 経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

#### 予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

#### 議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

政治倫理条例検討特別委員会

1 政治倫理条例に関すること

議会改革検討特別委員会

1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和5年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 田 中 教 之

菊池市議会議員 福 島 英 徳



## 各常任委員長報告書

- ・ 福祉厚生常任委員会所管事務調査報告書
- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

## 福祉厚生常任委員会 所管事務調査委員長報告

福祉厚生常任委員会です管事務調査を行いましたので、報告します。

本委員会では、所管事務調査として「1. ごみ出しルールについて」「2. 高齢者支援について」の2点を令和4年11月14日から令和5年4月25日までに6回の調査を行いました。

調査にあたっては、まず、執行部から現状の説明を受け、質疑を踏まえ、資料要求を行いながら慎重に調査しましたので、本委員会からの提言を含め調査結果を申し上げます。

はじめに「1. ごみ出しルールについて」は、現在のごみ出しルールについての課題を把握し、市民の困りごとの解決とごみの量の削減に向けての取り組みについて調査を行いました。

まず、委員から「ごみ分別に関して、変更があり、よく理解されていないことが問題だと思う。執行部はアプリや、見やすい冊子を作り、きちんとやられているのは理解している。それらを使って、どうすれば本当に市民の方に理解してもらえるか、執行部としての考えがあるか。」との質疑に対し、執行部より「一番大事なことは市民の方に分別ルールをしっかりと分かっていただくことだと考えている。アプリや広報紙を利用しながら啓発したり、出前講座で各地区に出向いて説明ができるよう、周知方法を考えていきたい。」との答弁がありました。

次に、委員から「生活環境推進委員の役割について、市と区をつなぎ役という説明があったが、活動内容をどのように確認しているのか。」との質疑に対し、執行部より「各行政区によって人口が違うので、活動については、すべてを把握できていないわけではないが、泗水地区については、ごみステーションの巡回パトロールを実施し、巡回調査の報告書を上げていただいている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「隈府地区のごみステーションの設置について、個別収集も含めて解決しなければならない非常に大変な案件だと思う。軒数に応じて何か所設置するかを算出しているか。」との質疑に対し、執行部より「場所の問題は非常に頭を悩ませている。ごみステーション自体は5軒以上で1か所というふうにうたっているのですが、できるだけ多い世帯で1か所をつくっていきたいが、なかなか設置場所がない。また、歩道にはみ出すと通学路として危ないので、いろんな問題点を解決しながら進めなければならない状態である。ごみステーションは、地域の方が設置場所を決めて申請していただくこととなり、市が場所を設定することは不可能だと思う。その辺をご理解いただきながら説明会をさせていただきたいと思っている。地域の状況でいろいろ変わってくると思うので数は決めていない。」との答弁がありました。

また、委員から「外国人の方が増えたが、対応は考えているか。」との質疑に対し、執行部より「日本語以外に、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、4か国語で分別のチラシを作成している。」との答弁がありました。

次に、委員から「行政区に入っていない市民の方のごみ出し状況を把握しているか。」との質疑に対し、執行部より「泗水地区では、泗水第2体育館にごみステーションを設置している。菊池・七城・旭志に関しては、1か所は必要だということで、打ち合わせしているところだが、具体的な場所はまだ決まっていない。市の施設内に作らなければならないので、関係各課と打ち合わせながら進めたい。」との説明がありました。

さらに、委員から「違反ごみについて、何か罰則を考えているのか。」との質疑に対し、執行部より「市のほうで罰則は考えていない。」との答弁がありました。

議員間討議では、「分別の変更や、分別の細分化などで、住民同士のトラブル等の問題もいろいろ出てきている状況で、ごみの分別ルールの徹底をしっかりと行っていくことを行政に求めたい。パンフレットをしっかりと細かく作ったり、アプリを作ったり、確かにやっているが、それが本当に各個人、各世帯に伝わっているかということ、まだまだ周知徹底ができていないので、いま一度、個人に伝わる最良の策を考えるべきではないか。」「ごみ出しの際、名前を書いたり、番号をつけたり、いろんな工夫をして各地区でやられており、他自治体でも問題化している。ごみ出しルールがきちんとできている他自治体を調べ、参考にしながら、私たちも何か提案ができればと思う。」「生活環境推進委員が各行政区におられるので、市民と一緒に自分たちの身近なごみステーションの管理をきちんとしようと呼ぶ方策を行政に求めたい。」「行政区に入っていない方のごみ出し状況について、そういう方々は当然地区のごみステーションには出せないということになる。そういう方々が出せるごみステーションをつくったり、自分で持っていったりと工夫をされているが、指導していかないと、区に入らない方が増えるので、今後の課題になるのではないか。」「自発的改善で、市民にごみ出しルールを守ってもらおうということだが、これをただ押し進めても、ルールを全く守らない方と、守って一生懸命きれいにされている方との不平等が生じる。重い罰則ということではないが、ルールを守っていただくためにいろんな手だてを講じて、最終的にそれを講じても通用しない方に対しては、罰則も一つの考え方だと思う。」「市民にごみ出しルールを守らなければならない基本的なところは、菊池市環境基本条例の第6条だと思う。そこに市民の責務というものがあり、これが根幹になると思う。区に参加しようとしてまいと、市民はこの条例を守っていただかなければならない。」「環境教育が、これから非常に重要になってくると思う。クリーンの森合志は、素晴らしい施設で教育ができるような環境づくりがしてあり、区長や生活環境推進委員など、いろんなグループで勉強に行けば、大分変わってくる。SDGsの観点からも勉強ができると思うので、ぜひ学校教育の場に積極的に使っていただきたい。」「生活環境推進委員は、必ず任期中にクリーンの森合志に研修に行くというようなルールや、学校教育の中でも、小学校6年間で必ず1回はクリーンの森合志に研修に行って、分別をすればお金がこれだけ削減できる、これだけ環境に優しくなる、だから分別することが大事だということを理解してもらおうように、執行部に委員会として具体的に提言していいのではないかと思います。」等の意見がありました。

次に「2. 高齢者支援について」は、高齢者の生活状況を把握し、健康で健やかに生活するための取り組みについて調査を行いました。

まず、執行部より、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯数、及び旧市町村単位での高齢化率の推移について説明を受けました。

委員より「泗水地区の高齢化率が上昇していることについて、泗水地区は通勤等に有利な住宅ゾーンとして高齢化率を下げるようなゾーニングが大切だ。」との意見がありました。

また、委員より「一人暮らし等の高齢者が増えているが、見守りの体制はどうしているのか。」との質疑に対し、執行部より「緊急通報システムや、配食見守りサービス、併せて民生委員の訪問を行っている。」との答弁がありました。

次に、委員より「介護保険法の規定に基づき行う住宅改修費について、他市においては、市から保険給付分についてサービス事業者へ直接支払い、利用者は自己負担分だけを支払う受領委任払いをされているが、菊池市においてはどうか。」との質疑に対し、執行部より「菊池市においては、介護保険法施行令第38条第1号又は第2号に該当する低所得の方のみ福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いを行っている。」との答弁がありました。

さらに、委員より「課税世帯となっても、低所得者が多く受領委任払いの範囲については改善を行ってほしい。」との意見があり、執行部より「他市町においては、非課税要件はなく受領委任払いを行っている市町もあるため、本市においても導入に向けて検討したい。」との答弁がありました。

その後、この件については、執行部において、要綱の改正を行い、福祉用具購入費及び住宅改修費の全利用者について受領委任払いの対象となるよう速やかに対応していただいたとのことであり、この場を借りてお礼申し上げます。

次に、委員より「認知症対策について、相談窓口や把握の方法をどう行っているか。」との質疑に対し、執行部より「認知機能の低下を伴う介護認定者数は増加傾向にある。相談窓口等については、毎月のもの忘れ相談や、地域包括支援センターの3職種による相談については常時行っている。菊池有働病院から認知症地域支援相談員を派遣していただき、治療が必要な方については同病院につなげている。」との答弁がありました。

さらに、委員より「治療や相談に来られる以前の軽度の認知症の方の把握や相談ができる体制は。」との質疑に対し、執行部より「令和4年度から、自動車学校の認知機能検査において対象となった方に認知症予防の教室を行うPFS事業を開始し、軽度認知症の方の洗い出しを行い、認知症予防と改善を3年計画で行っている。」との答弁がありました。

次に、委員より「口腔検診も含めた健診事業について、健診を受けましようというような条例はあるか。」との質疑に対し、執行部より「条例はないが、健康づくり都市宣言にうたってある。」との答弁がありました。

また、委員より「健診受診率の向上に関しては、今までも推進されてきたと思うが、なかなか向上していかない状況である。他自治体においては健康推進条例があり、市や市民の役割、教育機関や各種事業所との連携を条例の基で進めていくことができるのではない

か。」との意見がありました。

次に、買い物支援については、委員より「現在、移動販売の一部は再開したが、今まで第3セクターが行っていた分についてまだ出来ていないところがあるので行ってほしい、その上で必要性のある地域に拡充を検討してほしい。」「移動販売がなくなって困る。市営住宅にも来てほしいとの声も上がっている。人が集まるところに行っていただくと見守りと会話の場になる。視察を行ったところでは、高齢者を近くのスーパーに連れて行って、そこで弁当を購入し、公園で食べる。スーパーにも喜ばれるというところもあり、そういうアイデアも調べて検討していただきたい。」との意見がありました。

次に、委員より「なかなか高齢者支援として移動販売の充実も難しいと思うが、実際困っておられる方がいるので、他に買い物支援の具体的な方法はあるか」との質疑に対し、執行部より「本人負担があるが、社会福祉協議会で行われているにこにこサービスや、シルバー人材センターのワンコインサービスで買い物支援等のサービスがある。今後も全国の買い物支援の状況等を確認し考えていきたい。」との答弁がありました。

以上のことを踏まえ、本委員会としまして執行部に対し別紙提言書として取りまとめ提出いたします。

執行部におかれましては、本委員会の提言をもとに改善していただきますようお願い申し上げます、所管事務調査の報告とします。

菊池市議会議長 水上 隆光 様

令和5年6月23日

福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

## 提言書

### 1. ごみ出しルールについて

ごみ分別に対する意識改革が必要と思われるため、クリーンの森合志への視察研修を区長会など各種団体へ実施し、ごみに関する意識の高揚を図ること。

また、学校教育の一環として同施設への校外学習を取り入れるなど、学童期からの環境教育を図ること。

### 2. 高齢者支援について

日々の買い物に困窮する高齢者を無くすため、地域資源や他市等の調査を行い、現在行っている移動販売の拡充も含め、様々な施策を検討し買い物支援の充実を図ること。

以上提言する。

令和5年6月23日

福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

## 総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案1件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

**議案第51号**については、執行部より「本案は、菊池市柏木護辺地に係る総合整備計画を変更するために、議会の議決を求めるものである。変更箇所は、重味原線道路整備工事を新たに追加するもので、本事業は、令和5年度に離合箇所設置と舗装補修として400万円、令和6年度に舗装補修として600万円、合計1,000万円を計画している。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「変更理由の中で、道路幅員が狭いため、地域住民及び農耕車との離合等に支障をきたしている状況が続いているとあるが、道路幅員の状況は。」との質疑に対し、執行部より「現在の有効幅員は、3.5メートルから5メートルほどしかないので、特に少年自然の家の大型バス通行があった場合には、離合ができない状況である。また、近年のゴルフ人口増により、本線の通行量が増加したため、離合箇所設置及び舗装整備を行うものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「離合箇所を設けるということだが、何か所設けるのか。」との質疑に対し、執行部より「現時点では2か所を予定している。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第51号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年7月14日

総務文教常任委員会 委員長 後藤 英夫

## 福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案1件です。2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第39号**については、執行部より「熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、現在、重度心身障がい者医療費助成との併用が可能な医療費は、一部の公費負担医療を対象としていたが、他の全ての公費負担医療との併用が出来るようにするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「一部負担が無くなるということなのか。」との質疑に対し、執行部より「一部負担が無くなるのではなく、一部の公費負担医療が助成の対象となっていたが、公費負担医療の全てが助成の対象となった。」との答弁がありました。

次に、**議案第52号**については、執行部より「エコヴィレッジ旭の解体工事に関して、落札業者及び契約金額が決定したため、議会の議決を必要とするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「入札した業者の数は。」との質疑に対し、執行部より「入札に参加した業者は2者である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「2者で問題はないのか。」との質疑に対し、執行部より「エコヴィレッジ旭の解体工事は、特殊施設の解体工事であり、アスベスト、ダイオキシン類等の有害物質の処理、水質・土壌汚染対策及び周辺地域への環境対策について、専門的な知識が必要となる。施工が可能な業者を選定する必要があるため、参加資格要件を設け、同種の解体工事に高い知見を有する技術支援業務を委託する業者と事前審査を行い、適当と認めた業者以外は入札に参加できないものとした。審査基準に適合した者のうち2者が応札を行ったため問題はない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「ダイオキシン等の有害物質が適切に処理されることへの対応はどうか。」との質疑に対し、執行部より「工事請負業者は、解体工事計画書により適切に処理を行うようになっている。監理については、専門知識を有する委託業者へ業務委託を行っている。」との答弁がありました。

また、委員から「落札率はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「落札率は52%である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「約8億円の工事が、4億円程度で落札されているが、適切に予算を設定したのか。」との質疑に対し、執行部より「事前審査を行った業者3者に参考見積りを提出させ、最高値の見積りと燃料高騰等を想定した予算計上を行っている。」との答弁がありました。

また、委員から「工事請負費の財源の内訳はどうか。」との質疑に対し、執行部より「財源の内訳は、合併特例債が2億3,180万円、一般財源が1,222万5,000円となっている。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第39号**及び**議案第52号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定し



ました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年7月14日  
福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

## 経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、議決案2件の5案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

はじめに、**議案第40号**については、執行部より「本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、第26条の地方公共団体の定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正に伴い条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「上位法が、なぜ延長になったのか。」との質疑に対し、執行部より「地域未来投資促進法を引き続き支援するために、2年間の延長が設けられたものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「地域経済牽引事業者とはどのような事業者か。」との質疑に対し、執行部より「地域経済牽引事業者とは、本条例第1条にあるように、菊池市における産業の集積、観光資源特産物、技術人材情報その他の自然的、経済的、または社会的な観点から見た地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域内の取引など、他の事業者への経済効果を及ぼす事業者ということである。」との答弁がありました。

次に、**議案第41号**、及び**議案第42号**については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より「議案第41号は、水道料金の基準となるメーター検針について、毎月から二月ごとに変更するにあたり、菊池市給水条例の一部を改正するものであり、議案第42号は、議案第41号の菊池市給水条例の一部を改正する条例に伴い、菊池市下水道条例の一部を改正する必要があるためである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「区長会には説明を行ったとのことだが、いつか。」との質疑に対し、執行部より「4月17日に旭志区長会、4月27日に泗水区長会、4月28日に菊池区長会に行った。なお、七城地区には上水道が無いため、七城区長会には説明していない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「七城地区も菊池市であるため、知っていただく必要があったのではないか。」との質疑に対し、執行部より「七城地区は、井戸水で自家水を給水されているので、そこで水道料金の隔月検針の話をするると混乱される恐れがあり、条例が改正されたあと、市民全員に広報等でお知らせするところであったため、七城地区には、この説明を行わなかった。」との答弁がありました。

また、委員から「検針員さんに説明したのは、いつか。」との質疑に対し、執行部より「6

月 8 日である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「議会に説明されたのが 1 月 20 日、そのときには条例改正することは分かっていたはずであり、それから 6 月 8 日ということは、約 5 か月間空いたことになる。そして、検針員さんに説明した次には、議会に上程される。この 5 か月間は、何だったのか。」との質疑に対し、執行部より「まず、議会に報告し、減免や漏水の話はあったが、隔月検針に対する基本的な反対意見は無かった。続いて、区長会で説明し、減免や漏水に関する質問はあったが、特に反対意見は出なかった。そういった利用者の方々の意見を、その間に伺っていた。」との答弁がありました。

また、委員から「検針員さんに対して説明したときは何かありましたか。」との質疑に対し、執行部より「検針員さんへの説明は行ったが、理解は得ていない。理解を得るということになると、次の雇用を約束するということにつながる。」との答弁がありました。

次に、委員から「今回、生活費が半分に削られることをのまなければ、次の雇いは無いということによいのか。」との質疑に対し、執行部より「次の事業者と契約を結ぶことになるので、現在の検針員さんがそのまま継続されるかどうか分かりませんし、継続されることがあるかとも思う。」との答弁がありました。

さらに、委員から「検針員さんの単価は、今の 1 件 84 円、中山間地 110 円との設定額が、一体、いつ決められたのか。」との質疑に対し、執行部より「委託先からは、個人情報に該当するから提示できないとのことであったため、幾らで契約されているかは把握していない。」との答弁がありました。

また、委員から「予算書では、給水戸数が増えて、年間総配水量が減っているが、その根拠は。」との質疑に対し、執行部より「正確なところは把握しておらず、T S M C の関係かどうか分からないが、水道の加入が非常に多くなってきたものの、毎月、前年度の月と比べてみても、給水収益の金額が全然増えてこない。決算としても、給水収益は落ちていることから、戸数は増えても人口減少が給水収益の減につながっているものと判断している。」との答弁がありました。

次に、委員から「令和元年に決算審査意見書における意見書として、業務の見直しによるコスト削減が課題であるとの意見があったとのことだが、これは令和元年に限ってこの指摘があったとの認識でよいか。」との質疑に対し、執行部より「令和元年に、まず隔月検針が課題であるとの意見があったことから、菊池市水道ビジョンの中に隔月検針を入れていた。監査委員の令和 3 年度決算の意見は、今後も菊池市水道ビジョンに基づいた経営の効率化や経費削減に対して一層の努力を期待するとともに、安全で安定した水道水を供給できるよう事務を推進し、併せて利用者へのサービス向上に引き続き努められたい。さらに、平成 30 年度決算審査から、経費削減のため、水道メーターの隔月検針の変更を意見しており、水道ビジョンの中にも掲載されたところであるが、これについては計画的に準備が進められてい

る。引き続き実施に向け努められたいとの意見があっていることから、監査委員の意見も継続しているものと判断している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「令和元年に指摘され、水道ビジョンで示されたとのことだが、今回、出したタイミングはどうか。」との質疑に対し、執行部より「令和2年3月に、新たな水道ビジョンとして、令和2年度から令和11年度の長期計画を策定した。

隔月検針は、令和5年度から取り組むとの協議を行ったが、委託契約の途中での変更は無理だと判断した。また、一月の全部を検針しない月、検針する月にするのか、市内を何分割してするのか等、隔月検針にした場合、例えば何月分をいつ請求するとか、そういったいろんな変更内容を、順次、協議を行ってきて、今度の令和6年度がちょうど委託が切り替わるタイミングということで、システム改修の問題や、条例をどう改正すればいいのか等、順次、調査、協議し、今回の上程となった。」との答弁がありました。

次に、委員から「キャッシュフロー計算書でいくと、毎年、期末残高は増えてきている。水道局としては、どれぐらいのキャッシュがあれば、ある程度安心できるのか。」との質疑に対し、執行部より「流動比率において、大体200%以上が望ましいと判断している。類似団体が大体300%ぐらいなので、令和3年度の決算でいくと、流動負債が3億8,500万円であることから大体8億円以上と考えている。」との答弁があり、続けて、委員から「そのとおりである。では、平成30年度に200%あった流動比率がどんどん減ってきているのは、なぜか。」との質疑に対し、執行部より「これは経費がかさんで、流動資産、いわゆる現金が下がってきている。水道料収入が下がることで、現金が入ってこない。収入とする現金が低いのに対し、支出する現金が変わらないことから、当然収益が下がると、流動資産である現金預金もそれに合わせて下がってくるのが普通であると考えている。」との答弁がありました。

次に、委員から「もっと違うところを、抜本的に改善・改革をしていかなければ、この当座比率、流動比率300%とは、到底厳しい数字だと思うが、いかがか。」との質疑に対し、執行部より「これまで平成20年度から順次、委託にしたり、人件費を削減したりしてきている。次に何の削減を持ってくるかも課題だが、今回は、まず、現金での支出を伴う費用の削減を行って、預金、現金を少しでも増やしていきたいといった思いである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「水道ビジョンと実績が乖離しているではないか。そこを反映させるような計画にはしていないのか。」との質疑に対し、執行部より「水道ビジョンは当時の状況をもとに推計したものである。水道ビジョンと実績では、いろいろな努力の差が出て、実績では水道ビジョン以上に頑張ったということである。抜本策は無いのかとのことだが、経費を絞ってきたため、抜本的な何かをと言われれば料金の値上げとなる。これをやりたくないから、なるべく我慢して我慢して、経営の努力で何とか頑張っている。また、計画は、来

年度に検証し、必要があれば計画の改定を考えている。」さらに「水道事業の特性として、いつ何どき、どういう多額の費用がかかるか分からない状況があるため、手元に相応の流動資金を確保しておかなければならない。それに対して様々な努力をやってきたという話をしたが、今、委員からそれでも抜本策を取らざるを得ない状況ではないかとの指摘を受けた。いずれ、この水道料金の見直しということは、市民と共に考えていただかなければならない状況に、もう来ていると思っている。ただ、それに至るまでには、本当に経営努力として、これ以上経営努力はすべてやり尽くしたという状態にしない限り、その話はできない。水道料金の値上げの話は、そんなに簡単にいく話では無く、また時間もかかる可能性があると思っている。そのためにも今回、このタイミングで、どうしても自分たちのやれることをやり尽しておかないと、あまり時間が取れないと思っている。もし従来どおりの形での検針ということになれば、少なくとも、業務委託になるので、数年間は、今の状況を変えられないということになり、計画が後ろ倒しになっていったときに、果たして財務的に耐えられるかどうかと思うところである。」との答弁がありました。

また、委員から「水道料金の値上げと話されたが、検針を隔月にやるということであれば、水道料金はこの先上げないということか。」との質疑に対し、執行部より「経費を削減することによって、料金を上げる時期が遅くなることになるかとも思うが、今後、料金を上げないということに、直接つながるものではない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今回、隔月検針をやらないとするならば、ここ10年で水道局が潰れるか。」との質疑に対し、執行部より「今回、もし隔月方式に変えたとしても、まだまだ本当に必要な水準までは遠い。潰れるか潰れないかと極限まで、ライフラインである水道の業務をぎりぎりにはすることはできない。経費削減の大きなものは、今回、ほぼ出尽くすので、このシミュレーションの数字が今後、自動的に上がっていくとは考えにくい。破綻はしないまでも、安定的な業務を行うためには、いずれどこかで、値上げをせざるを得ない状況は、ある程度避けられないのではないかとの見通しを持っている。」との答弁がありました。

次に、**議案第53号**、及び**議案第54号**については、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、**議案第41号**、及び**議案第42号**について、「行財政改革の中での一つの方法として悪くはないが、令和元年に監査委員から隔月検針に関する指摘を受け、翌年から始めれば、しっかり年月をかけて、検針員さんの生活が脅かされないように、十分、令和6年度には間に合ったのではないか。いきなり隔月検針の方針を出され、検針員さん方が納得されるはずはない。もう少し、執行部には考えていただきたい。」「今回の改正の方向性そのものに対して大きな異論がある訳ではない。しかし、誰かの痛みを伴う改正を行うときは、事前に当事者への十分な説明と痛みを減らすための代替案的なものが、準備されるべきではないか。その点、今回の提示の仕方は、極めて不十分であったと言わざるを得ないと思うので、仕切り直しをしていただきたい。」「私も皆さんと大体考えは同じだが、営業収支比率の

推移に対して、もう少し原因分析が進められるべきではないのか。ここは、しっかり何が原因で、他の類似団体との差が出ているのか分からないのでは、改善策、対策が立て辛いのではないか。」「経費削減のため、または水道料金の値上げの抑制ということで反対するものではないと理解している。令和元年の監査の指摘を受けて以来、経営努力をされてきたことも理解するが、今回の議案内容は、唐突感も否めない。契約自体の切り換えが来年度ということも分かるが、やり方、手法をいろいろ検討する余地があると思うので、このタイミングはいかがなものか。」「今回の隔月検針は、前から経費節減には重要なことだと理解していたが、丁寧な説明が必要だったと思う。次回、出すときに総額だけの提示であれば、業者の企業努力で、検針員さんの人件費確保は可能かもしれないが、その辺の丁寧な説明ができるかどうか不安があり、少し疑問が残る。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 40 号**、**議案第 53 号**、及び**議案第 54 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、**議案第 41 号**については、委員から「年月をかけ、時間をかけ、検針員の方の生活が脅かされることなく、じっくりと準備をかけることが必要である。いきなり半年後に給料は半分になるでは、納得されるはずがない。こういったやり方に、到底納得ができないので、私は反対の意を表明する。」「話を聞くところによると、検針員の方々が誰一人納得されていない。かつ、営業収支比率等の推移を見ても、丁寧な説明とは感じなかった。特に流動比率の下落り方を見ても、いきなり2か月に1回の検針に変えていくのは、時期尚早ではないか。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 41 号**については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 42 号**については、委員から「議案第 41 号と関連するものであり、議案第 41 号に準じて反対である。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 42 号**については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年7月14日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

## 予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 43 号**から**議案第 45 号**の 3 議案です。

6 月 28 日、7 月 11 日に予算決算常任委員会を、7 月 5 日、6 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 43 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、文書広報費の文書広報経費について、執行部より「きくちポータル構築業務委託料 1,210 万円の増額については、きくち防災・行政ナビに新たな機能を追加することにより防災情報機能の強化を図るほか、利用者の利便性の向上や情報発信機能の強化を図るため、新たなアプリの構築を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「新たな機能とはどういうものか。」との質疑に対し、執行部より「区長や自主防災組織から地区の方への情報発信機能の追加、災害発生時に民生委員へ最新の避難行動要支援者名簿を提供する機能などである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「要支援者名簿を閲覧できるようになるということだが、セキュリティは大丈夫なのか。」との質疑に対し、執行部より「名簿を提供するのは民生委員などの市が指定した方のみであり、セキュリティには万全を期したい。」との答弁がありました。

また、委員から「この経費については、なぜ予算決算常任委員会での説明がなかったのか。説明対象の主要事業とならなかった理由は。」との質疑に対し、執行部より「まず主要事業については、実施計画に載っていないものや事業費に 30%以上の増減を生じた事業であることなどの基準によって選定し、その中で予算額、事業内容により特に新規事業を中心として所属部単位でバランスを考慮して、説明対象である特に主要となる事業を選定している。今回の事業はリニューアルだったため選定していない。」との答弁がありました。

また、委員から「この事業はなぜ当初予算で計上されなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「これはデジタル田園都市国家構想交付金の対象事業となっており、この対象事業については、国の申請時期等も勘案して、6 月補正で全事業を上げるということで当初から進めていた。ただし、図書館のシステムと、有害鳥獣の分については年度当初から、至急対応する必要があるため、例外的に当初予算に計上している。」との答弁がありました。

次に、国際交流費の国際交流推進事業について、執行部より「事業費 293 万 7,000 円の増



額については、T SMCの新工場建設などを機に、台湾との交流を推し進めることにより地域活性化につなげる必要があることから、国内関係自治体である京都市、鹿児島県龍郷町、さつま町と連携し、台湾宜蘭市での了解覚書締結を目指すものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「了解覚書締結はいつ頃の予定か。」との質疑に対し、執行部より「年度内を目標としているが、なるべく早く進めていきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「事業の効果について、具体的に。」との質疑に対し、執行部より「若い世代からの人材育成・人材交流、また、地域経済への波及効果を期待するものである。」との答弁がありました。

次に、情報化推進費の電算管理費について、執行部より「自治体情報システム標準化対応作業委託料1,033万2,000円の増額については、デジタル・ガバメント実施計画に盛り込まれ、令和7年度までに進められる、自治体業務システムの標準化・共通化にむけ、住民基本台帳システムや税システムを中心とした総合行政システム、健康管理システム、福祉システムの標準化対応を委託するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「システムの作業的な事務ミスが起きてしまうのはヒューマンエラーである。システムのチェックについては、開発元ではなく、第三者が業務内容を見てヒューマンエラーが出ないようにシステム構築になっているかどうかを判断すべきと思うが、そういう仕組みになっているか。」との質疑に対し、執行部より「現在のところ第三者によるチェックは予定していない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後は第三者のシステム会社によるチェック機能を付けることと、チェックポイントを示した業務のマニュアル化を進めてほしい。」との意見がありました。

次に、一般管理費の物価高騰対応生活者支援交付金事業について、執行部より「物価高騰対応生活者支援交付金補助金9,659万3,000円の増額については、物価高騰の影響を受けた生活者への支援として、L Pガス使用世帯に対する支援を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「給付金の支給方法はどのようにするのか。」との質疑に対し、執行部より「熊本県L Pガス協会が販売店と連携して、申請の受付から支給までを行う。」との答弁がありました。

さらに、委員から「市より事業者に直接支払って、事業者のほうで値引きをするということとはできないのか。」との質疑に対し、執行部より「県から示された事業スキームによる方法となる。」との答弁がありました。

また、委員から「市へ直接ではなく、事業者を通じて行う申請になると、詐欺ではないかと思われる市民も出てくるのではないかと懸念するが、市としてこの事業の周知はどのようにするのか。」との質疑に対し、執行部より「県のスキームではL Pガス協会から広報・周知を行うようになっているが、市としても広報紙への掲載など周知には当然取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

次に、塵芥処理施設費のエコヴィレッジ旭管理経費については、執行部より「議案第 52 号で説明を行った、令和 5 年度エコヴィレッジ旭解体工事の入札により、落札額が確定したことによる 1 億 3,915 万 2,000 円の減額である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「4 億 524 万円の落札額に対し、予算額は 4 億 9,151 万 2,000 円と 9,000 万円程度の差額は何か。」との質疑に対し、執行部より「不測の事態に備えて 20%程度の余力を持たせている。」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の社会福祉総務事業については、執行部より「民生児童委員協議会補助金について、県の健康福祉補助金等交付要項の一部改正に伴い、民生委員・児童委員協議会活動推進費の補助金額が見直されたことにより、本市 6 つの民生委員・児童委員協議会へ追加補助を行うため 24 万円を増額するものである。」との説明がありました。

次に、生活保護総務費の生活保護総務費については、執行部より「医療扶助オンライン資格確認に伴うシステム改修委託料について、現在活用している医療システムのバージョンアップを行うことにより、効率的な作業が可能となり職員の事務負担減につながるものであり 71 万 5,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「他市の導入状況は。」との質疑に対し、執行部より「県内 14 市すべての市で導入を行う予定である。」との答弁がありました。

また、委員から「職員の負担軽減になるといっても、本当に負担軽減になっているのか、意識的に軽減を行っていく必要がある。」との意見がありました。

次に、児童福祉総務費の放課後児童クラブ整備事業については、執行部より「令和 4 年度末に完成した指定管理施設、菊之池小学校区第 2 放課後児童クラブに必要な棚の設置を行っておらず、現在は法人所有の棚を利用しているが、窓の開閉に支障をきたしているため、棚の設置のため 59 万 9,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「確認だが、費用は、設計した業者や施工業者が支払うべきではないのか。」との質疑に対し、執行部より「実施設計の段階で棚を省いており、認識不足であった。」との答弁がありました。

さらに、委員から「令和 5 年 4 月 1 日から放課後児童クラブが始まっていると思うが、5 月の臨時会に予算計上出来たのではないか。設置に時間がかかり、棚が倒れるリスクや、後付けによりコストが高くなることを考えれば早急に対応すべきであった。今後はこのようなことがないように。」との意見がありました。

次に、同じく児童福祉総務費の子ども食堂運営支援事業については、執行部より「市内 4 箇所の子ども食堂の年間開催回数に応じて補助金を交付するため 60 万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「参加人数を確認する必要があると思うが、どう行うのか。」との質疑に対し、執行部より「実績報告時に参加人数の確認を行う。」との答弁がありました。

さらに、委員から「それぞれの子ども食堂の活動内容は。」との質疑に対し、執行部より「市内に4箇所あり、週1回の開催から不定期開催のところがあり、100円の負担で食事の提供を行ったり、レトルト食品や離乳食などの物品配布を行ったりしているところもある。」との答弁がありました。

また、委員から「県が補助を行っていたものを市が補助をするようになったものと思うが、県からの補助金がなくなった場合、市は継続して補助を行うか協議をしているか。」との質疑に対し、執行部より「県からの補助金がある期間は継続することとしている。今後、県の補助が縮小していくことは予測しており、検討・協議を行っている。」との答弁がありました。

次に、同じく児童福祉総務費の使用済み紙おむつ処理補助事業については、執行部より「保育所等で発生した使用済紙オムツについて、衛生上、保育所等で処分することが望ましいという国の方針が出されたことに伴い、保護者と保育士の負担軽減のため、保育所等へ対象児童1人あたり月額300円について補助を行うものであり、260万7,000円を増額するものである。」との説明に対し、質疑を行いました。

委員から「処分する事業者への補助ではないのか。保育所等はオムツだけを分けて処分しているのか。」との質疑に対し、執行部より「オムツとそれ以外を分けて保管しているが、処分する際は一緒に出している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「処分業者は、処分されたオムツの量を把握している。直接処分業者へ処分数を確認し、費用を支払うことが適切ではないのか。」との質疑に対し、執行部より「園長会で意見をまとめ、1人300円と決定した。ご提案の件については、今後の課題として検討を行うが、今年度はこの形で実施したい。」との答弁がありました。

また、委員から「一般財源での継続は財政負担が大きいため、国からの補助の要望も行う必要があると考える。」「伝票の確認や実績報告等において確認を行い、次年度以降は意見を聴きながら実施すること。」との意見がありました。

次に、同じく児童福祉総務費の保育園等施設整備事業については、執行部より「認定こども園菊池幼稚園の園舎建設工事に対して補助を行うもので、令和4年度に完成の予定だったが、入札不落等により事業の進捗率が20%となり、未施工分と物価高騰分について、2億3,684万9,000円を増額するもので、完成は令和5年8月末の予定である。」との説明に対し、質疑を行いました。

委員から「建設工事は、専門性の高いものだと思うが、適正な価格や、安全性等についてのチェックについてはどのように確認しているのか。」との質疑に対し、執行部より「実施者からの報告があり、市で確認後、県へ報告を行っている。市での確認については専門職にも確認が必要と考えている。」との答弁がありました。

次に、同じく児童福祉総務費の保育所管理経費については、執行部より「保育業務支援システム導入委託料について、保育園では情報伝達を紙と電話にて行っているが、保護者のニ

ーズへの対応や、保育記録作成等事務負担軽減のため、保育業務支援システムの導入に、デジタル田園都市国家構想交付金を用いて168万8,000円を増額するものである。」との説明に対し、質疑を行いました。

委員から「具体的にどのようなシステムなのか。」との質疑に対し、執行部より「スマートフォン用アプリで、保護者がダウンロードし打刻することで、登降園時に登園・欠席を職員がパソコンで確認出来るようになり効率化が図れる。」との答弁がありました。

次に、予防費の予防接種事業については、執行部より「新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金について、1名の方に新型コロナワクチン接種による健康被害が認定されたため、75万円を増額するものである。」との説明に対し、質疑を行いました。

委員から「認定にはどの程度期間がかかるのか、今後認定者数は増加すると見込んでいるのか。」との質疑に対し、執行部より「認定には1年以上要している。ワクチン接種者は増加するため、横ばいか増加を見込んでいる。」との答弁がありました。

また、委員から「認定に1年以上要しているため、今後、国等に対し期間の短縮を要望していく必要があるのではないか。」との意見がありました。

次に、農業振興費の強い農業づくり総合支援交付金事業については、執行部より「産地基盤施設の整備や再編等に対し、補助率1/2以内で補助金を交付するもので、今回、県からは、菊池地域農業協同組合の泗水ライスセンター改修事業は不採択、市内農業者の乾燥調製施設新設事業は事業費の増による内示額の増との内示があったため、6億8,619万3,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「泗水ライスセンターの改修は、事業をしなくなったということか。また、乾燥調製施設とはどんなものか。」との質疑に対し、執行部より「国からの採択がなかったということで、事業を取り下げた訳ではない。また、乾燥調製施設とは、穀物を収穫した後に、水分を調整する施設である。」との答弁がありました。

次に、観光費の観光施設整備事業については、執行部より「今年度、市民広場砂利駐車場舗装を行う予定であり、雨天時に神社側からの雨水の流入が多いことから、土木課と協議を行ったところ詳細設計が必要と判断したため、測量設計の委託料として299万8,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「勤労者体育館跡地とその先の部分を含めた一帯を、全部舗装するのか。」との質疑に対し、執行部より「勤労者体育館があったところと、奥の菊池神社の所有地だったところも含めて、駐車場整備を行う。」との答弁がありました。

また、委員から「その場所は、将来的に遺跡発掘等に関連するから、舗装しないという話ではなかったか。」との質疑に対し、執行部より「そういう理由で舗装しなかったが、未だ文化財の指定には時間がかかるとのことであり、苦情等も来ていることから、一度舗装するものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「舗装は、どんなタイプの舗装にするのか。」との質疑に対し、執行部

より「将来、掘り返すこともあるので、あまり厚みがある舗装とか、金額がかかるような舗装は考えていない。今回は、凸凹になってる部分をならす程度と、車を停めるためのラインを入れていきたい。」との答弁がありました。

次に、道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう新設改良事業費については、執行部より「古川伊倉線道路改良事業において、本年度は橋りょうの架け替えを実施するところだが、橋台への取付擁壁の基礎地盤が軟弱であることが判明したことにより、基礎杭を設置する必要が生じたため、工事請負費として5,189万3,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「当初設計するとき、地盤の調査等をせずに行っているのか。」との質疑に対し、執行部より「基本的にボーリング調査は、路線の地盤に変化があるところであったり、見た目の軟弱地盤などところを行っている。今回の場所は、ボーリング調査を行った橋脚や橋台のところのすぐ横の盛土部であったため、そのボーリング調査を行った地盤の数値で計算していたが、掘削してみたところ、軟弱地盤であった。」との答弁がありました。

次に、学校給食費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、執行部より「学校給食食材費補填事業補助金3,052万円の増額については、コロナ禍等において、学校給食用の食材費が高騰する中、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を実施するためのもので、給食センター等に対して1食当たり37円の食材費の補填を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「補助については、保護者に還元されるのか。」との質疑に対し、執行部より「昨年度給食費の値上げを行った3施設については、値上げ部分の還元を計画しており、その還元方法は給食費の最終月を減額して調整する。年額をまとめて払われている方には減額分を学校から返還する。」との答弁がありました。

さらに、委員から「新型コロナの交付金が財源となっているが、今後、この交付金がなくなったらどうするのか。」との質疑に対し、執行部より「給食費については、保護者の負担を原則として考えており、国からの交付金がなくなれば厳しいと考える。」との答弁がありました。

また、委員から「来年度、交付金がなくなって、給食費が突然、月に500円、1,000円アップとならないようにしていただきたい。」との意見がありました。

次に、体育施設費の斑蛇口湖ボート場管理費について、執行部より「工事請負費181万5,000円の増額については、平成30年度に斑蛇口湖の上流部分のボートコース0メートル地点において発生した土砂崩れ箇所の改修工事を国土交通省が実施することに伴い、0メートルから500メートル区間のコースを一時的に撤去するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「ボートコースの撤去の期間はどれくらいか。」との質疑に対し、執行部より「国土交通省の工事が10月から年度内の予定なので、その前の9月には撤去を行いたい。」との

答弁がありました。

次に、体育施設費の体育館管理費について、執行部より「修繕料 154 万円の増額については、菊池広域消防本部の立入検査により不具合が判明したもので、アリーナ内での火災の際、管理室に警報が届かないため修繕を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「立入検査で発覚したということだが、今現在も煙が感知できないという状況なのか。」との質疑に対し、執行部より「今現在、確認できない状況である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「このような緊急度が高いものについては、予備費の充当や専決をしても早く対応しなければいけないと思うので、今後は、早急な対応をお願いしたい。」との意見がありました。

また、委員から「体育館の修繕のような市民生活に直結する予算については、余裕をもって組んでおくべきではないか。」との質疑に対し、執行部より「計画的な予算編成、修繕のやり方というのも必要であるため、今後の予算編成の中で検討したい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 44 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 45 号**については、収益的支出の予定額の補正、及び債務負担行為について、執行部より「水道メーターの隔月検針への変更などに伴い、水道料金システム改修の委託料として 378 万 7,000 円を増額するものである。また、水道事業業務委託は、現契約が令和 5 年度に期間が満了し、令和 6 年度当初から新契約での委託開始が必要であり、期間を令和 6 年度から令和 10 年度とし、限度額を 2 億 5,136 万 1,000 円とする契約準備行為を令和 5 年度中に行うために設定するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今の委託は福岡県の業者だったと思うが、今回、できる限り菊池市内の業者を使う考えはあるのか。」との質疑に対し、執行部より「公募型であるため、応募された方の中で選考していくことから、優先的になるかどうかは分からない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「公募の期間が短くて急だと、地場企業や組合とかの調整が難しいと思うので、できるだけ早く周知を行い、できるだけ地場のところに出していただきたいと思う。早めの周知をお願いしたいが、どうか。」との質疑に対し、執行部より「了解いただけるのであれば、出来るだけ早くプロポーザルの周知をさせていただきたい。」との答弁がありました。

また、委員から「民間委託になって、何年ぐらいになるのか。」との質疑に対し、執行部より「平成 20 年度から行っている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「平成 20 年度から受託会社は変わっていないのか。また、5 年契約ということであれば、1 度は更新という形で、プロポーザル方式で選定が行われたのか。」との質疑に対し、執行部より「平成 20 年度から最初は 3 年間の契約が 2 回続き、その後は 5

年間という形である。契約は、現在の会社が平成 20 年度から継続をしている。公募は、プロポーザルで行い、前回 2 者が応募されている。」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 43 号**については、まず、物価高騰対応生活者支援交付金事業について「1 人住まいの高齢者が交付金の申請を行っていただけるかどうか心配である。高齢者にとってみると、お金の話だとか、口座の話が来ると、詐欺ではないかと思われるかもしれない。執行部にはこの予算の執行率が向上するよう丁寧な対応をお願いしたいということと、市民の方々が不安に思われないように、市民に対する周知と、事業を実施する LP ガス協会並びに、販売店の皆様の丁寧な対応をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、議案第 43 号の補正予算について「3 点の疑問から認めるべきではないというふうを考えている。一つは、予算計上の仕方で、当初予算で上げるべきものを思いつきのようにならしてあることである。2 点目は議会への説明不足で、きくちポータル構築のような計画があれば、議会には事前に周知があってもいいのではないか。3 点目は計画性のなさで、一般質問の答弁では、今の防災アプリが、市民の命と安全を守る一番重要なコンテンツと考えるとのことであった。それを簡単に変えるということは、一貫性のなさを表していると思う。」との意見がありました。

次に、文書広報経費について「デジタル田園都市国家構想交付金を使っただけの今回の計上だが、交付金があるから、このメニューを作るとなっているとこも感じざるをえない。今後、かなりのデジタル関係の交付金があると思うが、交付金を消化していくために計上されていくという懸念もぬぐえないので、必要性をしっかりと協議していただきたい。」との意見がありました。

次に、民生児童委員協議会補助金について「民生児童委員の一人当たりの予算額は少ないのではないかと、複数の地区を担当され、活動も増加し、区長と比べても予算額が少ない。ボランティアだけでは成り立っていかない時期でもあるのかもしれない。」「地区の方が民生児童委員を拒否される等、活動が難しくなっている部分があり、新しい仕組み作りも大切なのではないか。」との意見がありました。

次に、子ども食堂運営支援事業補助金について「今後、県からの補助率が減っていけば、市の一般会計から支出することになる。現在は県の補助率が 100%となっているが、補助率が減少すれば、これは新規の事業となるので、なし崩し的に補助を継続することには注視していく必要がある。」「子どものための事業を行っている事業所がたくさんある中で、補助金の対象となる基準は厳格にしていかななくてはならない。」「子ども食堂の目的についても一度確認し、対象事業所についても精査していかなければならないと思う。」との意見がありました。

次に、使用済み紙おむつ処理補助事業について「今回、国の指針が決まり、私立保育所について補助を行うこととなったが、以前より公立保育所については、税金でおむつの処分を行っている。今後も私立保育所は一部補助、公立保育所は税金で処分を行うことには、不公平を感じる。」「一般会計からの支出であり、全ての近隣自治体が行っていない市の独自の事業だと思う。補助を行っても適切に処理がされているのかのチェックは行っていく必要がある。」との意見がありました。

次に、保育園等施設整備事業について「収容人数も多く、大きな施設なので、運営開始後に不具合等がないよう、専門技術者を入れて検査等を行っていただきたい。」との意見がありました。

次に、提出された各種システム改修について「システムの改修によって、職員の負担の軽減が図られることはよいことだが、軽減されても新たな業務を行い、負担が変わらないようであれば意味がないのではないか。システムの導入等によりどれだけ職員の負担が軽減されたのか、管理職が確認し報告する等の機会を設けてもよいのではないか。」との意見がありました。

次に、**議案第 45 号**については、「給水条例の改正に関して、検針を 2 か月に 1 回とする内容であったため、この予算案にも反対する。」との意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。  
なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員から「**議案第 45 号**について、公募期間を長く、周知を早くといった質疑や答弁があっても関わらず、分科会では全員反対であったが、否決された場合の公募のスケジュールや、懸念事項等の確認があったと思うが、どんな内容だったのか。」との質疑があり、経済建設分科会長より「執行部より、否決されたら廃案になるが、次年度からの契約があることから、改めて 9 月に予算を計上することになるとの説明があったが、質疑や討論は無かった。」との答弁がありました。

また、委員から「債務負担行為を否決した場合、十分な公募期間は確保できるのか。」との質疑があり、経済建設分科会長より「執行部より、次年度からの契約があることから、改めて 9 月に予算計上することになるとの説明があり、特に質疑や討論は無かった。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 44 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。



次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、**議案第 43 号**については、委員より「菊池防災行政ナビに代わる新たなアプリの開発委託料について、反対の理由は、1. 本委員会への主要事業の説明から外していること、2. 議会への説明責任に欠けていること、3. 課題との整合性が無いことである。また、デジタル田園都市国家構想交付金は、事業を行いたいから交付金を申請するのではなく、交付金があるから事業をするといった計画性のない予算を計上しているところがあり、思いつき予算ではなく、計画性のある補正予算を計上すべきと考える。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 43 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 45 号**については、委員より「債務負担行為の中に、水道検針が2か月に1回となる積算の委託料が含まれており、時期尚早だと考え、本予算に反対する。」といった反対討論がありました。

また、委員より「本議案に反対するということは、逆に我々議会が執行部の準備期間を短くすることになり、周知が遅れると、手を挙げていただける事業者の数も制限されることにつながり、執行部、委託事業者ともに必要な準備期間の確保のために賛成する。」といった賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第 45 号**については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年7月15日

予算決算常任委員会 委員長 二ノ文 伸元

# 付 録

令和5年第2回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(6月23日・7月14日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第38号	菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について	原案可決
議案第39号	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第40号	菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第41号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第42号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第43号	令和5年度菊池市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第44号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第45号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案否決
議案第46号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第47号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第48号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第50号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第51号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第52号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第53号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第54号	市道路線の認定について	原案可決